

会 議 録 目 次

令和3年第3回曾於市議会臨時会

会期日程	1
○8月12日(木)	
議事日程第1号	3
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第56号	5
閉 会	17

会 議 録 目 次

令和3年第3回曾於市議会定例会

会期日程	19
○8月27日（金）	
議事日程第1号	21
開 会	24
開 議	24
会議録署名議員の指名	24
会期の決定	24
議長諸般の報告	24
市長の一般行政報告	24
市長の所信表明	25
諮問第1号	26
議案第57号～議案第68号	29
報告第4号～報告第7号	32
認定案第1号～承認案第7号	35
選挙管理委員及び補充員の選挙	39
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	40
散 会	42
○8月30日（月）	
議事日程第2号	43
開 議	45
一般質問	
海野 隆平 議員	45
徳峰 一成 議員	63
迫 杉雄 議員	83
鈴木 栄一 議員	103
散 会	109
○8月31日（火）	
議事日程第3号	111
開 議	113
一般質問	
松ノ下いずみ議員	113

九日 克典 議員	126
今鶴 治信 議員	140
岩水 豊 議員	151
散 会	165

○9月1日(水)

議事日程第4号	167
開 議	169
一般質問	
原田賢一郎 議員	169
宮迫 勝 議員	183
散 会	194

○9月2日(木)

議事日程第5号	195
開 議	198
議案第57号～議案第62号、議案第64号	198
議案第63号	207
議案第67号	207
議案第68号	217
認定案第1号	217
認定案第2号～認定案第4号	241
認定案第5号～認定案第7号、議案第65号、議案第66号	242
陳情第9号	247
散 会	247

○9月10日(金)

議事日程第6号	249
開 議	251
議案第57号～議案第62号、議案第64号	251
議案第63号	257
議案第67号	258
議案第68号	266
発議第6号	267
議案第69号	269
散 会	283

○ 9月30日（木）

議事日程第7号	285
開 議	287
高校跡地利活用調査特別委員会の調査報告	287
認定案第1号	289
認定案第2号～認定案第4号	295
認定案第5号～認定案第7号、議案第65号、議案第66号	298
議案第69号	301
議案第70号、議案第71号	306
議案第72号	319
閉会中の継続審査申出について	331
閉会中の継続調査申出について	331
閉 会	332

会 議 録 目 次

令和3年決算審査特別委員会

決算審査特別委員会設置

○9月2日（木）

審査日程第1号	339
開 会	340
委員長の互選	340
副委員長の互選	341
散 会	341

分科会設置

○9月2日（木）

審査日程第2号	343
開 会	344
日程の決定	344
分科会の設置	344
主査・副主査の選任	344
審査日程及び分科会付託	344
その他	345
散 会	345

○9月22日（水）

審査日程第1号	347
開 会	348
認定案第1号	348
認定案第2号～認定案第4号	365
認定案第5号～認定案第7号、議案第65号、議案第66号	369
閉 会	373

令和3年第3回曾於市議會臨時會

會 期 日 程

令和3年第3回曾於市議會臨時會會期日程

會期 1 日間

月	日	曜	會 議	摘 要
8	12	木	本 會 議	<ul style="list-style-type: none"> ○開會 ○會議錄署名議員の指名 ○會期の決定 ○議案の上程・審議・表決 ○閉會

令和3年第3回曾於市議會臨時會

令和3年8月12日

(第1日目)

令和3年第3回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

令和3年8月12日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第56号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	湊合昌昭	8番	今鶴治信
9番	九日克典	10番	伊地知厚仁	11番	原田賢一郎
12番	山田義盛	13番	大川内富男	14番	渡辺利治
15番	海野隆平	16番	久長登良男	17番	谷口義則
18番	迫杉雄	19番	徳峰一成	20番	土屋健一

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 宮迫勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	中村涼一
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長		橋口真人
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長		平千力
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩
大隅支所長兼地域振興課長		徳留弘	農林振興課長			竹田正博

財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 觀 光 課 長	安 藤 誠
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	岩 元 浩
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

開会 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより、令和3年第3回曾於市議会臨時会を開会いたします。

○議長（土屋健一）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土屋健一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において今鶴治信議員及び九日克典議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日8月12日の1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第56号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議案第56号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第3、議案第56号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、継続費の補正であり、3ページの第1表のとおり、庁舎整備事業について廃止及び追加を定めています。

今回の補正予算は、令和2年度一般会計補正予算（第6号）において、設定した庁舎整備事業の継続費について起債申請を理由として設定を行いましたが、令和2年度年割額の計上が漏れていたため、当該継続費を廃止し、改めて令和3年度を始期とする庁舎整備事業の継続費について追加をお願いするものです。

今回の提案においては、継続費の設定内容に誤りがあったことにつきまして、深くおわびを申し上げます。

以上で、日程第3、議案第56号を説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

市長選挙後の最初の、しかも臨時会を開催することで、こうした提案がなされるということは、非常に今後考えていかなければならないと考えております。

市長も今冒頭に提案の中、おわびいたしまして、謝罪の言及がありましたけども、これはもう当然のことではないかと受け止めており、チェック機関の議会としても、質問の中で申し上げますが、弱かった点も含めて、私自身も含めてやはり教訓にしていかなければいけないと思っております。

質問の第1点でありますけれども、先ほどの全員協議会で担当課長から、今回のこの継続費補正についてはなぜ補正が行ったかということについて認識不足であって、誤りがあったということでの捉え方でございます。誤りがあったから今回、基本的には同じ内容の数字でもっての補正の提案でございます。

その後、同僚議員の一人から、誤りがあったということであるのか、一方で不備があったという理解では、解釈ではどうなのかって、個人的にも私にお話がありましたけども、再度、市長にお聞きいたします。今回のこの提案は、基本的には市としての誤りがあったということでの認識による提案であるのか、あるいは同僚議員の話がありましたけども、不備があったという解釈であるのか、ほかにもあるかもしれませんけども、どのような基本的な認識での提案であるのか、これが確認させていただきたい第1点でございます。

それから、第2点目でございますけども、この全員協議会の参考資料の中でも昨年の議会への提案の中で、この継続事業全体が市役所、末吉の本庁舎の増築に関わる12億3,749万1,000円の、この事業費の振り分けが令和3年度が6億2,520万円、そして令和4年度が5億2,800万円というふうに振り分けてありますけども、結果

論になりますが、市の参考資料の捉え方では令和2年度に1,949万1,000円を計上していたら問題なかったということでの参考資料の提示がありました。

お聞きいたしますが、この1,949万1,000円は緊急防災減災事業として一応計上している予算であるのか。その中身は全額造成費であるのか。確認方々のまず質問でございます。

そして、令和2年度、本年度でありますけれども、これはもう既にどの事業で使っているのか、財源内訳としてあるいは今、今後の令和2年度予算執行になるのか、現状でのこの状況について説明してください。

次に、いずれにいたしましても令和3年度、4年度合わせて12億1,800万円でありますけれども、この12億1,800万円の財源内訳について説明してください。緊急防災減災事業あるいは合併特例債、残りが一般財源になりますけれども、財源内訳を説明してください。

次の質問、緊急防災のこの捉え方で今回議会の再提案となっておりますが、緊急防災の利率、据え置き、償還、そして交付税70%率ありますが、交付税を含めて緊急防災減災事業の借入債の内容について説明してください。

次に、今年の9月ですか、議会提案の段階では、国として緊急防災減災事業は令和2年度までの一応事業であるという国からの説明があったし、また当時議会への説明も当局からありました。その後、現在までこの緊急防災減災事業が令和7年度まで借入債が適用が延長されましたけれども、それはいつの時点で正式には市に通知があったのかですね。いつの時点で正式に通知があったのかについて答弁してください。

以上、5項目ですか、5項目についての質問であります。

○市長（五位塚剛）

今回、庁舎建設の事業で入札をする状況まできておまして、業者に入札の在り方の告示をしたわけですけど、その中で今回の継続費についての捉え方というのが、国から示した内容で問題があるのではないかとということが内部で検討いたしました。

一旦議会で議決をしていただいております議案でありまして、私も長いこと議員しておりましたので、議会の議決事項というのは非常に重いものがあります。そういう状況の中で、このまま入札を執行したほうがいいのかどうか、非常に県のほうとも、また国のほうとも問い合わせた結果、最終的にはやはり今後起債の事業の中で受けられないということになると、市にとってはマイナスでなりますので、このことについてはやはり我々当局の起債の捉え方について認識が不足をしていたという、誤りがあったというふうに思っております。そういう意味で……。

（「不備でなくて誤りで捉えればいいですか」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

誤りで結構です。そういうことで、今回臨時会を開いていただいて、基本的には前回のものは廃止して、新たな形での提案ということでお願いするほうが市民にとってもまたこの事業を進める、また議会も予算を認めていただいておりますので、これが正しい方向だろうという状況の下で、今回提案させていただきました。本当に申し訳ないと思っております。

あとの細かいことについては、財政課長から答弁をさせます。

○財政課長（上鶴明人）

先ほど委員のほうから説明がありました1,949万1,000円の内訳についてでございます。

これにつきましては、造成関係経費でございます。測量設計委託料が149万8,000円、造成工事費が1,799万3,000円の合計1,949万1,000円でございます。執行につきましては、測量につきましては現在終了しております。それから造成工事につきましては、今現在1工区と2工区に分けて現在執行をしているところでございます。

それから、財源内訳としまして12億1,800万円の財源内訳でございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

この1,949万1,000円も緊急防災減災事業債の対象でございます。

それと、12億1,800万円の財源内訳でございますが、これにつきましては令和3年度、令和4年度で計画しておりますが、緊急防災現在事業債を2億8,550万円、合併特例債を8億1,360万円、一般財源を1億1,890万円予定しているところでございます。

続きまして、借入債の内容でございますが、これにつきましては銀行等縁故資金でございます。ですので、期間、そういったものにつきましては、そのときの市の運用で決めておるところでございます。ですから、借入年度としましては10年度、15年度、そのときそのときで額を決めているところでございます。利率にして、申し訳ございません。今、直近の利率を持ってきておりません。

それから、令和2年度から令和7年度までに緊急防災減災事業債が延びた日付ということでございました。これにつきましては、令和3年度の総務省の通知といたしますか、地方債計画がございました。この中で、令和3年度は本来であれば、緊急防災減災事業債というのがゼロもしくはすごく低い金額になる予定のところ、同額がそのまま計上されていたところでございます。これにつきましては、県の市町村課のほうに確認をしたところ、令和7年度まで延びたという話を聞いております。

そのときに、今回の継続費の設定、そういったものにつきましても確認をしたところでございますが、令和3年度から7年度までにつきましては、適債性のある事業であれば起債の申請ができるという回答を得たところでございます。

(「それは何月何日」と言う者あり)

○財政課長(上鶴明人)

それはですね、私のほうで市町村課のほうと連絡またうちの係で連絡をとったのが、令和3年の1月の5日でございます。

以上でございます。

○19番(徳峰一成議員)

関連して2回目、二、三質問をいたします。

市長の認識では、答弁では今回は誤りがあったということでの議会への、ある面では再提案であります。私、個人としては、同僚議員もいろいろ意見があるでしょうけども、やはり誤りというふうに私自身は捉えております。市長答弁にもありましたけども、過去こういった事例はなかったと思うんですね。私も長年の議員経験の中で、ある面では単純なミス、誤り、しかし金額的には10億円を超えるという、こうした大変大事な予算設定が再提案するというのは基本的にないと思っておりますが、過去事例があるんでしょうか。確認がされたら答弁してください。これが質問第1点であります。

それから、第2点目、この参考事例の中で、先ほど申し上げましたように令和2年度1,949万1,000円、造成費を中心として既にこれは予算措置が行われており、そしてその財源も緊急防災を使っているわけですよ。今課長答弁でありましたように、この1,949万1,000円というのは令和2年度予算での予算計上なんですか。令和3年度ですか。

いずれにしても、この1,949万1,000円が設定されていたら、今回のようなことにならなかったわけでありまして、これは何年度に予算化されて現在執行中であるのでしょうか。これが第2点目であります。

第3点目ですね、1回目、先ほどの質問にも関連いたしますが、いずれにしても市のほうで県の市町村課等との昨年の段階での協議の中で、令和2年度分の事業をなぜ1,949万1,000円入れなかったのか。これは結果論になりますけども、私たち第三者、素人から考えても令和2年度の議会において、令和2年度分がゼロ計上で令和3年、4年度継続事業というのが出すこと自体が、今から振り返ればやはりお粗末というか、いうふうに捉えられても致し方ない。

これは、もっと申し上げて、私自身を含めて議会のチェックも弱かったということで、私も自己反省もあるんですけども、いずれにして粗末としかいいようがない

んですが、その点で再度市長なり担当課長の考え方を聞かせてほしいと思います。いずれにしても、こうした金額が大きい大変な事業である。しかし。お粗末としかいいようがないということは、もう二度とあってはならないと思っておりますので、自己反省を含めての質問でありますけども、答弁をしてください。

次の質問であります。この緊急防災減災事業について、末吉本庁舎の増築の中でどの部分を緊急防災に充てる考えであるのか、一応確認方々の質問でございます。これが令和3年度、4年度事業になるからでございます。

2回目の質問は以上でございます。

○市長（五位塚剛）

今までの議会の中で、このような事例があったのかということでありましたが、合併後の状況では多分なかったというふうに認識しております。このことについては、本当に申し訳ないというように思っております。

2年度の事業について、当然私たちも年度内執行を基本的には進めておりますが、全協でも説明はあったと思うんですけど、事業を執行するにあたり、繰り越しをする場合。また継続をする場合、いろんな手法があるわけですけど、そのことについて国とのやり取りの中で、この緊急防災減災事業の延長というこの中で、このことがやはり当局の中でちゃんとうまく、事務上ちゃんと使ってなかったということについて、やはり問題があったのではないかなというふうに思っております。

ただ、今回このことを議会に再度提案することによって、議会の皆さんたちが可決した事業を進められることを前提として、このほうが正しいという認識をいたしました。このことをしないでそのまましたときに、問題が新たにおかしくなったときほど、これほどまた市民や議会に明確をかけることになると思いますので、今回は本当に申し訳ありませんけど、承認をお願いをしたいと思っております。

あとについては、担当課長から再度答弁をさせます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、ただいまありました令和2年度の予算計上かということでございます。1,949万1,000円につきましては、令和2年度の当初予算で計上を行っているところでございます。これにつきましては、現在、執行済みの分、それとまた今現在も執行をしている部分とあるところでございます。

（「緊急防災ですか、財源は」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

財源は、はい。緊急防災減災事業債を活用しております。

それと、令和2年度、この1,949万1,000円をなぜ入れなかったのかということでございます。令和2年度起債の申請をする段階で、起債の適債性、令和3年度、令

和4年度をどうしても緊急防災減災事業債を取り組みたいということで、いろいろ市町村課と協議をしたところでもございました。

先ほどの全協でもありましたが、最後まで、恐らくそれで、継続事業を設定すればそれで起債の申請はできますよということで、そこをそのままにしまして細部の継続費の設定の方法、そういったものまでを市町村課と最後までやり取りをしてなかったために、こういうことが起きたところでもございます。誠にこのことの点については申し訳ございませんでした。

それと、今回増築庁舎にかかる部分、どこに緊急防災減災事業債を適用させるのかということでございましたが、防災センター、それから非常用電源等、そういったものにこの緊急防災減災事業債を充てるという形で考えているところでもございます。

以上です。

(「2階部分ですか」と言う者あり)

○財政課長(上鶴明人)

はい。2階部分でございます。

○議長(土屋健一)

ほかに質疑はありませんか。

○4番(岩水 豊議員)

重複する部分がないように質疑をしたいと思いますが、今回の庁舎整備事業自体は、今回上げられております12億1,800万円で総額と判断していいのか。

それと、執行済みとしては今出た1,949万1,000円は12億円には含まれませんが、1,949万1,000円でいいのかの確認と、それらの今回財源としております緊急防災減災債の交付税措置率が、元利償還金の70%と理解しているつもりであります。間違いはないか、説明を求めます。

また、今回の誤りについて入札執行前に気づかれたという点については、大変評価したいと思います。このまま執行しておいて、この防災債等が活用できないということであれば、財源についても大変な問題が発生すると思われまますので、これについては評価したいと思います。がしかし、昨年9月定例会の補正予算(第6号)に提案された継続費を含む予算自体が誤りであったと理解してよいか、まず1回目伺います。

○財政課長(上鶴明人)

今ありました12億1,800万円と全体を考えていいかということでございました。増築庁舎につきましては、総額で14億9,000万円を考えております。これにつきましては、駐車場整備そういったものも含んでおります。今回の12億1,800万円は増

築庁舎にかかる部分だけの事業費ということになります。

それから2番目、緊急防災減災事業債、これにつきましての交付税算入率70%、これについては間違いないかということでしたが、これについては元利償還金の70%が交付税に算入されるものでございます。

続きまして、継続費の設定についてでございますが、これについては市長のほうからもありましたとおり、今回設定に、令和2年9月の設定自体が誤りであったという形で考えております。

以上でございます。

○4番（岩水 豊議員）

元に戻って考えますと、庁舎整備事業自体、この事業自体は令和2年度からの実質的には継続事業ではないかと思うところではありますが、これが間違いでないかの確認と、始期を3年度から4年度までの継続事業で庁舎整備事業費を上げるとなれば、令和2年度の事業費、この庁舎整備事業と切り離した形になるんじゃないかなというのは感じるんですけど、これは全体の継続した事業としての判断でいいのか。

それと、今回救われることは緊急防災減災債が令和7年度まで延長になったわけですが、もし令和2年度で終了、もしくは先ほど財政課長が言われた少額になった場合、対応ができたのか、できるのか、それも想定といたしますか、考えなければいけないことだと思うんですね。今後のことを踏まえて。その場合、どのような対応になるのか、説明を求めます。

○財政課長（上鶴明人）

先ほど岩水議員からありました令和2年度からの事業としまして、全体事業としましては継続事業ではございます。それについては令和4年度までとなっております。

それから、今回令和7年度まで緊急防災減災事業債が延びたことから、今回、令和3年度においても起債の申請ができるという形になったところでございますが、もしこれが令和2年度までということであると、やはり市町村課からの回答でもありますとおり、設定そのものが誤りであるということであれば、その場合は緊急防災減災事業債が使えたか、使えなかったということでもあります。そこまで市町村課とは協議しておりませんが、感覚としてはやはりそれは使えなかったのではないかなど、自分自身では思っているところでございます。それについては、確かに今回、こういう形で緊急防災減災事業債が令和7年度まで延びたということで、岩水議員が言われたとおりよかったという形で考えているところではございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

今回、令和3年からを始期とする継続事業として2年分、12億1,800万円上がっているわけで、継続費として上がっているわけでありますが、総額が14億9,000万円といたしますと、どうも理解しがたいんですが、これに1,949万1,000円を足してもその額になりません。残りの額というのは、私たちが考えるのは総額が事業費として出て、そのうちの令和2年度、3年度、4年度として継続費で上がって、トータルが14億9,000万円になるのではないかなというような認識があるんですけど、その差額というか、その辺の計上の仕方というのは予算組の中でいいのか、それとどういうふうに差額はなっているかの説明を求めます。

それと、今回起債で緊急防災減災債を3年度、4年度に活用するわけでありますが、これについては県、国との調整は済んでいるのか、確認方説明を求めます。

○財政課長（上鶴明人）

最初にありました14億9,000万円と、12億1,800万円についてでございます。

今回の14億9,000万円といたしますのは、議会のほうにこれまでも説明をさせていただきましたが、駐車場整備、そういったものを含んでおります。それから、用地取得費そういったものも含んでおります。今回12億1,800万円を設定させていただいたのは、まだ執行をしていない部分、それと本体工事にかかる事業分という形で設定をさせていただいたところでございます。

それと、先ほどありました令和3年度と4年度の緊急防災減災事業債の申請についてでございますが、先ほど徳峰議員の中でも、質問の中でもあったんですが、令和3年度に7年度まで延長ということがございました。それにつきまして、市町村課のほうに確認をしたところ、令和3年度から7年度までは期限が延長となったことから、起債の適債性があればそのまま申請ができるという形で回答を得ているところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡辺利治議員）

今回非常に大きな問題となっている重大なことでの提案だと思っております。前代未聞ということでもありますけど、こんだけのことを審議する中で、同僚議員も今2名の方が質問されましたけど、資料そのものがないんですよね。金額は出ているんだけど、これは一旦廃止になって新たに追加という形で来ているわけですから、当然これは資料を提出して慎重審議しなければならない事案だと思っておりますが、何で資料を出していないのか。それを、聞きたいんですけど。

ただ単に、口頭だけで済まされるものではないと思います。だから、さっき二人

が質問しましたように、ことが出るわけなんです。しっかりとした資料を出して新たにこれは出されるわけですから、ちゃんとした資料を添えて提案するべきではないのでしょうか。我々は数字だけです。今のこれでは。

そしてまた市長は、増築される分につきましては前出された図面よりその中で少なく経費をするためには、やはり見直しをする必要もあると徳峰議員の質問の中でもちゃんと答えておりますけど、どこの部分を削ったのか、どこの分をいじったのかそれすら分からない。金額はそのまま来ます。じゃあ、何も見直しをしていないということに解釈されるわけなんですよね。そこら辺りも含めて答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

皆さんたちには、少なくとも曾於市の一般会計補正予算の（第5号）について資料をお渡ししてあります。

中身的には、この継続費の設定の仕方が間違いであったということでおわびを申し上げます。全体の金額が、総額が変わっているわけではありません。今回の、これを認めていただければ、今後入札の状況が始まりますけど、その中で当然ながら見直しができるものについてはまた見直しも含めてしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

一旦廃止したんだから、新たに提案したんでしょう。だから、新たにするんだったらちゃんとした文書を出すべきなんです。

それと、今後見直しをしますといいますけど、どこの部分をどのような形ということは一切示されていないんですよね。金額が一緒というのは分かりますよ。これは、こんだけの事案を出すんだったら、やはりちゃんとした図面を含めて出すべきなんです。数字を。合計の数字だけでは、これはちょっとまずいんじゃないですか。どうなんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には間違いではありません。全体の金額を変えているわけではありません。基本設計を今、お願いをしてありますので、それが出来上がってくれば私たちもそのことについて、当然議論をいたしまして、見直しをできるものについては見直しを考えますけど、全体のその金額の中でどこを見直しするかというのはまだ決めていないわけですので、全体事業費としては当然ながら同じ内容で提案するのが基本だというふうに思っております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

再度繰り返しますけど、やはりこのような重要な案件というのは一旦廃止したんだから、出すべきなんです。何の時間が必要なんです。間違いじゃないと言われますけど、やはり一旦引っ込めてあるんです。再度出すんですから、前出したやつは結局死んだことになっているんです。廃止にしているんでしょう。だから、それを新たに出すんだから、ちゃんと新たに提案をした以上は、添えて出すべきなんです。多分、答えは変わらんでしょうけど、もう3回しかできませんから。

○市長（五位塚剛）

今も申しあげましたように、全体事業を変えるわけではありません。分かっているしやったら、そのように理解していただければありがたいと思います。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第56号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

今の渡辺議員の質疑に対しての答弁で、非常に驚いているところでありますが、基本的には誤りはないとの発言があったところであります。財源として考えられる緊急防災減災債の活用が、極端に言えば運よく令和7年度まで延びたので、庁舎整備については財源的な問題はないところでありますが、令和2年度の補正予算（第6号）で出す場合は、この財源が必要だからということでの緊急、我々とすれば緊急的な提案に受け取っておりました。そのため、財源の取り扱いについての不安、そして一貫して庁舎増設について見直しを訴えている立場といたしまして、反対いたします。

○議長（土屋健一）

賛成の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

今回は、質疑の中で明らかになったように、緊急防災の適用が令和7年度まで延長されたということで、結果的には昨年の段階では市長答弁では誤りであったけども、結果オーライというか、胸をなでおろしたような状況の中、今回改めて一応提案したというのは、私はある面では当然のことです。

私自身の自己反省を含めて、チェックが弱かったということを含めて、これは当然の措置でありまして、基本的には賛成いたします。ただ、内容的にはいろいろ疑問点がありますので、これは9月議会でただしていきたいと思っています。一応賛成です。

○議長（土屋健一）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

反対討論がありましたので、起立によって行います。議案第56号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

ここで、去る6月27日に新たに就任されました中村涼一教育長から発言を求められております。これを許可します。

○教育長（中村涼一）

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、この場をお借りして議員の皆さんに一言御挨拶申し上げます。

まずもって去る6月議会におきまして、私の教育長任命に御同意いただきましたことについて、心から感謝申し上げます。私は、3年前まで学校教育課長として曾於市で4年間勤務させていただきました。今回、御縁がありまして教育長として、

この思い出多い曾於市で再び教育行政に携わらせていただくことになり、とても光榮に感じております。個人的にもかわいい孫のいる曾於市に戻ってこれて、大変ありがたく思っております。

さて、現在、新型コロナウイルスはいまだ終息せず、厳しい状況が続いております。このような状況下ではありますが、まずは子供たちの学びを止めない、このことを最優先に教育の質の確保と充実に努めてまいりたいと思っております。

そのほか、長年の懸案でもあります児童生徒の学力問題、給食センターの整備、G I G Aスクール構想における I C Tの推進など課題は山積しておりますが、その解決に向けて慎重・丁寧・確実にをモットーに、市民に信頼される教育行政を誠心誠意取り組んでいくことをここでお誓い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、課長時代同様御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。いささか簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いたします。（拍手）

○議長（土屋健一）

以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて、令和3年第3回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

令和3年第3回曾於市議會定例会

会期日程

令和3年第3回曾於市議會定例会會期日程

會期35日間

月	日	曜	會 議	摘 要
8	27	金	本 會 議	○開會 ○會議錄署名議員の指名 ○會期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○所信表明・議案等の上程・提案理由の説明 (補正・決算)
	28	土	休 日	
	29	日	休 日	
	30	月	本 會 議	○一般質問
	31	火	本 會 議	○一般質問
9	1	水	本 會 議	○一般質問
	2	木	本 會 議	○議案審議・委員会付託(補正・決算) ○決算審査特別委員会の設置
	3	金	委 員 会	
	4	土	休 日	
	5	日	休 日	
	6	月	委 員 会	
	7	火	委 員 会	
	8	水	委 員 会	
	9	木	委 員 会	
	10	金	本 會 議	○委員会審査報告・審議・表決(補正)
	11	土	休 日	
	12	日	休 日	

月	日	曜	会 議	摘 要
9	13	月	委 員 会	
	14	火	委 員 会	
	15	水	委 員 会	
	16	木	休 会	
	17	金	休 会	
	18	土	休 日	
	19	日	休 日	
	20	月	休 日	敬老の日
	21	火	休 会	
	22	水	委 員 会	決算審査特別委員会
	23	木	休 日	秋分の日
	24	金	休 会	
	25	土	休 日	
	26	日	休 日	
	27	月	休 会	
	28	火	休 会	
	29	水	休 会	
	30	木	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決（決算） ○閉会

令和3年第3回曾於市議會定例会

令和3年8月27日

(第1日目)

令和3年第3回曾於市議会定例会会議録（第1号）

令和3年8月27日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長諸般の報告

第4 市長の一般行政報告

第5 市長の所信表明

第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

（以下12件一括提案）

第7 議案第57号 曾於市過疎地域持続的発展計画の策定について

第8 議案第58号 曾於市過疎地域持続的発展産業開発促進条例の制定について

第9 議案第59号 曾於市工業開発促進条例の一部改正について

第10 議案第60号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について

第11 議案第61号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

第12 議案第62号 曾於市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について

第13 議案第63号 曾於市産業振興審議会条例の一部改正について

第14 議案第64号 曾於市過疎地域産業開発促進条例の廃止について

第15 議案第65号 令和2年度曾於市水道事業剰余金の処分について

第16 議案第66号 令和2年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

第17 議案第67号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について

第18 議案第68号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

（以下4件一括議題）

第19 報告第4号 令和2年度曾於市健全化判断比率の報告について

第20 報告第5号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について

第21 報告第6号 令和2年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について

第22 報告第7号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

(以下7件一括提案)

第23 認定案第1号 令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

第24 認定案第2号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第25 認定案第3号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第26 認定案第4号 令和2年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第27 認定案第5号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第28 認定案第6号 令和2年度曾於市水道事業会計決算の認定について

第29 認定案第7号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

第30 選挙管理委員及び補充員の選挙

第31 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いづみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	渕合昌昭	8番	今鶴治信
9番	九日克典	10番	伊地知厚仁	11番	原田賢一郎
12番	山田義盛	13番	大川内富男	14番	渡辺利治
15番	海野隆平	16番	久長登良男	17番	谷口義則
18番	迫杉雄	19番	徳峰一成	20番	土屋健一

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

7番 宮迫勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(25名)

市長 五位塚剛 教育長 中村涼一
副市長 八木達範 教育委員会総務課長 橋口真人

総務課長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳留弘	農林振興課長	竹田正博
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商工観光課長	安藤誠
企画課長	外山直英	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	朝倉幸一郎
税務課長	山中竜也	建設課長	園田浩美
市民課長	上村亮	水道課長	吉元健治
保健課長	櫻木孝一	会計管理者・会計課長	桐野重仁
介護福祉課長	福重弥	代表監査員	野村行雄
福祉事務所長兼福祉課長	竹下伸一	監査委員事務局長	岩元浩
		農業委員会事務局長	中山純一

開会 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより令和3年第3回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（土屋健一）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土屋健一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、伊地知厚仁議員及び原田賢一郎議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月30日までの35日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、会期は35日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（土屋健一）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第5 市長の所信表明

○議長（土屋健一）

次に、日程第5、市長の所信表明であります。

市長の所信表明を求めます。

○市長（五位塚剛）

所信表明。

第3回曾於市議会定例会が開会されるに当たり、市政運営における私の所信の一端を述べさせていただきます。

7月18日投票の市長選挙におきまして、多くの市民の皆様の御信任を頂き、3期目、そして5代目の曾於市長としての職責を与えていただきました。心より感謝申し上げます。

今後も市民の小さな声を大事にしながら、職員と一丸となり、活気ある元気な曾於市を目指して頑張ってまいります。5年後、10年後の曾於市の未来を見据えて、今回の市長選挙で皆様と約束した公約及び政策の実現を目指してまいります。

人口減少は大きな課題ではありますが、本市の地の利を生かすことで都城市のベッドタウンとしての役割を十分果たせるものと考えておりますので、財部地区、末吉柳迫地区での宅地分譲事業を確実に進めてまいります。さらに、子育てしやすい曾於市へ向けた取組をさらに進めます。

農業分野では、令和2年度において、農業総生産額470億円という実績となりました。中でも、牛肉及び豚肉については、令和元年の全国市町村別産出額において3位の出荷量となっておりますので、後継者育成を含めたさらなる強化に努めてまいります。また、有害鳥獣対策、特にイノシシ対策として農家の皆様の立場に立ちあつて有効な取組を行ってまいります。

ふるさと納税につきましては、毎年順調に推移しておりますので、今後も観光協会など関係機関と連携し、新たな魅力ある特産品の開発に取り組み、さらなる増収に努めてまいります。

市役所本庁・支所再編につきましては、将来の人口減少に対応するため職員を320人まで削減し、合理的かつ効率的な行財政運営を目指します。

末吉本庁舎の増築後には、財部支所及び大隅支所の建て替え工事に着手いたします。また、学校給食センターの新築移転、そして末吉小学校の改築も進めてまいります。そして、財部高校跡地の有効活用は曾於市発展のための大きな要であると考えておりますので、現在、取り組んでおります鹿児島大学の畜産獣医学拠点の誘致を確実に進めてまいります。

いずれにいたしましても、ただいま申し上げました政策につきましては、議員各位をはじめとする市民の皆様の御理解と御協力なくして実現できるものではありません。私は、これからも曾於市長として全身全霊をかけて市政運営に邁進する所存でございますので、皆様方に今後の御理解と御協力をお願い申し上げまして、3期目のスタートに当たっての所信表明とさせていただきます。

○議長（土屋健一）

これで、市長の所信表明を終わります。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について説明をいたします。

現委員である花房親志氏の任期が、令和3年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となります。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

これまで何回か質問しているんですけども、同じ内容になるかもしれませんが、担当課長を中心として質問いたします。

まず、人権擁護委員の法律上の根拠について教えてください。

2点目、人権擁護委員は基本的には市民等の申立てに基づいて行うというか、いわゆる申請の受理主義に基づくものであるのかですね。委員会活動においては問題が生じれば、その委員会等が、あるいは委員の方々が自主的に出かけていって対応するといったやり方もあるようではありますが、人権擁護委員の場合、あくまでも市民等からの申請等に基づいてやるよう、そうした委員会活動であるというふうを受け止めていいのか、これが質問の2点目でございます。

3点目、例えば、当然人権擁護委員の中、仕事、業務の領域の中には子供たちの学校等でのいじめの問題も場合によっては対象となると考えられますが、そのように受け止めていいのかどうか、また過去そういった事例はないのかどうか。

次に、定数が本市の場合何名であって、ただいま提案されている花房氏を含めて、加えたら何名となるのかどうか。

以上でございます。

○市民課長（上村 亮）

それでは、今の御質問にお答えいたします。

まず、議員からありました人権擁護委員の根拠でございますが、こちらにつきましては、人権擁護委員法でございます。

そして、申請につきまして、申請があるのかということでございますが、こちらの協議会につきましては、主に人権の啓発についてという話合いが行われておりまして、個人的に相談が来られる方もいらっしゃると思いますが、その場合には法務局等と担当課とお話をさせていただきながら解決にされているということで聞いています。

あといじめの問題ということでございますけれども、こちらにつきましては、人権擁護委員の方々が学校のほうに行かれまして、普通に人権教室等を開きながら、そしてもしあった場合には、法務局の担当の方等と協議をして解決に図っているということでお聞きしているところでございます。

あと定数でございますけれども、定数につきましては、人権擁護委員定数規程というものがございます。そちらの中に各市町村の人口に応じて定数で決まっております。人口区分のほうで決まっております、曾於市の場合が9人となっているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ちょっと答弁漏れがありますので、それを含めて質問いたします。

人権擁護委員は、答弁によりますと自分のほうから学校等にも出かけていくという、いわゆる積極主義的な活動もあるようでございますが、質問であります、1年間に何回ほど出会して取り組んでおられるのか、何回ほどですね、これは質問の1点。

それから2点目は、定数は9名でありますけれども、これは9名を定数と、これは上限とするという課長、解釈でいいですよ。ですから、曾於市の場合は提案されている花房氏を含めて何名であるのか、これが2点目であります。

そして、前後いたします質問の3点目は、年間の出会を含めた活動の日数と内容ですね、当然文書として残されていると思います。それを簡潔に答えていただきたいと思います。

以上です。

○市民課長（上村 亮）

お答えいたします。

活動ということでございますが、令和2年度の活動実績で報告をさせていただきたいと思っております。

コロナの状況で例年と比較しますと、少し少なくなっておりますでございますけれども、まず、人権の花運動、こちらのほうを4校、そして特設人権相談、こちらのほうが例年ですと12回ほど開いておりますが、令和2年度につきましては、3回ということでございます。

そして、小学校に入ります前の子供たちによる人権に関しての塗り絵の展示ということ、そしてあと人権教室を4校、そして会議・研修会等につきましては、ほぼ書面会議であったところでございます。それも含めまして年間お一人当たり7回ほどの活動をしていただいているところでございます。

あと曾於市の定数でございますけれども、花房氏を含めまして9名なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

ここで意見調整のため、しばらく休憩いたします。議員の皆さんは議員控室にお集まり願います。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時14分

再開 午前10時20分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議題となっております諮問第1号について採決いたします。

お諮りいたします。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任である旨、答申することに決しました。

-
- 日程第7 議案第57号 曾於市過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第8 議案第58号 曾於市過疎地域持続的発展産業開発促進条例の制定について
日程第9 議案第59号 曾於市工業開発促進条例の一部改正について
日程第10 議案第60号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について
日程第11 議案第61号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第62号 曾於市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について
日程第13 議案第63号 曾於市産業振興審議会条例の一部改正について
日程第14 議案第64号 曾於市過疎地域産業開発促進条例の廃止について
日程第15 議案第65号 令和2年度曾於市水道事業剰余金の処分について
日程第16 議案第66号 令和2年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について
日程第17 議案第67号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について
日程第18 議案第68号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第7、議案第57号、曾於市過疎地域持続的発展計画の策定についてから日程第18、議案第68号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの以上12件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第7、議案第57号から日程第18、議案第68号まで一括して説明をいたします。

日程第7、議案第57号、曾於市過疎地域持続的発展計画の策定について説明をいたします。

本計画は、令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市計画であります。

本市におきましては、これまでも令和2年度末で期限を迎えた過疎地域自立促進特別措置法に基づき、地域活力の向上、生産機能及び生活環境の整備等について、総合的かつ計画的な諸施策を実施してまいりました。

今回、新法が成立したことに伴い、過疎地域における持続的可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を目指し、引き続き総合的かつ計画的な諸施策を実施するため、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画する期間とする、新たな曾於市過疎地域持続的発展計画を策定するため、提案するものです。

次に、日程第8、議案第58号、曾於市過疎地域持続的発展産業開発促進条例の制定について説明をいたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法第8条に基づく、過疎地域持続的発展市町村計画において振興すべき業種の用に供する設備の取得等に対する固定資産税の課税免除を行うことに関し、必要な事項を定めるため、提案するものです。

次に、日程第9、議案第59号、曾於市工業開発促進条例の一部改正について説明をいたします。

曾於市過疎地域産業開発促進条例の廃止及び曾於市過疎地域持続的発展産業開発促進条例の制定に伴い、関連する規定を改正するため、提案するものです。

次に、日程第10、議案第60号、曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について説明をいたします。

大隅坂元地区及び大隅南地区の定住促進住宅用地について、地域や購入希望者からの要望を考慮し、区画の制限を緩和することで販売を促進するため、提案するものです。

次に、日程第11、議案第61号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について説明をいたします。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が改正されたことに伴い、関連する規定を改正するため、提案をするものです。

次に、日程第12、議案第62号、曾於市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について説明をいたします。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、基金名称及び引用する法律を改正するため、提案するものです。

次に、日程第13、議案第63号、曾於市産業振興審議会条例の一部改正について説

明をいたします。

「曾於農業共済組合」が「鹿児島県農業共済組合曾於支所」に名称変更されたことに伴い、審議会構成委員の規定を改正するため、提案をするものです。

次に、日程第14、議案第64号、曾於市過疎地域産業開発促進条例の廃止について説明をいたします。

過疎地域自立促進特別措置法が限時法により失効したことに伴い、この法律に基づき、固定資産税の課税免除の対象となる業種及び設備並びに期間を定める当該条例を廃止するため、提案するものです。

次に、日程第15、議案第65号、令和2年度曾於市水道事業剰余金の処分について説明をいたします。

令和2年度曾於市水道事業会計決算に伴い、当年度未処分利益剰余金が1億757万6,072円となり、当該剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により翌年度繰越利益剰余金として処分するため、提案をするものです。

次に、日程第16、議案第66号、令和2年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について説明をいたします。

令和2年度曾於市公共下水道事業会計決算に伴い、当年度未処分利益剰余金が4,510万9,369円となり、当該剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により翌年度繰越利益剰余金として処分するため、提案するものです。

次に、日程第17、議案第67号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に9億45万4,000円を追加し、総額を282億5,329万7,000円とするものです。

第2条は、継続費の補正であり、6ページの第2表のとおり、岩川小学校改築事業について、総額と年割額を変更しております。

第3条は、債務負担行為の補正であり、7ページの第3表のとおり、学校給食センター基本実施設計業務委託について限度額を追加しております。

第4条は、地方債の補正で、8ページの第4表のとおり、道路改良整備事業ほか4件について限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を、配付いたしました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明をいたしますと、国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金の過年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を8,931万5,000円、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を7,625万

8,000円それぞれ追加するものが主なものです。

県支出金は、災害復旧費県補助金の現年発生農業用施設災害復旧費補助金6,923万円を追加するものが主なものであります。

繰入金は、条例改正に伴い、過疎地域自立促進特別事業基金を1億円減額し、過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金を1億円追加するものが主なものです。

繰越金は、前年度繰越金を5億1,377万7,000円、市債は、災害復旧債の現年発生農業用施設災害復旧費を4,570万円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、財政調整基金へ積立金の追加により、総務基金管理費を3億6,740万6,000円、商品券交付金等の追加により、経済対策配布型商品券事業第3弾を1億3,307万8,000円、梅雨前線豪雨による災害発生による現年発生農地・農業用施設災害復旧費を1億3,485万4,000円それぞれ追加するものが主なものです。

なお、農林水産業費の農業費の補助金65万2,000円につきましては、国から交付を受けるべき産地交付金を事務的な間違いにより交付されなかったため、今回、農業再生協議会へ交付し、配分するもので、事務的な間違いがありましたことには陳謝するものであります。

次に、日程第18、議案第68号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に5万2,000円を追加し、予定額を5億6,545万9,000円とするものです。

第3条は、予算第4条に定めた資本的支出の補正であり、資本的支出の既決予定額に110万円を追加し、予定額を3億6,184万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明しますので、6ページをお開きください。

今回の補正予算は、収益的支出については、配水及び給水費を、資本的支出については、固定資産購入費をそれぞれ追加するものが主なものです。

以上で、日程第7、議案第57号から日程第18、議案第68号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

-
- 日程第19 報告第4号 令和2年度曾於市健全化判断比率の報告について
日程第20 報告第5号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について
日程第21 報告第6号 令和2年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について
日程第22 報告第7号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告に

ついて

○議長（土屋健一）

次に、日程第19、報告第4号、令和2年度曾於市健全化判断比率の報告についてから日程第22、報告第7号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告についてまでの以上4件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第19、報告第4号から日程第22、報告第7号まで一括して説明をいたします。

日程第19、報告第4号、令和2年度曾於市健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告をいたします。

まず、普通会計の赤字割合を示す実質赤字比率であります。実質収支額が5億6,377万7,000円の黒字であることから、数値はありません。

次に、普通会計に特別会計、公営企業会計を加えた連結実質赤字比率であります。全ての会計で黒字決算となっていることから、数値はありません。

次に、収入に対する地方債の返済額を示す実質公債費比率であります。本市の比率は7.2%となっており、早期健全化基準である25%を下回っております。

次に、特別会計や一部事務組合を含めた地方債等の将来負担割合を示す将来負担比率であります。将来負担額がマイナスとなっていることから、数値はありません。

本市では、財政4指標のいずれも基準以下となりました。なお、指標の計算方法については、令和2年度曾於市一般会計主要施策の成果110ページから113ページに記載のとおりであります。

次に、日程第20、報告第5号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告をいたします。

令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計の資金不足比率についてであります。実質収支額が214万7,000円の黒字であることから、資金不足比率の数値はありません。

次に、日程第21、報告第6号、令和2年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告をするもので、流動資産の部が13億4,635万3,000円、流動負債の部が1億3,004万7,000円で、剰余金12億1,630万6,000円となり、資金不足比率の数値はありません。

次に、日程第22、報告第7号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するもので、流動資産の部が4,769万4,000円、流動負債の部が3,647万4,000円で、剰余金1,122万円となり、資金不足比率の数値はありません。

以上で、日程第19、報告第4号から日程第22、報告第7号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

財政課長になろうかと思えます。1点だけ質問いたします。

毎回、指摘かたがた質問しているんですが、報告第4号から7号までの特別会計を含めた、いわゆる資金不足比率というのが、実態聞くから見て、あまりにも標準比率が高過ぎるといふか、いうことで、当然のことながら曾於市の場合も該当いたしません。

質問の第1点であります。報告4号、健全化比率の報告について、例えば、実質公債費比率が本市の場合は7.2%であります。これに対して早期健全化基準が25%、あるいは財政再生基準が35%となっております。

これは異常な値であって、公債費比率が10%を超えても、黄色信号から赤信号点減だと個人的には言えると思うんですけども、課長にお聞きします。全国約2,000市町村がありますけども、健全化基準の25%とか、あるいは財政再生の基準の30%を超えている自治体が幾つありますか。もし把握していたら、つかんでおられたら、報告しておきたいと思えます。

もちろん鹿児島県にはないし、あまりにも実態がかけ離れたのを毎回、いわば時間をかけて議会で審議するというのが意味があるかという疑問点もありますので、そういった立場からの質問であります。把握していたら答弁してください。

○財政課長（上鶴明人）

今、議員からありました健全化判断比率の実質公債費比率でございます。曾於市の場合は7.2%ですが、令和2年度の決算につきましては、まだ総務省のほうで公表がされておられません。令和元年度のデータでいきますと、全国1,788団体のうち、財政再生団体は北海道の夕張市1団体のみとなっております。元年度の実質公債費比率が69.9%となっております。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

あとはいりません。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告4件については、以上で終わります。

-
- 日程第23 認定案第1号 令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第24 認定案第2号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25 認定案第3号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26 認定案第4号 令和2年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27 認定案第5号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28 認定案第6号 令和2年度曾於市水道事業会計決算の認定について
日程第29 認定案第7号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

○議長（土屋健一）

次に、日程第23、認定案第1号、令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第29、認定案第7号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定についてまでの以上7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第23、認定案第1号から日程第29、認定案第7号まで一括して説明をいたします。

日程第23、認定案第1号、令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

本市の令和2年度当初予算編成は、「市民にやさしい市政運営」「人と自然を生かした活気ある地域づくり」「教育・文化を促進し、心豊かなまちづくり」「人口増を目指し、地域活性化の推進」「農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくり」

の5つを基本方針として、少子高齢化対策や保健予防及び健康づくりの推進、住みよい安全安心なまちづくり、農業や商工業の産業振興、観光施設の整備、市道や公営住宅等の社会生活基盤の整備、教育の振興や充実に重点的に取り組みました。

また、本市の主要な財源である普通交付税の合併算定替えによる特例交付について、平成28年度から段階的に縮減されたことから、徹底した事務的経費の削減を図りながら、限られた財源を効果的に活用し、執行したところであります。

決算の概要は、歳入総額342億1,775万4,000円、歳出総額332億4,592万9,000円で、歳入歳出差引き額は9億7,182万5,000円となりました。歳入歳出差引き額から令和3年度へ繰越しすべき財源4億804万8,000円を差し引いた実質収支は5億6,377万7,000円となり、同額は令和3年度へ繰越金となりました。

歳入決算額の主なものは、地方交付税87億9,187万9,000円、国庫支出金78億6,324万9,000円、市債40億7,750万円、市税33億7,151万7,000円、繰入金26億7,364万4,000円です。

歳出決算額の主なものは、民生費76億1,566万円、総務費66億1,645万円、商工費38億3,237万2,000円、公債費31億8,839万4,000円、教育費29億4,200万6,000円です。

財政分析については、平成30年度からの3か年の決算総額、財政指数及び財政健全化判断比率、基金残高および市債残高の推移を含めて報告いたしております。

次に、日程第24、認定案第2号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

国民健康保険制度は、長期的な安定運営を確保していくため、逐次、法の改正が行われ、国保財政の健全化を図りつつ、現在に至っております。

現在、30年度からは、都道府県も保険者となり、財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担い、市町村と共同で運営しております。

本市においては、加入者の高齢化等を背景に、依然として医療費は増加傾向にあるため、健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の予防・重症化予防を目的に、特定健康診査及び特定保健指導事業等を実施しています。

また、受診率向上の一環で、特定健診とがん検診を組み合わせたミニドックや、健康意識や啓発のため、30歳から39歳までの早期介入健康診査・保健指導を実施いたしました。特に、生活習慣病による合併症等のリスクの高い方には、医療費適正化及び重症化予防のため、特定健診後の個別支援や継続的な訪問指導、医療機関との連携による糖尿病性腎症や慢性腎臓病対策を取り組みました。

しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止で健診時期を遅らせたことや受診控えが見られ、受診者数の減少が見られました。

決算の概要は、歳入総額56億6,700万7,000円、歳出総額55億6,747万8,000円で、

歳入歳出差引き額は9,952万9,000円となりました。

しかし、単年度における実質的な収支は、前年度繰越金1億1,767万2,000円及び法定外繰入金1億6,900万円、基金繰入金5,000万円を差し引くと、2億3,714万3,000円の赤字となったところです。

次に、日程第25、認定案第3号、令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとの後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の制定や医療費の支払い等を行っています。市町村は、所得割と均等割を基に、被保険者の一人一人に賦課された保険料の収納と保険証交付等の窓口業務を行っています。

決算の概要は、歳入総額6億867万4,000円、歳出総額6億713万6,000円で、歳入歳出差引き額は153万8,000円となりました。この繰越額については、出納整理期間中の令和2年度分の保険料であり、令和3年度会計で広域連合に納付するものです。

次に、日程第26、認定案第4号、令和2年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

我が国では、少子高齢化が急激に進み、2025年には団塊の世代全てが75歳を超えることが予想され、日本社会は超高齢社会の中で認知症高齢者など要介護者の増加に向き合うこととなります。

曾於市においても、65歳以上の高齢化率は既に40%を超え、介護予防に向けた地域包括ケアシステムの構築が課題となっており、曾於市独自の多様なサービス、総合事業の取組の推進を行いました。

決算の概要は、歳入総額56億9,899万3,000円、歳出総額が56億2,750万2,000円となり、歳入歳出差引き額は7,149万1,000円となり、令和3年度へ繰越金となります。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう努めながら、健全財政に取り組んでまいります。

次に、日程第27、認定案第5号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

事業導入から19年目となる令和2年度は、設置した浄化槽の維持管理、法定検査の実施、使用料の徴収、浄化槽設置工事に係る入札執行及び現場指導監督に取り組みました。令和2年度は、設置基数50基の目標を立て推進したところ、5人槽21基、7人槽1基の計22基を設置いたしました。

決算の概要は、歳入総額8,532万円、歳出総額は8,317万3,000円で、歳入歳出差引き額は214万7,000円となりました。

次に、日程第28、認定案第6号、令和2年度曾於市水道事業会計決算の認定につ

いて説明をいたします。

水道事業は、住民の健康で豊かな生活を支えるため、本来の事業目的であります市民への清浄で安定した飲料水の供給に努めるとともに、衛生の向上と生活環境の整備、充実を図るものであります。

令和2年度の給水戸数は1万4,636戸となっております。また、収益に影響がある有収率は89.3%、給水家庭における一月当たりの平均使用量は19.1 m^3 、使用料は消費税抜きで平均で2,601円となりました。

工事等につきましては、上馬場地区配水管布設替え工事ほか9件の建設改良工事を実施し、安定した水の供給確保を図っております。

それでは、決算の概要について説明をいたします。

初めに、収益的収入及び支出について説明をいたします。

収入合計は、消費税抜きで5億5,249万8,773円で、主なものは水道使用料の4億6,765万8,220円で、収入総額の約85%となっております。

支出合計は5億4,760万34円で、当年度純利益は489万8,739円となりました。

次に、資本的支出について説明をいたします。

支出においては、総額2億1,348万1,954円となり、その内訳は、建設改良費1億1,974万2,300円及び企業債元金償還金分は9,373万9,654円となっております。消費税を含めまして、資本的支出に不足する額は2億1,348万1,954円は、内部留保資金等で補填しております。

次に、日程第29、認定案第7号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について説明をいたします。

公共下水道は、生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施策であります。

本市では、平成9年度より事業を開始しており、24年が経過しております。令和2年度事業では、下水道浄化センター敷地内に汚泥脱水施設を整備し、汚水処理の効率化が図られます。

令和2年度の接続戸数は1,738戸、接続率は70.8%となっております。また、収益に影響がある有収率は94.1%、1戸一月当たりの平均有収水量は17.1 m^3 、下水道使用料は消費税抜きで平均で2,039円となりました。

それでは、決算の概要について説明をいたします。

初めに、収益的収入及び支出について説明をいたします。

収入合計は消費税抜きで2億3,564万3,468円で、そのうち下水道使用料は4,336万4,910円、収入総額の約18%となっております。

支出の合計は1億9,053万4,099円で、当年度純利益は4,510万9,369円となりまし

た。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。

収入においては、総額 2 億 2,415 万 4,380 円となり、その内訳は、企業債が 1 億 850 万円、受益者負担金が 451 万 380 円、補助金が 1 億 1,114 万 4,000 円となっております。

支出においては、総額 3 億 1,380 万 1,672 円となり、その内訳は、建設改良費 2 億 804 万 14 円、企業債元金償還金分 1 億 576 万 1,658 円となっております。消費税を含めまして、資本的収入が資本的支出に不足する額は、8,964 万 7,292 円は内部留保資金等で補填しております。

以上で、日程第 23、認定案第 1 号から日程第 29、認定案第 7 号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

日程第 30 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（土屋健一）

次に、日程第 30、選挙管理委員及び補充員の選挙を議題といたします。

本件は、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により、選挙管理委員及び補充員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

まず、選挙管理委員には、澤律雄さん、狩長泰博さん、富岡廣男さん、水枝谷孝志さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、澤律雄さん、狩長

泰博さん、富岡廣男さん、水枝谷孝志さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員を指名いたします。

補充員は、順位をつけて指名いたします。

補充員には、第1順位、神宮司寛さん、第2順位、柳田敏美さん、第3順位、榮徳栄一郎さん、第4順位、高岡亮蔵さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、第1順位、神宮司寛さん、第2順位、柳田敏美さん、第3順位、榮徳栄一郎さん、第4順位、高岡亮蔵さん、以上の方が補充員に当選されました。

日程第31 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（土屋健一）

次に、日程第31、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の

規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（土屋健一）

ただいまの出席議員数は18人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山田義盛議員及び大川内富男議員を指名いたします。

候補者名簿を配付します。

(候補者名簿配付)

○議長（土屋健一）

候補者名簿の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（土屋健一）

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（土屋健一）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番。

(投票)

○議長（土屋健一）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

山田議員及び大川内議員の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（土屋健一）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票2票です。有効投票のうち、川越信男君9票、畑中香子君7票、以上のおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、8月30日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時14分

令和3年第3回曾於市議會定例会

令和3年8月30日

(第2日目)

令和3年第3回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和3年8月30日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

- 通告第1 海野 隆平 議員
- 通告第2 徳峰 一成 議員
- 通告第3 迫 杉雄 議員
- 通告第4 鈴木 栄一 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 重 久 昌 樹 | 2番 松ノ下 いずみ | 3番 鈴 木 栄 一 |
| 4番 岩 水 豊 | 5番 湊 合 昌 昭 | 8番 今 鶴 治 信 |
| 9番 九 日 克 典 | 10番 伊地知 厚 仁 | 11番 原 田 賢一郎 |
| 12番 山 田 義 盛 | 13番 大川内 富 男 | 14番 渡 辺 利 治 |
| 15番 海 野 隆 平 | 16番 久 長 登良男 | 17番 谷 口 義 則 |
| 18番 迫 杉 雄 | 19番 徳 峰 一 成 | 20番 土 屋 健 一 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 7番 宮 迫 勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 鶴 田 洋 一 総務係長 梅 木 康
主任 富 田 洋 一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長 五位塚 剛 教 育 長 中 村 涼 一
副 市 長 八 木 達 範 教育委員会総務課長 橋 口 真 人
副 市 長 大休寺 拓 夫 学 校 教 育 課 長 平 千 力
総 務 課 長 今 村 浩 次 社 会 教 育 課 長 内 山 和 浩
大隅支所長兼地域振興課長 徳 留 弘 農 林 振 興 課 長 竹 田 正 博

財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 觀 光 課 長	安 藤 誠
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	岩 元 浩
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第1、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○15番（海野隆平議員）

おはようございます。

本日、大きくは3項目について質問いたします。明快な答弁を求めたいと存じます。

まず、新型コロナワクチンの接種状況と今後の対応について質問いたします。

中国の武漢で発生した新型コロナが国内で最初に確認されたのは昨年1月15日で、発生から約1年8か月が経過いたしております。いまだに終息の兆しさえ見られず、英国版アルファ型から感染力の強いインド型、デルタ型に変異した変異株はオリンピックの開催やお盆休みと重なり、大きな人流とともに全国的に感染者が増加したしております。

医療現場では重症者の増加とともに病床は逼迫いたしており、医療現場、保健所、サポートチームと厳しい状況になりつつあります。県内においても感染力の強いデルタ株が確認されており、感染者は増加の一途をたどっており、大変、懸念するところであります。

ワクチン接種については、個別接種、集団接種と進んでおりますが、64歳以下の接種が進んでおらず、特に最近では20代や30代の若い層の感染者が増えており、早い対応を望むところであります。

そこで質問の第1点であります。感染力の強いデルタ株により第5波の到来が懸念されており、お盆以降、県内でも新規感染者が増加いたしております。このような危機的状況をどのように理解されているのか、まずお聞きしたいと存じます。

次に2点目の質問であります。曾於市内においてもお盆を契機に感染者が増加いたしております。男女別、年齢別、都城市で確認された方など、具体的にお示し

いただきたいと存じます。また、感染者の症状と経過についてはどうであったのか、重ねてお聞きいたします。

3点目の質問であります、ワクチン接種の状況についてであります、集団接種と個別接種による接種者数と接種率についてお聞きしたいと存じます。

次に、熱海市の土石流災害と市内盛り土の実態について質問いたします。

7月3日午前10時半頃、静岡県熱海市で盛り土幅100mにわたる大規模崩落により土石流が発生。130棟の家屋が押し流され、多くの尊い人命が失われております。心から御冥福を祈るとともに一日も早い原因究明と復旧を願うところであります。

鹿児島県は他県に比べて土砂災害等が突出しているとされております。その要因といたしまして、年間雨量の多さと梅雨時の長雨、台風、シラス台地といった地域の特性が挙げられます。

曾於市内におきましても、シラス台地による軟弱地盤や長雨、台風、線状降水帯による集中的なゲリラ雨による自然災害等が増えております。盛り土による砂防指定地や宅地化などを目的に造成された盛り土造成地、森林伐採による太陽光発電など危険を伴う造成地が増えております。

そこで、質問の第1点であります、曾於市内の盛り土は何か所あるのか、旧町ごとにお示しいただきたいと存じます。また、大きな盛り土はどこになるか、併せてお聞きいたします。

2点目の質問であります、盛り土の実態について、どのような形態の盛り土になるのか、古いものでいつ頃設置された盛り土になるのか、お聞きいたします。

3点目の質問であります、長雨等による危険箇所はないのか、山間上部の建設残土による盛り土の崩れ点検はされているのか、お聞きしたいと存じます。

次に、3項目めの学校教育における基本方針と考え方について質問いたします。

令和3年度版の曾於市教育行政要覧が出されました。これによりますと、実施期間は令和2年度から令和6年度となっております。現在、曾於市の教育はこの大綱を指針としながら教育の実施がなされております。

しかしながら、教育は普遍であり、急激な教育環境の変化の中で教育施策の方向性を変えなければならない柔軟な姿勢も問われております。曾於市内の教育においても、いじめ、不登校の問題、子供たちの学力向上の問題、ICT教育の推進など数多くの問題が山積いたしております。避けて通れない問題であります。

そこで、質問の第1点であります、学校教育における方向性であります、どこに重点を置きながら学校教育を進めていかれるか、お聞きしたいと存じます。

2点目の質問であります、全国学力調査や鹿児島学習定着度調査など各種学力検査等による検査結果と学力向上についてお聞きしたいと存じます。

3点目の質問であります。電子黒板や小中高生へのタブレットの配備によりICT化が進んでおります。ICT教育の充実と推進についての考え方についてお示しいただきたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、海野議員の一般質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と2については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の3については、教育長に後から答弁をさせます。

1、新型コロナワクチンの接種状況と今後の対応についての①、危機的状況をどのように理解しているかについてお答えをいたします。

鹿児島県の1日の新規感染者は8月10日に初めて100人を超え、8月13日には鹿児島県独自の緊急事態宣言を発令しました。8月17日には政府において本県に対しても8月20日から9月12日までまん延防止等重点措置を適用することは決定されたところです。

しかしながら、県内では、連日100人を超える新規感染者が続いており、爆発的感染拡大に歯止めがかからず、医療提供体制が逼迫してきており、今が瀬戸際になりつつあると理解しております。

1の②曾於市内の感染者の状況についてお答えをいたします。

曾於市内では、昨年11月5日に1例目を確認して以来、8月25日までに70例の感染者を確認しています。

男女別では、男性38人、女性32人です。年齢別では10歳未満4人、10歳代4人、20歳代6人、30歳代12人、40歳代6人、50歳代14人、60歳代15人、70歳代5人、80歳代4人です。

発表元別では、鹿児島県発表が63人、宮崎県発表が7人です。

感染者の症状は、PCR検査時に自覚症状があった方は57人、なかった方は13人です。

経過については、鹿児島県のホームページで確認したところ、感染確認後、医療機関または宿泊施設に入院、入所された方はおおむね2週間から4週間程度で退院、退所されています。

1の③集団接種等、個別接種による接種者数と接種率についてお答えをいたします。

8月25日辞典での接種者数は集団接種による1回目接種は2,594人、2回目接種は2,625人、個別接種による1回目接種は1万9,505人、2回目接種は1万6,965人です。合計で1回目接種2万2,099人、2回目接種は1万9,590人となっています。

ます。

全市民のうち1回目の接種を終了した方は64.3%、2回目の接種まで終了した方は57%となっています。

2、静岡県熱海市の土石流災害と市内盛り土の実態についての①曾於市内の盛り土の実態についてお答えいたします。

曾於市内の盛り土実態調査については、現在、国交省により盛り土による災害防止のための総点検について令和3年8月11日付で依頼があったところです。

内容といたしましては、静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、各種法令に基づき盛り土の可能性があるところのデータ作成を国及び県が抽出作業を進めているところです。よって、箇所数はまだ分からないところであります。

また、大規模盛り土造成については、国交省が変動予測調査等を実施し、曾於市においても大規模盛り土マップをホームページで公開しております。大規模盛り土造成地が身近に存在することを知らせていただき、住民の防災意識を高め、災害の未然防止や被害の軽減につなげていただくことを目的としております。

大規模盛り土マップによりますと、財部町が7か所、大隅町が6か所、末吉町13か所の合計26か所となっております。

2の②どのような形態の盛り土になるのか、古い盛り土がいつ頃の設置かについてお答えいたします。

大規模盛り土造成地に関しましては、谷埋め型と腹付け型盛り土に分類されます。谷埋め型盛り土とは、文字どおり谷部分を埋立造成する方法です。腹付け型盛り土とは傾斜地に盛り土をする場合で、盛り土の末端にのり面や擁壁などが築造されません。

時期については、国や県による調査が終わっていないので、不明ですが、結果についてはおおよその時期しか分からないと推測されるところです。

2の③長雨等による危険箇所はないのか。山間部の建設残土による盛り土の崩れ、点検はされているのかについて、お答えをいたします。

曾於市においては、土砂災害危険箇所として、581か所を指定されています。その中で、現在分かっている大規模盛り土造成地と重なる部分の1か所の点検を8月10日に大隅地域振興局の職員と合同で実施したところです。

また、櫛残土処理場については、大雨警報など、発令される前に毎回現場へ点検に行っております。

なお、民間の残土処分場については、点検は行っておりません。

あとは、教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

3、学校教育における基本方針と考え方についての①学校教育と方向性について、どこに重点を置きながら学校教育を進めていくかについて、お答えします。

教育長に就任し、改めて感じたことは、曾於市の児童生徒の素直さと教育環境のよさであります。教育長として、このよさを生かしながら曾於市らしい教育の実現に魅力を尽くして取り組む所存でございます。

さて、学校教育の重点ではありますが、コロナ禍の現在はまずもって児童生徒の安全安心を最優先に新型コロナウイルス感染防止の徹底に努めてまいります。

コロナ禍であっても学びを止めず、児童生徒の学びを保障していきます。

次に、最大の重点課題は、長年の懸案となっております学力向上であります。

学力不振の要因を分析し、単なるテスト対策による点数引上げではなく、生きて働く学力の育成に努めてまいります。

そのためにも、先生方の日々の授業の改善による地道な学力向上に取り組んでまいります。

そのほか、デジタル時代に対応できる人材育成のために1人1台のタブレット端末によるICT教育を推進いたします。

また、児童生徒にふるさと曾於の素晴らしさを体感してもらうために、共同教育の充実にも努めてまいります。

本市の教育課題は多々ありますが、学校、保護者、地域と連携しながら、その解決に取り組んでまいります。

次に、3の②各種学力検査等による検査結果と学力向上についてお答えします。

鹿児島学習定着度調査や全国学力・学習状況調査の結果では、小中学校共に国・県の結果を下回っている教科が多い状況にあります。

しかし、両調査ともその差は実際のところ正答数が1問から3問程度少ないという範囲にとどまっております。

私は、学力とは、将来、児童生徒が自立するために必要な学びに向かう力や人間性、思考力、判断力、表現力、そして、知識、理解と捉えております。それらを踏まえて学力の向上には校長が強いリーダーシップを発揮する職員組織の育成、授業改善を目的とした研修の充実、家庭の教育力の向上が不可欠であると考えております。

本市としましても、今後も管理職を含めて教職員の資質向上を目指した魅力ある研修会等を開催するとともに、日々の授業が主体的に学習し、自立するために必要な力を育てる授業になるようにしていきたいと考えております。

3の③ICT教育の充実と推進についてお答えします。

これからの社会では、ICTのリテラシーを高めることは必要不可欠であると考え

えております。現在、各学校におきましては、児童生徒全員がタブレットを使用した授業を毎日行っております。

例えば、自分の考えをタブレットに入力し、瞬時に電子黒板に送信し、それを見ながら説明をするというような活用や、調べ学習の際に辞書代わりに使うというような活用をしております。

また、2学期からはタブレット上で自分の能力に応じた学習ができるようにします。

さらに、発展問題や補充問題が自動的に学習できるようにもなり、個別指導の充実が期待できます。

教育委員会としましても、ICTに対する教師の得手不得手や学校間の使用頻度の差等の現状を認識した上で、児童生徒にまずはたくさん使用させる。使わせることが大切であると考えており、研修会等の開催やICT支援員や指導主事が学校に外向き、直接、教員に指導するなど、活用の充実を図っているところです。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

ただいま1回目の答弁を頂いたところでありますが、まず、新型コロナワクチン接種の状況と今後の対応について、2回目ではありますが、質問させていただきます。

隣の都城市や志布志市においても感染者が増加いたしておりますが、人流については避けられないものがあるわけではありますが、県境を越えての情報の提供、8月28日の南日本新聞によりますと都城市でも3人の感染者が確認されているわけですが、特に都城市との情報の提供について十分な連携はなされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

都城との情報提供ということで、都城の課長、健康課長になりますけれども、健康課長のほうから感染者が出た場合は連絡が来ているところでございます。

○15番（海野隆平議員）

お互いの情報提供があるということで理解したいというふうに思います。

都心部では毎日の感染者の増加によりまして医療従事者・病床とも逼迫いたしております、大変、厳しい状況になりつつあります。これは1回目の市長の答弁でもあったと思っておりますが、曾於市内においてもお盆を契機に感染者が増加しております。いつクラスターが発生するか予測不能な状態にあると言ってもいいんじゃないかというふうに思っているところであります。

志布志保健所管内には7つの病床しか確保されていないというふうに私は聞いて

おりますが、今後、多くの重症者が発生した場合ですけど、病床の確保は万全なのか。簡易な宿泊施設は確保しなくていいのか。また、医療従事者の確保はできているのか。医師会との連携は十分取れているのか。今、4項目ほどお話ししましたけど、答弁を頂きたいと存じます。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

曾於市内というか、曾於地域内での病床数だと思いますけれども、先ほど7床という形で御質問がありましたけれども、こちらで今確認しているところ、9床という形で確認しているところでございます。

あと、病床数等が足りるのかということですが、病床、それから宿泊療養所については県のほうで準備するんですけれども、先日の発表で病床数について488床から566床に増やすということで新聞等に出ていたところです。

あと、宿泊療養所についても、1か所増やしまして858室から1,209室に増やしたという形でございます。

あと、中間治療施設の確保という形で、9月上旬、まだ開設されていないようですが、酸素投与やカクテル療法等を備えた中間治療施設を52室準備するというような話を聞いているところでございます。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

重症者が増加した場合の対応ということで、今、病床の確保というようなことで答弁があったわけですが、早急に整備していただきたいなというふうに思っているところであります。

感染を確認するためには先ほどからPCR検査が有効とされていますが、現在までに自覚症状があった方は57人、なかった方は13人という答弁があったわけですが、この検査結果は、現在、PCRを受けてどのぐらいの日数で検査結果というのが出ているのか。また、簡単な抗体検査においては一般の病院でも可能と聞いているところでありますが、実際はどうか。再度聞きたいと思えます。

○保健課長（櫻木孝一）

PCR検査の結果については、速いところは20分程度で出るという話も聞いていますし、県に送れば1日から1日半かかるという形になるようでございます。

あと、抗原検査については、それぞれ医療機関でやっているところがありますが、どこがやっているというのはこちらで確認していないところですが、その日のうちに結果が出るというふうに聞いております。

○15番（海野隆平議員）

抗原検査についても、市内の恐らく病院等で実施されているんじゃないかというふうに思っておりますけど、その実態を把握していただきたいと存じます。

ワクチン接種についてでありますけど、10月上旬までに12歳以上の8割が2回接種するのに必要なワクチンを国が提供する国の方針を前提に11月までに8割の接種が終えられるとの見通しを示しているところではありますが、7月7日の南日本新聞によりますと、曾於市は8月以降は足りない状況になるとの見方を示し、当面、1回目の予約を停止するしかないといった報道がなされているわけではありますが、このことについてどのように理解していいのか、もう少し詳しくお示しいただきたいと思います。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

ワクチンの供給量につきましては、国のほうから県のほうに配分がありまして、県からまた市のほうにという形になります。

ワクチンの量については、市のほうから要望を出して、その要望どおり来れば、大体、計画どおり進むんですけども、今のところ、ワクチンの供給のほうが少なくなっております。

曾於市においても、この前、新聞に出たときにもこのままでは足りないよという形で答えたところございました。現在のところ、9月の供給分があと1箱分から2箱分足りないということで、今、県のほうに要望は出しているところでございます。

その供給が遅れますと先ほどありました11月までに終わるか終わらんかというところですけども、今のところ、それでも11月ぐらいまでには終了できるのかなというふうに思っているところです。

○15番（海野隆平議員）

11月までには終了するというふうなことで受けておきたいというふうに存じます。

ワクチン接種については、8月30日時点で市全体で1回接種された方は、先ほども答弁がありましたけど、64.7%、2回接種された方が57.3%と今FMが言っておりますので、聞いておるところではありますが、国の方針では11月までに8割の接種を前提に2回目の接種を終えたいというような考えのようではありますが、11月までを基準とした本市の接種計画はどのようになっているのか。

ワクチンの確保は先ほど確保を今お願いしているというような答弁でありましたけど、確保は十分できるのか。再度、お聞きしたいと思います。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

現在、予約の受付は16歳から29歳の方々の受付を行っているところです。その予約については先週月曜日から行っていますので、ほぼ予約は終わっているのかなと思っているところです。

ワクチンのほうは、まだ県のほうから配分量が決まっていないので、来週の6日からですかね、12歳から15歳までの方々の予約を受け付けする予定でございます。その人数については1,000人未満になりますので、1箱であれば何とか対応できるというふうに思っているところです。

あと、12歳にならない方々は誕生日が来ないとワクチンのほうが接種できませんので、12歳になっていない方々は、誕生日月の最後、9月度が誕生日だったら8月の末に接種券を送るような計画を今のところしているところでございます。

ワクチンが来なくても、先ほど答弁しましたけども、11月には終了できるのかなというふうに思っているところです。

○15番（海野隆平議員）

ワクチン接種については非常に市民の方々もまだ打たれていないという方も結構いらっしゃいますので、早めにワクチンを確保していただいて、接種の方向で、特に12歳以上、子供さん方、まだワクチンを受けられていない方がかなりいらっしゃいますので、早めの確保をお願いしたいなというふうに思います。

最近では子供の感染によりまして家庭内の感染が増えているというふうに聞いております。ワクチン接種の年齢が12歳以下に引き下げられ、県内でも子供への接種が始まっておりますが、保護者には副反応や接種しないことによる差別への不安もあるというふうに聞いているところであります。

本市の12歳以上の方について、先ほど課長のほうから述べられましたけど、12歳以下の方々はどうなのか。今までは12歳以上の答弁でありましたけど、12歳以下の方で当然感染される方もいらっしゃいますので、その計画はどのようになっているのか、再度、聞きたいと存じます。

また、これは教育長かもしれんですけど、学校内での集団接種についてはどのような考え方を持っていていらっしゃるのか。校内の感染を恐れ、新学期を延期する自治体もあります。

そして、また時差登校を検討している自治体もあるというふうに聞いているところでありますが、本市の新学期への対応はどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと存じます。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

12歳以下の接種は怎么样了ということだと思いますけれども、12歳以下

についてはまだ厚労省のほうから打つとか打たないとかそういう通知もないところでございます。今後、検証されて打つ打たないが決まってくるのかなと思っていますので、その情報をお待ちしたいと思っていますところでは。

○教育長（中村涼一）

お答えします。

学校における集団接種についてですが、集団接種はなかなか学校現場にはなじまない。簡単に言えば、接種する子と接種しない子がいた場合、それがいじめにつながったりとか、そういうおそれがあるということで文科省のほうも集団接種は考えていないという。

ただ、ワクチンが有効な一番の手だてですので、対策ですので、保護者等にはいろいろ正しい情報が伝わるような形で学校もある程度情報を提供する必要があるのかなと思っています。

それから、新学期に受けてなんですが、現在のところ、曾於市としては曾於市の小中学校については通常の登校を考えております。

鹿児島市や霧島市のように時差登校とか県立学校においては分散とかいろいろ対応が異なっていますが、鹿児島市にしても霧島市にしても、実際に小中学生の感染者が出ている、そういう状態もありますので、それはやむを得ないのかなと。

逆に言うと、一律ではなくて、その地域の感染状況に応じて対応していこうということで、本市としては、新学期は、取りあえず、今、感染者がいないということで通常で進めていきたいと思っています。

ただ、今後、そういう感染が見られた場合は、躊躇なく、休校もしくは時差登校、そういうのも判断していきたいと思っています。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

今、教育長のほうからも子供たちの新学期の通学等については明快な答弁を頂きましたので、ひとつ、そのような形で十分考慮しながらやっていただきたいというふうに思います。

ワクチンの個別接種や集団接種が進む中で、熱が出たとか倦怠感があったとか、特に2回目の接種時に軽い副反応があったというふうに聞いておりますが、曾於市におきまして特にこういった接種時の大きなトラブルはなかったのか、お聞きしたいと存じます。

また、接種券発行時の予約のトラブル、電話が通じなかったとかいろいろあるようですけど、そういった点はなかったのか、いろいろ教訓点はあったと思うんですけど、お聞きしたいと存じます。

○保健課長（櫻木孝一）

副反応についてですけれども、先ほど議員のほうからあったとおり、発熱とか倦怠感、肩の痛み、そういうのは話を聞いておりますけれども、大きなトラブルになったことはないようでございます。

あと、苦情等はなかったかということですが、当初、一番最初に電話予約を受け付けたとき、そのときにどうしても電話が繋がらないと。殺到したということで苦情を100件以上受けたというのがあります。その後は改善し、年齢をまた細かく分けてそういうトラブルが少なくなってきております。

高齢者につきましてはどうしても電話予約というのが多くて、コールセンターのほうも回線を増やして対応してはいたけれども、そういう苦情があったところでございます。

○15番（海野隆平議員）

今、課長がおっしゃったとおり電話等の予約時のトラブルというのはかなりあったというようなことは聞いておりますので、電話回線を増やせばいいというもんじやないかもしれんですけど、市民の方々から電話があったときにはスムーズに対応できるような、そういう対応が大事じゃないかと思っておりますので、今後も、また、今から予約を受け付けていかれますので、トラブルのないようにお願いしておきたいと存じます。

インド型、デルタ型については、感染力も強く、重症化になりやすいというふうに言われておりますが、マスコミではその危険度について毎日のように報道されております。

曾於市内においても、盆過ぎより私は10名だと思っておりますけど、55名が、今現在、65名になっていらっしゃるというふうに理解しておりますけど、10名の方の感染者が出ております。

現在も感染予防についてはFM放送を通じまして市民に訴えられておりますが、不要不急の外出はできるだけ避けるというのはもちろんであります。今後の市の行事等についても延期もしくは中止の方向であるべきじゃないかなというふうに考えておりますが、市長の考えを再度お聞きしましてこの項の質問を終わりたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

市民の皆さんたちにはコロナの関係については大変御協力いただいているところでございます。

昨年もほとんどの行事等が中止になりました。今年に入っても、いろいろ、各種団体、各事務局を含めて、市のほうの関係あるものについても各事務局が相談しな

がらほとんど行事的には中止になっているところがございますけど、本来ならば本来に一日も早く平常な状況になれることをお願いしたいなと思っております。

○15番（海野隆平議員）

それでは、2項目めについて質問いたします。

静岡県熱海市の土石流災害と市内の盛り土の実態についてであります。1回目の答弁を頂いてある程度理解したところであります。静岡県熱海市の土石流の災害については最近のことでありまして、災害発生時よりマスコミ等で報道されておりますので、十分、周知されているというふうに思っております。熱海市の土石流の災害について非常に私は人的災害じゃなかったかなというふうに理解しておりますけど、市はどのような見解を持っておられるのか、熱海市の土石流災害についてどのような所見を持たれているのか、お聞きしたいと存じます。

○市長（五位塚剛）

静岡県の熱海市の土石流の被害状況をテレビで見ました。一瞬にして土砂が流されて、また建物も流され、そして行方不明者を含めてたくさんの犠牲者が見ました。私も、あの状況を見るならば、完全な状況で埋立てがされていない状況であったようにございますので、一般的には人災的な要素があるのではないかなと思っております。

○15番（海野隆平議員）

市長にも今回の熱海市の土石流災害については非常に厳しい所見を頂いたところであります。曾於市内には、先ほどの答弁によりますと、大規模盛り土マップによりますと、財部町に7か所、大隅町に6か所、末吉に13か所の合計26か所の盛り土があるという答弁でありましたが、最近では、盛り土の実態については、建設課長ですけど、調査されているのか。人家との関係で危険箇所はないのか。

また、古いと思われる盛り土は、まだ調査が終わっていないというような答弁でありましたが、実際はどうか。具体的にお聞きしたいと思います。

○建設課長（園田浩美）

危険箇所はないのかという形のお答えですけども、現在、国交省が概略的な抽出作業という形で盛り土のされていたところの抽出作業を行っているということでございます。

その作業というのは、古い地図と今の地図を合わせまして盛り土がなかったかというのとデジタルマップという形で国交省のほうで測量いたしております。それに基づいて盛り土がなかったかというものの抽出作業を今現在やっているところでございます。

その作業は、大体、年内という形で聞いているところでございますけども、この作業が終

わった後にとにかく市町村に調査という形で下りてくるということでございます。

あと、危険な箇所がないかということですが、今、曾於市におきましては条例等におきまして盛り土の条例等はございません。

盛り土については、できるか、通常、普通どおりというか、どの場所でもできると。都市計画区域以外とかにつきましては開発行為とかそういう関係の法律もございますけども、面積案件によってはそういうのに外れてただ盛り土をしているという状況もあるところでございますので、また、今からその調査を待って精査していきたいと一応思っているところでございます。

以上でございます。

○15番（海野隆平議員）

古い盛り土についてはマップとの関係もあってなかなか把握できないというような面もあるだろうというふうに思うわけですが、これは人命に関することですので、早急にチェックしていただきたいなというふうに思うところであります。

今回の熱海市の土石流災害を受けて、国交省に、盛り土の調査、いわゆる危険箇所なんですけど、それから点検依頼等が多分来ているというふうに思うんですけど、その結果については年度内というような答弁もありましたけど、現在、調査されている状況なんですか。それとも、まだ全然タッチされていないのか。

曾於市内の分について、建設課長は理解しておかなきゃいけない部分だと思うんですけど、どのように調査されているのか、お聞きしたいと思います。

○建設課長（園田浩美）

盛り土の調査についてですけども、大規模盛り土につきましては場所が分かっております。それについては先ほど市長が答弁されたように県の振興局の職員の方と調査したところでございます。

あと、ほかの盛り土につきましては、場所等が分かっておりませんので、今からの調査となると思っているところでございます。

あと、各業者さんが盛り土の場所を持っていると思っておりますけども、それについても、市のほうで、調査というか、電話で問合せをしたところでございます。問合せの内容としましては、点検はされているかというところだったんですけども、点検は毎月していると。それと大雨の後に必ず点検しているという状況で聞いているところでございます。

以上でございます。

○15番（海野隆平議員）

今、課長の答弁では業者にも盛り土等については点検を依頼していると。点検されているかというようなことで聞いているというような答弁でありましたけど、点

検項目といたしましては、許可申請どおりの構造になっているのか、次に、法面とか擁壁の亀裂やひび割れはないかといった点、それから暗渠や側溝の排水機能は十分なのかというような点、それからまた経年劣化等による破損箇所はないのかなど重大事故につながるような不備な点はないのか、再度、お聞きしたいと存じます。

○建設課長（園田浩美）

地域振興局との合同点検によりましてそれについても一緒に点検したところでございます。それに関しては、結果につきましては県がまとめて発表するという事になっていきますので、そのときの発表になると一応思っているところでございます。

以上でございます。

○15番（海野隆平議員）

県との共同作業になるというふうなことになると思いますけど、今回の熱海市については人為的なものも課題だと思いますので、そこは十分に配慮して点検していただきたいなというふうに思うところであります。

最後になりますけども、山間部に開発中の太陽光発電や大規模な宅地造成、それから工場敷地や砂防の関係など、いわゆる隣接する宅地との関係について十分考慮する必要があるというふうに思うわけですが、熱海市の土石流災害については、今回、大きな教訓点がかかなりあったんじゃないかなというふうに思っております。

造成地や開発許可については、周囲の宅地との関係、それから環境調査など十分配慮していただくことを強く希望するわけですが、このことについて答弁がありましたらお聞きしたいと思います。

○建設課長（園田浩美）

曾於市内におきましては、宅地開発に関しましては、先ほど申しましたように都市計画法による規制がございます。その規制におきましては、宅造法が、2006年だったと思うんですけど、それ以降、物すごく厳しくなっております。

それ以降の規制につきましては、規制というか、造成につきましては、問題がないという形で国のほうも判断しておりますので、それ以前に対しての造成についてのまた調査、そういうものがありましたらそれに合わせて確認していきたいというところでございます。

以上でございます。

○15番（海野隆平議員）

十分な点検・確認をやっていただきたいというふうに。人命に関わりますので、そのことは十分考慮しながらやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、最後になりますけど、学校教育における基本方針と考え方について質

問させていただきます。

教育長は3年前まで学校教育課長として4年間在職されておられるわけですが、教育長が在職された頃の子供たちの様子、それと現在の子供たちの様子について、先ほど若干述べられておりますけど、変化が見受けられたらお答えいただきたいというふうに存じます。どのように感じておられるか、お聞きしたいと思います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

3年前まで、学校教育課長として、特に学力向上については議員の皆様いろいろな御協力も頂いて、予算も獲得し、正直に言って、私が戻ってきたときには学力は上がっているんだろうなと思っていましたが、残念ながら私の期待するところまではなかなか上がっていないということで私自身も非常に危機感を持っております。

ただ、本当に曾於市の子供たちは私はいいい子供たちが多いいと思います。私の家の前も子供が通るときは挨拶もしてくれるし、それから、学校教育課長時代、私は4年間いましたけど、幸いなことに、警察が関わるような、そういう生徒指導の問題事案も一件もありませんでした。今まで私もほかの市町で行政に携わりましたけど、こういうのは初めてでした。そういう意味で、曾於市という教育環境のよさ。本当に子供たちもすばらしい。

ただ、学力という点では、私自身、4年間、在籍した中では、先生方に力をつけていきたいということでいろいろ予算を取って本当にいろいろ取組をしました。一部、そういうところが成果として上がっているところも見受けられますが、残念ながら、教職員の人事のこういう入替えもありますので、私が思っているレベルまではまだ来ていないと。そういう状況です。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

突っ込んだ答弁を頂いたところでありますが、教育長は、12日でしたかね、就任の挨拶の中で、子供たちの学力を止めない、教育の質と充実に努めるというふうにおっしゃっておられましたが、教育の質と充実とは具体的にはどういうことを指しているのか、先ほど答弁がありましたけど、再度、お聞きしたいと存じます。

○教育長（中村涼一）

教育の質ということは、裏返せば点数さえ上げればいいのかという問題です。点数を上げたのが学力向上なのか。私自身はそのように思っておりません。もちろん点数にこだわるということも大事なんですが、私は子供たちの能力というのは必ずその時その時で違うと思います。

学力向上のためにテスト対策とか、それから問題集をいっぱい解かせるとか、そういう方法ばかりやって、本来の授業の面白さとか、授業で学ぶ楽しさとか、友達なんかと一緒に学ぶことの喜びとか、そういうことを味わうことのない授業をされると勉強が嫌いになってくる子が増えてきます。

そうすると、学力向上ももちろんですし、本来、学校の勉強が好きであれば小学校では結果は出なくても中学校もしくは高校で成果を上げる子が出てくるんじゃないかなと思います。

そういう意味で、授業の質を高める、それを私自身はぜひ学校の先生方をお願いしたいなど。点数だけにこだわるというのは、ある面では学力向上というところでは特効薬であるけど、副作用もあると。そういうふうに私自身は認識しています。

○15番（海野隆平議員）

学力向上について、今、答弁がありました。質の充実また先生方の教育の充実、こういったものを目指していきたいというような答弁であったと思いますが、教育の現場における学力の向上は最大の課題であるというふうに思うところではありますが、教育長も先ほど述べられました。

それを知るには、機械的でありますけど、毎年の全国学力調査や学習状況調査また鹿児島県の学習定着度調査、そしてまた標準学力検査など、あらゆる機会を通じて学力を知ることができるわけでありまして。教科によっては全国レベルに近いものもあるし、まだ低いものもあります。

ただ、秋田県においては常に全国を超えるレベルにあるというふうに理解しているところではありますが、どこがどう違うのか、これは検証する必要があるというふうに思うわけでありまして。

また、こういった調査は調査で大事だと思うんですけど、結果をどう生かすか、そしてまたそれをどのように活用していくのか、これは大きな課題じゃないかなというふうに思うところではありますが、検証についての結果を今後どういうふうに活用されていくのか、教育長の基本的な考え方をお聞きしたいと存じます。

○教育長（中村涼一）

お答えします。

結果をどう生かすかということは、本当にいろんな学力検査がございますので、その結果について私はいつも自分自身の中で考えているのは、一回、固有名詞で考えてほしいと。

結局、平均が幾らだということだとどまる分析はあまり意味がないと。固有名詞、子供一人一人の結果を先生方は十分理解していただきたいと。そういうところをしっかりと各学校で分析を行う。そういうデータを蓄積しながら、これをまた職員

で、校長、リーダーで、自分の学校はどういうところが弱いのか、そういうところにしっかり取り組んでいただけたらなと思っております。

もちろん教育委員会としても分析を行って、ただ平均点だけの分析ではなくて、もっともっと内容を詳しく、本当にそれぞれの学校の抱える課題を教育委員会としてどう支えていくのか、そういう観点で教育委員会のほうも分析を進めているところです。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

曾於市は全国に先駆けまして電子黒板を導入いたしました。現在も配備いたしておりますが、現在、小中学校の子供たちにはタブレットを1台ずつ配備いたしているところであります。

そこでお聞きするところでありますけど、電子黒板もかなり年数がたっておりますが、今のタブレットとの連動は十分に活用されているのか。また、ICT教育を推進する中で専門の先生というのが必要だというふうに思うんですけど、そういった専門の先生は各学校にいらっしゃるのか、お聞きしたいと存じます。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

各学校におきましては、電子黒板とタブレットと連動して、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、タブレットで入力したものを電子黒板に映して、そこで説明するとか、そういった活用方法がありますので、各学級、そこをそういった形で工夫しながら活用しているところでございます。

それから、各学校に専門の先生がいるかどうかという御質問ですけれども、各学校によってこれは差がございます。いる学校もあればいない学校もあるので、教育委員会といたしましては、本年度になってから3回、タブレットの活用方法であるとかICTの活用方法であるとかの研修会を行いました。それから、ICT支援員であるとか指導主事が各学校に出向いて指導もしているところでございます。

本年度はまだあと2学期と3学期がありますので、そこでもまた研修会を深めていきたいと考えております。そうすることによって少しでも詳しい先生を増やしていきたいと考えております。

○15番（海野隆平議員）

今、答弁があったとおりICT教育を推進する中では専門とする先生を私はつくっていく必要があるというふうに思いますので、研修等もちろん大事でありますけど、それに特化した先生をまたつくっていくということも大事じゃないかというふうに思いますので、その辺は十分考慮しながらやっていただきたいなというふう

に思っております。

教育長は、学校教育課長として4年間、曾於市の教育に従事され、またそれなりの実績を残していただいております。冒頭で私が申し上げましたが、教育は普遍であるというふうに私自身は思っております。

令和3年度版の教育行政要覧もできており、教育行政の羅針盤として活用されることというふうに思いますが、教育行政を進める上で思い切った施策も必要ではないかなというふうに思っております。曾於市の子供たちのために思い切った手腕を発揮されることを強く希望するところであります。

教育長に今後の教育や子供たちに対する教育長の決意のほどを再度お聞きしまして、この項の質問と私の一般質問を終わりたいと存じます。答弁をお願い申し上げます。

○教育長（中村涼一）

教育は不易と流行という言葉がありますが、私自身、教育の目標というのは、一人一人の子供たちの個性を開花させる、もう一つは国家社会にとって有用な人材を育成する、この2つがあると思っております。

そういう中でこれまで日本の教育が築いてきたものについては、私自身、大事にしていきたいと思っております。特に知・徳・体のバランスの取れた子供の育成、これはぜひ進めていきたいと思っております。

一方で、新しいものとして、私自身、曾於市らしい教育というか、できればいろんなほかの市町に負けないぐらいの施策をできたらなと思っております。そのためにも、予算の獲得とかいろいろありますが、議員の諸氏の皆さんの御協力を頂けたらなと思っております。なかなか微力なところもありますが、私自身は、誠心誠意、頑張っていきたいと思っております。

これでよろしいでしょうか。終わります。

○15番（海野隆平議員）

以上で終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、質問者交代のため、10分間、休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

私は日本共産党を代表して大きく3項目にわたり質問いたします。

最初に、コロナ対策の取組強化を。

①新型コロナウイルス感染が広がる中でコロナ対策の取組強化は曾於市の最優先課題ではないかと思えます。市長自身、市長選挙の公約のこれは柱に掲げてあります。市長のまず決意と考えをお聞きしたい。

②ワクチン接種の取組の到達、課題、今後の計画について、先ほどの同僚の海野議員と重なりますが、お聞きしたい。

③令和3年度予算のコロナ支援策の取組の現状、課題、今後の取組及び令和3年度補正6号に計上された新型コロナ関連の予算内容をお聞きしたい。

④関連して、令和3年度の各種税金、使用料減免の申請並びに認定件数について、また課題はないか、減免の申請と認定は少なくないかなどそれぞれお聞きしたい。

⑤今後、本年度の新たな支援策について。これは最もお聞きしたい点であります。

曾於市と市民とを取り巻く感染拡大に伴う影響は今までの中で今が最も厳しいのではないのでしょうか。特に影響が大きい業種に対する政策について、あるいは収入が少なく生活が困難な様々な生活形態の市民に対して新たな支援策が必要ではないかと私は今強く思っております。市長の決意と所見をお聞きしたい。

次の質問、学校給食の無料化をはじめとした教育行政について。

合併後、この十数年、曾於市は、校舎をはじめ教育環境の整備、ハード事業は計画的に進められてきました。一方、ソフト事業では8年前に五位塚市長の公約であった子供の医療費の無料化あるいは保育事業では国が主導する形で保育料の原則無料化が進められてきました。残る次の取り組むべき大きな課題は私は学校給食の無料化ではないかと思っております。

さらに、これらに関連する以下の3つの課題を含めてお聞きしたい。

①学校給食は無料化の立場で令和4年度から実施する方向で決断。これは市長の決断と決意にかかっております。決断すべきではないか。これは大きな財源がもちろん関係いたしますので、特に市長の決意を強くお聞きしたい。

②関連して、修学旅行の補助について令和4年度から実施の方向で検討する考えはないか。

③公共施設や学校のトイレに生理用品を備えることは早急に実施する方向で検討すべきではないか。このことでは婦人団体が市長並びに教育長にそれぞれ要望が直接され、私も同席いたしました。お2人とも前向きな返事ではなかったかと受け止めております。予算上はわずかな予算で対応できますので、所見等をお聞きしたい。

④給食センター建設について。

建設年度、財源、事業費について、事業を進めるにあたっての課題についてそれぞれお聞きしたい。

給食センターについては、旧末吉町では二十数年前に当時の田崎町政の下で進められましたけれども、学校現場あるいは保護者の方、共産党議員団も一緒になりましてこれには強く反対して、結果として末吉小・中学校、そして岩北小、深川小のいわば4校方式で設置をする形で建設が行われ、そして、合併後、今日に至っている。今日は末吉小中学校だけ残りましたが、こうした経過があります。

関連して、給食センター建設では今後の児童生徒が減少することを想定して経費節減を考えるべきじゃないか。この点も併せてお聞きしたい。

質問の3、今後の支所再編について。末吉本庁舎の増築を含め、今後の市役所再編について事業費を中心として以下の諸点をお聞きしたい。

質問の①市役所再編の在り方はさきの市長選挙の大きな争点の一つでありました。市長は再任を受けたということで、特に教育委員会と福祉事務所の末吉本庁舎への集約は大隅・財部町の市民の納得と理解が得られたとのお考えであるか、率直に所見をお聞きいたします。

質問の②今後の末吉本庁舎の増築について。この9月議会に請負議案が提案される方向であります。このことではこれまで議論がありました。市長から事業費の経費節減の答弁があったと受け止めております。

質問であります、具体的に1階と2階のどの箇所がどれほど見直しされて経費節減が行われているのか。また、今後、請負議案が提案される、その方向で期待してよいのか、所見をお聞きしたい。

③私は、さきの6月議会の一般質問で、大隅支所、これは複合施設となりますけれども、その建替えに8億2,000万円、財部支所の建替えに4億6,000万円は、事業費算定を少なく見積もっており、甘いのではないかと質問いたしました。これに対して今後検討していきたいとの答弁であったと思います。

事業費では、1億円あるいは2億円、結果として高張る大きな問題であります。2つの支所の建設年度、事業費、財源内訳、さらにこれらを進めるにあたっての今後の課題等についてお聞きいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の2の④以外は私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の2の④については、教育長に後から答弁させます。

1、コロナ対策の取組強化をの①決意についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、世界においても日本国内においてもいまだに収束が見通せません。曾於市内においても市民の皆様に感染予防に努めていただいておりますが、連日にわたり、感染者が確認されております。

今できることは基本的な感染予防対策の徹底に加え、対象者の方々にワクチン接種を受けていただくことであります。そして、引き続き、売上減少などの影響を受けている方々への支援を検討し、実施してまいります。

1の②ワクチン接種の取組の到達課題、今後の計画についてお答えいたします。

ワクチン接種の接種率の目標は市全体で70%以上を目標としているところです。8月25日現在で1回目の接種率が64.3%、2回目の接種率が57%であります。

課題といたしましては、国から県へのワクチンの供給量が少なくなり、それに伴いまして県から本市への配分が少なくなっており、当初の計画どおりに接種ができなくなってきております。

今後の計画であります。現在、16歳以上の方の予約を受け付けており、9月6日より12歳から15歳までの予約受付を開始し、11月には広報誌等で未接種者への周知を行う計画です。

1の③令和3年度予算のコロナ支援策の取組の現状課題、今後の取組、補正6号に計上された新型コロナ関連の予算の内容について、お答えをいたします。

令和3年度のこれまでの予算で主なものはワクチン接種をはじめとする感染症対策費や子育て世帯生活支援特別給付金支援事業、支給事業、コロナに負けるな！まごころ曾於市お届け便事業第2弾で、総額約4億円を計上しております。

新型コロナウイルス感染症については、まだまだ終息が見えない状況ですが、現在、鹿児島県も8月20日からまん延防止等重点措置適用地域に指定されていることから、より一層の感染対策に努めながらこの指定が解除された後の経済的対策を含め、今後の国・県の支援状況を見極めたいと思います。

今回の補正予算においては、経済対策配布型商品券事業第3弾を1億3,307万8,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業を426万5,000円、保育環境改善等事業補助金493万8,000円の計上を行っております。

1の④令和3年度の各種税金使用料の減免の申請、認定件数について、課題はないか、減免の申請と認定は少なくないかについて、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による減免については、7月末現在で、国保税の申請件数が3件、認定件数が3件、介護保険料の申請件数が3件、認定件数が3件、後期高齢者医療保険料の申請件数が2件、認定件数が2件となっております。

課題といたしましては、国の財政支援の割合が令和2年度の10割に対して、令和

3年度が4割となり、6割の市の負担が発生しているところです。また、申請件数につきましては、全加入世帯への案内文書の配布、市報への掲載、FM放送での告知等を利用し、可能な限り周知を行っております。

1の⑤今後の本年度の新たな支援策についてお答えをいたします。

まず、特に影響の大きい商工業については、個人事業者を含む中小企業の飲食店、観光バス、タクシー運転代行業などではないかと思えます。

支援策につきましては、昨年実施した支援金のような支援策になるのか、または、別の支援策になるのかについては、今後、国・県の支援状況を見極めながら進めたいと思えます。

次に、収入が少なく、生活が困難な様々な生活形態の市民に対しては、福祉課において、生活困窮者への住居確保給付金事業や就業支援事業、一時金給付事業また子育て世帯や独り親世帯への給付金事業、高齢者へのマスク配布事業に取り組んだところであり、今後、国・県の支援状況を見極めたいと思えます。

2、学校給食の無料化についての①令和4年度からの学校給食の無料化について、お答えいたします。

曾於市では、子育て世代を支援するため、児童生徒の給食費に対して、平成30年度から1人当たり年額1万1,000円を助成し、令和3年度から年額1万3,200円に増額したところです。

曾於市の人口減少に歯止めをかけるため、子育て支援施策に積極的に取り組んでいますが、給食費の助成についてもほかの子育て支援施策と併せて財政状況を見極めながら総合的に検討していく必要があります。

現時点では、現行の3分の1以内の助成を進めていきたいと考えております。

2の②令和4年度からの修学旅行の補助について、お答えいたします。

修学旅行等の校外学習活動につきましては、各学校で実施方法や保護者の負担額も異なっております。修学旅行への助成が単なる保護者負担の軽減のみでなく、子育て支援の目標である人口減少の歯止めに効果があるか検討が必要です。

2の③公共施設や学校のトイレに生理用品を備えることは早急に実施の方向で検討すべきではないか、所見を聞きたいについて、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が困窮する女性が増え、生理用品が購入できない生理の貧困について、ことしの春から新聞等で取り上げられております。

本市においては、福祉課及び教育委員会で公共施設や学校のトイレに生理用品を備えることについて検討を行い、配布対象者の範囲や衛生面での管理のあり方に課題があり、検討していく必要があるとの意見が出たところです。

小中学校におきましては、家庭の生活状況も把握する必要から、児童生徒が養護

教諭へ相談できる体制を取っており、生理用品に加え、下着等も保健室に準備をしているところです。

今後の支所再編についての①所見についてお答えをいたします。

この本庁・支所再編事業については、平成28年4月の熊本地震の発生以降、内部で検討を始め、その計画について、各検討委員会等で議論をしていただき、その都度議会へ報告し、予算を可決していただきました。市民の皆様に対しましても、説明会を開催し、反対意見もなかったことから理解を頂いているものと確信をしております。

3の②本庁舎増築経費削減についてお答えをいたします。

本庁舎増築工事基本実施設計業務委託契約を令和2年11月20日に締結後、職員及び市民を対象としたワークショップを各2回、関係担当課による経費削減を含めた設計上の見直し等の打ち合わせを30回以上開催し、本庁舎増築、本体工事の発注準備ができたところであります。

市での削減事項といたしまして、次の内容を基本に実施設計、打ち合わせを行ったところです。

まず、既設流通品を使い、特殊な機器は使用しないことや、単にデザインだけのものはつukらないようにして、必要な場合は必ず機能を持たせるようにしました。

次に、建物の要求される機能、性能については、工事費との整合性を取るとし、さらに、設備に関することはランニングコストを考慮し、選定をいたしました。

主な経費削減を行った箇所といたしましては、構造形式を免振構造から耐震構造へ見直しを行いました。

次に、くい工事の工法を既製コンクリートくいから地盤改良くいへ見直しを行いました。また、閉庁時区画シャッターを建築基準法上の必要な防火シャッターと兼用する見直しを行い、経費削減等を行ったところであります。

3の③大隅支所と財部支所の建設年度、事業費財源内訳、これらを進めるに当たっての課題について、お答えをいたします。

大隅支所につきましては、令和5年度から令和6年度にかけて建設を行う予定としており、事業費は現時点での事業規模での概算事業費で8億2,000万円、財源内訳は過疎債3億7,000万円、合併特例債4億1,800万円、一般財源3,200万円を予定しております。

財部支所につきましては、令和6年度に建設を行う予定としており、現時点での事業規模での概算事業費で4億6,000万円財源内訳は合併特例債4億2,800万円、一般財源3,200万円を予定しております。

課題といたしましては、両支所とも建設場所が特定されていないため、今後、検

討を行ってまいります。

あとは、教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

2の④給食センターの建設についてお答えいたします。

学校給食センターの建設については、来年度に基本及び実施設計を行い、令和5年度からの2年間で工事を行う計画です。

事業費は、14億1,700万円を予定し、財源は国庫補助金と過疎債及び一般財源となります。

建設場所も決定し、予定地周辺の住民には施設の概要について説明を実施していますが、工事に当たってはいま一度説明会を実施するとともに、周辺環境に十分注意しながら工事を行う必要があります。

施設の規模については、平成30年度に策定した基本計画書では、2,300㎡の2階建てでありましたが、その後、建物の必要面積の見直しを行い、面積は2,000㎡以内で平屋建てに変更しております。

また、今後の児童生徒数の減少を見込んで、施設の規模を計画していますので、維持管理費等の節減も考慮しているところです。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

続いて、2回目の質問に入ります。

まず、コロナ対策の取組強化についてでございます。

これが、今、曾於市にとっては、最重要課題、最優先課題であります。また、市長自身、さきの市長選挙の公報の中でもコロナから市民の命と暮らしを守りますということで特段に強調してあります。これは当然のことであります。

具体的に曾於市にとって命と暮らしはどういった具体的な点が考えられるか。命といたら、先ほども議論がありましたが、ワクチン対策等があるかと思えます。暮らしといたしますと私がこれから質問する市民に対するコロナ支援対策でございます。私は、本日はコロナ支援対策を中心として質問いたします。

まず、質問の第1点であります。コロナ支援策を考える場合、私たち議員にとっても言えますが、特に市にとっては今のコロナ禍の下に置かれた様々な市民の方々の業種を含めての実態把握、影響、場合によっては被害と言ってもいいと思うんですが、それに対する実態把握を客観的に正確につかむということが最も大事ではないかと思えます。

いろいろそのために努力は各課を通してしていると思うんですけども、一転して翻って考えてみて身近な点を考えてみたいと思えます。

数日前の全員協議会で当局から市の外郭団体である例えば道の駅あるいは温泉あるいはユズの加工販売をしております食彩センター等の昨年度の決算状況の説明がありました。

いずれも売上げあるいは収入が3割から5割の減でございます。非常に経営環境の危機があり、結果として、市は例えば指定管理料を引き上げたり、あるいは市に納付すべき納付金を免除したり等のいわば支援強化を行っております。

このことを翻って市民に対して行うのが行政の役割であり、もっと言って責任ではないでしょうか。そうした責任ある立場で今日も議論に参加して、前向きな答弁を大きな立場で、決断も場合によっては下す形でしていただきたいということをまず要望を申し上げます。

時間の関係で、二、三に絞って申し上げます。

例えば、曾於市の中心産業である農業、農業の中での園芸、園芸部門の方々の特に專業農家の方々の今の経営環境はコロナ禍の下でどうでしょうか。

例えば、つい二、三日前のことでありますが、私は赤旗集金の中で末吉町でも最も規模の大きい長年付き合いのある方のところに夕方に伺いました。深刻な顔をいたしておりました。1年間に数千万円の売上げがあり、また、数百万円の消費税を含めて税金を納めている方でございます。

お聞きしたところ、穏やかな方であるんですが、冒頭から「徳峰さん、五位塚市政は何のために農業の手助けをしちよっとですか。聞かせてください」と冒頭から言われたんです。ここで話すことはできないと厳しい言葉でありました。

いろいろお聞きしたんですが、なぜ厳しいか。これはいろいろ理由はありますけども、いずれにいたしましても厳しい。これは、同じ南之郷に長年在住の大休寺副市長も、南之郷だけじゃないんですが、農家の状況はつかんでおられるでしょう。本当に厳しいんです。規模が大きけりゃ大きい農家なりに非常に困難を来しております。全てがコロナの影響ではないかもしれませんが。

そのときに渡されたのが、持ち帰って自宅でゆっくり読んで議会で生かしてくださいと。私は一般質問をすと言いましたら。それがJAが出している農業法人クラブの情報誌の、農業法人であります。

この中で、確かに今厳しいということが、わずか数ページのリーフレットでありますけども、書いてありまして、別表の中で、例えば今から令和3年度の堆肥の価格は近年にない大きな今後値上げとなりまして、大きな値上げだけ赤で書いてあります。

どれだけ値上げになるか。資料によりますと10%からの値上げであります。專業農家が、これは一例でありますけども、10%以上の堆肥等の値上げになった場合、

どうなるか。

これは、本来、国が行わなければなりませんけども、国のお金待ちじゃなくてこうした農家が困っておられるときにこれを最優先する形で施策を行うのが五位塚市政の役割ではないかと率直に思っております。

その点で、五位塚市政としては、こうした特に園芸農家の方々の専門農家に対する支援策、具体的にいつどういった形で支援を行うか、一定の経営自体はつかんでおると思いますので、答弁を頂きたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

曾於市の園芸農家の実態や大型農家の状況というのは、いろんな形で掌握する必要があると思っております。

今、言われるように堆肥の問題についても私たちも検討して、全ての農家を対象として堆肥の無料化もいたしました。

今後、また具体的に担当課のほうで全体的な農家の実情を調査しながら市がどういう形で支援するべきかということも含めて今後また検討させていただきたいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

私は、こまいことは聞きません。できたら、臨時会、遅くとも次の定例会までに園芸など専門農家に対する大胆な支援策を行うべきではないかと思っております。

そうした前向きな答弁がここでできますか。

○市長（五位塚剛）

この間、国からのコロナ対策の支援という形での予算が下りてきております。その中で、一番、市民の中で何を予算化すべきかということを中心に議論してきましたけど、今、言われるような農家の中からそういう具体的な形での要望というのはほとんど出てきておりませんでした。

今、言われましたので、当然ながら担当課のほうで議論して必要ならば対策は考えたいというふうに思います。今後、検討させていただきます。

○19番（徳峰一成議員）

12月議会と明確に言われなかったけど、その方向で一応受け止めておきたいと思っております。

先ほどの1回目の答弁の中で、これは誰が書いた文章か分かりませんが、気に障ることが2か所あります。

支援の中で、今後、国・県の支援状況を見極めたい、あるいは生活困窮者に対しても、今後、国・県の支援状況を見極めたいと。つまり、財源が来たらやりたいと。市民の生活や経営環境が優先されていないんです、この答弁は。

これはもう答弁はよろしいですけども、こうした受け止め方で本当に農家をはじめとした実態が分かっているのかということ、私はこれを聞いて非常に胸騒ぎが起きました。

こうした受け止め方じゃなくて、緊急なら国の財政待ちじゃなくて市の独自のお金を使ってまず率先してやっておく。それが大事じゃないかと思うんです。農家支援だけじゃなくて、この点で、かじ取りの市長の受け止め方を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

この間、国・県からのコロナ対策の補助金以外でも市独自の単独で事業をしてまいりました。しかし、国からのコロナ対策の支援金が出る以上はこれは有効活用したいというふうに思います。

ただ、今、国からのコロナ対策の事業も非常に使いづらい部分もあります。該当しない部分も出ておりますので、当然ながら私たちも県・国に対してこういう事業に使ってもいいかということは何度も相談しながらやっていますが、もっと国のほうも全ての分野で使えるような配慮もお願いしたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

真正面から答えていない答弁でありますけども、次の質問に移ります。

次に、農家以外でも、例えば中小企業、特に飲食業、夜の仕事の方々というのは方言で言うとちんがらの状況です。

あるいは、独り親をはじめとした生活環境が厳しい方々、これらに対しては市は3月の予算で予算措置を行いました。しかし、いずれも私は内容から見てせいぜいこの半年間が支援のいわば効果がある期間じゃないかと思っております。

独り親をはじめとした方々に対しても、5万円でありますから1か月1万円のあたる意味ではささやかな支援額でありまして、これは1年間持ちません。しかし、ワクチン接種が進んでも感染状況は収まりません。ですから、第3弾の、こうした方々に対する、あるいはこうした業種や層に対する支援が必要じゃないかと。

これも国からの給付金待ちであってはいけないと。取りあえず、財源を使って、次の議会、臨時会あるいは定例会までには大胆な市の特徴ある支援策を示すべきじゃないかと。

先ほどの農家と同じであります。そうした決意があるかどうか、そのことを期待していいのかどうか、具体的なことは言いませんけれども、決意と考え方だけ聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

私たち行政といたしましては市民の今のコロナ禍の中の生活状況をどれだけ正確に把握するかというのが私は基本であろうと思っております。

今、言われるように、飲食業の方々は、時間短縮、夜は酒類を出せないという状況が相当広がっております。そういう方々のためにも今回の飲食業に対する支援をいたしますけど、実態としてはそういう独り親の家庭、また、非常に生活が厳しい家庭の方々の支援策は当然ながら検討すべきだと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

検討するのは当然のことです。次の議会までに大胆な支援策を期待しているのかという確認を含めた質問なんです。検討した上で次の議会までに大胆な支援策の提案を期待しているんです。答弁を重ねて求めます。

○市長（五位塚剛）

次の議会までに大胆な予算を出すということについては、当然ながら我々は議論しなきゃなりませんので、そのことは今言えないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

1年に4回ある定例会の一般質問、しかも市長選挙直後の最初の議会において残念ながら胸がすくっとするような答弁は聞かれませんでした。残念であります。

これは、同僚議員がどうお考えであるか、私はそのように受け止めましたけども、引き続き、議会の選挙はありますけども、今後、継続して取り上げたいと思っております。

時間の関係ではしよります。

次に、学校給食の無料化について質問いたします。

私は、繰り返しますが、特にソフト事業においては、教育行政において、一つは8年前に市長がいわば決断されました医療費の無料化、これは6,000万円からかかりました。そして、それ以上に金額が多い保育料の無料化、これは地方自治体に先駆ける形で安倍内閣の下で原則無料化が行われております。一部、有料でありますけども。

私は、次に大きな予算を伴うのは学校給食ではないかと思っております。

1回目の答弁書を見る限り、市長はそのようには受け止めていないようでありますけども、そのようなことを考えた位置づけではないんですか。

○市長（五位塚剛）

子供たちの学校給食費を支援しようということで検討いたしまして、3分の1、1か月当たり1,000円を支給することに決定いたしました。このことについても大きな財源が必要になってまいりましたけど、多くの方々、若いお母さんたちといろいろ話をする中で月1,000円の補助は本当に助かっておりますということをよく聞きました。

私たちもこのことについても議論いたしましたけど、このことを全額無料にする

ということには残念ながらもならなかったところがございます。

今後、いろんなまた国からの支援等が発生することもある可能性もあります。また、そういうことも含めて検討させていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

この問題では、全国的、あるいは県内の市町村でもかなり検討が行政でも進められており、鹿児島県内の市町村においても、曾於市よりも個別的部分的でありますけど、進んだところもあります。

特に、話が変わりますけども、旧曾於郡区、曾於市、志布志市、大崎町、いい意味でお互いの進んだところを勉強しながら、もっと言うと、気にしながら進んでおりまして、例えば、8年前の医療費の無料化でも、曾於市が行ったところ、すぐ一、二年のうちに、志布志、そして、大崎町も無料化に踏み切りました。もちろん県内のほかの幾つかの市町村も同様であります。ほかの施策でも、いちいち例は挙げませんが、いい意味で志布志と大崎町は競い合っております。

給食についても、当然、大きな大事な教育行政の柱の、教育長、一つでありますので、どこが先に進むのか、私は、曾於市が、いわば医療費の無料化の次は給食の無料化だという形で、できたら同じ立場に今日は立ってほしかった。今日はその立場に立たないようでございます。

それから、提案でありますけども、無料化のためには、今後、新たな財源として8,500万円が必要であります。現在、先ほど答弁がありました、曾於市は小中学生に対して3,157万円の補助を行っております。無料化のために8,500万円。少くない金額であります。

一気にできなくても、十分、検討した上で、大体、例えば2段階、場合によっては3段階で中期計画の下にやっていくべきじゃないかということを考えていただきたいんです。その点はどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、学校現場からいろんな修繕の要望が出てきております。全てそれに対応できていない状況もあります。まずはそういう学校現場のいろんな分野での対策をしながら、また今後は学校給食費の問題というの。

今、3分の1の支援をしてまいりましたけど、財政的に非常に大きなものがあります。次に3分の2にするかということも含めて、学校の現場また内部でも、またこれについてはいろんな若い子育て世代の人たちの意見も聞きながら検討させていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

学校だけじゃないんですが、施設が老朽化している。これは私が6月の一般質問

で取り上げまして、数日前の議会全員協議会でも、その検討の結果、これを私は見て、部分的ではありますが、一応、冊子の提供がありました。

もちろん老朽対策と同時に私はこの点を提案したいのでございます。残念ながら段階的な答弁も聞かれませんでしたけども、確認いたします。1回目の答弁書の中で3分の1の補助は行いたいということでございました。これは確認いたします。

また、市の旧町時代からの合併後の池田市政のときからも原則3分の1というのは全ての業種形態について原則化されておりますが、学校給食も3分の1は一応確認してよろしいんですか。

○市長（五位塚剛）

今の段階では3分の1は続けていきたいと思えます。

○19番（徳峰一成議員）

ほんのささやかな質問でありますけど、一応、議論の推移上、例えば、現在、本年度、市が行っている小中学生の市の補助は3,157万円です。全体の小中学生の給食費の合計額が1億1,700万円でありまして、3分の1にするためには、先ほど答弁書の中で試算してみたんですが、あと704万円足りません。

これは本当にささやかなことですが、これは3分の1ということで明確な答弁がありましたので、令和4年度の新年度、この704万円の分は、単純計算で、つまり3分の1は捻出する形で補助を行っていただきたいんです。これはささやかな質問でありますけど、ぜひ答弁で確認させてください。

○市長（五位塚剛）

来年度の予算の中で3分の1ということで進めさせていただきたいと思えます。

○19番（徳峰一成議員）

次に修学旅行については飛ばします。

次は教育長に対して質問いたします。先ほどの同僚議員の海野議員の学校経営に対する特に学力についての教育長の答弁というのは私も全く同感であります。本当に期待感わくわくでございます。

教育長の新任に当たりまして私も期待を申し上げた一人でございますけれども、ぜひ長年の経験を生かして教育行政の曾於市の発展のために力を入れていただきたいと思えます。

ただ、私は議会人でありまして、これまで五位塚市政についてもそうでありましたけど、期待があればあるほど率直で厳しい質問になる場合も少なからずありますので、その点は冒頭に了解していただきたいと考えております。

期待がなければ率直で厳しい質問はしないんです。その点で受け止めていただきたいと考えております。

まず、一つは生理用品です。

生理用品については、一緒に参加された婦人団体の人たちも、事後、教育長の対応や答弁には感銘したという、率直な、「感銘」という言葉でありましたけども、ことだったんです。私も個人的に9月のこの議会に提案されると思っていました。

予算的には、100万円前後というか、大したお金じゃないんです。いろいろ理由は聞きましたけども、一人でも話しますけども、こうした課題や問題は、やってみて100点満点はない。しかし、30点も50点もないと思うんです。やる中で見直しをどんどん進めていったらいいと思うんです、経験的にも。あるいは、いろんな教訓的にも。大きな予算は伴いませんので。

なぜ学校現場に小中学校に生理用品が配備できないのか。まず、やってみるといいうか、ある面じゃ複合的でもいいと思うんです。そういった発想に立っていただきたいんですけども。答弁を頂きます。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

生理の貧困については婦人団体のほうからいろいろ要請がありました。私も、新聞等でそういう実態があるというのを、私は男性でしたので、そこまで意識して考えたこともなかったんですが、コロナ禍で、非常に、特にシングルマザーと言われる方々の経済的な困窮、そういうのがあるというのを考える中で学校現場でもそういうことがあるんじゃないかということで要請を受けてから各学校に実態調査を行いました。

その中で、本市として、現在、そういう状況があるかというところ、そういう回答はなかったんですが、過去にそういう似たような状況があったと。生理用品がなくて困っている子がいたという学校からの回答がありました。

私も学校にいて校長までしていましたので、保健室にそういう生理用品等が常備されているものと思っていたんですが、1校だけそういう常備していない学校もあるということで、それは我々としても早急に学校の予算で買ってくださいということで話をしました。

フードバンクのほうからも寄贈いただいて各学校に配付しているところですが、我々教育委員会としてはトイレに設置することを駄目だというふうには考えておりません。

それも選択肢として考えているんですが、学校と協議する中で、こういう貧困の問題というのは、生理用品を準備して、それだけでいいのかという現場からの声もありました。学校としては早急に早く知りたいと。そのためにはトイレに置くよりも保健室にその子が相談に来てどういう家庭状況かというのを把握した上で福祉と

つなげていきたいと。

そういう意味で前向きに学校のほうから回答を頂いていますので、教育委員会としても当面はそういう形で進めたほうがいいのかなど。学校をプラットフォームにして貧困で苦しんでいる子供たちと福祉をつなげていく。そういうふうを考えております。

来年度においては、ある程度、予算化していけたらと思っております。

以上です。

○議長（土屋健一）

徳峰議員の質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

私も人づてに教育長の考え方を聞きました。それはそれとしていいんですけども、私は、多少、疑問があったんです。学校側の関係者の意見を聞くというのはもちろん必要で、大事なことではありますけど、一番大事な当事者の子供たちの意見が抜けているというか、子供を限定に考えるんだったら子供の意見というのも併せて聞くというのが大事じゃないかと率直に思ったんです。

そのことを含めて、教育長の答弁では来年度ということで期待感を持たせまし、全国の事例から見ても、時の流れでもあるし、一定の試行錯誤は当然のことです。それはしながらもよりよい方向にやっていただきたいと思っています。

一応、新年度ということで期待感を持っておりますので、方法論については、一応、専門でありますので、その点だけは一点確認させてください。

○教育長（中村涼一）

子供たちの意見もということでしたので、学校のほうで、またそれぞれ各学校で子供たちといろいろな状況は把握しながら、また先生方も含めて議論できたらなと思っております。

小学校には、各予算で消耗品として予算を組んでおりますので、その中で確実に生理用品等が準備できるようにそういうふうに進めていきたいと思って。今現在も予算の中には入っているんですが、先ほどの件も含めて学校のほうといろいろ協議したいと思っています。

○19番（徳峰一成議員）

長年の経験がありますので、お任せしますので、いい方向でやっていただきたいと思えます。

次に、関連いたしまして、これは市長に質問いたします。学校以外の公共施設、これについても、新年度になるかどうか分かりませんが、一応、生理用品等を配備する方向で考えてよろしいでしょうか。答弁してください。

○市長（五位塚剛）

このことについても1回目の教育長の答弁にあったようにいろいろまだ問題点があるようでございます。そのことについて、担当、教育委員会の社会教育課を含めて、まだ、ほかの施設もありますので、十分にいろんな意味でも検討させていただいて、必要であるということを決定的な場合は新年度から検討いたします。

○19番（徳峰一成議員）

いろいろ検討もして、これは。思うようにいかない見直しは当然ありますので、一応、新年度からその方向でやっていただきたいと思います。

次に、教育長に給食センターについて質問いたします。問題提起を含めて。

この点では、私は、現時点では今、幾たび、意見が私にも寄せられているんですけども、給食センター反対ではございません、教育長。いろいろ流れから言います。

その点で、しかし、造るからにはもろもろの財政状況も考えて経費節減という観点は柱にさせていただきたいんです。特に答弁にありますように児童生徒数が減っておりますから、今後も減り続けますので。

その点で、現在の答弁された事業費は児童生徒の数というのは何年度がベースの基本の十数億円の事業費であるのでしょうか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、お答えいたします。

まず、給食センターの建設のための基本計画時では3,000食を見込んでおりました。現時点では児童生徒あるいは教職員を含めまして約2,800名でございます。

ただ、建築において、3,000の人が、例えば2,600食という、そういう釜数の問題というのがありますので、現時点では3,000食で計画しておりますが、今後、実施設計をする中で、例えば2,800食で釜等の整備ができるか、そこはまた今後検討していきたいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

学校便覧によりますと、令和3年度、本年度は子供の数が小中学生約2,400名です。6年後の令和9年度には2,000名になるんです。さらにその後も減り続けます。

今の課長答弁というのは、基本的には、若干は減らしておりますけども、そうした数年後、場合によっては七、八年後以降の児童生徒数を考えていない中での事業規模でございます。例えば、6年後は児童生徒数が15%減るんです。乱暴な計算法になりますけど、これが視野に入っていない。

例えば、提案でありますけど、今の大隅町の給食センターは建設されてからまだ二十数年ちょっとしかたっておりません。まだ十分に耐用年数もありまして、使え

るんです。ですから、2段階方式で建設費を減らす。そして、一方でまだ十分使える大隅の給食センターも使いながら、例えば10年後、十二、三年後になった段階で建設された給食センターに集約するという、そうした発想や議論もあってもいいんじゃないでしょうか。

そのためにはどれだけ経費が節減できるか。一方で、人件費がかかるでしょう。総合的にその辺りも検討した上で、どちらの選択肢がいいか。それを含めて、今日は無理でありますけども、議会にも検討の結果が提供できるように対応していただきたいと思うんです。その点での教育長の考え方をお聞かせください。

○教育長（中村涼一）

大隅のほうはまだ少し老朽化していないということなんですが、今回、いろいろ検討する中で老朽化ともう一つ給食センターの国の衛生基準の問題があります。それが非常に厳しい。

それを達成できていない状況もありますので、子供たちの口に入れる非常に大事なものですので、安全安心を確保するためには国の衛生基準にかなった給食センターを設置するのがいいのではないかと。そういう方向で話をしているところです。

もちろん経費節減のためにできる限りのことはしたいと思っております。また、今後、いろいろ、今、議員のほうから出たことも含めて検討してみたいと思っておりますが、そういう状況があるということをお理解いただけたらと思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これまでの行政のやり方というのは、言葉は悪いですけども、非常に一つの方法論にこだわるという点があったような点もございます。教育長は特に哲学も勉強しておりますので、深い知がありますので、一つの施策を進める場合も2つ3つの角度から指示を出して検証しながらより選択を行っていくと。そのために、一つは、行政でありますので、財源的な点は考えていただきたい。

せっかく造るからには立派なものという点だけにこだわってほしくないんです、今後の特に曾於市の厳しい財政を考えた場合に。ですから、これは問題提起として一応提起いたしますので、検証した上での結果は少なくとも議会や委員会に出していただきたいと思っております。答弁はよろしいです。

議長、3番目、よろしいですか。

○議長（土屋健一）

どうぞ。

○19番（徳峰一成議員）

時間がオーバーしておりますけども、3番目の質問に移ります。なるべく簡潔に

質問いたします。

次に、支所再編について質問いたします。

支所再編については、さきの市議会議員選挙での大きな争点の一つでありました。率直に選挙結果をどう受け止めるか、大隅と財部の市民はゴーサインを出したのかという答弁でありましたけども、明確な真正面からの答弁はありませんでした。

1点だけ、結果の数字に基づいての質問をいたします。市長選挙では、上村候補が7,595、五位塚剛候補が1万95票でありまして、上村候補が42.5%、五位塚剛候補が、これは有効投票でありますけども、56.6%でありまして、これをもっと細かく分けますと上村候補が3に対して五位塚剛候補は3.99人であります。つまり、7名中、有効投票の中で上村さんに入れた人が3名、五位塚候補に入れた方が4名であります。

3対4でありますから、人によっていろんな御意見がありますけども、かなり票の結果が開いたなという議論が多いんですけども、私は必ずしもそう受け止めておりません。

最初からこの3と4にこだわりを持っております。3対4というのはあまり大きな違いじゃないんです。7名中、3名が上村さん、4名が五位塚さんでありますので。特にこれは旧町ごとの結果が分かっておりませんので、選管でも。

一般的に、これは市長を含めて私たちも同じ意見だと思うんですが、旧末吉町ではもちろん五位塚剛候補がたくさん頂いたと受け止めております。一方、有権者が少ない大隅や財部では、3対4を考えた場合、配分した場合、必ずしも大隅や財部では五位塚候補がたくさん票を取ったということはこの票だけでは断言できない、なり得ないと私は受け止めております。市長の答弁はよろしいんですけども。

しかし、全体として五位塚剛候補が当選されて、そして、現在、答弁に立っているわけですから、これは尊重しなきゃいけない。私も尊重しなきゃいけない。

今日、私がお聞きしたいのは、こうした結果について、現在と今後の市役所再編においては、こうした私の今の率直な指摘をした点も含めて、特に市長がトップとして市民に話す場合、機会がありましたら、公を含めて、抑制した言葉でもって、もっと、失礼ですけど、謙虚な気持ちでもってこの結果を受け止めて、私は、一般市民には、特に大隅と財部の市民の皆さんには話していくべきじゃないかと率直に言って思います。

今後の市民の融和という点考えた場合、その点で市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

選挙の結果というのは、市民の皆さんたちが投票された、判断した結果ですので、それは基本的には尊重するのは当たり前だというふうに思っております。ただ、庁

舎建設の関係で今回の市長選挙は行われたわけじゃないというふうに私は思っております。

庁舎再編事業については、この間、ずっと、市民の皆さんたちにも、また議員の方々にも説明してきて進んでいる段階です。

現段階では増築の段階に入って工事に入る段階になっておりまして、大隅や財部についても計画をはっきりさせておりまして、そのことでこの事業を中止してほしいということは今回の選挙戦を含めてほとんど私たちの応援者の方々にもそういう声は残念ながら聞こえてきませんでした。

そういう意味では、私は全体的に市民の皆さんたちは庁舎建設については大方了解していただいているというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

残念ながら私が期待したような答弁は聞かれませんでした。私は、極力、特に大隅町についてはくまなく回ってきていろんな意見を聞くことに努力いたしておりますが、そうは受け止めていないんです。ただ、議会報告では今の答弁をそのまま間違いなく正確に流すしかないんです。それが本当にいいのかどうか、市のトップとして。

済んだものであるとか、そうした形で選挙での自分の陣営での意見表明とか、それは言っても全く100%問題ないんですけど、ここは市民全体に対するいわば代表する形での一般質問だし、それをいわば報告する私たち議員には義務があるんです。

だから、場を考えて、さっき言ったように抑制する。もっと言って謙虚な気持ちで答弁していただきたいと。私が念を押したのはそこなんです。残念でありますけども、そのように受け止めるしかないんです。

もう一回、答弁されますか。よろしいですか。残念です。

市民の融和というのを考えにやいかんです。今後、大隅と財部の支所問題も出てきますので、それがあからなんです。末吉の市役所増築だけじゃないんです。

次の質問でございます。末吉本庁舎の増築。

これも私を含めて3月議会までは議論がありまして、見直すべき点は見直すということではいろいろやり取りの中で答弁が一部ありました。

ここでは、時間の関係上、売店がどうかとか市民の広場がどうかということは申し上げませんが、私が残念だったのは、去年の8月の段階では議会に交渉されたのが床面積が増築分1、2階の2,296㎡。そして、去年の12月、これがずっと生きてきたんだけど、2,300㎡。今回の先日の全協で出されたのが2,285㎡。ほとんど床面積が変わっていないんです。

これも、聞いたところでは、これ以上の床面積はしないということで課長に資

料を出しておりますけども、市長自身は床面積を減らす方向で努力しなさいということにはなかったように思うんですけども、市長自身はどうだったんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

末吉の本庁の増築工事をするに当たり、いろんな内容を検討いたしました。当然ながら市役所の職員組合の方々からもいろいろ要望がありまして、できたらこの本庁舎内に組合事務所ができることを確保してほしいという要望もあったりして、全体的な面積について必要な事業だと思っておりましたので、面積を減らしなさいという指示はしなかったところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

私たち共産党議員団は、昔からいわゆる箱物の建物についてはこういった公共施設を含めて極力建設費は抑えなさいということを一貫して言ってきたつもりでございしますが、市長自身が建設費を見直す方向で面積を減らしなさいと言っていないために今回のような2,285㎡になったというのは非常に残念であります。

特に気になるのが2階部分であります。2階は、一つは、会議室が3つありますけども、それはまだよしとして、防災対策室が3つの部屋あります。一時避難所、これは議論の外でございします。併せて、6つの部屋が本当に今後人口が減る中で必要なのか。特に防災対策の部屋であります。

これは、防災的な、災害がなければ通常は市民のために使わなければいけませんけども、本当に市民のために2階に上がって有効活用するようなスケジュールなりプランなり考え方を持っているんですか。その点だけ一点聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

今現在、2階に庁議室というのがありますが、これは二十数名が会議ができる最大の会議場ですけど、今はその庁議室に選挙のためのいろんな備品を置かなきゃならないぐらい施設がありません。

そういうことも含めて、市民の皆さんたちがいろんな形で会議をしたり、また災害が起きたときに対策をするための施設としては当然必要でありますので、そういうことは、また引き続き市民の皆さんたちが利用できるような広報については努力して知らせていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

これは今後も議論しますけれども、造るからには責任がありますから。今、言われた答弁、3年、5年後、本当に日常的に市民が活用できる形態をつくり出していくかどうか。これは2人の副市長にも責任があります、支える意味で。

その点で私は心配なんです。造るなということは言いませんが、本当にこれだけの部屋が必要なのかという点が非常に心配だらけもんであるからであります。

今日は、議論の関係上、時間の関係上、省きますけれども、次の質問、最後の質問。大隅支所の8億2,000万円、財部支所の4億6,000万円。一点に絞ります。

財部支所の4億6,000万円、これは少ないんじゃないでしょうか。6月議会で言いましたけども、新年度オープンとなった末吉の中央公民館は5億数千万円かかっているんです。

5億数千万円よりも小さな施設。しかも、解体費まで含めて財部支所の。4億数千万円でできますか。できないんだったら市役所の本庁舎とセットでこの大事業は考えるべきでありますから、財源問題を含めて。

今までは合併特例債がありました、再三、答弁があったように。不足分は合併特例債は期待できないでしょう。総合的にこの点は私たち議会を含めて議論する義務があると思うんです、今の段階で。その点で4億6,000万円は大丈夫ですか。断言できますか。

○市長（五位塚剛）

現段階の皆さんたちに示した計画は、今の財部支所の建物を解体して福祉事務所の施設をうまく利用して造るという計画でありました。現在は、今、中央公民館について分析しておりますけど、アスベストの関係とかいろんな問題が出てきております。また、図書館も老朽化してきております。

今後、具体的に最終的に決定する場合はそのことも配慮しながら、またいろんな国の有利な事業を頂ける観点から議論してまいりますけど、今の数字が固定ということでは考えておりませんので、今後、増える可能性もまた場合によっては出てくるかもしれません。

○19番（徳峰一成議員）

本来だったら、市役所再編事業だから、末吉本庁舎だけじゃなくて財部と大隅の事業費もどれだけかかるか、これをセットで議会に提案する、つまり市民に提示するというのが私は本来的だと思うんです。これは、時間の関係上、今日は議論できませんけれども。

今後、有利な起債といってもなかなか見当たらないと思うんです。財部の高校跡地でも、現在のところ、起債は50%の交付税措置しか期待できないでしょう。今まで経験したことのない厳しい状況です。

あるいは、数日前の決算で示された末吉と財部の道の駅や温泉をはじめとして、老朽化が著しく、抜本的な改修が必要であるということが明記されているんです、決算資料にも。あるいは、質問外にあった答弁の中で学校関係も教育環境の整備が今後は必要であると。

あれもこれもしなければいけないんです。いかなる起債を使うか。財源を使うか。

これを私たちは今後覚悟しなければいけない。ですから、大隅と財部の支所も複合施設を含めて。

私は造りなさいということは言っているんです。造るからにはセットで責任ある数字を議会に示すべきだ。それがまだ示されていない。非常に残念でございます。今後も取り上げていかざるを得ません。

今、コロナ禍のことで市民への支援策がまず第一の取組及び課題。それから、このためには財源が必要です。先ほど議論がありました。一方、市役所再編の大きな事業、給食センターも控えております。これも財源が必要であります。さらに今言いました老朽化施設の大規模改修も財源が必要であります。

五位塚市政は、これらの施策で、今後、市民が納得いくかじ取りをしていただきたいと思います。私自身、引き続き、そうしたいわば議会人の立場で率直に意見を問題提起を含めて上げていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、昼食のため、休憩いたします。午後はおおむね1時30分に再開いたします。

休憩 午後 零時 24分

再開 午後 1時 30分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

私は任期中最後の一般質問におきまして2項目を7点の要旨に分けて市長と教育長に質問いたします。

まず、長引くコロナ禍で、世界的に人間の生命を奪うことだけでなく、社会生活の変化、文化・経済の変化は著しいものがあり、いよいよ政治はもとより行政の踏ん張り時であることは私が言うまでもありません。曾於市の発展を願うところです。

まず、通告の1で、本市は基幹産業が農業でありますこと。本年度は作物生産に長雨がいろいろな支障を来しており、今後、どのような状況が生じるかであります。

まず、①ですが、ユズ生産量の状況について、前年度との比較または過去5年間に遡った価格等について伺います。

次に②であります。搾汁の販売並びに今日までのユズの製品開発等についてど

うであるか、市長の見解を伺います。

次に③現在の96.7haほどの面積について、今後、増えることも望ましいことと思いますが、現在の高齢化ユズ農家に対して今後の対応が必要であると思います。対応や対策について伺います。

次に、④であります。鹿児島県下唯一のユズ生産地であることをもう少し重視して県内外に全国的にもアピールするべきであると思います。市長の見解を伺います。

次に通告の2であります。長引くコロナ禍は、新しい生活様式等、教育にも変化を来します。特に、学校教育、家庭教育、社会教育について、世界的コロナ禍になる前からの教育要覧の内容が全く同じ計画であることについて、曾於市独特の計画等は考えないのか、見解を伺います。

次に、②であります。コロナ禍で、令和2年度以降、地域の活動は自粛や中止が続きます。曾於市においては昨年が地域コミュニティ協議会モデル地区が地域活動に邁進しているようですが、令和3年度以降の対応はどうか、地域再生の施策としての目玉として社会教育や地域教育での連携について市長の見解を伺います。

次に③であります。令和3年度曾於市教育要覧に第7の健康で活力あふれた生涯スポーツの推進と出ておりますが、これについてもコロナ禍以前の重点施策であります。

本年度は、日本では57年ぶりに東京オリンピック・パラリンピックが開催されましたが、その成果を望むべきであり、特に本市においてもスポーツ振興を目指すべきであると思います。教育長の見解を伺います。

以上で壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、迫議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と2の②については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2の①、③については、教育長に後から答弁させます。

1、農業振興についての①今年度のユズ生産状況等の前年度の比較についてお答えいたします。

今年度のユズ生産見込みは生産者からの聞き取り調査で、約1,000トンから1,100トンを見込んでいます。

令和2年度が1,242トンでしたので、若干、減収になる見込みです。

1の②搾汁の販売及びユズの製品について、今後どのような対応が考えられるのかについてお答えいたします。

搾汁した果汁販売はコロナ禍の影響で大口の取引需要がなくなっている現状

です。ユズ製品販売についても前年を下回った状況です。

今後の対応として、果汁については、スポット販売で果汁の在庫を解消し、大手加工メーカーとの取引につなげることが重要だと考えます。

製品販売については、ふるさと納税の取組やアフターコロナを見込んでの営業活動が必要かと思えます。

1の③高齢化のユズ農家について現在の面積等を考えての今後の対応についてお答えいたします。

令和3年現在の面積は、96.7haで、会員数は378人となっております。

生産者の高齢化とともにユズ園の維持管理をしていくことが食彩センターの業務維持拡大につながると考えます。

廃園対策として、ユズ園の取得の助成などを強化していく必要があると考えます。また、収穫、運搬などの重労働の軽減策も今後検討が必要かと思えます。

1の④県下唯一のユズ生産地として県内外へのアピールと販路開拓に努力すべきについて、お答えいたします。

令和2年度においては、食彩センターのホームページにリニューアルと販売戦略としてネット広告に取り組みました。コロナ禍では販路開拓が厳しい状況にありますが、アフターコロナを見据えながら食彩センターとの協議を進めたいと思えます。

2、教育振興についての②地域活動や地域の伝統文化、イベント等々、今後の地域コミュニティ協議会との連携についてお答えいたします。

各校区地区において高齢化の進行や自治会未加入者の増加、また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の視点、観点による会議、イベント、伝統行事などの中止により、地域活動や伝統文化などの継承が難しい状況にあると認識しており、大変危惧しております。

地域コミュニティ協議会は、地域内の課題を自ら見だし、自ら解決していくものでありますので、それぞれの地域が必要と思われる地域活動や伝統行事について検討を重ねられ、決定されるものであります。

しかしながら、災害発生時の助け合い活動や防犯などのことを考えますと、地域の活性化やコミュニケーション不足の解消を図っていくことは地域づくりの基本となりますので、地域コミュニティ協議会には地域活動等に積極的に取り組んでいただくべきであると考えております。

あとは、教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

2の①アフターコロナの学校教育、社会教育、家庭教育の対応について、お答えします。

新型コロナウイルス感染症拡大により私たちの日常生活は一変し、様々な制約の中で生活を強いられてきました。学校教育では、制限下ではありますが、児童生徒の学びを保障し、学びを止めないことを基本に対策に取り組んできました。

今後、アフターコロナの状況下になれば、これまで制約されてきた教育活動を再開するとともに、コロナ禍で工夫してきたことも盛り込みながら不自由な生活に耐えてきた児童生徒に対して心の教育や教育相談等のさらなる充実を図り、心のケアに当たっていききたいと考えております。

社会教育では、図書館、公民館及び総合センターを中心とした各種イベントの充実、総合大学や高齢者学級、青少年に関する指導員等の育成や子供に対する研修、自主文化事業、スポーツイベント等、新しい生活様式を実践しながら支援を継続していきます。

今後はオンライン配信など、IT技術を取り入れた授業も必要になってくると考えております。

家庭教育では、コロナ禍で増えた親子の時間やコミュニケーションを大事にしながらか家庭の教育力の向上に努めてまいります。

このように、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた施策に取り組んでまいります。

次に、2の③スポーツ振興の対応について、お答えいたします。

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、各種イベント・大会等が中止になっているところです。スポーツ関係で中止となった主なイベント・大会等は、悠久の森ランニング大会、北別府学野球フェスタ、曾於市民体育祭となっております。

また、9月に行われる県民体育大会についても中止が決定されたところです。

なお、カヌー大会においては、新型コロナウイルス感染症の対策を行い、出場制限を5・6年生の参加とし、縮小して開催したところです。

今後、開催予定のイベント・大会等は関係団体と連携を取り、新型コロナウイルス感染症の対策を十分に行った上で開催をしていきたいと考えております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

それでは、2回目からの質問に入りますが、通告は農業振興についてということから始めましたが、①ではユズということです。

今日における地球温暖化等、今年は特に8月の中旬以降まで長雨であって、みんな、農家が危惧しております。

その中で、市長の見解を求めてから入っていきませんが、水稻とサツマイモのほか

の耕地作物について、今年の気象状況等についての見通しや見解を市長はどのように思われているか、まず答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回の長雨は約10日間近く連続して降り続けました。その関係で作物等に大きな影響が出てきているというふうに思っております。軟弱野菜等が非常に高騰しているような状況がありまして、今後、いろんな問題が出てくるだろうと思っております。

今、甘藷について掘り取りが始まりましたが、それほど大きな影響というのは聞いておりませんが、今後、また天候が回復してきておりますので、その分は問題ないかなと思っております。

ユズについても幾らか実のなり方が少ないという状況もありましたけど、昨年度ぐらいまで行くような状況、先ほど報告いたしましたけど、それほどではないかなと思っております。

また、ほかの作物については、水稻にしても昨年度までの状況ではそれほど影響はないのかなというふうに感じております。全体としては軟弱野菜等が非常に高騰しているということで、今は厳しい状況かなと思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

①に通告して1回目の答弁を頂いておりますが、今、答えられたような内容、1,100トンぐらいは見込んでいるということです。それはそれで、あとの収穫の問題ですが、昨年が一番先に出たのが食彩センターの搾汁のはけなかった理由等で金額を5円下げられましたが、今後、今年度につきましては、元の127円ですか、戻すということ等、そのように農家は期待しております。

そして、一応、見直すところ、平成29年辺りからずっと遡った生産量やら金額等も一応調べておりましたが、今言ったように今年度はそのような対応を進めてもらうということ。

質問になりますが、青ユズをどのように出荷するかです。どのような割り当てで青ユズを出すか。といいますと、9月に青ユズを出すんだらうけど、これについても、いろんな今後のユズ振興について、青ユズも早い日に出せるような農家体制が必要じゃないかなと思います。

ただ、希望者だけと。俗にいう出来不出来がありますので、できますなら青ユズも早い時期に出せる農家は出すというような指導をしながら進めていけば少しでも農家の所得が上がるんだという考えの下です。

今年度の青ユズについてはどのような対応をされるのか。金額は、たしか140円ばかりと言うたんですかね。そこら辺りも答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

青ユズにつきましては、今、農家の選定をしながらユズの食彩センターとの契約的なもので進めております。

青ユズについては、全体のユズ畑の中から製品のいいものを取らなきゃなりませんので、農家にとっては非常に手間がかかるということで、なかなか多くの農家にこれに加わってもらえない現状があります。

しかし、今後はユズが非常に増えてきますので、青ユズを今後生かすべきだろうというふうに思っております。現在、ある企業が曾於市の青ユズを利用してユズごしょうを作りたいという相談が来ておりますので、そのことも今後は取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

取り組んでいくということ等で振興を図るべきだと思っておりますが、課長でもいいんですが、青ユズに対する詳細な内容はどのように進めますか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、市長が答弁いたしましたけれども、青ユズにつきましては、今年度、食彩センターが28トン必要であるという要望の中で、今、各班長さんを通じて申込みを受け付けておりますが、まだ申込みが21トンぐらいしか来ておりません。

単価的にもkg当たり173円という単価でございますので、非常に有利なわけですが、先ほどありましたとおり、収穫時にきれいなものだけを抽出して収穫する関係上、非常に手間がかかってしまうということもあって農家の方々が敬遠されるという状況もございます。

今後は、基準も若干緩めた形で、単価的にも下がると思うんですが、そういった取組も進めていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

青ユズの議論になりますが、今、課長が答弁されたように1,100分の28トンかというふうなふうに受け取りますが、市長はいろいろ質の問題があるから農家が嫌うというふうに見ています。

当然、その理由もあると思いますが、九州内でも全国的にも質のいいユズを栽培していくということ等の指導も必要だし、取組も必要だと思います。ただ、農家が面倒くさるという意味よりも、質のいいものを狙っていけば、ほとんど曾於市のユズ園は低木の仕立てになっているから案外といいのが努力次第でできると思います。

時期的にも、市長、9月とすれば、ちょうど田んぼに入る前、水田に入る前のち

ようど空いている時間だというふうに考えますし、案外とユズ農家と米農家がダブっている農家もたくさんあると思います、この三百何名の中に。そこら辺りの見解を考えれば、指導や努力をすべきだと。

ただ農家が青ユズは手を出さんのよねというようなふうで行けば、振興、また廃園につながらないと思いますが、課長なり、市長なり、いろいろと見解を答弁してもらいたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

青ユズにつきましては、例年9月の大体20日過ぎぐらいから9月いっぱいという10日間ぐらいの間で集荷している状況でございます。といいますのは、小さ過ぎても農家の方々もなかなか収穫できませんので、ある程度、大きくなってからということで、特に皮を使う商品でございますので、どうしても品質のよいものとなってまいります。

品質のいいものを作る指導をということでございます。栽培ごよみの中にも春の防除というのが一番大事になってきますので、そういった部分をしっかりとまた議連を通して指導体制が必要かなと思うところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

そういうような議論も大いに進めながら、頑張るところは、俗に言うコロナ禍やらアフターコロナやら、曾於市の基幹作業は農業だということ等をまず持っていかなければ、はっきり言ったところは農業以外に何かいいのがあるけというふうに考えますし、マイクを使って言ってみますと、ユズについては、この庁舎ができた昭和57年、このときに記念として、各家庭、各戸数に1本ずつ配って推進してきたもの、ここに来た歴史があるわけです。

だから、言葉は悪いですが、旧末吉町においての施策で、知っているのはユズばかりかという笑い話もあるぐらいですので、これを伸ばして今後の曾於市の発展につなげていかないかんと考えております。そういう意味から青ユズについても対応してもらいたいと思います。

そうすることにより、2番目に出しておりましたが、②について今後どのような対応を考えるかということで、青ユズを出すことやいろんな角度から曾於市のユズというようなPRもなお一層できるんじゃないかと思えます。

いろいろ市長が1回目で答弁されておりますが、PRにつなげる、曾於市のユズを位置づけるという角度からは、市長、青ユズについての見解はどうですか。質問事項が①と②にダブるようですが、市長の見解を。どっちみち、市長もユズ農家と

聞いておりますので、当然、質問と答弁はかみ合うのではないかと思います。

○市長（五位塚剛）

青ユズにつきましては、食彩センターが30トンを確保したいという計画がありますので、当然ながらこれはこれで努力していきたいというふうに思います。

そのほかに、今、言われるように、時期的には9月の末から10月までの間に農家に収益を上げてもらうためにも青ユズをたくさん出してもらったほうがいいというふうに思います。

そのために、今、先ほど言いましたようにある企業が青ユズを欲しいということでは言われてきておりますので、その代わりに青ユズが取りやすいような環境づくりをしたいというふうに思います。今後、曾於市のユズをいろんな意味で普及していきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

一般質問で議論すると、ほかの面もですが、コロナ禍で壁に当たって動きが取れないというような内容です。そこらは議論を高めて対応していくこと。必ずコロナ禍は明けるわけですので、それには力を蓄えないかんという考え方の議論です。そういう意味から今後対応してもらいたいと思います。

③でも質問しますが、今、答弁にありましたように、面積が96.7haです。これに対する農家の高齢化率も高いということ等やら、逆に、引き続く後継者的な、果樹園を営営することが苦難な農家も、大体、見渡せば分かるわけです。

それに対する対応を今のうちにしていかないかんということですが、市長が名案でもあるのであればやけど、俗に言う高齢化についていろんな議論はできると思います。

前も言ったように、市外からのIターン等を入れるか、それやら、そのまま同じユズ農家が面積を増やしていくとかいろんな策があると思うんですが、端的に言えば、夫婦でやっている者は旦那のほうがある日突然となると奥さんのほうはなかなか手が出ないということになります。

そこら辺りで、今、収穫時期にはいろいろ人をお願いしているが、それをはっきり位置づける考えはないかと考えています。俗にいう農業公社等にもそういう見解を持ち込むことはできないのか。ほかにあの手この手があれば、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

ユズにつきましては、ある程度、高齢になっても生産できるという話でスタートしてきましたけど、実際に70歳を超えてきて80歳になってユズをちぎるといのは非常に厳しい環境になってきているだろうと思っております。

もし自分たちでユズが収穫できなくなってきたときにシルバーやらユズの同好会のほうにお願いしたらユズ農家はほとんど手には収益が残らない状況です。

要するに、ユズの生産の在り方というのはユズ農家が自分たちで収穫して日当が出るというのが基本的な状況でありまして、人に頼んだら、ほとんど差し引いたら手元に残らない、場合によっては手出しになってくるという状況の中で、ユズの農家の方々が廃園になったり、ユズ畑ごと売却するというのが今出てきている状況でありまして、非常に私たちも苦慮しているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

答弁されたようにそのとおりだと私も見ています。残るものも残らなけりゃ何のためかということになります。それに対して、答弁の中で「廃園対策としてユズ園の取得の助成などを強化していく必要があると考えています。また、収穫・運搬などの重労働の軽減策も今後検討する必要がある」と答弁されていますが、これについてどのように受け取ればいいのか、再度、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この問題が今後課題になってくるだろうと思っております。

まだ確定しておりませんが、ユズ畑を廃園にしないためには、高齢化した人が、ユズ畑、ユズの成木まで売る人とまたそれを買って引き継ごうという農家に対しては両方とも支援しないと私はいけないのではないかなと思っております。

そういうことで、今後、ユズ畑を売る場合は、売り手のほうにも、また買って頑張る人にも支援するという考え方を基本にしながらユズの食彩センターまた同好会を含めてこのことの協議を進めていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

先日、全協でメセナ食彩の令和2年度の決算並びに状況を示されましたが、中身を見て、聞いて、それなりに頑張っているということは、令和2年度の決算ですので、分かりますが、これに輪をかけるというか、今後の問題です。

いろんな手だてを行政がする場合、市長は会長職だということですが、行政側もそれなりの手を打ちながらメセナ食彩のほうで大いに広げてもらいたいし、売上高等も2億2,000万円等々が。前年度より少なかったということでしたかね。

そういうような内容がちゃんと報告されておりますので、タイアップするような形で、行政は、精いっぱい対応、努力をするべきということ等ですが、次に考えるのが、報告の中で、海外輸出、これについても報告がありました。

海外輸出についての報告を市長はどのように取られているのか。もう説明がありましたので、我々議員はある程度聞きました。けど、それに今後なお一層対応せよというような議論です。海外輸出についての見解を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今後、ユズは生産量が増えていきますので、当然、売り先を確保しないと、ユズの生産量、売上げは伸びません。コロナの関係で果汁が今まで予定していた大手のところが見送るという状況が来まして、今、冷凍庫のほうで非常に在庫が増えております。

コロナが落ち着くとまたユズの果汁が出ていこうと思っておりますけど、果汁の売り先を含めて、食彩センターは、今後、相当努力しないといけないだろうと思っております。同時に中国が牛肉を含めて解禁になったときにいろんなまた販路の問題が出てくると思っております。

ユズも将来的には海外も見込んだ取組というのが今後は大事になってくるだろうと思っております。今後、十分検討したいと思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

十分検討するという事で質問を続けますが、本市にはナンチクという立派な国際的な企業があるというふうに考えますと、先般の報告の中で、ナンチクが海外に輸出している分に乗って製品を持ち出したということ等、額が上がった上がらんは別にして、そういう類があれば、現在のユズ製品等もしくは搾汁でも皮でも海外に出せばいいんですが、輸出について、ナンチクは、自社の牛肉、豚肉、それに乗ってユズも一緒に持って出たんだというふうに私は理解していますが、この線をもう一歩強固に進める考えはないかという考えです。

今のところ、ナンチクは独自に輸出していると。ユズはメセナ食彩だからついでに持っていくと。この段階なのか、確認したいと思っております。曾於市の輸出、対策といたしますか、輸出に対する考え方はどうであるか、答弁を求めたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

ユズの食彩センターの社長は、ナンチクの社長が、兼務といたしますか、しておりますので、当然ながら、今、ふるさと納税で牛肉また豚肉を含めて出したときに食彩センターのユズ製品をセットで出しております、そのために非常に売上げが伸びてきておりました。

当然ながら、今後、ナンチクは外国に向けた輸出が具体的に始まっていきますので、その中でも、ぜひ、うちのユズの製品も同時にセットで出してもらるように、またナンチクの役員会もありますので、提案していきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

当然、そういうような流れを切り開いていくというふうに考えます。

それについて、二、三個。輸出については、国・県もしくは自治体、これの協議会なるものが県にはあると思っておりますけど、それには、全然、曾於市としては踏み込

んでいないのではないかなと。

「踏み込んでいますよ。今、始まっていますよ」と言うなら別ですが、踏み込んでいなければ、今後、輸出に対する国・県、自治体、行政に絡めて対応を進めていくべきだと思います。そうすると、当然、民間のナンチクも参画するというような形。

そして、曾於地区内、南九州で考えますと、都城志布志道路の開通を見込めば志布志港が多いに動いていることも今に始まったことじゃないわけです。そこら辺りから輸出に向けた取組をしていかないかと。

どこまで幅広くというんじゃなくて、時代に乗っていかないかと考えれば、輸出に関する国・県と模索して乗っていく考えは見当たらないか、市長の答弁を求めます。

当然、JAが来れば、JAそおでするので、志布志市も巻き込んでいるわけです。志布志市も、そのまま、現在、当然、港を抱えていますから、輸出については我々のいろんな議論の段じゃないと思います。そこら辺りに曾於市も近づいていって乗っていく考えや見解を聞きたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今、曾於地域のお茶農家にも外国に向けたお茶を輸出しておられる方もおられます。今後は国内だけじゃなくて国外へ向けた戦略が必要だというふうに思います。

ただ、そうなったら、当然ながら輸出するための規制が非常に厳しいですので、そこをクリアしていかなきゃなりません。そのことについていろんな問題があると思いますけど、農林振興課長が何か考えているのか分かりませんが、ちょっと発言させます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、市長の答弁にありましたとおり、農産物の輸出というのは、国が農水省の外郭団体でありますJETROという団体がございますけれども、ヨーロッパ辺りに行きますと非常に残留農薬の関係というのは厳しい状況でございます。現在では、お茶の輸出が盛んにされている状況でございますけれども、ヨーロッパ辺りのほうではなかなか弱いという状況でございます。

一番、輸出で中心になってくるのは、今のところ、シンガポールあるいは香港、あと中国、そういったところというのが一番有力な市場なのかなというふうに思っているところでございます。

ただ、ユズの果汁につきましてはまだ引き合いがないということもありまして、品質をどういった形で定めるか、そこがまだ定かでないようでございますので、そ

ういった部分をまた食彩センターとも協議しながら果汁あるいは皮の輸出ができるようになっていけばというふうに考えているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

話を一步進める、議論を進めるという角度から、私の通告はユズ主体ですが、半面、農産物という角度からもやっていくと、今、課長は茶の状況がこうだというふうなふうに答弁されていますが、当然、本市にも茶はありますし、ほかの農産物も海外に出せるというふうを考える。

ただ、ユズだけをやろうとしたらなかなかですねとか農産物にはそれなりの規制があるということになります。私が言いたいのは、それに乗っていかないかと言いたいわけです。さっきから言う乗せないのが分かりません。国・県、そして市町村、民間企業、今、JETROと言うたけど、そういうのに乗っていかなければ道は開けないと。

当然、私がここでしゃべっていることはみんな分かっていることなんです。「考えています」では足が踏み出ませんので、その対策を先ほど言うたように協議会なるもので進めていくと。今後の課題じゃないかと思いますが、市長よりも課長はある程度見通しが利いているわけですので、見解を求めたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

ユズに限らず農産物ということでございます。もちろん、そういった協議会をつくって進めるべきであるという御質問でございますので、各生産者団体、農協、そういうところも含めて、今後、協議を進めていきたいと思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

そういうふうに、前のめりというか、まず足を踏み出すということで期待したいと思えます。

あと、④で市長に質問しますが、先ほどから申しますようにユズといえば鹿児島県では曾於ばかりかと。植えているところがあっても曾於市の96.7haの面積からいうたらここしかないし、ほかの県下43市町村の中で搾汁施設を持っているところはないんじゃないかと。聞いておりませんが。

そういう角度から見れば鹿児島県を代表する。面積だけは九州を代表する。けど、半面、宮崎や大分のほうはそれなりに生産量をあげているわけです。前に私が見たデータでは全国的に曾於市は6番目。大分や宮崎が5番か4番だったんですかね。7番やったか知らんけど。そういうような状況です。

それにはそれなりの取組が必要だと思いますが、今、俗に言えばふるさと納税と

か、もしくはいろんな類いをつくっているわけですので、その辺から全国的なPRはどうかと思いますし、私が見たある道の駅では末吉のユズ製品をばっと並べているわけです。

近隣ですので、あれが外まで並んでいる道の駅みたいなのを見てみたいなのという考えがあります。品目を数えてみれば、二十何種類あります。ユズこしょうとか、そういうのも含んで。それに対する製品の開発をメセナには要求しないのか。今のところでこのぐらいでしかできんという考えなのか。再度、答弁を求めたいと思います。

今ので精いっぱいなのか。思いますね。ほかの全国的な流れを見れば、当然、ユズ製品を外国に出している九州内の企業もあります。そこら辺りを課長はいろいろ調べているから、あれば答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

食彩センターのユズの商品開発、これには、相当、今、力を入れております。今、ゆずせんべいというのを発売いたしまして、非常に好評を得ております。ユズの皮を場合によっては粉末にして、この粉末をうまくまた利用するという方法ができないかということをお願いしております。

今後、ユズのいろんな加工品をしないと私は将来的には全体の量を消化することはできないだろうというふうに思っております。高知県の馬路村という小さな村が、JAさんが中心ですけど、ユズだけで30億円を超える年間の生産高をされておりますので、それから比べたらうちはまだ10分の1ですので、伸びしろは十分あるというふうに思っておりますので、加工に力を入れていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

答弁のとおり、四国の各自治体と比べればかなりのギャップがあるというか、差があります。馬路村ばかりじゃなくて、高知県にも有名なところ、努力している自治体は何か所かあるようです。今後、検討してもらいたいと思います。

あと一点、それに増して、市長の考えを聞きますが、以前から議会にも報告がありました月野中学校、これに対する（株）高富物産の進出等についてどういう見解を持っているか、尋ねておきたいと思います。

当然、一石三鳥といますか、一石二鳥といますか、高富が月野中学校に進出すれば曾於市の農業振興には大いに期待がかかるし、またそれなりのものがあると思いますが、市長の状況並びに見解を聞きたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市内の公共的な施設で休業・休止している施設等がありました。私はこれは地域活性化のために再利用すべきだというふうに思っております。

場合によっては無償譲渡できるものはそういうことも含めてして、地域のために活性化して、最終的には地元の人たちの雇用をしてもらって、また曾於市の農産物をうまく活用してもらおう、そういうのが大事だと思っております。

地域住民の方々がそういう企業が入ってきてもいいよということが基本的に合意できれば市としては大賛成でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

大賛成やら、大歓迎やら、我々曾於市民として、農業振興としてぜひ力を注いで頑張ってもらいたい。高富にも、ぜひ、曾於市に、第2といたしますか、進出的に創業してもらいたいと思います。

次に、教育振興についてということで、①に学校、社会、家庭の教育についてということで答弁を頂いておりますが、午前中の海野議員の質問にも端的に答えられておったので、なかなか質問と答弁がかみ合うんじゃないかという気がします。

そこで、ウィズコロナやアフターコロナにかけて、子供たちがどうやって育つか、もしくは21世紀を生き抜くということで、教育長は教育の質という言葉で答弁されておりましたけど、この質について、再度、教育長、並びに状況を質問したいと思います。

今の子供たちは、見るところ、なかなか覇気に及ばずというような状況ですが、そこをどうするかと。学校教育ばかりではなかなかだなど。

先ほどから言ったように学力の向上が目的じゃないというぐらいの強い言葉も使いながらやっていかんないかんと思いますが、私は、今から先の子供たちが世の中を生き延びるためには、頭のいい者だけじゃなくて、力のある者だけじゃなくて、そのときの周りの変化に対応できる子供たちや青少年をつくらないかんという考えで、日頃、子供たちと接しております。

その辺り、話をしますと、家庭、保護者との教育やら、もしくは地域の教育、これは、昔、三位一体という言葉でずっと教育がなされてきておりましたが、今後、どうするか。

こういう議論をすれば「当然だ。そのつもりだ」ということですが、曾於市内をぐるっと見渡したところ、なかなか三位一体に見えません。特にコロナ禍やからなお見えないのかと言えばそれで終わりなんだけど、このままずっと進んでいくと、学校教育だけは目が届くけど、地域には目が届かないというふうに思います。

端的に言えば、教育の質を高めるのに、地域の教育力、ましてや人間力という形で質問するんですが、再度、教育の質の答弁を求めたいと思います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

まず、教育の質ということは、先ほども申し上げましたが、単純に子供たちの学力を捉えるんじゃないで、子供たちがこれから生きていく時代、多分、我々よりもこれから今学校で育っている子供たちは大変な時代に生きていくと思います。グローバル化はもちろん、世界を相手にして戦っていかないといけないと。日本の未来は本当に今の子供たちにかかっているととっても僕は過言でないと思います。

少し話がありますが、終戦、昭和21年から昭和40年代の初めまで日本の教育予算の国家予算に占める割合は世界1位でした。そのくらい敗戦で敗れた日本は国土がほとんど焼け野原。そこから教育予算を取って今の日本の繁栄を築けたと思っています。

ただ、今、残念ながら、先進国、OECDの中で日本の教育予算の割合はビリです。これからの日本を考えていく上で私は絶対にもっと教育に日本は力を入れるべきだと。

中国も、お隣で、一生懸命、向こうも日本以上の高齢化社会が待っていますので、そういう意味で教育に力を入れている。そういうことを少し私自身も考えながら、曾於市の中でどういう教育をやっていくのか。

本当に学力の問題だけが今クローズアップされています。私はとても残念なことだと思います。我々は人を見るときに多面的に見ようとするはずで、学力一点だけで子供たちが評価されるというのは悲しいなと。

曾於市の子供たちは確かに学力は少しまだ頑張らないといけないけど、本当に挨拶もできるし、一生懸命、いろんなことに取り組んでいると。そういうことを踏まえて、私自身、学校教育や社会教育も含めていろんな分野で、三位一体と言われましたけど、本当に、知・徳・体、そこがバランスよく取れるような教育を進めていきたいと思っています。

特にその鍵になるのは、家庭教育、それから地域の教育力だと思います。今回のコロナの影響がどの程度なのか分かりませんが、大分、子供たち自身は、この2年間、耐え忍んでいる状況がございます。

大人も含めてですが、子供はもっと苦しんでいますので、そういうところを十分考えながら我々大人は教育をしていく必要があるんじゃないかなと思っています。

ちょっと長くなりました。以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

答弁の中の戦後の教育予算が一番多かったという言葉聞けば長岡市の米百俵だなというふうに思います。当然、米百俵というのは今でも新潟県長岡市に生きているもので、これは教育の始まりだと。

そのくらい古きに遡ったような考えも、よく中国の故事に出てくる温故知新的な

教育も必要かなと思います。

その中で、ICTの教育がどんどん進んでいくわけでしょう。それはそれなりのものがあって、それを進めるんですが、日頃、子供たちによく言う言葉、「まず人を知り、人に学び、人を思う」という言葉等を子供たちに端的に話しかけることが通じるような、社会の一員として、大人として子供たちを見れば、人間だから、頭のいい者ばかりじゃないから通じます。

そこら辺りから考えて、一点、質問ですが、予算の中に32万円の予算があるんです。今年予算の中に学校の指導強化の予算。タイトルは何だったですかね。32万円の予算があるはずですよ。書いていたんですが。

後で見れば分かることですが。

ありました。

地域の教育力やら、教材に対しても、当初予算委員会説明資料の590ページですかね、地域学校協働活動事業の32万円という金額はどのような人材なのか。全然、私たち、議員という立場、市民という立場から、この32万円がどのような立場で活動されているのか、謝金がなされるのかが分からないんです。こういう角度から子供たちの指導、児童生徒の指導をできるのかなど。確認で答弁を求めたいと思います。

○社会教育課長（内山和浩）

多分、鹿児島地域学校協働活動というもののうちの地域学校協働活動という事業ではないかと思います。

これに対しましては、学校に対する多様な協力活動、学習支援、環境整備、部活指導補助などのいろいろな項目が4項目ほどあります。地域人材育成とか郷土学習というものも入っております。こういったものの登録を地区ごとにしていただきまして活動を行っているものでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

私は所管が違いますので、ぴんときませんが、また後で不勉強な部分は勉強したいと思います。

通告の②に出しておりましたが、先ほども1回目の質問で上げましたように地域コミュニティ協議会、これが、昨年、柳迫、中谷、笠木、2年度分が活動したとなるともう3年度分です。これが理解しにくい点があります。

というのは、ずっと以前から曾於市には「元気だそお」という教育予算がありますよね。地域コミュニティ協議会モデルは総務課から出ていますが、この3地区もしくは今年で3地区設定されている6地区はダブるんだけど、どういうふうに理解すればいいか。60万円もしくは70万円を活動費で使う。一方では25万円以上の「元

気だそお」があると。これの使い道は、使い放題よと。こういうふうを受け取るのか。

私が見渡す24の公民館の中で活発な公民館もあるはずですが、なかなか少子高齢化で活動もできない校区については、ありがたいことだという半面、計画が大変だなと。役員が大変だなというようなふうにも見ております。そこら辺りはどういうふうに。総務課の事業と教育委員会の補助金は一緒にいいのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（土屋健一）

ここで、迫議員の一般質問を一時中止して、10分間、休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時42分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○総務課長（今村浩次）

それでは、先ほどの御質問にお答えしたいと思います。

教育委員会の予算、それから総務課の予算ということでございますけれども、総務課が行っております地域コミュニティ協議会の予算につきまして、若干、簡単に説明させていただきたいと思います。

地域コミュニティ協議会につきましては、公民館組織とはまた別でございますが、自治会加入者はもちろんでございますが、自治会の未加入者あるいは企業、市外に居住してございますけれども企業に勤めている方々、そういう方なんかを巻き込んだ形で協議会を結成していただくというところでございます。

ですので、そもそもの公民館組織とはまた違うということになるかと思っております。ただし、母体といいますか、その基本は公民館を組織している団体等になるかと考えているところでございます。

予算の関係でございますが、総務課で、70万円なり、あるいは60万円なり、モデル地区につきましては、第1次モデル地区を、昨年度3地区、今年度7月に指定いたしましたけれども、また3地区、合わせて6地区に今モデル地区として活動していただいております。

これらの70万円や60万円の予算につきましては、活動費ではなく、地域コミュニティ協議会をつくっていく、新しい組織をつくっていくための運営費といいますか、賃金なり、消耗品なり、備品購入費なり、そういう予算に使っていただくという予

算でございます。

この6つのモデル地区とも、最初の3つのモデル地区につきましては、今年度、地域づくり計画というのをそれぞれの地域でつくっていただきまして、その計画に基づいて令和4年度から実施していただくという計画にいたしております。

今年度指定の3地区につきましては、コロナ禍で、指定後、なかなか活動ができないところがございますけれども、また住民アンケートやまち歩きワークショップ等を行っていただきまして、来年度にかけまして地域づくり計画を作成し、協議会そのものは、今、モデル地区の準備委員会でございますが、準備委員会、設立以前でございますが、準備委員会を経た後に協議会を来年度に設立していただくというようなものでございます。

ですので、総務課といたしましては市民全体を捉えた中での予算というところで計上しているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今の課長の答弁、説明は理解しにくいところがあります。コミュニティ協議会なるものの計画等々を入れると、公民館側の社会教育の部門の「元気だそお」、これと一体化せんなできないもんだろうと思いますが、そこら辺りは計画ばかりでいいのか。今後の対応を見守りたいと思います。

当然、教育委員会としましては地域コミュニティ協議会なるものとばたっとひつつくぐらいの共営でやっていかなければいけないと思っておりますので、当然、参画というか、一緒に抱き合わせた形で準備や対応を進めてもらえればなと思います。

それに対する対応に、それは違いますよと。もしくは、今言っただろんな道具の購入がありますよというようなふうみたいに「元気だそお」とまた別の角度の意味があるのか。あれば答弁を求めたいと思います。

○社会教育課長（内山和浩）

それでは、お答えいたします。

現在、今、迫議員のおっしゃったとおりでございまして、地域コミュニティの準備委員会で立ち上げていらっしゃるものが組織的に固まってまいりますとそこに公民館活動の分も一緒になってまいります。

今後、行革が進んでいく中で地域コミュニティの係とうちのほうの社会教育のほうの公民館のほうの係は一緒の係になって実務をやっていくことになりますので、おっしゃったとおりということでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

今後の対応だというふうにもまた次の機会に議論したいと思います。

次に、③の教育施設の方向で、その方策についてということで答弁を頂いておりますが、スポーツについては先ほども述べましたようにコロナ禍でスポーツ不足が、俗に言う国民や市民の60%以上おると。学校の部活に入っていないのも60%以上と。

いろんな形でスポーツ離れが進んでいます。コロナで進んでいるというのも一口ですが、その中でもうちょっと本市についてはスポーツに対する取組をしなければいけないと思います。今日までスポーツに対するアンケート等が取られているのか、伺いたいと思います。

○社会教育課長（内山和浩）

お答えいたします。

スポーツに対するアンケート調査は行ってないところです。

○18番（迫 杉雄議員）

今後の問題ですので、アンケートはぜひ準備して進めてもらいたいと思います。要望的にもスポーツ振興の立場から。

スポーツという言葉は大体19世紀から20世紀にかけて世界的に広まった言葉だということで、ラテン語の *d e p o r t a r e* という名前で気軽に気晴らしに楽しくというようなのが基でスポーツ化して、今、オリンピックまで発展したんだというふうに理解しております。

そういう意味から、今後、スポーツのアンケート等をしながら頑張ってもらいたいんですが、私が調べたところ、令和3年度曾於市教育行政要覧、それと、2年度がピンクとブルーで中身についてほとんど全く一緒だと。違うのは、3年度には、教育曾於市の沿革だけが盛り込まれて足してあるだけ。先ほどから教育について話をするのは、この中を見て話をしているんです。

これについて、教育長は、今まで私が入るまでにできとった、曾於市に来る前にできとったということも分かりますが、まあ、どげんかしてですね、この教育要覧を再度見直すなり。

これは2冊あります。令和2年度です。平成30年度と令和元年度分も全く一緒です。文章から何から一緒で、今言った沿革だけ。

これについて、今後の曾於市の教育行政の発展を求めるのであれば、せめて、教育長、意気込みだけ答弁を求めたいと思います。

○教育長（中村涼一）

迫議員の御指摘どおり、昨年度と今年度が同じであれば、多分、令和2年度に策定した教育振興基本計画に基づいてある程度作成していますが、それぞれの単年度の成果とかも十分考慮しながら、本来ならば変えるところは変えていく。その辺が

できていないというのは非常に教育長として申し訳なく思っております。

やはり、今回、コロナ禍で令和2年度に策定した教育振興計画もこのままでいいのかという感じがします。この2年間、学校教育もそうですが、いろんな分野でなかなか前進できない状況がある。また、コロナが終息しても、どういうふうに変わっていくのか、その辺が見通せない部分もございます。

そういうことも踏まえてその辺を検討して、それぞれの教育委員会傘下、また状況に応じた計画をつくって来年度はいきたいと思しますので、取りあえずお時間を頂けたらと思います。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

教育長の今の答弁でいいんですが、コロナ禍と今いうスポーツ振興はそれではいかんだろうと。さっき言ったように、オリンピックが開催された年だから、スポーツという言葉が進まないかんという例えからこれをひも解いてみれば、全く一緒、これは大丈夫かよと。オリンピックのオの字もないなという考えです。

あと一点、2番目に②で通告して市長にも答弁を頂きましたが、今後の地域活動に対して、地域コミュニティ協議会とさっき言った「元気だそお」、そして地域づくり等々について市長の答弁を求めたいと思います。市長の所信表明も聞いて見られますので、それに対する市民に対する細やかなところの行政のためにも市長の答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

曾於市民が元気になるのも地域の方々にもいろんな活動をしてもらうというのが私は大事だと思っております。

今後、各種団体、いろんなスポーツも含めて、また民芸的な活動もいっぱいありますので、その方々が世代を超えて継承していくためにも大事な活動であります。そういう方々の支援も、当然、行政と教育委員会も一緒になって進めることが基本だと思っておりますので、今後も支援したいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 2時56分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4、鈴木栄一議員の発言を許可いたします。

○3番（鈴木栄一議員）

無所属自由クラブの鈴木です。

通告しておきました、スクミリンゴガイ、通称ジャンボタニシについて質問します。

ジャンボタニシは食用目的で輸入したものが野生化した外来種であり、防除対象になっています。市内でもジャンボタニシが多く発生して、確認できる地域も年々拡大し、水稻の被害も多くなっていると聞きますので、次の3点について伺います。

- ①3町の稲作面積を伺います。
- ②ジャンボタニシの被害状況を伺います。
- ③防除に取り組んでいる対策を伺います。

以上で1回目の質問とします。

○市長（五位塚剛）

それでは、鈴木議員の質問にお答えしたいと思います。

1、スクミリンゴガイについての①、3町の稲作面積について、お答えいたします。

令和2年産の農畜産物生産実績の数値でお答えいたします。

末吉町437.5ha、大隅町430ha、財部町345.7haとなっており、曾於市全体では1,213.2haとなっています。

1の②被害状況についてお答えいたします。

市内の水田では、おおよそ3割程度で発生が見られるようですが、被害状況については、詳細を把握できておりません。

3、1の③取り組んでいる対策についてお答えいたします。

対策としては、曾於地域技連会で発行しております稲作ごよみの中で6月下旬の防除を掲載しております。また、JAを中心とした稲作育苗講習会や検討会でも防除を呼びかけております。

以上です。

○3番（鈴木栄一議員）

曾於市の面積は390km²で県内で3番目の広さだと思いますが、この稲作面積1,213.2haは県内ですれば何番目ぐらいなのでしょう。お分かりでしたら教えてください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

県内で何番目かというのは把握しておりません。曾於市の総体面積からいきますと、一応、田んぼで登記されている面積は4,451haございまして、そのうちの水稻面積が1,213.2ということでございます。県内でも割と面積としては多いほうだというふうに思っております。

○3番（鈴木栄一議員）

曾於市の面積が県で7番目ということですので、大体、その前後だと思うんですけども、市長が前に曾於市より沖縄へ米を販売しているという話も聞いたんですけども、これは年間どれぐらい販売されているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

あきほなみの種類の米をJAさんを通じて、毎年、約5,000袋をお願いしているところでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

5,000袋ということですか。

続きまして、ジャンボタニシの被害が市内に3割程度見受けられるということですので、この面積1,213の3割といえば相当な被害をジャンボタニシに被っていると思うんですけども、ジャンボタニシの被害状況というのはこれでしか分からないわけですね。現地を調査するとか聞き取り調査というのはされていないのでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

現地へ行っての調査、そういったものは今のところ技連会でもしていない状況でございます。

○3番（鈴木栄一議員）

岩川にJAのだいこんというお店があるんですけども、あそこに私も聞きに行っただんですが、確実に被害は拡大しているということで、農薬の数量も年々売上げが上がっているということでした。これは個人的駆除だけではとても追いつかないんじゃないですかという話でした。

今、インターネットという便利な情報もありまして、近隣の自治体をいろいろ調べてみれば、被害調査、あとは防除のインターネットなんかで仕方も全部方法も書いてあるんですけども、曾於市を見れば、全然、インターネットなんかにはジャンボタニシの情報も何にも載っていないんですけども、これは、今までのとおり調査していないということですので、そういう関係でインターネットの中に載っていないのでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

曾於市の中で、今、出ている地域と出ていない地域がそれぞれございます。

例えば、大隅でいいますと、多いのは月野の地域と恒吉のほう、それから末吉でいきますと大淀川水系のほうが一番多いようです。財部は、蓑原、新田と正部の辺り。

そういったところでの発生が多いようでありまして、端的に申しますと、耕作者の方々はジャンボタニシのいわゆる習性が分かっているという部分もありまして、植えつけて、直後に浅水にして、3週間ほど、もちろんスクミノンの防除もありますけれども、その後は逆に雑草を食べてくれるというところもありまして、逆に、ジャンボタニシとうまく付き合っていくといえますか、そういった考え方の方々もいらっしゃるようでございます。

県内の19市町村の中で発生がないというところはないようでございます。その中で、阿久根市だけがスクミノンの購入に対して助成金を出しているという状況でございます。ほかの市につきましては、発生はあるんだけど、そういった市としての対策は取っていないというのが現状であるようでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

今、課長が言われましたジャンボタニシをうまく利用して雑草を取ると。共存共栄ですかね。その方法は一つの方法だと思うんですけども、それはなかなか難しいと思うんです。

田植えをして、二、三日で行ったら全部なくなっていたとか、欠株になっていたとか。また、植え直しをしてもまた同じ状況が続くということでどうしようもない。頼るのも薬とか農薬に頼るしかないということなんです。

ジャンボタニシというのは1980年に輸入されたという話を聞いて、大体、今から40年ぐらい前ですか。40年と言えば、年齢を考えても市長とか副市長はジャンボタニシを食べたことはありませんか。

○市長（五位塚剛）

私はないんですけど、八木副市長はあるかもしれませんね。

○3番（鈴木栄一議員）

多分、ないという、そういう答えだろうと思っていました。

私も、一般質問に対して田んぼの現地調査に行きまして、ジャンボタニシがいたもんですから、興味が湧いて、好奇心があって、一応、2匹ほど持ち帰って、1日、泥抜きをして食べてみました。

その食べ方も、ジャンボタニシは寄生虫がいるということで、私がいつも見てい

るインターネットで食べ方が書いてありましたので、十分加熱して食べれば大丈夫ですよと書いてありましたので、食べてみました。

食感は、こりこりして、サザエみたいなの感じですかね。ただ、泥臭くて飲み込むことはできませんでした。うまく調理すれば食べれないこともないかなと思いましたが、食用に普及しなかったから何かの原因があったんでしょうね。

今、市として取り組んでいる対策ということで、対策としては1回の回答いただいたこれしか対策はしていないということですよ。

○農林振興課長（竹田正博）

対策といたしましては、こういった稲作ごよみが皆さん方に配られると思いますけれども、この中でジャンボタニシについてはスクミノンを10a当たり1kgから4kg振ってくださいよということの指導がされている。その辺りだけということになっております。

○3番（鈴木栄一議員）

曾於市には農業公社もあり、農業公社に、水田の耕運、田植え、刈り取り、農繁期には1日何回も作業をされると思いますが、中にはジャンボタニシがいる圃場もあると思うんですけど、その場所に行くときに、行くのはいいけど、ほかの圃場に行くときにどのような対策がされているんでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

農業公社のほうにはその辺の確認は取っておりませんが、ジャンボタニシが増えていった経緯というのはそこにあるんじゃないかというふうに言われております。

作業委託が増えてまいりまして、いわゆる最初の田起こし、それから、耕運の際に1回目が終わった圃場からそのままほかの圃場に行ってまた作業を始めるというときにそこから全部タニシが移動してしまっているという状況が増えているのではないかと考えております。

ですので、こういった県の防除所が出しております、防ぐためにはタイヤとロータリーをしっかりと洗って次の圃場に行きましょうと推奨されております。

○3番（鈴木栄一議員）

農業公社は洗浄をすとかそういうことはしていないということなんですけども、苦情やトラブル等はまだ言ってきていませんか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

農業公社のほうでそういった農業公社の作業をしてもらってジャンボタニシが発生したという苦情はこちらには今のところ届いていないところです。

○3番（鈴木栄一議員）

苦情やトラブルがあれば大変だと思うんですけども。

市長にお聞きしたいんですけども、農業委員会より昨年9月に市長への政策提言が提出されたと思うんですけども、どういう内容だったんでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

令和2年の9月30日に提出されておりますが、ジャンボタニシの被害防除対策についてということで、生息している圃場の土壌を災害復旧時に非生息圃場へ移動したと。それから、農業機械が生息圃場から非生息圃場へ移動した。

こういったことがあるので、こういったジャンボタニシの被害防除チームをつくり、軽減する効率的な防除対策をまとめたパンフレットやチラシ等を作成してこういった農業作業を請け負う個人や団体に配付していただきたいという要望と薬剤購入補助金の検討の要望ということになっているところでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

その回答はされたんでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

令和2年の12月15日付で農業委員会のほうに回答書を出しております。

ジャンボタニシの被害防除対策についてということで、農薬を使うのも一つの手法ですが、水田の水管理や収穫後の石灰窒素の投与、それから収穫後のロータリー耕運等による防除効果が期待できるということで、そういった防除対策のチラシの作成や育苗講習会時に指導を行ってまいりますという回答でございます。

○3番（鈴木栄一議員）

回答されたということで、その回答を実際に実行されているんでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

先ほどの稲作ごよみの中の防除、それからこういった県の防除所が出しておりますジャンボタニシによる水稻の被害を防ぐためにというチラシがありますので、こういったものの配付はしているところでございます。

農薬の助成については、今、予算化はしていないところでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

農業委員会と私も同じ補助金を検討してもらえませんかということなんですけども、防除方法は、農薬は石灰窒素散布、冬場の耕運、年間を通して駆除ができると聞きます。局所的な取組では効果は少ない。地域全体での駆除を行うことで、より

増殖を防ぎ、水稻被害を減らす効果があると思います。

鳥獣被害対策やイノシシ対策は補助金が出ています。ジャンボタニシ対策にも補助金または市として何らかの支援はできないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市の全体面積の3割ほどはジャンボタニシの被害があるという報告を今日しましたので、農家から具体的に対策の消毒液を含めたそういう問題が今はまだ来ていないですけど、今後、協議会等もありますので、そこで議論させていただきたいというふうに思います。

○3番（鈴木栄一議員）

農業委員の人たちは地域からそういう要望があって政策提言を上げられたと思いますので、まだ農家の人に来る前に市から積極的に一步前に進んでいただけないかなと思っています。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今年は難しいでしょうけど、来年度に向けてぜひ前向きに検討させていただきたいと思います。

○3番（鈴木栄一議員）

よろしくをお願いします。

前に雑誌か何かで見たときにその記事が気になったものですので、紹介したいと思います。

「政府は、20年度の第3次補正予算と21年度当初予算案にジャンボタニシなどの病虫害対策費を計上。各地域に適した防除体系の実証に取り組む自治体やJA、農家グループなどに対し、農薬の作業員の人件費など半額を補助する。積極的に産地に周知し、活用を促してほしい」という記事を見かけたんですけども、竹田課長はこの記事を読んだことはありますか。

○農林振興課長（竹田正博）

それについては存じ上げております。といいますのは、温暖化の影響で今まで西日本を中心としてジャンボタニシが繁殖していたものが今年度は関東に異常発生しているということも書いてございました。そういったことから国もそういった施策に出てきたんだろうと思っています。

○3番（鈴木栄一議員）

本年は間に合わないと思うんですけど、来年度に向けていろいろ調査していただき、来年度に生かしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
次の本会議は、明日31日午前10時から開きます。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時15分

令和3年第3回曾於市議會定例会

令和3年8月31日

(第3日目)

令和3年第3回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和3年8月31日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 松ノ下いずみ 議員

通告第6 九日 克典 議員

通告第7 今鶴 治信 議員

通告第8 岩水 豊 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	湊合昌昭	8番	今鶴治信
9番	九日克典	10番	伊地知厚仁	11番	原田賢一郎
12番	山田義盛	13番	大川内富男	14番	渡辺利治
15番	海野隆平	16番	久長登良男	17番	谷口義則
18番	迫杉雄	19番	徳峰一成	20番	土屋健一

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 宮迫 勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木 康
主任 富田洋一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市	長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 淳 一
副	市	長 八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副	市	長 大 休 寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総	務	課 長 今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	内 山 和 浩
大隅支所長兼地域振興課長		徳 留 弘	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博

財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 觀 光 課 長	安 藤 誠
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
稅 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	代 表 監 查 員	野 村 行 雄
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	監 查 委 員 事 務 局 長	岩 元 浩
財 部 支 所 建 設 水 道 課 長	上 集 基 志	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第5、松ノ下いずみ議員の発言を許可いたします。

○2番（松ノ下いずみ議員）

おはようございます。コロナウイルス蔓延中でございますので、簡潔に質問していきたいと思っております。

今回は大きく4項目質問いたします。

まず、大きな項目1、男女共同参画について質問いたします。

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されて22年がたちます。今年はジェンダーギャップがマスコミでも相当話題になりました。残念なことに本市での女性議員や管理職の少なさも新聞で報道されました。男女共同参画について質問いたします。

①本市において男女共同参画は浸透していると思うか、伺います。

②市が任命する各委員・審議委員などまだまだ女性の数が少ないように思うが、見解を伺います。

③女性が活躍する社会にするためには何が必要だと思うか、伺います。

大きな項目2、生理の貧困について。一生涯のうち40年ほど女性として付き合いしていく自然の摂理である生理の貧困について伺います。

①コロナ禍で世界でも問題になっているが、どう思うか、伺います。

②学校や公共施設の生理用品の配備について女性団体から要望書も出ているようですが、市としての対策は考えているか、伺います。昨日の質問でもありましたけれども、もう一回、お伺いいたします。

大きな項目3、道路行政について。昨今の国道、県道、市道の損傷は目に余るものがありますが、身近な生活道路においても昼夜を問わず悩まされている市民がおります。

①市道正部・十文字線の2か所の狭窄部設置後の状況と変化を把握されているか、伺います。

②市道上正ヶ峯・阿邪里線でスピードを出して走る車の状況はどうか、伺います。

③民間の分譲地内にある共有地の道路について、関係者で保守・管理してきたが、高齢化で管理が大変になっているところが幾つかあるようです。共有地の道路に生コンなどの原材料支給はできないか、伺います。

大きな項目4、農業公社について。平成31年4月に運営が開始されて、主に農作業の受託事業を展開しておられ、コントラクター事業の準備と順調に運営されているようです。

①最初の計画に上がっていた新規参入者事業の取組は進んでいるか、伺います。

②市長の公約に有機農業のまちを掲げてあるが、公社で有機農業を実践していく若者を育てられないか、伺います。

これで壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、松ノ下議員の一般質問に対して、お答えしたいと思います。

1、男女共同参画についての①男女共同参画は浸透しているかについて、お答えをいたします。

平成29年度に作成した第2次曾於市男女共同参画プランでは、男女とも全ての人が対等な立場で生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指としています。

しかし、男女共同参画という言葉は浸透してきましたが、職場や各種会議の男女参加比率から見てもまだまだ十分とは言えない状況です。

1の②各委員など、女性の数が少ないように思うが、見解を伺うについてお答えいたします。

令和10年度までに女性委員の割合を40%にする目標としており、各審議会や委員会に女性登用を推奨しています。この目標を達成するために今後委員の選定や、委嘱については女性登用をさらに配慮したいと思います。

1の③女性が活躍する社会にするために何が必要だと思うかについてお答えいたします。

女性の積極的登用や職場における男女格差解消に向けた取組、働きやすい職場、環境づくり、休暇や共働きでも育児休暇が取れる環境整備など、事業者との労働者総合の意識啓発がさらに必要だと思います。

2、生理の貧困についての①コロナ禍で世界でも問題になっているが、どう思われるかについてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症は現在も世界各国で発生し、終息が難しい状況であり

ます。新型コロナウイルス感染症は所得、雇用面において私たちの生活に大きな影響があり、世界経済はもとより日本経済も低迷していると思います。

その中で、経済的理由から生活が困窮し、生理用品が購入できない方々がいることは認識しています。

2の②学校や公共施設に生理用品の配備について、女性団体からの要望書も出ているようですが、市としての対策は考えているかについてお答えをいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、生活が困窮する女性が増え、生理用品が購入できない生理の貧困について、今年の春から新聞等で取り上げられており、本市においても女性団体からの相談があったところであります。

本市においては、福祉課及び教育委員会で公共施設や学校のトイレに生理用品を備えることについて検討を行い、配布対象者の範囲や衛生面での管理のあり方に課題があり、検討していく必要があるとの意見が出たところです。

小中学校においては、家庭の生活状況も把握する必要から、児童生徒が養護教諭へ相談できる体制を取っており、生理用品に加え、下着等も保健室に準備しているところです。

3、道路行政についての①市道正部・十文字線、2か所の狭窄部設置後の状況と変化を把握しているかについて、お答えをいたします。

令和元年9月に道路工作物の設置を完了し、2年ほど経過しておりますが、通行車両が多い時間帯は車両を減速させる効果は十分に発揮できると判断しておりますが、全ての車両を減速させることは困難であると判断しております。

3の②市道上正ヶ峰・阿邪里線でスピードを出して走る車の状況はどうかについてお答えをいたします。

令和2年10月に局部改良部分の工事が完成いたしました。車両等も減速して通行していると思われ。その後、沿線住民からの苦情等が寄せられておりませんので、効果は発揮できていると判断しております。

3の③民間宅地分譲地内にある公有地の道路に生コンなどの原材料支給はできないかについてお答えをいたします。

民間で宅地開発した道路はほとんどが宅地を購入した方の共有名義となっております。その道路は私道としてその所有者である分譲主あるいは分譲地の購入者が共同で管理することが一般的です。

曾於市集落道路等整備原材料支給規則では、集落道については、砕石やコンクリート等を支給することはできます。

対象となる集落道は受益者戸数3戸以上で、おおむね100m以上、幅員3m以上となっております。里道や共有名義で地目が公衆用道路であれば支給が可能であると

考えております。

4、農業公社についての①新規参入者事業の取組についてお答えいたします。

農業公社が稼働して3年目を迎えておりますが、現在は作業受託事業を中心に取組んでおります。令和4年度からはコントラクター事業を新たにスタートさせる計画にしており、その後、新規参入者の育成、支援の事業を計画していきますので、現状ではまだ進んでいない状況です。

4の②公社で有機農業を実践していく若者を育てようと思わないかについてお答えいたします。

有機農業を目指すためには、土づくりが大切だと思います。農業公社で新規参入者を育成支援できる体制ができましたら、市の有機センター堆肥を活用した土づくりを基本として進めていきたいと思っております。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

それでは、2回目の質問に入っていきます。

職場や各種会議の男女参加比率から見てもまだまだ十分と言えない状況でありまして、どのところが十分ではないと思われませんか。お伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

それでは、私のほうで。

年に1回なんですけれども、男女共同参画推進状況調査というものがございまして、本年4月1日が調査時点でございますが、現時点で市議会議員の中に何名女性がいるかとか、あるいは、いろんな審議会等がございまして、その中で女性が何名登用されているかという調査を行っております。

その中で目標である40%を超えている審議会等は数えるほどしかございませんので、まだまだ浸透していないという状況かと思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

浸透していない理由としまして、曾於市では学校教育においては男女共同参画の取組は、画一的・計画的に行われていると思っております。問題点としては、社会全体、社会通念、慣習、しきたりなどが平等になっていない、男尊女卑、男女平等の気風が根づいていないように思いますけれども、執行部のほうとしてはどんなふうにお考えですか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

曾於市内において、女性の方が活躍できるような環境づくり、また意識の変化、女性の方でも職場でも各種団体の活動でもいろんな場面でも積極的に女性の方が活躍できるような雰囲気づくりといいますか、意識の変化づくりをもっと行政のほう

が支援することによって女性の方が活躍できるような状況ができるというふうに思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

確かに私も女性の方の意識づくりが本当に大事ななと思っております。地域における活動は女性の方が積極的でありますけれども、リーダーとしての位置に就くことは女性が消極的である。

その理由としては、そういう場がないというか、与えられないのもあるだろうし、そういうところに行って自分の意見を言うということに戸惑いがあるのかなと思っております。

地域では女性の意見よりも男性の意見のほうが重要視されているようなので、会議での女性の参加というのは少ないような気がいたします。市長としてはどんなふうに思われますか。

女性の意見も取り入れてもらえるんですけれども、そういう少ない女性の参加者の中で意見を言われる方というのは少ないように思いますけれども、その点は執行部としても意見を言いやすいようなやり方というのは必要ではないかと思っております。いかが思われますか。

○市長（五位塚剛）

市の職員も男性の職員から比べますとまだ少ない状況であります。しかし、会議等については女性の方々も積極的に参加できるように工夫して参加を求めています。

ただ、地域においては残念ながら男性主導型の会議になっておりますので、そういうところに女性の方がどんどん積極的に参加できるような雰囲気づくりを今後は求めていかないと変わらないのではないかなというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

市長のおっしゃるとおり女性を本当に参加したいというふうに根気強く引っ張り上げていただくのが本当に女性の参加が増えてくるのかなと思っております。

管理側としてはそうやって積極的にされているようなんですけれども、女性の意見も言いにくいというところもありますけれども、そういう会議に参加すること自体、男性の理解や協力がなければできないですし、そういうところ、市長は男性のそういう協力とか理解の程度というのはどのぐらいあるように市長としては思われますか。お伺いします。

○市長（五位塚剛）

各種団体等の役員体制を見ても男性の人たちが非常に多いですので、一つ一つ分析しないと分かりませんが、全体的にはそういう状況になっているというのが実

態でありますので、曾於市内においても女性の人たちが積極的に参加できるように一つ一つの団体も意識の変化をしていただければありがたいなというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

男女共同参画という言葉自体はずっとあるんですけども、本当に女性が意識を変えていかないことには進んでいかないように思いますけれども、女性にしても仕事とか家事とか育児とかを考えたらいまいち積極的になれないと思います。

そのためには男性の理解と協力が不可欠だと思いますし、女性も家族やパートナーに頼って出ていこうという気持ちを持っていただくように、本当に、周知と環境づくり、さっきから言われておりますけれども、環境づくりを徹底して行っていただければ女性の参加というのはもうちょっと増えていくと思います。

人口の半分は女性ですので、女性の声も幅広く聞いてもらい、曾於市発展のために女性の社会参加を増やすように努力して、さっきからしていかなければいけないと言われておりますけれども、本当に努力していただきたいと思います。

そして、生理の貧困に移っていきますけれども、昨日も先輩議員の質問で新年度からの予算に組んでいくと言われていましたけれども、私たち女性としましては生きていくには当たり前のことが今までタブー視されてあまり表には出なかったし、問題視されなかったことだと思います。

女性にとって、生理の前とかは体に不調を来す人が多く、憂鬱な気分になります。その上、生理用品がなかったりするととても不安定になり、ぜひそのところを理解していただきたいと思います。

鹿児島市内では、ある企業は、期間限定ではあるが、生理用品を送ることになっているというニュースもありますし、日置市では県内で初めて学校や公共施設で配付する予算を可決しています。東京都品川区では学校トイレの個室に備えているようです。

曾於市として、新年度予算に組むというのではなくて生きていく上での必需品であるトイレットペーパーと同じような考えでいつときでも早く予算化できないか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

最初、この問題が新聞等で非常に報道されるようになりました。それを受けて私たちも小学校や中学校の実態がどうであるかということ調べて、先生方、養護先生の思いがどうなのかというのをアンケートで調べてみました。

そうしましたら、今のところは、生理用品を含めて下着等も含めて学校のほうでちゃんと準備してありますし、また子供たちの実態がどうであるかということま

ず学校のほうがかむというのが基本だろうということで、まずそういう方々についてはちゃんと提供できるということで、相談しながら、少しずつその人の家庭的な状況や体の状況を学校のほうでちゃんと養護指導の先生がかむということが一番大事だろうということでそのようにいたしました。

今後は、いろんな意味でのことを、今、始まったばかりでありますので、来年度から公共施設を含めて必要となるならばもうちょっとこれを議論して問題が起きないようにしないといけないと思っておりますので、十分議論して体制を取っていきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

昨日の答弁でも子供たちから困っているという声は上がらなかったということですけれども、とにかく繊細な年齢ですので、養護の先生とかはマンツーマンでお話をするとかはされているんですか。お伺いいたします。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

学校においては、今回の生理の貧困ということ以外にも性に関する指導ということで養護教諭が中心となって児童生徒に指導しております。その中でいろんな相談とかそういうのを受けております。

ただ、このことについて個別にいろいろ受けるということはないんですが、今回のアンケートの中で、幾つか何人かの養護教諭の先生からそういう相談を受けたことがあるという、教員のほうからではなくて子供のほうからそういう相談を受けたということは聞いております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当にどこまで配備していいのかわからないと思うんですけれども、私たちの年代になると生理がどうのこうのというのは全然抵抗なく話ができるんですけれども、こういう子供たちというのは、昔とあまり変わらないと思うんですけれども、表立って言えないところがあるのかなと思いますので、学校にそうやって置いてあるのであれば、実験的にでもいいからトイレの個室に置いて様子を見て子供たちの反応を見るということはどうでしょうか。お伺いいたします。

○教育長（中村涼一）

昨日の答弁でも申し上げましたが、トイレに置かないという選択肢を取らないということではなく、今のところ、学校と我々が協議した中では、養護教諭のほうから、学校のほうからはこのほうがいいんじゃないかと。

対症療法的な部分もあるので、できれば、抜本的に、学校としても、コロナ禍の状況下で経済的に困窮している家庭が増えている、そういう中で今のやり方ではな

かなかうまくいかない場合はそういう選択肢もあるのかなと。一応、学校として、我々としても柔軟な対応をしていこうと思っております。

なかなか、議員がおっしゃるとおりまだ思春期の女の子たちなので、昨日、徳峰議員のほうからアンケートをとということで、子供たちに、早速、我々も今検討しているんですが、どういう形で子供たちの意見を吸い上げてそれを生かしていくか、子供たちの側からそういう意見があれば前向きに考えていきたいと思っております。以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当に女性の気持ちを分かっていたら、必要ということですので、本当に前向きに考えてくださるということですので、いつとも早く、せめて学校からでも配備していただけたらありがたいと思っております。子供たちも喜んでいくと思いますので、本当にトイレトペーパーと同じ感覚で配備していただくということを女性の代表として言っておきます。

次の道路行政についてですけれども、正部・十文字線の2か所の狭窄部設置の後、建設課のほうとしては効果は十分に発揮できていると判断しておりますがということでしたけれども、私も何回か通って止まったりして見ているんですけれども、最初のうちは、地元の方たちもやっと対処して下さったと喜んでおられますし、ドライバーのほうも最初は戸惑って減速していたようですが、慣れてくると相手車より早く進入しようとスピードを上げるようになって、狭窄化以前とあまり変わらなくなってきたと地元の方はおっしゃっています。

大型車が通ると巻き込まれそうになると。こういう意見もありました。側溝に段差のできる蓋をかぶせて歩道のようにしてほしいという要望もありましたけれども。

この拡張に関わった人が「最初は本当に皆さんに喜んでもらった。だけど、こんなに大型車がスピードを出して走る道路になると思っていなかった」と物すごく責任を感じておられるんですけれども、こんな状況をどう思われますか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市道の正部・十文字線について、2か所、松ノ下議員も含めて地元から何らかの対策を求められましたので、このような措置をいたしました。通常は全国的に道路が狭いところを広げる方向で基本的には進むわけですけど、今ある道路を狭くして通行車両の減速をさせるという非常にユニークな発想の試みでありましたけど、現状としては、慣れてくると減速しないで通る人もいらっしゃる。これは現状の今の実態だろうと思います。

ですから、今後の対策としては、市民が通る道路であるから、交通安全上、減速

して通行してくださいという、そういう願いを繰り返し、何らかの形での看板を設置するしかないんだろうと思います。

信号機についてはなかなか市で設置できるものではありませんので、その辺りは了解をしていただきたいと思いますが、今後の対策については引き続き担当課のほうでも努力していきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当にスピードを出して走る車にはマナーを守ってほしいというか、ちゃんと守って走る人のほうが多いと思うんですけども、本当に運転者としてのマナーというのを考えてほしいと思います。

正ヶ峯・阿邪里線ですけども、前は大型車がスピードを出して走っていて、地元住民の方が会社と車のナンバーまで調べて当該の会社に苦情を言ったらその会社は通らなくなったということです。

この答弁によりますと、その後、沿線住民からの苦情等は寄せられておりませんということですけども、あそこを通ってみますと、とても走りやすい道路でありますけれども、現在、住宅がどんどん増え続けてきていて地域での通行量も多いようです。住宅のブロック塀には「生活道路です。30kmで走行」という看板が張りつけてありますけれども、全く効果はないようであります。

公安委員会の規制というのもなかなかできないようでありますけれども、この2つの道路に対して、私もいろいろ調べてみたんですけども、国土交通省のスピード抑制対策として非常に効果の高いスピードハンプというのがあって、減速するのに一番の効果があるようです。

両路線で公安委員会でスピード規制ができたとしても、そういういろんな看板を設置されたとしても、今までも看板にも集落道路内でスピードを落としてくださいと書いてありますけれども、一向に改良される点はありませんので、今までの状況からしても難しいような気がします。

そうであれば、市道の管理者である市がスピードハンプを設置すればスピードダウンは必然になると思います。本当にゆっくり走ったら抵抗はないんですけども、スピードを落としたりすごいバウンドして走りにくいということですので、スピードハンプというのを一刻も早く設置できないか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

曾於市内においてそのようなところを設置したところはまだありません。私が知る限り、都城を含めてまだこちらのほうではあまりないような気がいたします。

そのほうがいいのかどうかというのも必ず出てくるというふうに思います。ですから、それをする場合には慎重な判断が必要であるだろうというふうに思います。

阿邪里線におきましては、地元住民から大変苦情がありましたので、拡幅してそれなりの対策をいたしました。それによって、今、市への苦情等はありませんけど、今後の課題として検討させていただきたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

曾於市にとっては小さなことかもしれませんが、そこで生活する人にとっては大きな問題です。しっかりと対策を取って住みやすいところにしてほしいと思います。

本当に集落内は車がたくさん通るといのは誰がどこに住んでも思うことであって、真剣に考えて、住民の方たちが安心して暮らせるような対策をぜひ。

スピードハンプ自体も設置していいかどうか分からないと思いますけれども、減速するには本当に有効な手段かなと思いますので、ぜひ検討させていただきたいと思っております。

次に、生コン支給なんですけれども、私が知っているところで5件か6件の分譲地に住んでいらっしゃる方がいらっしゃるんですけれども、本当に高齢化で維持管理が大変になってどうにかならないかという話をされているんですけれども、今までは、その道路自体は結構道幅も広いし、救急車とかの展開する場所もありますので、どうにかならないかということでやってきているんですけれども、なかなか前に進んでいかないところがあります。

条件によって公衆用道路であれば支給は可能であると言われておりますけれども、共有地である道路は地目を公衆用道路に変更できるんですか。すれば原材料支給というのはできるのか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

公衆用道路として実際に使われているのであれば、ちゃんと申請してもらえば可能だと思いますが、今の規則では3戸以上で100m以上となっておりますので、当然ながら、そこをクリアできない部分があるから現実として進まないんだろうと思っております。

ですから、道路から、私道からそういう公衆用道路は、大体、二、三十mだろうと思うんです。だから、これでいったら公衆用道路になっても生コン材料を含めた支給にならない状況があるからそうなっていると思っておりますので、私たちも、そのことについて、今後、見直しを含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

こういう住宅内の道路で100mといたら大分長い距離になる。そういうところは少ないんじゃないかと思います。でも、実際に住んでいる人というのは、前の時

代に分譲の形なのか、今は、全部、道路からちゃんと整備して行って分譲地となりますけれども、この時点ではこういう分譲で始まったと思いますので、そこは本当に条例を改正するなりして。

住んでいらっしゃる方たちが言われますのは「本当に真面目に生活していて税金もちゃんと納めているのにこういう状態で、どうにかならないか」と言われているので、ぜひ条例改正をして生コン支給でもしていただければ、作業は今の時点で何とかできる年齢でありますので、私たちもお手伝いしながらしていけると思うので、ぜひ生コン支給を本当に前向きに考えてくださればいいと思いますけれども、市長、もう一遍、ちゃんとしますというか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

生コンの支給にしても、私が知っているときはトン当たり1万円前後で生コンが仕入れられておりましたけど、今は2万円近くになっております。

そういう意味では、市の負担も非常に増えてきておりますけど、市民の皆さんたちが安心して生活する上での地域からの要望でありますので、規則を含めて見直しができるものは見直しをして、支援できるものは支援を検討していきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

そこに住んでいらっしゃる方のために本当に前向きに考えてくださって、いつときでも早い支給をしていただければとても喜ばれると思います。

それで、今度やっと。

○市長（五位塚剛）

私の答弁の中で「1トン当たり」と言いましたけど、「 m^3 当たりの単価」でした。

○議長（土屋健一）

続けてください。

○2番（松ノ下いずみ議員）

1 m^3 2万円ということですがけれども、乗用車が通るぐらいだったらそんなに厚くしなくてもいいのかなと思いますが、結構、高齢とかになってくると救急車とかが入ってきたりするので、それなりの量というのは必要になってくると思います。そこら辺も考えて。

本当に生活道路なので、宅配便も来れば、郵便も来れば、いろんな車が入ってきます。誰でも入ってくる道路ですので、ぜひ前向きにしっかりと考えていってほしいです。対策をよろしく願いいたします。

農業公社についてですけれども、本当に今のところ順調に進んでおりますけれども、コロナ禍で農業をしたいという人はたくさんいらっしゃると思います。

若者が入ってくる、移住してくる一つ的手段ではないかと思っておりますけれども、新規参入者の育成支援の事業は、来年度からコントラクター事業が始まりますので、その後となっていますけれども、コントラクター事業と一緒に新規参入者の受入体制というのは計画的に進んでいるのでしょうか。それとも、全然、手つかずなののでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的には計画どおり進んできておりますけど、農業公社の運営については、大休寺副市長が理事長ですので、非常に詳しいですので、答弁させたいと思います。

○副市長（大休寺拓夫）

今の現状をお答えいたします。

計画は5年間計画を立てておりまして、それでほぼ計画どおりに進んでおります。新規参入者についても第4項目ほどに挙げておりますので、コントラクター事業を来年度から正式にスタートさせます。

今年度、農業機械等の導入ということで計画どおり行っておりますけれども、まずコントラクター事業は非常に大きな予算を伴いまして、あと、今、農業者のアンケート調査も行っております。

そういうことで、まずこれを成功させて、それから新規参入の方々を、志布志市がやっておりますので、ああいう形はできませんけれども、いろんな農家に派遣しながらということも構想で考えておりますので、まずコントラクターを完成させてから、その間、我々もいろいろ検討して、その次に対策を練りたいというのが今の現状でございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当に大きな事業であるコントラクターが成功しないことには前に進まないのかなと思いますけれども、前から言っておりますけれども、市に土地つきの家があるということで、それは農業関係にしか使えないということでしたけれども、私の提案なんですけれども、土地と家はあるけど、機械が全然そろっていないということでしたけれども、曾於市には農業も辞めていかれる高齢の方たちもいらっしゃるということで、その方たちからトラクターも中古となれば安いのが手に入ると思います。

そういうのをどうにかして手に入れて、そこに住んで農業をしたいという人たちがいたらそこで農業をしてもらおうということではできませんでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

新規で農業を始められる若い人も実際に出てきております。新しく新規でトラクターを買うとなると安いもので二、三百万円ぐらいからかかりますので、中古品だ

ったら大分安くできます。そのような中古品を購入して与えて農業をしてもらうということについてまだ議論しておりませんでしたので、一つの提案だというふうに思っております。

農林振興課長がどのように思っているか分かりませんので、まず担当課長から答弁させます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、御質問のあった件については農林業体験施設のことだと思います。末吉町に1か所設置しておりますけれども、現状では、ここの使用に関しましては、市外の在住者の方で市内で定住や新規就農を検討している方については最大で2年間お貸ししますよということにしております。

また、曾於高校や森の学校等で農林業体験をする方については1か月単位でという形にしております。

農業機械等につきましては、今、整備しておりませんので、そういった中古の機械等があればそこに配備もできるかと思えます。また、敷地内には農地で活用できる部分もございますので、そういった御希望があれば検討していきたいというふうに思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

曾於市には本当に有機センターにいい堆肥があると思っております。その堆肥を利用して、市長の公約であります有機農業、実践、まずは土づくりからしていくと言われますけれども、実施段階の前として、その土地を利用して有機栽培で野菜を作っていくという。

若い人、最初は何をしていいか分かんないと思うんですけれども、その人が自分で法人を探してそこで働きながら、また自分でも土地をお借りして農業をして、生活できるかどうか分かんないところもあると思うんですけれども、それは支援の仕方次第なんですけれども、農業を始めていくという人の支援になると思うんです。

幾らかの補助金とかをつくっていただいて、新規就農者補助金というのをそちらのほうに回せないのかなと思うんですけれども、若い人も育てたい、有機農業もやっていきたいと思うので、絶対に進めていってほしいと思いますので、その土地を利用してやっていくということは市長は考えられていませんか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

全国的に有機農業の栽培が注目されていると思っております。今、甘藷の基腐病が非常に蔓延しておりますけど、これは、土づくりが欠落しているといえますか、大事な菌までテロンなんかも含めて殺しているんじゃないかなというふうに思いま

す。

そういう意味では、もう一回、原点に返った農業の仕方をやるべきじゃないかなと思っておりますけど、完全に農薬を使わないというわけにはいかないと思いますけど、曾於市は立派な堆肥もありますので、それを生かした有機農業は、十分、私ではできると思います。

曾於市内でそのような形での生育をしている方もいらっしゃいますし、またその技術を持った方もいっぱいいらっしゃいます。そういう方々と一緒になって、曾於市の農業の在り方、有機農業のまちのつくり方といいますか、宣言も可能だと思っておりますので、今後もぜひそういう方向づけで頑張ってみたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

有機農業で作った野菜を道の駅に出荷したりとか、ふるさと納税の一品に加えたりとか、また新しく給食センターもできますので、曾於市の子供たちにぜひ曾於市で作った野菜を食べていただきたく、有機農業は絶対に進めていってほしいと思います。

有機農業は、うちも農業をしていましたけれども、化学肥料とか土の中に入れる消毒とかを使わなかったら本当においしい野菜ができて、皆さん、買いに来られます。

農業はやり方次第でもうかっていきますし、楽しい農業になっていきますので、ぜひ曾於市の有機農業を進めていっていただきたいと思います。そして、若い人をどんどん呼び込んで活性化できるような、そんなまちにさせていただけたらと思います。コロナ禍が終息するまでに準備して、終息したらちゃんとやっていけるようにさせていただけたら曾於市としては発展していくのかなと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、質問者交代のため、10分間、休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時01分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6、九日克典議員の発言を許可いたします。

○9番（九日克典議員）

9番、創政会の九日です。

初めに、コロナ禍の終息が見いだせない状況の中、不幸にも感染された方々にはお見舞いを申し上げます。

つきましては、議長の許可を得ましたので、先日、通告いたしましたとおり、3項目について質問いたします。

1項目め、さきの市長選挙において、3期目、市民の信任を得られ、当選なされました。そこで3期目の政治姿勢をお伺いします。

①所信表明の中にもありますが、本市の5年後、10年後の未来について公約や政策の実現を目指すと述べられています。そこで、示された公約や政策以外の未来図を描かれているか、お伺いいたします。

②人口減少が加速化していますが、一番の要因は何と考えられているか、お伺いします。

③継続とうたっているが、多選とは何期目ぐらいと考えられているか、お伺いします。

④財部高校跡地利活用の問題で8月8日に県知事と会談されたと説明がありました。結果についてでき得る範囲内で説明をお伺いします。

2項目め、地域新興住宅について。

①住宅について、入居条件は点数制で決定されるとお聞きしましたが、その内容について詳細にお伺いします。

②既存の地域新興住宅において人や車の出入り口が私有地を使用している団地があります。市で買い上げて市道にするべきではないか、お伺いいたします。

3項目め、コロナの対策について。

①コロナ禍において他県では子供同士の感染が増えていますが、予防対策は徹底されているか、お伺いします。

②学校応援団の奉仕作業が密になるということで中止になる学校もあります。校庭の草は伸び放題となっていますが、どのように処置されるか、お伺いします。

以上で壇上からの質問とします。

○市長（五位塚剛）

それでは、九日議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と2については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の3については教育長に後から答弁させます。

1、3期目の政治姿勢を問うの①本市の未来図について、お答えをいたします。

今回の市長選挙はコロナ禍での選挙であり、市民の皆様に政策や公約を直接お伝えすることに限界がありました。公約実現を目指すことは当然であります、皆様

の御理解と御協力を頂きながらともに市の将来を考え、魅力ある曾於市をつくってまいりたいと考えております。

1の②人口減少の要因について、お答えいたします。

人口減少の大きな要因は死亡数が出生数を大きく上回ることにより自然的要因と若年層の都市部への流出による社会的要因であると考えております。

1の③多選についてお答えいたします。

いろいろと考え方はあると思いますが、一般的に同じ首長が5期以上再選すると多選と思われるのではないかと考えております。

1の④財部高校跡地についてお答えをいたします。

8月20日に知事、両副知事に面会をいたしました。3期目の就任挨拶と今後の市の事業への協力をお願いをいたしました。

2、地域振興住宅についての①入居条件の点数制についてお答えをいたします。

地域振興住宅の入居条件については、市内に定住する意思のある者など、曾於市地域振興住宅条例第5条の入居の資格を要件としております。

ただし、地域振興住宅入居者選考審査会にて入居者を選考する際に入居順位を定めるために選考基準を設けております。

選考基準は、優先順に①地域性、②子供の人数、③世帯員の人数、④小学生の有無、⑤未就学時の年齢、⑥市外住民登録の長短となっています。

ご質問の点数制については、選考基準の①地域性の中で応募者の希望する地域の優先順位を定める際に校区人口や年代ごとの割合、人口減少状況、地域振興住宅建設実績などを評価項目として地域ごとの評価点数を設定しております。

2の②既存の地域振興住宅における民間所有の土地についてお答えいたします。

地域振興住宅柳井谷団地の共用道路が隣接する民家の所有者名義の土地となっております。経緯については不明ですが、所有者へは来年度以降市が当該地を取得するよう調整する旨を説明し、承諾を頂いているところです。

その他の地域振興住宅の宅地及び共用道路については全て市有地となっております。

あとは、教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

3、コロナ対策についての①コロナ禍における学校の予防対策は徹底されているかについて、お答えいたします。

デルタ株の感染拡大により児童生徒の感染が増加傾向にあります。各学校では危機感を持って今まで以上に対策を取り、2学期を迎える準備をしているところでございます。

対策としては、これまでと同様、感染源や感染経路を断つこと、抵抗力を高めることを重点に指導を徹底してまいります。

各家庭には、家族を含めた毎日の体温計測や風邪等の症状がある場合には、登校を控えること、十分な睡眠の確保やバランスの取れた食事の徹底を繰り返し周知してまいります。

学校内では、手洗い、咳エチケット、清掃、換気等の徹底や、密にならない授業形態の工夫、学校行事の開催等の検討、当面の部活動の対外試合自粛等を通知し、徹底を図ってまいります。

また、今後の感染状況の次第では、さらなる対策を講ずる場合もあると考えております。

次に、3の②奉仕作業の中止による除草作業について、お答えします。

まずもってこれまで学校の除草作業について、地域、保護者の皆様に御協力いただいていることについて教育長として感謝申し上げたいと思います。

学校校庭の除草作業については、年間を通じて各学校に配属している学校主事が対応しています。また、時期によっては、学校の管理職等も対応しているところです。

教育委員会では、学校主事が除草作業をしやすいように、仮払い機を各学校に配備するとともに、作業の効率化を図るため、乗用芝刈り機と軽トラックも3台ずつ購入しているところです。

そのほか、学校の要請に応じてシルバー人材センターへ除草作業を委託しております。

今回のコロナ感染症対策により、奉仕作業を中止した学校もありますが、学校の除草作業は奉仕作業の有無にかかわらず学校主事を中心とした各学校での対応や学校からの要請に応じたシルバー人材センターへの委託で今後も対応してまいります。

以上です。

○9番（九日克典議員）

まず、お尋ねしたいのは、私が質問する前に、市長の公約について、私が公約を持っていなかったもんですから総務課へ問い合わせたところ、提出できないということであったそうです。議会事務局のほうに頼んだら。そういったことですので、どうして提出できなかったのか、理由を求めます。

○市長（五位塚剛）

私の公約のビラが欲しかったら前もって言ってもらえれば差し上げたかったんですけど、そういうことがあったとは知りませんでした。

公約については、基本的には2人の候補者の公約は全てに配付してありますので、

問題ないと思っております。

○9番（九日克典議員）

私が持ち手にならなかったから、総務課のほうは当然持っているだろうということで差し止められたのかなと思って。私はひねくれているもんですから。そういったところで総務課長が止められたのかなと思って。

市長じゃないのですね。そういうことではないですね。お聞きします。

○市長（五位塚剛）

私が止めたわけではありませんけど、前もって言ってもらえれば、私はいっぱい持っていましたので、差し上げてよかったんだと思います。

○9番（九日克典議員）

この交付できなかった理由、それを聞きたいんです。誰か。総務課でしたら、総務課長は御存じないですか。

○総務課長（今村浩次）

私の記憶の中にはそれはないんですけれども、多分、選挙管理委員会のほうに来られたのかなと思いますが、あくまでも、選挙管理委員会につきましては、公正な選挙、公平な選挙を行う事務をすることでございますので、一候補者のそういう公約というのを市の選挙管理委員会から渡すというのはいかがなものかと考えております。

以上です。

○9番（九日克典議員）

市長は公約を実行する中で所信表明の中で述べられております。「職員と一丸となって公約を実行する中で活気ある元気な曾於市を目指す」とありますが、市長と職員が公約を共有してこそ企画立案し、議会で審議・議決されてこそ実現するものと考えますが、いかがでしょう。

○市長（五位塚剛）

できましたらマスクを外して質問してもらえれば分かりやすいんですけど、公約実現にしては基本的には政策を実現していくためには具体的には職員といろいろと検討しなければならない部分が多く出てくるだろうと思います。

引き続き、市民の皆さんの声を聞きながら、また議会とも相談して、特に職員の意見を聞きながら公約実現に進んでいくというのが基本だというふうに思っております。

○9番（九日克典議員）

おっしゃるとおり、公約を役職の市の職員が十分理解しないと公約は実現できないと思います。そのためには勉強会を開いたりして。そういうつもりはありません

か。

○市長（五位塚剛）

公約を予算化する前に、当然、私なりの考え方を市の職員にちゃんと伝えないと実現できないというふうに思いますので、当然ながらそういう研修会を含めた学習会や勉強会というのは大事だというふうに思っております。

○9番（九日克典議員）

ぜひ、公約を、十分、優秀な職員ばかりですので、早急に勉強会を開いて理解させていただけるようお願い申し上げます。

以上、これで終わりますが、次に宅地分譲について。

財部地区等、死亡者数が多い、これはどうすることもできません。出生数を大きく上回っていること、これは曾於市だけに限らず、どの市でもこういうことはあり得るわけです。

そこで、人口減少の要因では、都城市のベッドタウンとして、財部地区、末吉、柳迫地区の宅地分譲を確実に進めてまいりますというふうに所信表明で表明されております。財部地区においては、今、進捗状況はどのような感じですか。お聞きします。

○企画課長（外山直英）

現在、財部地区の分譲地につきましては工事等の入札が終わりまして工事に入る直前という状況でございます。

以上です。

○9番（九日克典議員）

34区画だったんですかね。

○企画課長（外山直英）

24区画でございます。

○9番（九日克典議員）

最初の計画数からするとかなり減ったんじゃないですか。

○企画課長（外山直英）

候補地が1万5,000㎡ありましたので、計画段階では20区画から25区画と報告させていただいておりましたので、その範囲内だというふうに考えております。

○9番（九日克典議員）

私も非常にこの分譲地については期待しているところです。必ず完売すると思えます。

そこで、柳迫住宅、分譲地も計画されているということですが、全部完売しないと次の宅地分譲地には入らないんですか。どうですか。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市の課題は、人口が減少しているという、これが大きな課題であります。そのことによって、国からの普通交付税がここ四、五年の間に4億円程度減少しておりますので、そういう意味では人口を増やすという施策は同時並行でも考えなきゃならない問題であるというふうに思っておりますけど、全て財部地区が完売できてからでないといけないとは考えておりません。

○9番（九日克典議員）

完売しなくても次の柳迫の宅地分譲地に着手するということで理解していいですか。どうぞ。

○市長（五位塚剛）

着手の方法はいろいろあると思うんですけど、当然ながら検討には入るというふうに思います。

○9番（九日克典議員）

柳迫地区は、7区画、何年前でしたかね、分譲地がありました。2年で売り切ったんです。私は公民館の役員さんが非常に頑張ったおかげで7区画全部が完売できたと思っております。

私は一個でも売れ残ったら次の分譲地には移れませんというふうなことはハッパをかけたつもりでありました。そういった意味で早く柳迫は。後に出てきますけども、地域振興住宅は点数が非常に低いということで地域振興住宅はできませんよという話は聞いております。そういうことで早い宅地分譲に取りかかってほしいと思っております。

宅地分譲については以上で終わります。

それから、所信表明で、5年後、10年後というふうに継続の意欲は十分感じられます。何期目をということで、多選というとな5期が多選と思われるということで、市長は、5年後、10年後、10年後はちょうど5期になるんですが、そこまでは頑張るつもりでありますか。意見ををお願いします。

○市長（五位塚剛）

私は今度の市長選挙で3期目の当選をさせていただきましたので、この3期目を確実に市民と一緒に、また議会の皆さんたちと予算の確保をしながら執行していくというのがまず大前提でありますので、次のことはまだ考える余裕がないところでございます。

○9番（九日克典議員）

高校跡地利活用については、知事・両副知事に会ったということで、まずは県からの譲渡が一丁目一番地だと思うんですが、その点はこの話合いの中で出たんです

か。どうでしょう。

○市長（五位塚剛）

今回の知事・両副知事に対する面会は、3期目の当選をいたしましたので、その挨拶と、市のいろんな事業を計画しておりますので、そのことのお願いに上がりました。当然ながら財部高校跡地のことについてもお願いしたところでございます。

○9番（九日克典議員）

7月には結論が出るということでしたが、結論は出なかったんですか。

○市長（五位塚剛）

知事訪問は、藤本副知事も含めて、具体的に県からの財部高校跡地の無償譲渡をできるという確約書ができずと予算を提案することもできないし、また地元説明会も具体的な内容についても説明が不十分であるからそのことをお願いいたしましたら、県から無償譲渡の約束の文書が届きました。

○9番（九日克典議員）

約束の文書というと、正式な文書、譲渡の契約じゃないと思いますが、企画課長は20日の日に、市長が直接会って完全にこれから本格的にスタートできるというふうに説明がありました、跡地利用委員会で。私はそのように取りましたが、企画課長はどういうふうに考えていますか。

○企画課長（外山直英）

20日の特別委員会の中でも申しあげましたけれども、譲渡のほうはまず予算提案をするための条件だというふうに申しあげたところでございまして、同日に市長が知事と面会しておりました。

結果、無償譲渡については県が協力するというような文書を頂いておりますので、このことをもって予算提案について前向きに検討したいと考えているところでございます。

○9番（九日克典議員）

そういった工程で遅れることはないですね。分かりました。

市長は離党されたということで、曾於民報を私は取っております。宮迫議員が私の妹と同期生の関係で取っておりますので。この中の財部高校跡地利用ということで読ませていただきます。

「今後の計画、県から財部高校跡地の譲渡を受けた後、市は令和3年から5年度に22億8,204万円で整備。令和6年度から市は財団法人を設置して業務開始。ただ、当初の3年間は毎年2億円か1億円の赤字になる見通しです。急がば回れ。こうした大きな事業はしっかりした計画の下に着実・確実に進める必要があります」。

私も非常に同感ですので、紹介のみしておきます。

以上で高校跡地利用は終わりたいと思います。

次に、地域振興住宅についてですが、平成20年に開始されて令和3年2月に徳峰議員が質問された際に市長は最低5戸は造りたいと答弁されております。その際、平成17年9月と令和3年2月の小学校児童数の比較で旧3町で726人の減少となっているということが答弁されました。

令和2年度においては9人の申込みがあり、5人が入居可能となり、1人の方が辞退されたと聞いております。5番目と6番目の点数がありますけれども、私は詳細にということをやりましたけれども、校区人口や年代ごとの割合、地域振興住宅建設実績などを評価項目としてというのは、私は150点の満点だと思ったんですが、この点数の配分はどうなっていますか。

○建設課長（園田浩美）

それでは、点数の配分についてお答えしたいと思います。

地域性の選定という形で、まず、6つについて点数をつけているところでございます。

それに地域振興住宅の建設という形でもう一つ加えまして、合計140点満点で地域性の選定をいたしております。

まず、1番目に校区の人口です。それから、校区の人口に対する65歳以上の割合です。続きまして、校区人口に対しまして今度は20歳代と30歳代の割合となります。それと校区人口に対します未就学児の割合、それから、校区人口に対する小学生の割合、それから、過去5年の人口減少率という形で人口に対しては項目を設定いたしております。

最後に、地域振興住宅の建設の実態という形で140点満点でしているところでございます。

以上でございます。

○9番（九日克典議員）

140点満点の点数づけは選考審査会の会員で点数づけをされているんですか。

○建設課長（園田浩美）

これにつきましては、事前に建設課のほうでその割合とかそういうものを示しまして、審査会に提出しているという状況でございます。

○9番（九日克典議員）

審査会は何人でしょうか。

○建設課長（園田浩美）

審査会の組織といたしましては、建設課を担当する副市長、それから建設課長、それに建設水道課長、総務課長、地域振興課長、それと企画課長という形になって

おります。

○9番（九日克典議員）

それぞれの人たちが点数をつけて140点満点ですね。そして、平均点を出してやるわけですか。

○建設課長（園田浩美）

この140点につきましては、先に建設課のほうで点数を出しているところがございます。地域に対しての評価、先ほど申しましたように、人口に対する65歳以上とか、そういうのを全て前もって調べて分かりますので、それについて、順位とか、地域性を評価しているところがございます。

○9番（九日克典議員）

また、返りますけども、令和2年度は9人が申し込まれて5人が入居資格を得られたと。しかし、その中で1人が辞退されたということです。

市長は、最低5戸は造りたいと言われておりますが、その6番目の人が繰り下げて入居できなかった理由は何でしょうか。

○建設課長（園田浩美）

まず、申込みにつきましては、先ほど議員が申しましたように9名でございます。そのうち、建設の予定地としましては、櫛に2戸、それから深川に2戸、それから大隅北に1戸、中谷に1戸という形になっております。

そのうち、深川の方が、今、深川に1戸空き家があるものですから、そちらのほうへどうですかという問合せをしたところ、承諾いただきましたので、6番目の方なんですけども、こちらのほうに行くという形で今なっているところがございます。

以上でございます。

○9番（九日克典議員）

既存の地域振興住宅において、民間所有の土地、出入り口が民間所有の出入り口になっているということで答弁を受けております。柳井谷団地ということで。

これが市道であると、結論、来年度、取得するということで調整いただいて承諾いただいているところなんですということで回答を頂いて非常にありがたく思っているんですが、市道、世代が変わると所有者が変わるということもあります。

そうすると、長崎でありましたけども、不動産屋が取得して、そして、通行止めにして管理料として使用料を取るという事案がありました。去年だったですかね。マスコミでも取り上げられましたけど。

そういった事態が田舎であって、非常に人間がいいですから、そういうふうな事態も考えられますので、次年度と言わずに早急な取得をやられたほうがいいんじゃないかなというふうに考えますが、どうでしょう。

○建設課長（園田浩美）

この件につきましては本当に申し訳ございませんでした。

これについては所有者のほうからも御相談があったところでございます。それについてどのように対応したいかということで課内のほうでも話をし、来年度の予算ではできないかという形で本人にもお話ししたところでございます。

以上でございます。

○9番（九日克典議員）

余計なことかもしれませんが、市道について、今の振興住宅の入り口だけ、そこだけを市道にするんじゃなくて、十分、所有者とも話し合って、希望を取り入れて、そして取得の段階にするようお願いしたいと思いますが、どうでしょう。

○建設課長（園田浩美）

以降は、このようになったことを反省点を踏まえながら進めていきたいと思いません。

○9番（九日克典議員）

くどいようですが、出入り口は市道からわずか非常に短いところから入れるようになっております。コンクリート舗装もされております。その所有者から私が聞いた話では舗装されているところまで希望としては購入してほしいというような感じがありましたので、一応、希望として入れておきますので、よろしくお願ひします。

以上で地域振興住宅のほうは終わりたいと思ひます。

次にコロナ対策について。

子供間での感染が非常に増えていると。本市でも、昨日のFMでしたかね、10歳以下の児童がかかったというふうに聞いております。これは小学生だったんでしょうか。個人情報もありますけども。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

昨日の10歳未満については、県からの情報では、10歳未満という、その情報しか来ていないところでございます。保育所に入っているのか、小学生なのか、まだ保育所にも入っていないのかというのはこちらでは確認が取れていないところでございます。

○9番（九日克典議員）

大変、大切なことだと思います。もし小学生だったら、クラスターとか、非常に危険になるわけです。そういった情報は早く保健所からでも取って対策を取らなければ大変なことになりますので、濃厚接触者でも発生したら。

そういった情報は確実に取るようにどういうふうに考えていますか。お聞きしま

す。教育長でもいい。

○市長（五位塚剛）

昨日の方は県からは10歳未満ということになっておりますけど、当然、今、言われるように小学生であったならばすぐに学校の状況を見て休みを取らなきゃなりませんけど、たまたま今は夏休み中でありますので、今日までは問題ないと思いますけど、当然ながら対策はしなきゃならないと思います。

当然ながら小学生であれば学校と教育委員会を含めて連絡は取れると思いますけど、それはないから、多分、未就学児ではないかなと思っております。

○9番（九日克典議員）

小学生でなくても未就学児だったら保育園に多分行っていると思います。そうすると濃厚接触者になる可能性もあるということで、児童学級もありますが、日中、児童学級で人が何人か集まって面倒を見て、する方もいらっしゃいます。そういうことで非常に気をつけていかなくちゃいけないと思っております。

そういった場合、例えばの話をするといけないんですが、臨時休校になった場合、小学校が。こういった場合において文科省が今ガイドラインを示されておりますね。これは受け付けられておりますか。理解されておりますか。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

文科省から通知が参りましたので、各学校に通知しているところでございます。こちらも把握しております。

○9番（九日克典議員）

曾於市は保健所は志布志保健所が管轄になるんですか。どうでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

コロナの関係につきましては志布志保健所が管轄となります。

○9番（九日克典議員）

志布志、大崎も、旧曾於郡、他人ごとですけども、志布志保健所は逼迫していますか。どうですか。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

この前、先週、志布志保健所のほうにうちの保健師のほうから、以前、1月の頃、大分、コロナが発生したときに応援に行っておりましたが、そういう状況でないかということで保健所のほうに確認したところ、今のところ大丈夫という返事を頂いているところです。

○9番（九日克典議員）

他の保健所では非常に調査など逼迫しているという状況であるということで、調査が行き届かないというようなことが報道されております。そういった休校にならないように願うようなところでございます。

現に今日の新聞でしたが、鹿屋の中学校が部活21人感染で2学年が閉鎖へというふうに載っておりました。中学校1校、2学期が始まる9月1日から3日間、2学年を閉鎖にすると発表しました。8月22日から29日、4つの部活動で合わせて生徒19人と顧問2人の感染が確認されたため、残る1学年は予定どおり使用する。

また、同市教育委員会は、30日までに、一律の全36小中高校に対し、運動会、体育会の延期、規模縮小、修学旅行の10月以降への延期、9月12日までの。

同市は、感染要因は自宅などに集まっての会食となっております。同発表は、クラスターのほか、都城市2人、小林市2人など計27人、宮崎市は25人、県内の累計感染者は5,320人となったと報道されております。

そういった学級閉鎖にならないためには感染を予防するということではありますが、私がちょうど通告したときに南日本にはこのように社会面に載っておりました。

1番です。「教員ら対策に不安」ということで、これも読み上げられたと思えますけども、生徒に手洗いやマスク着用を再三指導するが、全員への徹底は難しいというふうにコメントされております。

それから、文部科学省は「休校は学習や心身への影響が大きい。極力避けるべきだ」と極めて全国に通知と。改めて全国に通知してあるということで、小中学校に簡易キットを配布するが、対策を追加し、難局をしのぐ方針だというふうに書いてありますが、検査の簡易キットは来ておりますか。

○教育長（中村涼一）

まだ文科省のほうからは届いていない状況でございます。

○9番（九日克典議員）

じゃあ、簡易検査キットが幾つ来るかというのは分からないわけですね。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

数とかそういうことは分かっております、検査キットは。今のところ、学校にどれだけ必要かというところを調査しているところでございます。

○9番（九日克典議員）

学校応援団の奉仕作業についてということで詳しく答弁を頂いております。以前にも私も数少ない質問の中でさせていただきましたが、学校応援団も小規模校は大変ですよ。PTA数や児童数が少ないということで、そのとき、非常に、さっきも男女共同参画で同僚の議員が質問されましたけども。女性を差別するわけではな

いです。女性の校長先生やら教頭先生がいっぱいらっしゃいます。何校ほど、今、教頭先生は小中学校にいらっしゃいますか。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

女性の校長先生、それから、教頭先生はいらっしゃいます。校長先生は5名ほどおります。教頭先生は4名でございます。

○9番（九日克典議員）

答弁の中に、言い方は悪いかもしれませんが、学校美化作業というふうになっておったんですが、学校主事が対応しているということで、以前、質問したときは、私の業務は5割ほどが美化作業であるというふうに言われた教頭先生がいらっしゃいました。今、4名の教頭先生がおられるということで、管理職等も対応しているということで、多分、教頭先生のことじゃないかなと思います。

女性の教頭先生は、あまり差別した意味じゃないんですけども、体力的に大変だと思うんです、美化作業でビーバーを使うというのは。そのときに、南さつま市だったんですかね、そういうシルバーが対応しているということで、八木副市長の計らいでシルバーセンターを雇ってもいいということで、特別な配慮で校長先生の配慮ができるということで幾ばくかの予算をつけられたと思うんです。それは記憶されていますか、八木副市長。

○市長（五位塚剛）

曾於市内の小学校で、学校のほうやら、また地域の方々が清掃活動が非常にできないところについてはシルバーをお願いしてやっているところもあります。

○9番（九日克典議員）

学校がシルバーを雇った場合に歳出予算執行の状況調査で何の項目に入るんですか。シルバーを使った場合。節でもいいですけども。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

お答えいたします。

シルバー人材センターにつきましては、委託料という項目で出てまいります。

○9番（九日克典議員）

私は平成29年度を見ているんですけども、委託料というのはどの学校も出ていないです。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

詳細に説明いたします。

令和3年度の当初予算で説明いたしますけども、小学校管理費の委託料、施設管理業務委託料、ここに2項目ございまして、樹木剪定委託料と校庭草払い委託料と

2項目で、樹木剪定が247万円、校庭草払いは78万円、予算化しているところがございます。

○9番（九日克典議員）

多分、八木副市長は忘れていらっしゃるかもしれません。

そういうシルバーを雇って女性の校長が今やっている学校もあります、草刈りを。今度の始業式が始まる前に芝を。私は自分のところだけ言っては恐縮ですが、柳迫については非常に今きれいになっております。これは、多分、校長が娘さんと一緒に芝刈りをしていたんです、ピーバーを使って。あそこも女性の教頭であります。

悪く言っている意味じゃないんです。そういった意味で校長にも負担が来るなどということで、こういうふうな、今、私は古い資料で申し訳なかったですけども、令和2年度からか、その次からでもそういう委託料で対応されているということは非常にいいことですので、これからも。

使わない小学校もあるんですね、委託料を。シルバーを使わない学校もあると思うんです。必ず使わないのがいいんじゃないかと、それだと教頭なんかに負担が来るということで、教頭、管理職が携わることがあるということもありますけども、そういった美化活動も大事ですけども、その時間を子供の時間に充てられて、その方が学力向上につながるというふうなことを申し上げたことも記憶しております。そういったことでこれからもどしどしシルバーを使って校内の美化の整理はやるようをお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（土屋健一）

ここで、昼食のため、休憩いたします。午後はおおむね1時に再開いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時01分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第7、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○8番（今鶴治信議員）

8番、新生会の今鶴です。

議長の許可を得ましたので、私は1項目について質問いたします。

6月議会でも市長の政治姿勢について質問いたしましたが、引き続きこの点を中心に質問させていただきます。

まず、第1に住みよい曾於市をつくる市民の会と市長との関係について伺います。
以上、壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

1、市長の政治姿勢についての①市民の会との関係についてお答えいたします。

私が2回目の市長選挙に立候補する際に、フラワーパーク建設反対の市民の会がありましたからそれを受けて住みよい曾於市をつくる市民の会に引き続き推薦をしていただいた関係でございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

ただいま1回目の答弁を頂きましたので、関連して質問させていただきます。

ただいまの市長答弁にありましたが、2回目の市長選挙に立候補する際に住みよい曾於市をつくる市民の会に推薦を頂いているということで、市長に当選されたとき、私と市長選挙を争われたとき、そして今回の選挙でも推薦を頂いたかどうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

私は前池田市長と市長選挙を戦いましたが、そのときはフラワーパーク建設反対の市民の会というのがありまして、当然ながらそれを公約として実現いたしました。

その後、途中から住みよい曾於市をつくる市民の会というのが引き続き継続した形で組織が立ち上げられまして、今鶴議員、そして今回の上村議員との選挙で市民の会に私を推していただきました。

○8番（今鶴治信議員）

確認でございますが、推薦を頂く支援団体と申しますか、そういう関係で、市長後援会ではないか、伺います。

○市長（五位塚剛）

住みよい曾於市をつくる会というのは文字どおり市民の皆さんたちが安心して暮らせるまちづくりをつくる市民の会でありまして、会長、副会長、また幹事を含めて組織されている組織であります。

後援会も同じような形で組織されておりますけど、ほぼ同じような形で活動されておりますけど、後援会は、事実上、選挙に入った段階のときに後援会活動という形で進んでいるのが実態でございます。

○8番（今鶴治信議員）

その中で、今日の同僚の九日議員からの質問でもございましたけど、私も市長の公約を持っておりますので、その中で、今回、3期目の挑戦ということで市民の支

持を頂いて3期目の市長に当選されたわけでありますが、住みよい曾於市をつくる市民の会と五位塚市長が政策や公約を掲げ、今回、こういう公約ができたと思いますが、この中で、市長からの提案また市民の会からこういうのを市民が望んでいるからという感じでこういう公約ができたのかどうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

市民の会にしても後援会にしても非常に民主的に運営されておりまして、政策的に出す場合は、後援会、市民の会にも提案していただいて議論してもらって確認してもらって進んでいるところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

この中で、継続プラスさらに前進ということで、五位塚市長は子供から高齢者までみんなが元気な曾於市へということで掲げられていますが、この中で書いてあるのは、住みよい曾於市をつくる市民の会が中心になってこれを出しているということで、市長公約と一緒にのだなというふうに感じておりますが、これで間違いないかどうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

このパンフレットは住みよい曾於市をつくる市民の会が会報として出しておりますので、一緒だというふうに認識しております。

○8番（今鶴治信議員）

その中で、今回、私ももうちょっと詳しく通告を出しておけばよかったんですけど、1点ということで、6月議会を振り返って、またそれに関連というのもつけ加えておくべきだったということで、その点は本当に反省しているところであります。

その中で、今、市長と住みよい曾於市をつくる市民の会との関係が既に一心同体というか、そういう感じですのでということが理解できたところでございます。

そのような中で、経過を説明させていただきますと、8月12日に曾於市の臨時会が行われました。その前のたしか8月8日だったと思うんですけど、議長と副議長が私の家に見えられまして、いろいろお話を伺いました。

その中で、その3日ぐらい前に、市長後援会であるのか住みよい曾於市をつくる市民の会か分からないんですけど、前回の6月議会の私の一般質問に対して非常に疑義があるということで倫理審査会に書面を集めて今鶴をそういうことで糾弾しようという動きがあるということで、議長と副議長がその話をされに来ました。その話はその時点で市長は御存じだったかどうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

6月議会の今鶴議員の一般質問については、あの内容は私に対する質問でありましたけど、公平に見たときにあまりにも議会人としてふさわしくないような状況が

あったのではないかなというふうに思っております。

そういうことで、市民の会の方々も議会の状況を見たときに、ちゃんとした内容についての事実確認もない中でのああいふ発言でしたので、市民の会が、議会として、倫理委員会があるわけですので、そこで審議していただきたいという相談を受けましたので、私も了承しております。

○8番（今鶴治信議員）

その経過については私も反論するべきところもあるんですが、流れとしまして、その後、臨時会までは何もなかったんですけど、8月20日のタブレット研修の折に議長より声を掛けていただきまして議長室に伺いました。

その中で、住みよい曾於市をつくる市民の会号外という、こういうチラシを議長から頂いたところでありました。その中で、議長は、倫理審査会の規程が、市民の有権者の100分の1、三百数名でそれが受け入れられるということで、既に三百二十数名かの署名はそろっているという説明でございましたので、非常に私もびっくりしたところでしたが、市長はこの点については把握されていたかどうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

これについては、市民の会の方々が自主的に集められていることでありまして、全て掌握しているわけではありません。

○8番（今鶴治信議員）

その中で、一部、全部は読めませんので、私は非常にこういう内容でいいのかという疑問点がありますので、市民の会の方々はいつも傍聴に来ていらっしゃる、今日も来ていらっしゃると思いますので、少し、その点について、市長また市民の会の皆さんにも弁論させていただきたいと思います。

私が6月議会で質問したところで、市三役が企業を訪問したが、あたかも選挙違反である頃に真実をねじ曲げて質問しています。警察による資料の押収調査が行われると明言していますがということで、そういう事実もないということでしたが、私は、今回、会派を代表して政治姿勢について質問させていただきました。

このことにつきましては、ほかの議員、ほかの市民も、十分、資料押収という言葉は私も国語力が悪かったと思っております。資料の提供のお願いに参られたというのが正確だと思います。

そういうことで、実際、そこの企業に警察が来られて、それを参考資料として協力を願ったということは事実でありますので、はっきりここで申し上げております。

そして、2点目に子牛のモニュメントによるものを私がまた質問しましたが、この点に関しても、議長と副議長が8月8日ぐらいに私に来られたとき、ちょうど私

の知人がほかのことでうちに見えて、そのことについてはちょうどよかったということで詳しく議長と副議長に説明していただきましたので、これもその酒宴の場と書かれておりますけど、事実、市長が施政方針をこの前の27日にされましたとき、市民の小さな声も大切にしながら活気ある元気な曾於市を目指して頑張りますという所信表明でございました。

私も、私に対してこういう話があるんだが、ぜひ議会で取り上げてほしいということで取り上げたことでございました。その中でも、その人にも説明しましたが、私が誤解を招いたのは、直接、寄附者じゃなくて寄附者の知人ということをおけばよかったんですけど、その方が私にお願いがあったということで、そのことに関しましても、私が質問したとき、いろいろ寄附者に話を明文についても、記念の。それは必要ないということであったということで、分かりましたということで、私もそれ以上は質問しなかったところでしたけど、市長は、多分、岩水議員ですけど、以前されたので、何度もするのはいかなものかというニュアンスなふうに関心はありましたけど。この件に関して、市長は、丁寧に、小さな声、大きな声もありますが、応えるべきだと思いますが、この件に対して、済んだことでありますが、誤解されていると思いますので、そういう質問、小さな声でも私が質問に取り上げたことがこれに引っかけると2点目に書いていますので、それについて市長はどうお考えか、伺います。

○市長（五位塚剛）

牛のモニュメントの問題については議会の本会議で詳しく答弁いたしました。今鶴議員は優秀な議員さんであると思いますので、それで十分理解できるというふうに思っております。飲み会の席で聞いた話を本会議で出す、そのことが小さな声を取り上げようという、それは違うのではないかなというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

私の表現が悪かったと思っていますが、今、私にお願いされた方もここに傍聴されています。今の市長の答弁を聞いてどう考えているんですかと、後で伺いますが、市長も、議員時代、田崎町長、池田市長等、ありましたが、私の地区の憩いの森が赤字だということを再三再四にわたって質問されておりました。フラワー公園問題も何度もされておりました。

畑かん問題もいつも必要じゃないかというふうにされておりましたが、その都度、そのときの町長や市長も丁寧に詳しく説明されて、何度もしたからという言葉はなかったと思いますが、疑問点があった場合は真摯に市長は答えるべき立場じゃないのか、伺います。

○市長（五位塚剛）

予算を提案した場合、また人事の議案を提案した場合、我々当局から提案したことについて新しく質問があれば当然ながら詳しく答弁するのは当たり前だというふうに思います。

また、同時に、一般質問の中で具体的に前向きな政策的な提案をされた場合にできる限りのことについて考えを答弁するのも当たり前だと思います。

そういう意味で努力いたしますけど、残念ながら、今鶴議員が質問されるのは、前向きな質問じゃなくて、問題を提起させるような、足を引っ張るような感じの質問になっていたのではないかなというふうに率直に思っているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

振り出しに戻りますが、とにかく三役を通して指名願いを出している企業を訪問したということで、私は、八木副市長、大休寺副市長、どちらが指名委員会の委員長かは知りませんでした、前回で大休寺副市長がその指名委員長だということを知って質問したところでございます。

そういうふうにして警察がどういう理由でそういう参考資料として提供いただいたのか私は分かりませんが、その話を聞いて市長は行かれて、私が寄附は頂いたのかと言ったら頂いていないという最初の答弁でしたが、ある組合がされたということで、それも募金という名前でしょうけど、寄附だったということで、それも市長は最初には答えられませんでした。

そこで、その人たちが自発的にされたのだったらまた分かりませんが、指名委員会の委員長と一緒に来られて、しなくちゃいけないんじゃないかと取られたら地位を利用した選挙運動というふうにとられても致し方ないことではないかと私は思います。

そこで、市長は、私も議事録を読み直したんですけど、「政治活動の一環として私は参りました」と。それは分かります。市長はずっと休みがないですので、そういうことをお願いも回ると思いますが、2人の副市長は公務で行かれたということで、いろいろ災害のそういう説明という話もありましたが、私が頂いた資料にはそういうのは一つも入っていませんでしたので、受け取る側がこれを選挙運動と思えばそういうふうにとれるんじゃないかということで、実際、そういうふうにとられた企業があるということで、それは地位を利用した選挙運動になるおそれがあるんじゃないかという私の質問でありまして、これは私が言っていることじゃなくて、そういうふうにとられるから質問をぜひしてくださいという市民の大きな声で質問したところであります。

それをこのようにあたかも私が捏造して言ったようにしていただくのは心外でありまして、今日、私の支持者も傍聴に来ていただいていますけど、皆さん、私が言

った話ではありません。これはみんな共通の認識として知っていることでありますので、これについて市長はどうお考えか、もう一回、伺います。

○市長（五位塚剛）

私たち、両副市長、特別職でありますので、一年中、いろんな政治活動をするとは、法律上、認められている活動であります。コロナの関係で、昨年、今年を含めて、市の予算を可決していただいた後に通常ならば5月に建設業の方々も集まっていたいて予算の説明をしております。

今回、そのこともできませんでしたし、また昨年の災害についてのいろんな状況も意見交換もできませんでしたので、一緒に企業訪問をさせていただきました。政治の選挙の募金の話というのは一つもしておりません。

基本的には、政治活動の一環、また公務中でありましたということですけど、当然ながら、私たち特別職は、24時間、基本的には公務中でありますので、いついかなるときでも何か起きればすぐに集まって体制をするわけですけど、そういう意味も含めて何も問題はないと思っております。

○8番（今鶴治信議員）

総務課長に伺います。私が事務所にいるとき、消防団長の数名の方から、今回、消防団は選挙活動は控えるという連絡が一斉に来たということで、どうなっているんですかということでありましたので、私も選挙管理委員会に伺いまして、そうしたら総務課のほうで消防団担当の方が出ましたけど、時間を下さいということで、最終的には総務課長からかかってきました。

「総務課長、どういうことなんですか」と言ったら「消防団の地位を利用した選挙運動はできません」ということではありますが、「そうしたら、消防団の制服も着ていない、個人的に自分の知り合いにお願いするのはどうなんですか。消防団以外に」と言ったら「個人的なことは束縛するものではございません」という説明でございました。

消防団員に対しても市のほうからそうやって選挙活動を自粛するよというのが全団長に連絡が行って。特別職の副市長はそのトップであります、公務員の。その方々もお願いはしていないとおっしゃっても、こういう3点セットの後援会加入とか寄附のお願い、それも「勝利に向けて」とかと書いてありますが、明らかに公約も入ってて選挙運動ということは分かることとございます。

それで、3人でそのいろんな農協や商工会とかを回られたということでありませんですけど、そういう入札関係の企業が3人が選挙運動で来られたというふうにとったら、選挙運動の事前運動に、市長は自分のことですけど、副市長は地位を利用した選挙運動になるんじゃないかという疑いがあるんじゃないかということをおは質問

したところであります。この点について副市長はどうお考えか、質問いたします。
大休寺副市長ですけど。

○副市長（大休寺拓夫）

私は指名選考委員会の委員長をしておりますが、ほかの職もいっぱいあります。その中で、今回、企業訪問というのは、いろんな事業等で業者の方々にお世話になっておりますので、そこの挨拶も含めたところの訪問でありまして、決して地位利用ではないと思っております。

○8番（今鶴治信議員）

本人たちは本当に悪気があって計画的にされたと思わず、理解するところでありますが、相手方がどう受け取ったかが大きな問題と思っております。事実かどうかは分かりませんが、市長後援会がその組合から頂いた寄附は返納されたと聞いておりますが、これは事実でありますか、市長。

○市長（五位塚剛）

基本的には、各団体の方々、企業がされたり、個人がされている、それはその人たちの組織の問題でありますので、あなたに今それを答弁する権限は私にはないところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

そこのところは市長も答弁されないですので、私が聞いた範囲では市長後援会から返されたということで、もし先ほどの感じで何も自分に問題や落ち度がなかったら、答弁されていないので想像ではありますが、返す必要はなかったんじゃないかと私は思っております。

そして、3番目に政治倫理条例に基づく審査請求に御協力をということで住みよい曾於市をつくる市民の会がこの文書で署名を集められた。前の2つは、見解のそういうところは、倫理審査会が開かれれば私も堂々と説明する覚悟はあります。

しかし、一番、これが問題であります。「最後にどうしても許せないのが今鶴治信氏の本会議における態度です」と書いてあります。

市民の会の会員は、議会に今日も来ていらっしゃるかもしれませんが、必要以上に私が端末を触っているということで、共産党の、私も取っているんですけど、7月11付の曾於民報のミキノヒトリゴトというところで、私の名前は書いてありませんが、明らかに私のことを書いてあります。

その全文は読みませんが、最後に「タブレットへ一旦書き込んだものは公文書だ。どのような書き込みがあるか、文書開示請求で調べれば分かる」というようなことが書いてありますけど、私は一切タブレットでこうした事実はありません。

タブレットは、どの議員もですけど、みんな、そのために提供していただいております。

りますので、ずっと動かさなかったら画面が真っ黒になります。そして、タブレットは熱心な人は熱心なほど触ると思います。それをあたかも。

ここの議場改修はもうすぐ始まりますが、ちょうどここの2回目の質問の後ろが私だから、カメラにはほとんど私しか映らないんですよ。それでほかの議員と比べて私がよく触っているように、そういうふうに書かれたら、そういうふうインターネット中継を見たら思われると思います。

こういう何の何月議会で私が何をしたという証拠もない、こういうのに基づいて320名の方が私に対して倫理審査会に許せないということにかけて。この文章は市長は読まれましたか。

○市長（五位塚剛）

民報に書かれていることについて、私も読んでおりますので、見ております。また、今回の市民の会の政治倫理条例に基づく審査請求についての文章も見ておりません。

○8番（今鶴治信議員）

まだ倫理審査会に出されていないところでありますので、ここで空想論で言うのもいかなものかと思いますが、しかしながら、既に、3番目の私がタブレットを不正に利用しているということで、これが倫理条例の条例第3条1に定める議員の品位、名誉を損なう行為により市民の議会に対する信頼を損ねられたということで私の倫理審査会に署名を集められたということで、こういう議会制民主主義の中で私も表現の仕方がうまく伝わらなかったことは分かるんですけど、事実関係を述べているので、うそは言っておりません。

そして、このタブレットは、本当に事実無根の、私がやっていないこと、罪を捏造しているような内容であります。これは、市長の本当に公約を一生懸命書かれた、そして、こうやって一議員を、私は代表して質問しているだけで、ほかの人もみんなこの内容にしては分かっていることでございます。

このモニュメントに対しては私の支持者の方がどうしてもこれを言ってくれということで市民の声として取り上げたことであります。

そういう、あたかも、市長後援会じゃないけど、市長支援団体が一議員の意見を封じ込めるような、こういう運動に対して市長としてそこはやり過ぎじゃないとかそういう意見はなかったのかどうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

6月の一般質問を受けまして、あれは私に対する今鶴議員の質問でありました。会派の皆さんたちの声だというのは私は分かりません。しかし、あの内容は明らかに私的には名誉棄損的な内容の質問だったというふうに思っております。

ですから、議長に私たちが場合によっては私の名前で倫理委員会に基づく審査のお願いをしましょうかというふうに申し出いたしましたけど、それはできたらやめていただきたいということでありましたので、市民の会の皆さんたちがこのことについて受け止めてされました。

ただ、当然ながら、今鶴さんは問題ないというふうに言われておりますので、当然、署名が一定集まれば議会のほうに提出されるだろうと思います。そうなれば、当然ながら倫理委員会において今鶴議員は堂々との間の発言を含めてタブレットの問題も含めてはっきりとすればいいことであって、それ以上のことについて私がコメントする権利も何もありません。

○8番（今鶴治信議員）

私も、3番目のあたかも私がタブレットを不正に利用しているということのこれに対する署名も含めて320名でありますので、この分に対して、もし倫理審査会上がってきた場合は法的措置を取らせていただきたいと思っております。

本当、市民の会の一議員に対する言論弾圧と捉えても致し方ないことじゃないかと思っております。議会制民主主義の中で、ちょっと表現の語弊が市長に対してあったかもしれませんが、私は事実を述べたことでありまして、市民の会の方々も市長の親代わりでございます。

そうしたら、私を責める前に、市長に、李下に冠を正さず、疑いのあるようなことは控えるべきじゃないかというふうに市民の会の方々が言わなくちゃいけないんじゃないですか。

そして、市長もそういう気はなかったかもしれませんが、トップにある人は真摯に常にそういう誤解を招かないように。それは私たち議員そのものもそういうことであります。

そういうことで、実際、昨日もそういう話はしないかと思いましたが、昨日も前議長の原田議長と副議長の山田議長で。伊地知副議長もいらっしゃいました。この件についていろいろ話もしましたが、私も議員としてこれだけは言わせてほしいということで今日は上がっておりますけど、その中で、一般質問も取り辞めるべきじゃないかという意見でありましたが、そういう意見もありました。

そして、全員協議会でもございましたが、議長と副議長による私の議事録の取消し、そして、この間についてもいろいろその人たちの考えもありますので、多くは言いませんが、本当、自由に私が実際に曾於警察の方が資料の提供を求めに来られたということを私が議会で言って、都合が悪いことだったらこういうふうにしてつるし上げみたいにするのかなということ、私はある種の言論弾圧じゃないかと思っております。

市長選挙前に私のそういう質問が気に障ったというか、そういう感覚は分からないでもないですけど、しかしながら、1万95人の方は市長を信用されて3期目を託されたんです。

私も、今回、こういう質問は本当はしたくなかったんでありますが、本当はいろいろ書きたかったんですけども、私も感情的になって1項目しか挙げていません。できれば、今日を最後に私も政策提言型の質問をしていきたいと思っております。

そこで、私たち議員は倫理条例を制定しました。今まさに第1号で私とその審査対象になるかもしれません。その点は、審査会にもし上がってきた場合に正々堂々と答えたいと思っております。そして、また最後のタブレットのこういう虚偽のことで倫理審査会が開けるものかどうか、それも疑問に思っているところであります。

最初の提案でございますが、私たち議会もこういうふうにしを正すために政治倫理条例を制定しました。ほかの市町村でも、首長、また、特別、副市長、副町長に対してもこういう政治倫理条例を定めているところもたくさんございます。

市長はそういうふうには自分は間違っていないという考えの下にやっていたら、ぜひ市長自ら市長・特別職の政治倫理条例を制定していただきたいと思いますが、この件についてどうお考えか、伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市の議員の政治倫理条例というのは議会の皆さんたちが取決めをして決めた条例でありますので、それは尊重したいというふうに思います。

私たち特別職を含めた政治倫理条例をつくるということについてはまだ検討していないところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

最後になりますが、本当、私も、この間、いろいろ圧力を感じました。本当は今日はあまりそういうことまで話をしたくなかったところではありますが、事実、私の置かれている立場をここで公にしないと、私は本当に政治倫理条例に第1号でかけられるところまで来ております。

そこで、市長は考えていないということではありますが、今後、先進地等を検討されて、ぜひ自らも政治倫理条例を制定していただいて、何かがあったら市民の皆さんが私みたいにこういうふうにしても正々堂々と答えるべき立場になっていただきたいと思っております。

最後に、もう一点、この点について、今後、考える検討はないか、伺います。

○市長（五位塚剛）

私たち行政に対する監視役は、議会、議員であります。議員を監視するのは市民でございます。当然ながら、議員の皆さんたちが市民のためにどういう活動をして

いるか、どういふための質疑を含めてしているかというのを市民が見ていらっしやるわけでございます。

今回の場合は、どう見ても、私に対するこの問題は、警察も含めて選挙管理委員会も含めて全く問合せもありませんし、そういう事実もありませんでしたので、当然、そのことについて市民の会が政治倫理委員会に市民の声としてお願いするということでもありますので、あとは議会のほうはどういふふうにされるか分かりませんが、そういうふうな流れで行くのではないかなというふうに思っております。

○8番（今鶴治信議員）

これで終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、質問者交代のため、10分間、休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時50分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第8、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○4番（岩水 豊議員）

新生会の岩水豊です。

議長の許可を得ましたので、質問いたします。

昨年、一昨年と梅雨の大雨による災害が市内全域に発生しました。今年は梅雨明けの長雨で災害が発生したようです。6月議会で質問しましたが、市民の反響が多く、再度、災害時の避難場所について伺います。

①各校区の避難所の現状を伺います。

②直近の避難所開設の開設箇所、避難状況を伺います。

次に宅地分譲事業についてであります。

①市が所有している分譲地の現状について、現在の売却状況について伺います。

②定住促進住宅用分譲条例改正の必要性について伺います。

③市営住宅ビューテラス桜ヶ丘団地が完成し、募集が始まっております。桜ヶ丘団地残地の活用策について計画を伺います。

4番目に不要な土地や利活用を終えた市有地の積極的処分について現状を伺います。

最後に、市長選挙ではいろいろな問題が発生し、のぼりの旗の色で批判し合った

り、車が壊されたとか、公務か、私的政治活動か、様々なことがありました。市長選を終えて、これからの4年間の公約と公約実現について、市長選挙の結果、取組についてどのように受け止めているか、伺います。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の質問にお答えいたします。

1、災害時の避難場所についての①各校区の避難所の現状についてお答えをいたします。

通常、開設する避難所については、市内20校区のうち1つの校区に避難所を2か所設置している校区が1つあり、逆に2つの校区で1か所の避難所を共有しているところが1つあります。結果として、市内の小校区と同数の20か所を開設するものであります。

このほかにも屋内37か所、屋外25か所を避難所として指定しており、合計で82か所であります。

②直近の避難所の開設状況について令和元年度から3年間についてお答えいたします。

令和元年度は5回で10日間開設し、避難者数は延べ286人です。内訳として市内3か所に開設したのが3回、19か所に開設したのが1回、20か所に開設したのが1回であります。

令和2年度は5回で10日間開設し、避難者数は延べ710人です。内訳として、市内3か所に開設したのが3回、11か所に開設したのが1回、29か所に開設したのが1回であります。

令和3年度は2回で3日間開設し、避難者数は8人です。内訳として市内3か所に開設したのが2回であります。

2、宅地分譲についての①市が所有している分譲地の現状について、お答えいたします。

現在、販売中の分譲地は大隅坂元地区7区画と大隅南地区9区画です。

また、財部地域の分譲地は造成工事の準備を行っています。販売状況については、数件の問合せもありましたが、大隅坂元地区、大隅南地区ともまだ販売までにはまだ至っていない現状です。

2の②条例改正の必要性についてお答えいたします。

これまでも議会や地域など、各方面から分譲条例の販売区画数の改正や販売価格の見直しの提言を頂いていたことから、総合的に検討を行った結果、条例改正が必要だと判断したところです。

2の③桜ヶ丘団地の残地の活用策についてお答えいたします。

現時点において、活用策はありませんが、有効活用できるか時機を見て判断したいと考えています。

2の④市有地の積極的処分についてお答えいたします。

市の所有している普通財産で貸付以外の未利用地については、当該土地の今後の利用計画等と照らし合わせ、処分可能である土地については、積極的に処分を行っていきたいと考えております。

3、市長選挙を終えての①公約とその実現についてお答えをいたします。

公約2はすぐに実現できるものもありますが、困難な交渉や大きな予算を伴うことにより、その実現に時間を要するものもあります。

議会の皆様と議論を交わし、御理解と御協力を頂きながら確実に前に進めてまいりたいと考えております。

3の2、市長選挙の結果、取組について、お答えいたします。

市民の皆様に私の政策と公約をご理解いただき、当選させていただいたものと認識しておりますので、その実現に向けて努力はしてまいりたいと思います。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、1番目の災害時の避難場所についてお伺いいたします。

私の住んでいる大隅の月野校区であります。市長、前回の議会で質問して、議会だよりに載り、それを受けて校区の皆さん方から多くの反響があって心配する声が聞こえてきました。私とすれば予想以上でありました。

その中で、現在の月野校区の公民館はもともとの避難所として考えたときが260㎡あって70人収容となっていたんです。それが今度の地元の公民館を借りてということになりますと72㎡。面積にすれば4分の1以下です。5分の1とも言えるぐらいの数字の中で今までは70名だったところが18名しか収容できないという状況にあります。

月野校区の特に下のほうといいますか、盆地になっている部分には山腹崩壊危険箇所というのがたくさんあります。ざっと調べたところでも10か所ほどあります、県の防災マップを見たところで。

こういう中で、公約で、市長、市民の命と暮らしを守ると先日もありました。どうでしょう。本庁舎増設部分には一時避難所まであるんです。ということは末吉本庁舎近辺の方々にとっては一時的に避難する場所まで提供してあるわけです。しかし、片や70名まで収容できる施設であったところが今回は18名になったんです。

これは山腹崩壊危険箇所に指定されて避難所に適さないということでもあります。

しかし、先日の新聞でも出ておりましたが、土砂災害特別警戒区域等についてもそれなりの対策工事をすれば指定解除になったりするということでもあります。この努力というのを早急に。

本庁舎の増設はもう決まったわけでありまして。本庁舎近辺の方は一時避難する場所まで提供されているわけでありまして。片や、すんくじらになれば70名収容できた避難所が18名に縮小された。これを改善する努力というのは緊急の課題だと思えますが、いかが考えますか。お伺いします。

○市長（五位塚剛）

月野校区の避難場所の指定を変更した経過は、十分、御理解していると思っております。私たちもこのようになるとは思っておりませんでした。しかし、県から指定区域としては認めないということでありましたので、救急の策として広津田自治会の施設を借りることにいたしましたけど、今の現状をそのまま月野校区のためにしていこうということでは私たちも考えておりませんので、今後、どうあるべきかということを検討させていただきたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

これは6月議会で私が質問いたしました。その間、市長選挙もありました。庁舎の問題も、一応、一段落したと思っております。その中で先ほど言った本庁舎近辺の方には一時的に避難する場所まで提供されるんです。「受け付けない」じゃないんです。市民の方が来たら入れるという一時避難所ということで説明を受けております。片や、こういう状況であります。

6月に一般質問をしました。3か月たっております。その間に市長選もありました。私は今回の所信表明で何らかの方向づけというのをを出していただけるものだろうと期待もしておりました。

ですから、「今後、検討してまいります」じゃなくて、去年、一昨年と大きな避難をする状況になかったところでもあります。これは本当に偶然なことだと思いますが、この現状は打開しなければいけない重要なことだと思うんです、市民の命と暮らしを守るという観点からも。

これは月野校区に限ったことではありません。そういう箇所が何か所かあります。御存じだと思います。これについて早急な対応はできないものでしょうか。そして、検討されると言いますが、具体的にどのようなことをこの3か月の間に考えられたか、その答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

この3か月間の間に月野校区のことを特別にどうするかということは議論しておりませんが、もともとあった避難場所について、県の事業を取り入れて、あそこが

危ないところとして言われておりますので、危なくならないような事業ができないかということについては議論したところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

具体的な議論の成果といたしますか、中途の結果でいいんですが、何らかの方向づけというのは見いだせなかったでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、考えられるのは、県の急傾斜事業でのり面の部分をおっしゃって危険のないようにできないかということについて、今、議論したところでありますので、今後、県とも協議して、事業を取り入れられないか、それをまず優先したいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

前向きな答弁を頂きました。

私が考えるところによりますと、校区の月野校区公民館については山を切って造った場所です。すぐ行けば左側に崖があります。これは人工的に切ったわけですので、簡単に急傾斜とか治山事業という工事には採択されることはないだろうと思います。

これをするのには何らかの別の防災・減災事業とかそういうのを持ってきたりして市で取り組まないといけないのではないかと考えております。ですから、考え方は、県が、国がではなく、市独自でやるための財源確保と方向性も同時進行で検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

旧末吉地区の岩北研修センターのところも県の事業で災害対応を含めた事業に取り組みました。当然、これは県のほうにもお願いして、そのような事業が私は頑張り方によってはできるのではないかと考えております。今後、交渉していきたいと思えます。

○4番（岩水 豊議員）

市が公民館を造るときに人工的に切って造った崖は、そのときは建築基準法とか法令上は問題がなかったのです。ですけど、今になって大きな災害が発生するという事で国も県も基準を見直したわけですから。

ですから、市が取った行動について考えれば、私は、防災・減災債とかいろんなのを活用して市が中心になって進めないと、「県が」と言っていたら結論はいつになるか分からないというような状況になると思うんです。

月野校区だけではなく、そういう箇所については早急な対応をしていただきたい。できれば、新年度に向けて。12月に新年度の予算組みが始まると思います。その辺

の調査を含めた予算計上ということはできないものでしょうか。お伺いします。

○市長（五位塚剛）

同じような状況が末吉の南之郷地区もあります。また、末吉の岩南地区も現状でありまして、非常にたくさんのそういうところがありまして、今言われる減災・防災事業に該当するのかは分かりませんが、そのことについてもまず内部で議論しないと前に進みませんので、予算を12月議会に出すということじゃなくて、これを議論させていただきたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

現在までの避難箇所は70人収容できた場所が18人に減って、片や、末吉本庁近くの方については増築庁舎の2階に一時的に避難できる場所まで準備される。これは住民サービスの格差だと思います。ぜひ、これについては、格差をなくす形で、市内どこに住んでいても同じような命と暮らしを守れるような対応を取っていただきたい。

財政的に厳しい部分もあるかもしれませんが、この前の報告の中でも、実質赤字比率や実質公債費比率、将来負担比率等についても健全であると市長は報告されたわけです。予算が厳しいという話は我々の中では今度はここまで言われれば簡単に理解できる話ではありませんので、強くこれについては要望しておきますので、対応してください。

次に宅地分譲事業についてお伺いいたします。

桜ヶ丘のビューテラスが完成いたしました。その周りに未利用のままの土地が残っております。以前、PFI方式でビューテラス桜ヶ丘団地を造る際にこれについては要望いたしました。残った土地はどうするんだと。そうしたら、まず団地ができてからの話でありますということでありました。

それから、経過、5か月以上、過ぎております。私はここが行政の停滞だと思うんです。残地ができるというのは分かっていたわけですので。一方で、団地ができるときには次のここの活用計画があるべきだと思っています。

無駄なというか、利用しない土地があそこにあって、多くの方々からあそこはどうするんだと。分譲して民間の宅地分譲に使えないのだろうかとか、そういう販売をする計画はないのだろうかという問合せがいっぱいあります。

我々も、まだ決まっていないですがと言え、議会は何をしているんだと。「何をしているんだ。早く。このままで置いて、また草がほこって、やぶになれば下払いをせんならん。費用もかかる」。

できた時点ですぐ次の計画ができるぐらいつくるべきじゃないかと。市の財政負担も要らない。分譲として私は取組が必要ではないかと思いますが、いかがでしょ

うか。

○市長（五位塚剛）

私たちはそのことも前提で桜ヶ丘住宅の整備をいたしました。当然、残地については民間に宅地分譲として提供したほうが良いということもちゃんと議論しております。

ただ、我々行政がこういう事業を進める場合は手順というのがありまして、すぐにそういう同時並行で宅地分譲ができない理由があるんです。これは開発行為の関係がありまして、あと二、三年待ってもらえればその解除に向けてやっていきますので、そのように理解していただきたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

手順とおっしゃいますが、具体的に、担当課で結構ですので、今、手順と言われましたので、どういう手順が必要なのか、教えていただきたい。私とすれば内部で検討を進めていくということは手順とは関係なしにできる話ではないかというのがまず一つあります。ですから、手順というところを議会のほうにも示してください。市民に説明する我々も義務がありますので、お願いいたします。

○建設課長（園田浩美）

それでは、桜ヶ丘団地の件につきまして回答したいと思います。

この団地につきましては、PFI方式で整備された団地でございます。それにつきまして開発行為が必要であるという形で当初計画されていたんですけども、その開発行為が切り堀りが10cm以内だったら必要ではないという形になっております。その部分で開発行為は必要ないという形で今終わったところでございます。

当初、PFIをするときに各業者さんのほうに余剰地につきましても利用できませんかという問合せもいたしました。そうしたときに、そのときの業者さんの回答としましては、今、用地を買って販売するにはリスクが大き過ぎるという回答を頂いたところでございます。そのため、その部分を一応外しまして残りの部分で今の桜ヶ丘団地を造ったところでございます。

それについては、今からまた分譲するとなったときはまた全てゼロからのスタートで開発行為をしなければいけないという形になっております。特にあそこは都市計画区域内ですので、3,000㎡を超えるものは開発行為が必要という形になりますので、その手続が必要になるという形になっております。

以上でございます。

○4番（岩水 豊議員）

消防署の前から丁字路になっていて2つに分かれています。例えば、私がざっと見て、上のほうのセブンイレブン、あそこは3,000㎡あるのかなというような感覚

を持っております。ですから、小規模な計画であれば進めやすいんじゃないかと思っています。

あのままにして、ここ四、五か月たっております。周りの方からすれば古い家を取り壊した時点からの期間を思っているんです、市民の皆さん方からすれば。だから、ずっと置いてあるという感覚があります。

ですから、二、三年と市長は言われますけど、できれば早くそれについては対応していただきたい。固定資産の評価委員会をするなりして、販売できる価格がどうであるかとかを含めて。現状のままでもいいと思います。そして、早くあそこの土地が市有地から外れるようにして、新たな人口増対策にも。

市長、財部の分譲地は考えれば24区画です。ざっと単純に工事費と兼ね合わせれば1区画1,000万円じゃ足りないんです。それだけ元がかかって販売されるわけです。

それを考えたら、あそこ、八合原の桜ヶ丘団地近辺なら、このままでは、私は、民間の住宅を分譲する会社等に処分もできて人口増対策にもつながる、市長の公約の第1弾として新たな最小の費用で最大限の効果ができる人口増対策になると思うんです。いかがでしょうか。検討の余地は十二分にはないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたように私たちはあの地域にPFIで建物を造るときに残地をどうするかというのを議論いたしました。一番いいのは民間に宅地分譲で行って人口増対策がいいだろうということを基本的に決めておりますので。

ただ、先ほど言いましたように手順の関係がありまして、まだ公表できておりませんでしたが、一日も早く市民の皆さんたちにそのような形で分譲できないかということを計画的に進めていきたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

前向きな答弁を頂きました。我々もそういう形での提言を含めて一般質問をしております。中身のある答弁を頂くことを期待しております。

次に、大隅坂元と大隅南地区、両方で分譲された区画は17区画で、今まで、1区画、大隅南が販売されたということで間違いないか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

今、大隅南区画は1区画だけ売れておりますので、間違いありません。

○4番（岩水 豊議員）

今回の条例改正で隣接する2区画まで買えるようにするという形の条例改正になっています。これは、私をはじめ何名かの議員の方々が区画が狭いと、農業用住宅地としては、狭いからという話で再三言ってきたことが、時間はかかりましたけど、

やっと実現されることで、少し前向きになったのではないかと考えております。

私たちは提言的な質問として言っていることでありまして、大隅南地区については、1区画当たりの面積が、地元からの要望ではこれぐらいということであったけど、購入する希望者を考えたらこれじゃ狭いということでは来てきたことではありました。

これについて、今回、こういうことに改正するということが上がっておりますが、以前、議会からもそういう要望があったことはまだ記憶されておられますか。市長、副市長、どちらでも構いませんが、答弁ください。

○市長（五位塚剛）

大隅の南校区については、ほかの宅地分譲よりも非常に広く実際に取ってやりました。これも地域の農家の声も一応聞いたんですけど、そのとき、具体的に提案したときに、そのときからスタートのときにもうちょっと広くして区画を造ってくださいということについては実際に声がなかったんです。整地した中で声がありまして、今、造ってもらっている方も、農業の中心の方ですけど、一番広いところを買ってもらいました。

議会から、その後、広くしてほしいという要望があったのは覚えております。

○4番（岩水 豊議員）

今回、財部地区の分譲地の造成が進んでいるということではあります。造成工事が2億3,000万円余りの金額でたしか3工区で発注されていると思いますが、この分譲地の平均的な1区画当たりの面積と価格はどれぐらいを想定されているのか、お伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

財部地区の分譲地でございますが、全体面積が約1万6,000㎡でございますので、1区画当たりの坪数は100坪から120坪を考えているところでございます。

また、販売金額につきましては坪当たり2万円から2万5,000円ということでは今のところでは設定しているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

といいますと、1区画、200万円から二百五、六十万円、300万円とかそれぐらいで考えているということですね。分かりました。

ここには、大きな投資で、1区画当たりをざっと計算すると先ほど言ったとおり1,000万円からかけてあるわけです。そこを200万円から300万円ぐらいの範囲で造るということで、これは行政ですからあり得るでしょう。しかし、それなりの大きな効果が期待されないといけないわけです。

これは、ある意味、市長に関しては、何年で販売できるか、そういう計画を持っ

てほしいと思うんです。企画課にしても。ただ、残念ながら、坂元地区は、まだ、もう5年以上たちますが、一区画も売れておりません。南地区には1区画しか売れておりませんという形ではなく、売る側もそれなりの計画を持って、民間の不動産屋のノウハウ等を参考にしながら売る努力というのをしなければならないと思います。

造った以上、責任がありますし、人口増対策として造るわけですので、そこに結ばなかったら公約違反になります。そこまでの責任を持ってやっていただきたいんです。我々も期待しているからここまで強いことを言うところであります。

市長、計画を立てられるのでしょうか。それだけ、1,000万円以上かかって造るのを200万円から300万円で売るわけです。だから、それなりの人口増と効果がないことには市民も議会も納得しません。ですから、計画性、1年目でどれぐらい、2年目でどれぐらい、何年で完売するというような計画を立てられないものでしょうか。

土屋議長の近くにできた、名前が出ないんですけど、ほたるでしたかね、あその団地にしてもあつという間に完売になったと私は思っております。ですから、そのような計画を立ててやっていただけないか、伺います。

○市長（五位塚剛）

今回の財部の工業団地の宅地分譲についてはかなり都城市民の方々が関心を持っておられます。私たちもそれ相当の投資をしておりますので、本当に早く売りたいというふうに思っております。できるならば、まだ決定しておりませんが、2年ぐらいの間に完売できればいいなというふうに思っておりますので。

これは私たち行政だけの責任じゃないと思います。議会の皆さんたちの協力も大変必要になっておりますので、議会の協力というのは市民の協力でありますので、お互いにこれを早く売り切りたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

我らにも協力の要請がありました。もちろん我々も努力いたします。現にビューテラス桜ヶ丘団地ができました。三十数戸数の団地です。なかなか埋まりません。私は2人も紹介したんです。2人は入っていただいたんです。担当課の担当職員からはすごく喜ばれました。またおったらぜひ紹介してくださいということで。

我々も近くで見ている施設ですので、必要性ということからも埋めていきたいし、Iターンの方も1人入れました。人口増対策にも貢献したつもりであります。ですから、我々もします。

しかし、今、市長の2年をめぐりして販売したいという強い決意を聞きまして、我々も、これだけの大きな金、予算を執行してする事業としてこれだけの決意を持

っているということについてはすごく感服しております。ぜひ一緒になって完売していきましょう。そのためにもしっかりした対応を取っていただきたいと思っております。

次に「市の所有している普通財産等の貸付地以外の未利用地についての処分計画等と照らし合わせ、処分可能である土地については積極的に処分を行っていきたいと考えております」と。これはすごくいい回答です。そうなんです。しかし、公示してください。どこにどういう土地があってというのを公示していただいて。

以前、岩川小学校ができる近辺に教職員住宅の古いところがありました。いろいろ事情があって売却までは至りませんでした。しかし、私は買いたいという人があって、あっせんもしました。市にもこうして買いたい人もいるんだよということであっせんもしました。結局、成立いたしませんでした。我々も努力いたします。

ですから、そのためにはちゃんと「こういう土地があります。皆さん、要りませんか」という形で価格設定を含めて公示するべきだと思うんです、市民に。そうすれば、その中で必要性を感じて購入を希望される方もいらっしゃると思いますので、早急にこれは工事できるような体制を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。財政課になりますか。対応、市長、担当課のほうからの説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

市が管理している施設について今の状態で放っておくといつまでも有効活用ができませんので、それについても賃借を含めてずっと進めてきております。

市の土地の未利用地分について売却する場合は、現状のまま売却できるのか、ある程度、区画を区切って売却できるか、この辺りを確定しないと前に進めませんので、そのために未利用地の処分についての対策会議を早急につくり上げて市民の皆さんたちに分かるような形でも方向づけをしたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

これは本当は8年前に市長が当選されたときから行ってほしかったことなんです。全然、具体化されてきていないように感じております。ですから、いかに不要な土地を購入しない、そして、いかに、利用しない土地、処分できる土地については処分して、行政として身軽になると。

そういう方法、大きな土地でいえば、胡摩のフラワーパーク跡地を含め、そこだけではなく、市内に点在する市有地についても、建設課である道路の残地を含め、これは逆に言えば今まで我々からすれば行政あるいは議会側も怠慢だったと思います。自らも反省いたします。ですから、もうちょっとこれを積極的に進めていただきたいと思っております。

今回、ありがたいことに月野校区では月野中学校跡を高富物産が購入の方向で動

いてくださることについては、未利用地、中学校が廃校になってから長くたっておりますが、その土地についても利活用の方向が見いだせているところには大変希望を感じておるところであります。

それを含め、他の地区についてもぜひそういうのを早急に対応していただきたい。そして、来年度には予算にはしっかりとそれを出していただければと思っております。

次に、最後になりますが、市長選挙を終えての公約の中で二、三だけお伺いしたいことがあります。

これはチラシのコピーです。その中で出ておる鳥獣被害対策等の公約の中で「鳥獣被害対策を強化します」とあります。これは当然のことではありますが、電柵の補助なり猟友会の捕獲の補助なりということもあります。

今回、7月から、7月に申請があった防護柵を農林振興課で取り扱って。これはあくまで国の事業です。これについて取組がやっと始まったというところですが、鹿屋市等については五、六年前から始まって、あちこち柵で囲いをしているところがあります。

本当を言えば、これについては、もうちょっと積極的な取組、県・国に対しての要望等を上げて。我が地区には非常にその被害に悩む地区が多くなっております。イノシシ被害で農地の放棄地が増えてきている状況にあります。幾ら集約してもイノシシの被害で耐えられないという現状にあります。

市長、これは何らかの強化策というのを市のほうからも含めて対応を考えていただきたいと。こうやって公約に挙げているわけです。公約実現には時間のかかるものもあります。しかし、公約を見た市民はすぐにでもできそうに感じてしまうんです。

もし、先ほどの答弁で「時間を要するものもあります。困難な大きな予算を伴うものもあります」ということであれば、市長選に当選された市長をはじめ、もう一方の候補者にしても「いつぐらいまでにできます」とか「これは時間を要する問題ですからすぐにできません」とかそういう形で書いていただかないと、ある意味、市長だけを責めるわけではないんですが、公約というのはそこだけを市民は素直に受けてしまうんです。すぐできると錯覚してしまいますから。そこについていかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁でお答えいたしましたように、この公約も財部高校跡地についても本来ならば国のプロジェクトチーム的な内容のものであります。これが実現するということは大変な事業であります。ですから、私たちも慎重にしながら実現に向け

て一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思います。

幸いにして森山先生に非常に力を入れていただいておりますので、私たちの鹿児島県だけじゃなくて九州圏内の全体のものとして進めていきたいというふうに思います。

あと、個別的な問題については、当然、新年度予算にすぐ出せるものと十分検討すべきもの、また新たな施策として取り入れられるもの、いろいろあると思いますので、この公約には何年に実現しますというのはいっておりませんが、市民の皆さんたちというのはいくらでもすぐに対応できるものだというふうに期待をもちたいという方も相当いらっしゃると思いますので、私はそういう方々に対して丁寧に説明しながら早く実現するように努力したいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

4年前に当選したときの議会のときも人口増対策は重要課題であるという形で答弁されたんです。しかし、なかなか、分譲事業が、人口増対策を含めた事業になっているわけでありましたが、成果としては私は見えていなかったと思います。

ただ、ほかの振興住宅についても、紆余曲折がありながら、10戸数造りよったのが6戸数になって5戸数になって4戸数になったり、また空き家が出て空き家に入っていたりということをしてしながら、ある一定の成果はあったと思いますが、分譲事業については、

成果もあったところもあります、もちろん。柳迫等は成果がありました。しかし、坂元、大隅南については成果がなかったと言い切っていると思うんです。成果を我々は求めているわけですので、現在までの4年間の公約で人口増対策としていた分譲事業について、この4年間は分譲事業について成果があったと思われませんか。

○市長（五位塚剛）

全て完売できませんでしたが、成果はあったと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

全部で17区画のうちの1区画が売れた。これは1区画売れたという成果であります。しかし、これが成果なんですか。1区画が売れただけなんです。

先ほど財部については2年間で売ると。私が言うのは、大隅南、坂元にしても販売計画というところがずさんであって、1区画を市長は成果と見ているんです。これが成果の評価の基準になりますか。

半数以上が売れてどうか及第点だなという成果だと思うんです。8割売れて成功だったと思うんです。成果だと思います。1区画は成果とは言わないと思います。いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私たちは全体の事業を見ておまして、柳迫区画は7つやりましてすぐに売れました。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

そういう全体で物事をはっきり言ってください。そのように私が2期目でしたのは基本的には宅地分譲事業はちゃんとしているというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

柳迫地区を出して言われるのであれば、柳迫を足して27区画です。27区画のうち8区画しか売れていないんです。50%を達成していないんです。40%に達するか達さないかの数字なんです。これで成果としての評価はできないと思います。

評価できるのは最低でも60から80%を超えないと評価にはなりません。そんなやり方で市政を運営されるというのは我々としては不満があります。ぜひ、その信念を持っていただきたいと思います、売るための努力を含めて。

造るのには売れるプロセスを考えて造らないとこういうことになってしまうと。私はそこを言いたいんです。たった24区画になるのかな。そのうちの8区画しか売れないというのは成果としては我々は受け止められないと思うんです。言い訳にしか聞こえないと思うんです。冷静になってそれを受け止めていただきたい。どうでしょう。もう一回、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

大隅の北校区につきましては地元の地権者の方に無償で提供していただきました。私は非常にありがたいと思っております。残念ながら売買までは行っておりませんが、必ずそういう時期が来るというふうに思っております。

南校区につきましても、いろいろ農業後継者の方が農機具倉庫まで造りたいから2区画が欲しいということが具体的に出てきましたので、そのように条例改正を提案いたします。

柳迫地区につきましては、7区画しましたが、すぐに完売して子供たちがたくさん増えました。

そういう意味では、全体の50%は行っておりませんが、市の職員をはじめ、一生懸命、努力した結果、それが私は努力だと思っておりますので、決して失敗しているとは思っておりませんので、そのように答弁いたしました。

○4番（岩水 豊議員）

努力はもちろん認めます。私が言うのは、冷静になった評価として考えたときに事業の達成度というのがあります。そういうので考えれば。評価があります。我々を見たことがあります、いろんな事業での評価を。その評価として照らし合わせて

見れば評価できる数字には値しないということを言っているわけなんです。

いろいろ工夫されて我々も当初から要望していた区画割の問題等を含めて南校区でやりました。しかし、売れなければどうしようもない。いずれ売れるというような形での予算の歳出の組み方はやめてもらいたい。限られた予算を有効に活用するためにはしっかりと成果を上げるということが必要だと思います。

市長選を終え、今度は市議会議員選挙等を迎えます。我々としてもまた市民のみそぎを受けるわけでありますが、我々も、4年間と4年間の成果、自分の行動というものを見ていただくということを考えておりますので、ぜひ、市長にしても、こういう成果を求める、結果を求める、そして計画をしっかり練るということを要望して一般質問を終わります。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月1日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時39分

令和3年第3回曾於市議會定例会

令和3年9月1日

(第4日目)

令和3年第3回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和3年9月1日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第9 原田賢一郎 議員

通告第10 宮迫 勝 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	渕合昌昭	7番	宮迫勝
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	原田賢一郎	12番	山田義盛	13番	大川内富男
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
17番	谷口義則	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	土屋健一				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（29名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	中村涼一			
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人				
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長	平千力				
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩			
大隅支所長兼地域振興課長	徳留弘	農	林	振	興	課	長	竹田正博	
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商	工	観	光	課	長	安藤誠	
企	画	課	長	外山直英	畜	産	課	長	野村伸一

財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
稅 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	代 表 監 查 委 員	野 村 行 雄
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	監 查 委 員 事 務 局 長	岩 元 浩
大 隅 支 所 産 業 振 興 課 長	高 野 和 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
財 部 支 所 産 業 振 興 課 長	笠 野 満		

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第9、原田賢一郎議員の発言を許可いたします。

○11番（原田賢一郎議員）

おはようございます。

そお幸喜会の原田賢一郎でございます。

議長の許可を得ましたので、順次質問をさせていただきます。

コロナ禍で行われました、さきの市長選挙、激戦を制し3期目の五位塚市政が誕生いたしました。約1か月半が過ぎようとしておりますが、早いもので、出穂期を迎えた周りの田んぼでは一斉に稲穂が出始め、早いところではヒガンバナも咲き始め、朝夕はめっきり涼しくなり、秋の気配さえ感じる気候となってまいりました。

今年も、大きな災害がなければいいがなあと案ずるところでございます。

爽やかな秋を迎えることができることを念じている次第でございます。

私は今回の市長選挙を通じて、多くの市民と接することができ、様々な意見を聞くことができました。

五位塚市政に対しての肯定的な意見もあれば痛烈な批判もあり、様々な意見を聞くことができました。

今回の質問はそれに基づいて、大きく3項目について質問をいたします。

まず1項目め、本庁・支所再編計画についてであります。

①本庁舎増築工事は来年10月をめどに開庁の予定と聞いておりますが、大隅・財部両支所の竣工はいつか。

このことにつきましては、先ほどの徳峰議員の質問に対してお答えをいただいておりますが、私はまた2回目の質問で、違った角度で質問をしたいと思っております。

②3月定例会全員協議会において、組織体制配置計画が示されましたが、このことによって、大隅・財部両支所の住民にとっては非常に不安があります。そのよう

な懸念はないのか、サービス低下にならないのか、本庁並みの支所機能を保持できるのか。

③現在、本庁における林務行政の職員配置はどうなっているのか。

④大隅・財部両支所における林政係はどういう体制になっておるのか。

次に、大きな2項目といたしまして、山間地水田における用排水路の保全管理についてお伺いをいたします。

①大隅町神牟礼地区農業構造改善事業で整備された川路山地区から中須田木へ流れている用排水路の状況を、どう認識していらっしゃるのかお伺いをいたします。

②水路に流れ込んでいる大量の土砂の排除はできないのか。

③今後の対策をどう考えているかをお伺いいたします。

大きな3項目め、繁殖雌牛導入保留対策事業についてお伺いをいたします。

ここで、訂正方をお願いいたします。

3項目めのですね、繁殖雌牛導入保留対策のところ、①令和2年度の繁殖農家戸数と飼養農家戸数となってるんですが、この飼養農家戸数というところを、飼養頭数に訂正お願いします。

それでは、質問を始めます。

令和2年度の繁殖農家戸数と飼養頭数、過去3年間の推移を各町ごとに示してください。

②この事業による、過去3年間の対象農家戸数と対象牛頭数、対象申請件数の実績と決算額を示してください。各町ごと。

③この事業で過去3年間対象牛で補助申請されなかったケースを示してください。各町ごとに。

④補助金交付要件として、5年以上繁殖牛として供用するもの、正当な理由なくして売却した場合、その後3年間は補助金の交付を受けられないとありますが、5年以内に売却された対象牛をどのように確認をしているのか、また、その条件が守られているのかをお伺いいたします。

⑤違反が分かった場合でも、次回の対象牛の補助金を受領しないことで、違反を免れている事例があるようですが、是正すべきではないでしょうか。

⑥この事業の本来の目的は何でしょうか。

⑦今後の対策をどのように考えているのかをお伺いいたしまして、1回目の壇上からの質問とさせていただきます。

○市長（五位塚剛）

それでは、原田議員の質問に対してお答えしたいと思います。

1、本庁・支所再編計画についての①大隅・財部両支所の竣工はいつかについて、

お答えいたします。

大隅・財部両支所ともに、令和7年2月の竣工、令和7年4月の開庁を予定しております。

1の②組織体制配置計画により、両支所の住民にとって、サービス低下にならないかについて、お答えいたします。

全ての市民の皆様が対象となる業務や、市民サービスに直結する窓口業務を支所の業務とすることから、市民環境・保健福祉・地域振興・産業振興・建設水道・教育分野等に関する申請受付・証明書発行・相談受付などの窓口業務は、これまでどおり支所でも対応してまいります。

よって、市民サービスの低下は招かないことを念頭に、必要に応じて、テレビ会議の活用による市民の皆様と本庁職員との直接の対話や、本庁職員が支所に直接出向いて対応するなど、迅速で適切な窓口対応、サービス向上に努めてまいります。

1の③現在の本庁における林務行政の職員配置について、お答えいたします。

本庁の農林振興課内に林政係を置いており、課長補佐1人、職員4人、会計年度任用職員2人の7人を配置しております。そのうち3人は技術職の職員です。

1の④大隅・財部両支所における林政係の体制について、お答えいたします。

平成25年4月1日から大隅・財部両支所には林政係の職員は配置しておりませんが、支所での問い合わせが生じた場合には、本庁で対応してまいります。

2、山間地水田における用排水路の保安全管理についての①大隅神牟礼地区農業構造改善事業で整備された川路山地区から中須田木へ流れている用排水路の状況について、お答えいたします。

昭和41年に完了した第1次構造改善事業神牟礼地区では、圃場整備された川路山地区の農地の排水対策として、県営シラス対策事業須田木地区で整備された用排水路で、事業完了後24年が経過しております。

流末が流れている迫田は耕作放棄地となり、管理が全くされていない状況であります。

山からの崩土により水路が400mにわたり閉塞し、水路側面の管理道路や農地を侵食し、水路内を流れずに耕作放棄地の農地中央部を流れ、耕作されている水田上の休耕地で本来の水路に戻って流下しているような状況であると認識しております。

2の②水路に流れ込んでいる大量の土砂の排除はできないかについて、お答えいたします。

現地を見る限り、本年度に崩壊した土砂ではなく、国庫補助災害復旧事業での申請は不可能であると考えます。隣接する耕作放棄地であることから、補助事業等の活用も取り組めない状況となっております。

今後は、市単独災害復旧事業か応急作業委託で検討してまいります。

2の③今後の対策をどう考えているかについて、お答えいたします。

災害発生年であれば、農地・農業用施設災害復旧事業等の国庫補助制度や、応急作業も起債対象となり、市の負担が軽くなりますが、報告が遅れ過年災となると、市単独災害復旧事業か、応急作業委託で対応するしかなくなりますので、早急な報告が肝要となります。

今回のケースのように、被災に気づかずに報告の機会を逸した場合の対応は、市単独災害復旧事業か、起債対象外の応急作業で今後検討してまいります。

3、繁殖雌牛導入保留対策事業についての①令和2年度の繁殖農家戸数と飼養頭数過去3年間の各町の推移について、お答えいたします。

先ほど訂正がありまして、今、この答弁ではその頭数は書かれておりませんが、2回目以降に畜産課長から答弁をさせます。

平成30年度が末吉451戸、大隅257戸、財部182戸、令和元年度が末吉432戸、大隅231戸、財部171戸、令和2年度が末吉410戸、大隅209戸、財部157戸となっておりますので、頭数は後で答弁させます。

3の②この事業による過去3年間の対象農家戸数、対象牛頭数、対象申請件数の実績と決算額について、お答えいたします。

平成30年度は、末吉が対象農家戸数219戸、対象頭数675頭、そのうち申請戸数205戸、申請頭数575頭で決算額が1,725万円、大隅が対象農家戸数125戸、対象頭数329頭、そのうち申請戸数112戸、申請頭数314頭で決算額が942万円、財部が対象農家戸数122戸、対象頭数168頭、そのうち申請戸数118戸、申請頭数164頭で決算額が492万円となっております。

令和元年度は、末吉が対象農家戸数237戸、対象頭数743頭、そのうち申請戸数214戸、申請頭数618頭で決算額が1,854万円、大隅が対象農家戸数115戸、対象頭数338頭、そのうち申請戸数108戸、申請頭数331頭で決算額が993万円、財部が対象農家戸数130戸、対象頭数172頭、そのうち申請戸数121戸、申請頭数162頭で決算額が486万円であります。

令和2年度は、末吉が対象農家戸数238戸、対象頭数771頭、そのうち申請戸数212戸、申請頭数658頭で決算額が1,974万円、大隅が対象農家戸数112戸、対象頭数349頭、そのうち申請戸数101戸、申請頭数324頭で決算額が972万円、財部が対象農家戸数135戸、対象頭数187頭、そのうち申請戸数128戸、申請頭数180頭で決算額が540万円であります。

3の③この事業で、過去3年間対象牛で補助申請されなかったケースについて、お答えいたします。

申請されなかったケースとしましては、市内全体的に売却予定者が大半を占め、あとは高齢者の方が、5年間供用する自信がない等の理由で辞退されています。また、一部では補助金はいらないということで申請されない農家もおられます。

3の④5年以内に売却された対象牛をどのように確認しているのか、守られているのかについて、お答えいたします。

原則として、売却される場合は本人による申告となっておりますが、市といたしましても、育成牛・成牛妊娠牛セリ市の事前名簿により、対象牛がいないかの確認を行っております。その中で、年間を通して数頭の対象牛が記載されていることがあります。

3の⑤次回の対象牛の補助金を受領しないことで、違反を免れる事例があるようですが、是正すべきではないかについて、お答えいたします。

本人が対象牛と認識し、故意に売却される場合を除き、次回の補助金対象牛に補助金を交付しないようにしております。

3の⑥この事業の本来の目的は何かについて、お答えいたします。

市内の肉用牛生産農家が繁殖素牛を導入保留することにより、肉用牛経営規模の維持拡大を図ることです。

3の⑦今後の対策をどのように考えているかについて、お答えいたします。

申請時に、再度5年以上の供用義務と事故等の届出義務の周知を図り、特に育成牛セリ市で販売される農家や年間15頭以上導入保留される多頭農家へは、対象牛と辞退牛を明確にするよう指導してまいります。

以上でございます。

○11番（原田賢一郎議員）

ただいま、1回目の答弁を非常に詳しく、分かりやすく、簡明に答弁していただきました。

それではまず、最初から行きたいと思えますけれども、この本庁・支所再編計画についてであります。私は先ほども述べましたように、今回の市長選挙において、いろんな方々と接する機会がたくさんございまして、いろんな話を聞くこともできたり、いろいろな御意見、それから批判、そういったことを肌で感じておりました。そのようなことで、今回はそのことを取り上げて一般質問に出したようなわけでございます。

その中で、私が今この大隅・財部両支所の竣工はいつかということを知りましたが、これは、先ほどの徳峰議員の中で、令和5年度から着工して6年度までには終了できると。そして、令和7年度の4月に両支所の開庁の見込みだということを知っておりますが、これで間違いはないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

そのようなスケジュールで進む予定であります。

○11番（原田賢一郎議員）

今回の選挙の中で、一つの争点になりました、本庁の増築でございましたが、市長も選挙戦の中では、非常にそれも力説をされて、そしてまた、説明も詳しく市民にされたと思っております。そのようなことで、増築に関しましては一定の理解が得られたものと私も確信をいたしました。そこでちょっと、取り残されたのが財部・大隅両支所のことだというふうに思っております。

そこでですね、私も途中から、もうちょっと大隅・財部の支所の新築、それらもですね、説明をされたほうがいいんじゃないですかということも申し上げました。なぜかと言いますと、市民の中から聞こえてくる言葉が、いろんな形で出てるんですけども、大隅の方々からいただいたのは、「末吉ばかり、何もかにも」と。いうことですね、なんかそういったふうに両財部・大隅の方々には映っているようでございます。これは感覚として、映ってるということでございますが、それじゃあ合併をして、「大隅と財部にはどんなメリットがあったのよ」と、言われた場合に胸を張って、「これとこれとこれがありますね」って胸を張って言えないのが現実でございます。なぜかと言いますと、やはり町の疲弊ぶりですね。これは本当に目を覆うものがありますが、そのお叱りを受けるたびに私たち議員もお叱りを受けております。

この町を何とかしてくれよと、というのが、両財部・大隅の市民の声だと思っております。ですので、やはりそういった不安を払拭するためには、この両支所を早く完成をさせる意味があるというふうに思っております。そうすることによって、ああ、やっぱり五位塚市長だなあと。自分達のこと忘れずにいてくれたなあ、というふうな市民の感情を持つんじゃないでしょうか。そのようなためにも、ぜひ計画どおり実行していただきたいというふうに考えます。

その中で②の組織体制配置計画により、両支所の住民サービス低下にならないかということで、3月定例会で総務課長より組織体制配置計画が示されましたが、これを見ますと、字が細かくてなかなか読みづらくて、あまりよく分からないんですけども、先ほど詳しく説明があったんですが、その中で、市長も選挙中におっしゃってましたけれども、今の職員の355名から、それを320名まで削減するというので、事務の効率化を図って、しかしながら市民へのサービスの低下は招かないようにしますよということをおっしゃっていただきました。この320名までにする予定の年度は、何年度を目指しておられますか。

○総務課長（今村浩次）

令和12年度を見込んでおります。以上です。

○11番（原田賢一郎議員）

行政側におきましては、事務の効率化、そういったスリムな体制というのを目指すのは、これは当然だというふうに思っております。非常にさじ加減が難しいところだとは思いますが、一方、人員削減をしたがために市民へのサービス低下があってはならないというふうに考えますが、そこら辺が、支所も削減をされるわけですが、そうなりますと、やっぱり犠牲になるっちはいいですか、影響を受けるのは支所だと思います。ですから、本庁に来れば何でも用事が整って、本庁一本で済むということもあるんでしょうけれども、そういった懸念が私はないとは限らないと思っておりますが、その点では心配ないですか。

○市長（五位塚剛）

今回の市役所再編事業については、やはり丁寧に市民の皆さんたちに、特に大隅・財部の市民の方々にさらに説明をする必要があるというふうに思っております。

1回目の答弁でいたしましたように、住民サービスは低下させないための努力を必ずやりきらないといかんと非常に思っております。そのために、わざわざこの本庁に来なくてもできるような体制づくりと、職員の能力の向上、住民の方が相談に来られたときにちゃんと対応できる職員をつくり上げないと私はだめだろうと思っております。そういうことを含めて、あとは、テレビ電話方式で直接本庁とも結んでやり取りもできるようにいたしますので、引き続きこのことについては努力をして、低下をさせないようにしていきたいというふうに思います。

○11番（原田賢一郎議員）

どこの自治体でも、今、庁舎問題というのは非常に問題になっておりますが、一週間ほど前でしたかね、南九州市ですか、あそこも庁舎新築をということで新聞にも出ておりました。その中の住民説明会で出たのは、今私が言うように、一か所にまとめるということになりますと、住民サービスの低下につながるかというのは、一番市民の不安材料だということで新聞にも出てましたね。やはり、市民が一番不安になるのは、そこなんですよね。そこはほんとに注意しながらやらなければいけないと思います。

人員を削減したその副産物がサービス低下になったらやる意味がないと思っております。私は人員削減はしない方がいいと思っております。そこは別の財源を削るかですね、そういったことで、やはり市民重視の行政というのが最も肝心なことじゃないかと思っております。

これは実際あった話なんですけども、私もいろんなことで頼まれます。そのときに山の林道の原材料支給云々ちゅうのを相談受けました。まあそういったことで、

それは無事できたんですが、私が大隅の支所でそのやりとりをしていましたら、「ここの大隅支所のこの担当は誰ですか」ちゅうことを職員に尋ねましたら、「担当はいない」と言われました。ということは、本所でないと業務が完遂できないというふうに私は感じました。

私なんかは議員ですので、ここに来ようと思えばいつでも来て、係の方に相談もできます。だけど一般の方々は、職員がそういうことを言うちゅうことは、本庁でないとできないんだなあ、というふうに取ります。私もそう取るでしょう。

支所の住民にとって、本庁でないといけないというようなことは、絶対に禁句なんですよ。と私は思っています。支所の職員は、本庁に尋ねないと分かりませんか、そんなことはあってはならないんですよ。ですから、支所の職員というのは、本庁以上の能力の高い、臨機応変に対応ができる、そういった機転の利くそういう職員配置というのが重要になるかと思っていますが、その点どう考えますか。

○市長（五位塚剛）

市の職員を、基本はまず一人一人の職員の能力を高める。これはいつの時代でもしなきゃなりません。しかし、今言われるように、支所において、人数が少なくなると、当然ながら支所の職員の仕事の量が増えてきますので、多岐にわたって対応できる職員をやはりつくるべきだと思います。

そういう意味では能力の豊かな、経験の豊かな職員を配置するというのは、これは絶対必要だろうというふうに思っていますので、同時に地域性を見て、やはり大隅だったら、大隅出身の能力のある人間は必ず配置する。財部については、財部出身のそういう人を必ず配置するような考え方は持っております。

○11番（原田賢一郎議員）

力強い答弁をいただきました。全くそのとおりだと私も思います。

ここで、ちょっと市長に耳の痛い話をしなければなりません、まあ、腹かかんでください。今から実話を話します。

今回の選挙の中で、ある老夫婦——一方は亡くなりました——おばあさんがこう言われました。私はそのときに市長のパンフレットを持っていたので、選挙活動に行きましたら、そのパンフレットを見られたそのおばあちゃんがこう言われました。「原田さん、私はこん人はひとつもすかんち。」まあ、腹かかんでくださいよ。そう言われたんです。「ないごてえなあ」ち私は尋ねてみました。そしたらとうとうと、あったことを述べられました。それはどういったことかと言いますと、実はかれこれもう3年くらい前だそうです。固定資産税の切符が来て、そしてその後にはまた、督促状も来たそうです。これないごつかと思ってですね、支所の税務課に行かれたそうです。そしたら、「ここでは対応はできません、本庁に行ってく

ださい」と言われたと、いうことなんですよ。これはもう切々と訴えられました。私は、今足がないというのはいけないんだそうですけども、確保はできていません。ですから、子供を休ませて、そしてまた日を改めて本庁に行って、やっと事なきを得た、と言われました。

こんな行政というのはあるんですかと、まあ言えば、たらい回しにされたようなことちゃつというように言われましたけども、これはあつてはならないことなんですよ。

だから現にそういうことが起きてるんです。ですからこの再編の中で、人を減らすちゆうことは、そういったことがまだ起きる可能性があるちゆうことです。このことは十分ですね、市長、留意してください。そういったことがないようにですね。

支所の職員においては、住民にとって、本庁に行ってくださいというのは禁句です。絶対言つてはならないことです。何のための合併かということになります。対等合併です。大隅・財部両支所の住民も対等に窓口で用事が足せる、そういった体制づくりをつくり上げていただきたいと、切に要望いたしまして、次の質問に入ります。

大きな2項目めですけども、私の通告書の中に参考資料として写真を添えました。

その中に、バックに山があつて、前に畑が広がっています。これは大隅町の恒吉の須田木地区なんですけど、そこに昭和41年に第1次構造改善事業で整備された、神牟礼地区構造改善事業、須田木地区の畑が写ってますかね。ありますか。まあ、そういった状況です。

そこから流れ出る排水路がシラス対策で整備をされました。そのシラス対策で整備をされたその用水路が——2枚目の写真を見てください。今、人が立っていらっしゃると思いますが、その人が立っていらっしゃるところが水路であつて、その水路が埋まつて、その脇を水が流れ出ています。その様子が分かりますかね。そういった状況です。

こういう状況でございました。私もこの状況を調査に行ったときに、もうそれ以上山の中に入ることはできませんでした。先ほど市長が申し上げられましたとおり、耕作放棄地で、もう手もつけられません。だからその先へ進むこともできませんでした。ですから、私よりも詳しく調べられていたということでありがとうございました。

そういう状況が発生しております。で、この下流に田んぼを耕作されている人がいらっしゃいまして、「これ、何とかならんとですか」ということを役場のほうにも前もお願いしたこともありましたがということも言われました。

耕作放棄地でありますと、幾ら土砂が崩れたり、山が崩壊してそこに土砂が流れ込んでも、災害の補助対象にならないということですが、そういったふうに捉えてよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には1回目のときにお答えいたしました。要するにまずはやっぱり現年発生で、地権者を含めて地元の方からまず報告してもらうことは前提でしたけど、それができなかったことと、また、荒地地であるということで災害の対象にならない部分も出てくるということでもありますのは、この基本原則であります。

○11番（原田賢一郎議員）

今回私がこの問題を取り上げたのは、特に大隅町は山間地域の田んぼが多いです。迫田が多いです。ですから、もうほんと、目を覆いたくなるような、ひと流れで全部不耕作地、そういうところがどんどん出てきました。

まあ、幸いにも農道は、私たちも何とか管理をしていますので、今のところは通れるようにはしておりますが、これが、私たちも一生懸命やってはおりますが、後継者もだんだん少なくなっております。専業農家は特にいません。ですから、あと10年ももたないうちに全部もう藪になるなあ、というふうに思っておりますが、末吉は割と丘陵地帯が多くて、さほどないかもしれませんが、大隅はほとんど迫田が主でございます。立派な水田と言うと、笠木原の水田か月野の前の辺りか、そのくらいが一番広い田んぼかなと思っておりますが、あとは全部迫田です。そういうことで、ほとんどの迫田がこういう状況が発生しかねません。ですから何らかの手だてを打たないと、後になってから、大きな災害が発生する可能性がございますが、これを何とか事前に対策はないものでしょうか。市長。

○市長（五位塚剛）

ただいま議員が言われるように、特に私たちの曾於市の中でも、この山間部の田んぼが、耕作放棄地になってるところが相当増えてきております。この耕作放棄地をどうするかというのも非常に行政としても簡単に対応はできない部分もあります。

一部、そういう耕作放棄地を飼料稲で対応するというので、末吉のほうでは大分されましたけど、やはり、排水が非常に悪いためにその飼料用の稲わらを刈るということ自体も非常に厳しいというのもありまして、なかなか伸びないという現象があります。

今言われるように財部・大隅・末吉を含めて、手に負えないような耕作放棄地が今後も増えてくるだろうと思っておりますけど、現状として市が具体的な施策としてどうできるかというのが非常に難しいところでもありますけど、いろんな事業ができないかということも含めて、いろいろと検討をまたさせていただきたいというふうに思

います。

○11番（原田賢一郎議員）

これはなかなか難しい問題であります、一応問題提起ということで検討していただきたいと思えます。

それでは、次の大きな3番目の繁殖雌牛導入保留対策事業について、お伺いいたしますが、先ほど私もこの質問の中でミスがございました。そこで、飼養頭数のほうを課長の方から報告願えませんか。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、飼養農家頭数の過去3年間の推移を各町ごとにお答えいたします。

平成30年度が末吉6,868頭、大隅3,225頭、財部1,522頭、令和元年度が末吉7,052頭、大隅3,137頭、財部1,473頭、令和2年度が末吉7,467頭、大隅が3,105頭、財部が1,460頭でございます。

○11番（原田賢一郎議員）

今、詳しく課長のほうから頭数かれこれも御報告をいただきました。

この中で驚いたのは、戸数の減少ですね。私は大隅町でございますので、大隅町に限って言いますと、何年度だったのかな、1,000戸おりました。飼養農家戸数がですね。それがもう今、少なくなっておりますが、びっくりいたしております。

その中で、この繁殖導入保留対策事業というのは、曾於市独自の事業でございますが、非常に繁殖農家にとりましてはありがたい制度だというふうに感謝をいたしております。そのようなことで、年間15頭まで、保留をいたしますよということでございました。ですので、15頭まで、年間45万円ですね。結構大きなお金です。ですから、大規模農家におきましてはそのくらいの更新はされておると思えます。そのようなことです。ですから、この問題は末吉の若い後継者の中から問題提起がございました。そのようなことで、私は今度これを取り上げたところでございます。この事業で、いろいろ統計を出していただきました。あまり頭数的には減っていない。それから、末吉町におかれましては、逆に平成30年度が6,868頭が、令和2年度が7,467頭ということで増えております。これは恐らく大規模農家の飼養頭数が増えたということでございますが、一般の農家から見ますと、増えているという現状を私は感じられないんですけども、この辺は課長はどういう認識をされておりますか。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

頭数につきましては、先ほど原田議員のほうからありましたとおり、末吉のほうは頭数が伸びておりますけども、財部・大隅につきましては、減少しているという

ような状況の中で、特に増頭の末吉につきましては、大規模経営体が増頭していると、中でも肥育・生産の一貫経営体、こういうところが頭数が増えている状況でございます。

以上です。

○11番（原田賢一郎議員）

減少する中でも、大規模な飼養農家におかれましては、増頭が進んでおりまして、そんなに極端に減っているという現象はないところでございますが、これは非常に、今、安堵いたしておりますが、これはやはり国によりますクラスター事業、こういったものが非常に功を奏しているのかなあというふう感じとるんですけども、それも要因していますかね、課長。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

ただいまありましたとおり、国が進めておりますクラスター事業、これが大いに影響があるというふうなふうに思います。中でも生産基盤拡大加速化事業、肉用牛を増頭した場合に1頭当たり50頭未満であれば24万6,000円、また50頭以上であっても17万5,000円というふうな補助がございます。これも畜産クラスター関連というふうなことでの増頭支援事業がありまして、こういうものがやはり、増頭、大規模農家での増頭の要因になっていると思います。

以上です。

○11番（原田賢一郎議員）

そこでですが、この繁殖雌牛導入保留事業のこのいい制度を、私たちはありがたいと感じておりますが、この制度は課長、申請をする時点で詳しくここに、あなたの牛はこの事業に対象になりますよということで案内が来ますよね。それで、そこに詳しく書いてあっているような条件等も書いてあります。

ここの中で、答弁の中にもありましたが、これを守られているのか、その確認をどうしているのかということでございますが、名簿により対象牛がないかの確認を行っておりますというのがあります。ここで分かったのは幸いといたしますか、確認ができるんでしょうけれども、そういった認識がなくてついつい売ってしまったというケースというのは、何件ほどありますか。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

この事業につきましては、5年間の供用をしなければならないという義務がございます。その中で、我々も本人からの事故とかいろいろなそういうもので売却せざるを得ないというような報告を受ける以外に、直接市場とかそういうところに出され

る方もいらっしゃいます。そういう方々につきましては、競り市に出す前に確認が取れますので、本人さんに確認を取ってこういう牛ですと、で、売却はできませんというようなことを申し上げます。そうする中で、ほとんどの方が分かりましたと。逆にこういう理由があって、売却しなければならないというようなこと等が発覚するわけでございます。それでも、どうしても家庭的な事情、いろんなことで売却されなければいけないというような農家等が出てまいります。その場合につきましては、補助金返納あるいはその次年度に対象牛がいましたら、その対象牛を代替牛という形の処理の上で、補助金返納はしなくてもいいというような、そういう処理をしているところでございます。

数につきましては、その発覚する頭数につきましては、把握しておりませんが、これまでそういう代替処理等を行ったものにつきまして申し上げますと、市内で15件ほどあるようでございます。

以上です。

○11番（原田賢一郎議員）

今の課長の答弁の中で、先ほどの市長の答弁でもありましたが、次回の対象牛の補助金を受領しないことで違反を免れる事例があるようだが、是正するべきでないかについて、本人が対象牛と認識し故意に売却される場合を除き、次回の補助金対象牛に補助金を交付しないようにしていますという答弁であります。

このことはですよ、課長、この条件と一致しないのではないですか。私がこの持っておる繁殖雌牛導入保留対策事業補助金申請についての通知なんです。この中には、正当な理由なく売却した場合、その後3年間は補助金の交付を受けられませんであります。だけど、この答弁では次回の補助金対象牛に補助金を交付しないようにしていますということですが、この条件が守られていないんじゃないですか。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

この事業の要綱等につきましては、このような先ほど申し上げられました補助金の返還あるいは3年後の同事業の権利を放棄するというような文言はないところでございまして、これにつきましては、この農家への通知等につきましては、もう少し農家等へ厳しく周知しなければいけないというようなことで両支所、本庁の担当者のほうで協議をいたしました。その中で、平成元年よりこのような文書の中に入れたほうが農家のほうも周知徹底するのではないかとというようなことで、入れたところでございます。

それで、先ほど申し上げましたその補助金返還の上、3年間の受給の権利を放棄するというようなこともうたわれておりますけれども、農家につきましては故意で

ない、うっかりとかいうことを除いたものにつきましては、代替牛処理でいいんじゃないかというような、そういう処理を我々は担当者レベルでして、処理をしているところがございます。

以上です。

○11番（原田賢一郎議員）

この文章によりますと、今、私が言いましたように3年間は補助金の交付が受けられませんが書いてあります。ですから、これは本当は、守らなきゃいけないんですよ。だけど、代替牛で云々ちゅうのはないんですよ。ですから、私がこの質問状を出されたときにいろいろ検討されたと思います。ですから、このことは、やはり、正直者が馬鹿を見ないような対策を取ってほしいと思います。

でないと、てげてげ考えちゃってですね、ええこんた、補助金もろちよった、それが分かった、ああそれじゃあこれはやめますと。そういう対応じゃですね、これ、生ぬるいんですよ。何で私がそういうことを言うかということ、若い後継者からそういう問題を指摘をされております。ですから、ここは、やっぱりきれいにせんないかん。決まりは決まりでですね。ですから、いろいろ見直しも必要だと思います。代替牛にするのか、そこらあたりをですね。前、農協養牛制度ちゅうのがありました。課長が一番御存じなんですけども、その後、措置的導入となりました。そのときも、やはり、その素牛がちゃんといるか農協の理事さんが毎年確認に来ておりました。ですから、頭数の把握はちゃんとできったんですよ。だから、たかが3万円といっても、15頭もらう人は年間45万円もらっておるんです。ですから、ここはやっぱり、きちんと税金です。私たちの血税ですので明確な対応をしてほしいと思います。そして、やっぱり若い農業後継者が不信を抱くようなことじゃいかんと思います。その点を強く要請をしておきますが。

それともう一つ、ここに、この補助金を受けてから飼養期間が設定をしております。競り市から5年ということになっておるんですが、これは本当にそうになっていますか。あるところじゃ、補助金の交付を受けてから5年間というふうな解釈もしたりもしていたんですけど。どちらでしょうか。

○畜産課長（野村伸一）

その5年間につきましては、各支所ともお話ししたところ、大隅支所によっては、過去の例で交付日から5年間という取扱いをしていたと。ただ、現在では競り市の日にちから5年間ということをしているという確認を取っております。

○11番（原田賢一郎議員）

それでは、わかりました。そういった話も聞きました。ですから、そこらあたりが曖昧だと、そういった間違いも起きてきますよね。ですから、これは徹底して競

り市に出した日から、本人にした日から、これは競り市の月日になりますので。農家はそっちのほうが覚えやすいですね。ですから、統一をしていただきたいと思います。

以上、いろいろ課長、申し上げました。是正するということは是正して、正しいこの執行の在り方、そういったことに気をつけていただいて畜産農家発展のために頑張ってくださいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土屋健一）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時56分

再開 午前11時07分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○7番（宮迫 勝議員）

日本共産党の宮迫勝でございます。

今回、私は大きく4つの点について質問をいたします。

最初に、五位塚市長は7月の市長選挙で3選を果たしました。市長選挙で掲げた公約実現に向けての決意をまず伺います。

2番目に、敬老祝い金についてお尋ねいたします。

①として、令和3年度から敬老祝い金の支給方法が、一人一人に手渡しでの配布から口座振込に変更になりました。その理由をお伺いします。

②として、直近5年間の対象人数、職員が配布している人数、民生委員が配布している人数を伺います。

大きな3番目に、国保税についてお尋ねいたします。

①として私の令和元年度6月議会一般質問で取り上げた国保税18歳以下の均等割免除について、その後どうなったか経緯を伺います。

②として、実現できなかった理由として、何がネックになっているのか伺います。
大きな4番目に、支所の建て替えについてお尋ねいたします。

①として、財部支所建て替えについて、今現在の市当局の議論の到達点を伺います。

②として、財部の図書館・郷土館の築年数をお伺いしまして、1回目の質問とい

たします。

○市長（五位塚剛）

それでは、宮迫議員の質問にお答えしたいと思います。

1、公約実現に向けての①決意について、お答えいたします。

3人の議員の皆様から同様の質問がありました。私の役目は、曾於市の活性化と市民の皆様暮らしを守ることであると考えております。国、県と連携し有効な補助事業等を活用することで、市の財政負担を極力抑えながら市政発展に努めてまいりたいと考えております。

2、敬老祝い金についての①敬老祝い金の支給方法が口座振込に変更になった理由について、お答えいたします。

昨年までの敬老祝い金の配布は、75歳から84歳を市役所職員、85歳以上を民生委員の方々が現金を配布しておりましたが、今年度から現金渡しから口座振込に変更をするに当たり、現在手続を進めているところです。口座振込に変更になった理由といたしましては、不在等により複数回の訪問が必要なことと、入院や施設入所の実態を把握できないこと、認知症等に伴う金銭トラブルの発生などが民生委員の方々や職員から寄せられたところであります。そのため、民生委員の方々や職員の負担軽減等も考慮し、口座振込に変更をしたところであります。

2の②直近5年間の対象人数、職員が配布している人数、民生委員が配布している人数について、お答えをいたします。

平成28年度対象人数9,029人、職員配布が5,536人、民生委員配布が3,315人、平成29年度対象人数が8,828人、職員配布が5,299人、民生委員配布が3,415人、平成30年度対象人数が8,620人、職員配布が5,079人、民生委員配布が3,484人、令和元年度対象人数が8,445人、職員配布が4,813人、民生委員配布が3,528人、令和2年度対象人数が8,171人、職員配布が4,393人、民生委員配布が3,674人となっています。

3、国保税についての①国保税18歳以下の均等割免除のその後の経緯について、お答えをいたします。

令和元年6月議会以降、各関係課に検討を指示し、以降現在まで協議事項となっております。市当局も議会と同じ思いで本施策の実現に向け可能性を探るべく検討を続けておりますが、コロナ禍による感染防止対策やワクチン接種、国保財政への影響も懸念され、実現には至っていないところであります。

3の②何がネックになっているかについて、お答えをいたします。

これにつきましては、まずもって財源の確保が最大の要因となっております。令和元年6月議会当時で約1,776万円が必要であり、一般財源からの法定外繰入金金の増額が避けられないこととなります。当時、宮迫議員から例示いただいた先行の事

例についても調査をいたしました。中には、18歳以下の均等割の免除を行ったものの翌年度から国保税率の引上げが行われるなど、先行自治体も財源の確保については苦慮している状況もございました。あわせて、昨年来、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症についても、市民への感染防止対策に始まり、ワクチン接種を最優先で対応せざるを得ず、18歳以下の均等割の免除について検討が進まなくなったことも事実でありました。これらの折、先日、県を通じ未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の軽減措置の導入について、令和4年4月施行にて全世帯の未就学児均等割について、その5割を公費により軽減することが示されました。これについては、今後さらに対象者や減額幅のさらなる拡充について検討する附帯決議もありましたので、今後はこれらの動きを注視しながら引き続き検討してまいります。

4、支所の建て替えについての①財部支所建て替えの今現在の議論の到達点について、お答えをいたします。

財部支所の建設場所については、平成30年7月30日の財部地域振興検討委員会及び平成31年3月19日の曾於市行政改革推進委員会の答申を基に現在の支所周辺で検討しており、候補地としては現在の支所庁舎敷地内か中央公民館敷地内で考えているところです。今回の補正予算で提案させていただきました市街地活性化検討委員会で支所の建設場所についても検討していただき、その答申を受けて最終的な建設場所を判断したいと思います。現時点の計画面積は約800㎡で、木造平家建てで、事業費は約4億6,000万円、完成予定は令和7年2月です。

4の②財部の図書館・郷土館の築年数について、お答えをいたします。

財部の図書館・郷土館の建築年は昭和61年3月で、建築から35年以上経過しており、耐用年数は50年となっています。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

それでは、2回目以降の質問に入ります。

市長選挙というのは、1人を選ぶ選挙ですので意見が大きく2つに割れてしまいます。これはもう致し方ないと私は思っております。市長の掲げた公約を実現するためには、こういう意見が分かれた、分断された市民の意見と、あとは心情です。こういうのを一つにまとめる必要があると思うんです。分断ではなくて融和を図りながら市政運営を行う、これが私は大事だと思いますけど、市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今後、公約、政策を実現していくためには、市民並びに議会へ丁寧な説明をしま

がら、基本的には予算の獲得を含めて順序よく進めていきたいと思ひます。基本的には市民の声を十分尊重したいというふうには思ひます。

○7番（宮迫 勝議員）

今言われた答弁のとおりで、分断されているのはやっぱり事実なんです。この融和を図りながら、もう市長選挙終わったんだから、ノーサイドの気持ちで市政運営に当たっていただきたい、このことについて一言。

○市長（五位塚剛）

市長選挙というのは、立候補される方がいろいろな組織を含めて推薦を受けながら、お互いに議論を戦わせて、最終的には市民が候補者を決定するわけです。これは民主主義のルールに基づいておりますので、当然ながら選挙のしこりと申ひますが、そのことが市民の中にあつては私もいけないというふうには思ひておりますので、基本的には融和を図りながら進めていきたいというふうには思ひます。

○7番（宮迫 勝議員）

まず、これを基本に市政運営に当たっていただきたいと思ひます。一般的に、4年間で公約の半分も実現できればいいと言われております。いろいろな公約の中で、まず、最初に何から取り組んでいきたいのか、この1点をお伺ひします。

○市長（五位塚剛）

公約も小さいものから大きなものまでいろいろあります。曾於市は農業の町、畜産の町でありますので、ここはやはり今後の曾於市の在り方を決める上でも非常に大事でありますので、特にイノシシの被害状況というのは年々増えておりますので、これは同時並行で進めていきたいというふうには思ひます。それと次に、財部高校跡地の問題であります、これも県のほうから無償譲渡の承諾みたいなものを頂きましたので、これは大事なことでありますので、国に対して予算措置をしてもらうためには、国が補正を打つということでもありますので、そのための土台をつくっておかないと、これは前に進みませんので、これも大事な課題であるというふうには思ひております。そのほか、人口を増やすという問題も非常に重要な課題でありますので、このあたりを優先しながら進めていきたいなというふうには思ひます。

○7番（宮迫 勝議員）

おっしゃったように、非常に多く掲げた公約の中でどれをするかというのは難しいと思ひうんですけども、やっぱり所信でも述べられた人口減少を防ぐための宅地分譲化、こういうのもぜひ、住みたくなるような場所の宅地分譲化、こういうのを進めてほしいと思ひます。そして、市長の選挙期間中というかパンフレットがありますけども、この中に「小さな声も大切に申ひて曾於市は大きく動いて申ひます」とありますけども、どんな小さな意見であつても市民の声としてきちんと話を聞くことが、

これから先の市政運営で非常に大事だと思いますけども、市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

市民の中には、直接市政に対して意見を述べる方ができない方もたくさんおられます。先ほどの一般質問の中で、原田議員から市民の声として税金のことで言われました。そういうことも本当に小さな声だと思っております。やはり、市民の声を我々、市政にちゃんと受け取ることができるような体制づくりも必要であると同時に、職員自らがその立場に立つというのが私は非常に大事だと思っております。私自身が小さな声を聞くというのも直接大事ですけど、我々職員全体がそういう小さな声も大事にしながら、できることはすぐ対応する、予算が必要であるものは議会に出して予算を確保してちゃんとやっていく、そういうことが大事だと思っております。しかし、できないこともありますので、できないことについては、ちゃんと説明をやるというのが私は大事だというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

五位塚市政が誕生して、8年が過ぎました。この間、市民の方からは、職員が変わったよね、市役所の雰囲気が変わったという評価もいただいております。しかし、先ほど原田議員の質問にもあったように、また別の意見もあるわけです。こういうときに職員はどういう立場で臨めばいいか、自分の家族、身内からの相談と思って相談に乗れば解決しやすい方向を多分選ぶと思うんです。市長が8年前に「職員一人一人が市長になったつもりで市民の方に対応してくれ」と言われました。今回の今のような、そういう市民の声に対しては、自分の家族、身内の意見、相談というような意識づけをして取り組んでいってほしいんですけど、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今言われるように、職員の対応が大分よくなったという声は私自身もよく聞いております。しかし、それは一般的に言われることであって、具体的には、まだまだそうでないというふうに私は認識しております。一人一人の職員が、市の事業の在り方、予算を含めて残念ながらまだ認知していない職員も相当おられます。そういうことを含めていくと、もっと職員研修が必要じゃないかなというように思っております。市民の声を本当に率直に受けて、どうしたら解決できるかという意識の変化がまだまだ求められると思いますので、これについては、引き続き私を含めて努力をしていきたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

ぜひ、そのような方向で取り組んでいただきたいと思います。
次に、大きな2番、敬老祝い金について質問いたします。

市長との認識を共有するために、まず次のことを最初にお聞きいたします。敬老祝い金は、平成17年の合併で旧3町にそれぞれあった全員支給から節目支給へとになりました。市民の方々は署名を集めて陳情を行ったけど駄目でした。それが、平成25年の市長選で五位塚市政誕生、この中で、すぐ9月から予算の額内での待望の全員支給が実現し、高齢者の方々は非常に大喜びでありました。それはなぜかという、節目支給ではもらえる人、もらえない人をつくり、高齢者同士のつながりが分断され、お祝い金の話はできなくなっていました、全員支給により敬老の日が近づくと笑顔が返ってきました。市職員の方、民生委員の方がお祝い金を持ってきてくれた、敬老の日おめでとうございます、来年も来ますんで元気で頑張ってくださいね、こういう声かけをもらおうととてもうれしかった、こういう声をいっぱい頂きました。お祝い金だけではなく、一声の声かけが高齢者にとっては、ありがたく、うれしく大事だと思いますけども、市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今回の市長選挙において、市民の方々から私にも直接、今年からの敬老祝い金が直接頂くのではなくて口座振替になったということで、なぜそうなったのかという、引き続き直接届けてほしいという声が相当寄せられました。理由としましては、1回目で答弁いたしましたように、職員、民生委員の方々から、何度行っても会えない、また、ちゃんとお届けして印鑑もらっただけでもらっていないという、そういう問題が発生をいたしまして非常に苦労しておるということで、担当課のほうからいろいろ検討した結果、こうしてもらえんかということでしたけど、私は振込よりも直接渡せるほうが本来の目的になっているというふうには基本的には思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

民生委員の方は85歳以上を受け持ってお配りしてもらっていますけども、100歳以上の方については、どなたが配っているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

100歳に誕生日を迎えられた方については、基本的には100歳の誕生日の日に、私が届けております。今、コロナの関係で施設に入っている方については、遠慮させていただきますという方については、直接、担当のほうから何らかの形で渡すようにしております。今日は、たまたま通山の方が100歳になられますので、今日、議会終わりましたら、夕方4時に10万円のお祝いを直接自宅に届ける予定でございます。

○7番（宮迫 勝議員）

職員なり、民生委員、そして市長が直接行って、お祝いの言葉述べて、「長生きしてくださいね。長い間お疲れさまでした」というこの一声が非常にうれしいと思

うんです。だから、市長の気持ちとしては、やっぱり手渡しがいいんだというあれば、先ほどの選挙期間中にもいっぱい電話なり意見を頂いたって、実際、私も電話なり対話の中で意見を頂きました。そういう中で一言で言えば、振込だとありがたみが分からない、敬老の気持ちが伝わってこない、こういうことなんです。金額じゃなくて、ただ口座に振り込む、それよりも気持ちを込めた一言、私はこれを考えたときには、いろんな意見を聞きながら元に戻すべきだと思います。そして、今回、職員の方の配布は若干減っている。民生委員の方が増えていますけども、振込にした理由の中で、これは行政側の都合なのか、高齢者の方々の都合なのか、まずここを確認したいと思います。

○市長（五位塚剛）

これは、高齢者の方々から振込にしてほしいというふうに要請があったわけではありませぬので、理由としては先ほど答弁いたしましたように、いろんなトラブルが発生いたしまして、それを軽減するために検討した結果であります。今後について、どうすべきかというのは引き続きもう1回検討はさせていただきたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

不在のために民生委員が何回も足を運ぶことについては、宅急便の方々が不在の場合は不在通知票を入れるわけです。これに似たような感じで不在通知なりを入れて、後日連絡をもらって配るとか、いろんな方法があると思うんです。だから、今年はまだ、こういう方法取ったけども、担当課なり、そして民生委員の方々も交えて、もう1回、ここはこういう声が多いんだということを会議の中で、市長は出られるかどうか分かりませぬけども、参加して、ぜひ敬老祝い金が気持ちよく配布できるような方法にさせていただきたい。考えをお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

職員の方については75歳からの方でありますので、ある程度は対応はできるというふうに思っております。85歳以上の高齢の方々について民生委員の方々に回ってもらっておりますけど、当然、民生委員の役目も地域の高齢者の見回りの役目もありますので、状況をつかむというのも、これは大変大事なことでありますので、また民生委員の方々も含めて、そのことしたいと思います。場合によってはアンケート取って、高齢者の方でも、もう振込でもいいですよという方については、そういう振込をさせるということも一つの案ですので、引き続きどういう形が一番いいのかということを含めて、また今後については検討させていただきます。

○7番（宮迫 勝議員）

今、アンケートという言葉が出ました。非常に大事なことだと思うので、ぜひ会

議の中でいろんな意見、それから各自持っているアイデアなんかを出し合って、みんなが喜ぶような制度にしていきたいと思います。

次に、国保税についてお尋ねいたします。

理由として、コロナ禍による感染防止対策やワクチン接種、国保財政の影響もという答弁ですけども、コロナの関係出たのは去年の1月からであって、この当時は、まだコロナってなかったわけです。市長はこのときの答弁で、何の収入もない18歳以下の均等割の免除を求めたいとの私の質問に対して、「来年度から実施できるように進めていきたい」という答弁でした。このときの1,776万4,000円の財源については、何を充てようという考えだったのか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、財源的にはもう一般財源からの支援しかないわけですので、今一番、国保会計に対して、国保会計の繰越金といいますか、基金が枯渇する状況が今続いております。そのために、国保税を値上げをさせないために2億5,000万円の一般会計からの繰入れをしなければ帳尻が合わないという状況までできておりますので、非常にそのことも含めて厳しい状況があります。基本的には一般財源を充てるしかなかったというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

ふるさと納税の子育て支援という、これは財源としては充てられないのですか。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税も基本的には一般会計と同じでありますので、できないことはないと思います。

○7番（宮迫 勝議員）

曾於市では第3子誕生でお祝い金を支給しておりますけども、これ間違いないですか。

○市長（五位塚剛）

間違いないと思います。

○7番（宮迫 勝議員）

一方で、第3子誕生でお祝いしながら、何の所得もない18歳の子供たち、生まれたそのときから均等割、人頭税とも言われていますけども、これをかけるわけです。これは私は矛盾していると思うんです。予算編成の中での優先順位でやっていると思うんですけども、子育て支援の一環として、再度、これは取り組むべきじゃないかと思います。市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

曾於市で子育てをしやすい環境づくりをするというのは、非常に大事なことであ

りまして、都城近辺の方々からも含めて、霧島方面の方々も「非常に曾於市が子育てがしやすい環境になっているのですね」と言うのをよく聞くようになりました。そういう意味では、正直なところ、18歳以下の所得がない人が人数がいるために均等割の国保の課税をされるということは、非常に矛盾を私自身も感じておりますので、このことについては、やはりふるさと納税の子育て支援という部分でできないかということも含めて、検討させていただきたいというように思います。

○7番（宮迫 勝議員）

答弁の中で新型コロナウイルス感染症やワクチンの、これも理由に挙げていますが、コロナ対策と国保の18歳以下の均等割免除、これは別のことですから理由にならないと思うんです。国が2022年度、来年度から子供の均等割の軽減策が予定されていますけども、これについては、もう確定で通知か何かあったわけですか。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

これについては、まだ確実な通知は来ていないところでございます。ただ、8月17日付で県のほうからメールで届いた資料の中に、来年度4月1日から施行予定という形で、今後また変更もあり得るという形で来ているところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

この、国の施策、支援する対象が未就学児までなんです。ただ、そこまでしてもらったら残りの部分でも最初の1,700万円ぐらいの予算より少なくなるわけだから、市長がさっき言ったようにぜひ実現の方向で、検討じゃなくて進める立場で課内で議論してほしいと思います。そこを再度、確認いたします。

○市長（五位塚剛）

私たちが曾於市の人口を増やししながら、そして、何といたっても子育てがしやすいような環境づくりをやっていくのが非常に大事だと思っておりますので、そのことについては実現できるように努力をしたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

市長選挙の最中に市内を回って若い方と話をする機会があります。ある方は都城から曾於市に引っ越してきましたという方でした。いろんな話をしたら、さっき言われた子育て支援が充実しているねということで、よかったと非常に喜んでいました。こういう声があるわけだから、少しでも多くの方が曾於市に移住、定住してもらうような方向で進めていただきたいと思います。

次に、大きな4番目、支所建て替えについて。

私は財部支所の建て替えは、建設場所を今の敷地内かと思っておりました。支所があるところです。ところが、敷地内とは限らず、さきの検討委員会では支所の周辺

という答申があり、今回の検討委員会で場所などを確認するという答弁ですけども、ここに載ったのが財部支所庁舎の敷地内か中央公民館の敷地内ということですけども、この2か所で検討されるのか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

当初は、今の3階建てのあの建物を壊して、福祉事務所の建物と併設したほうがいいのかということ考えておりました。しかし、検討委員会の中でも、そうなったときには当然、仮支所を造らなきゃならない問題があります。そういうことを考えたりすると、別途費用が余計なものができる可能性もありました。それと、今ある中央公民館を調査した結果、耐震がないということで耐震についての今事業をしておりますけど、それを併設して郷土館・図書館まで、いずれにしてもあそこは雨漏りの状況もありまして、それを含めたものも検討したほうがいいのかと考えておりますので、まだ決定はしておりませんが、今後、財部の方々の検討委員会の中で最終的には将来的ないろんなことを含めて、決定をしたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

市長がよく使う言葉、5年後、10年後、20年後を見据えた曾於市のまちづくりをするんだ、こういう立場で行けば、図書館・郷土館の老朽化、これも確かに考えなきゃいけないと思います。先送りではなく、今できることは今やったほうがいいんじゃないかなと思っています。

もう、市長がこれも一緒に考えたいということなので、財政課長にちょっとお尋ねしますが、一つの例として財部支所と図書館を併設、組み込むことで建設コストは抑えることができると思うんです。木造りの市役所の庁舎と木造の図書館、こういうのをした場合に今予定している借入債、合併特例債が主だと思うんですけども財源でこのことは可能なのか、お伺いします。

○財政課長（上鶴明人）

合併特例債につきましては、新市まちづくり事業に載っている事業でできるところでございます。新市まちづくり事業につきましては、大隅支所、財部支所の改築も明記してありますので、これは合併特例債も使えると思います。

○7番（宮迫 勝議員）

それに図書館を併設なり、同じ一体化したような建設したときに合併特例債は使えるかどうか、別の事業債でないと使えないか、これの確認です。

○財政課長（上鶴明人）

今ありました新市まちづくりの中に、申し訳ございません、私もその図書館、それから郷土館というのが明記されているかというのは、ちょっと確認をしなければ

分からないとこでございます。

ただ、今国が進めております複合施設の集約化、これにつきましてはいろいろな財源を今、手だてがある方向で進んでおりますので、そういったものも含めまして、よりよい財源を少しでも確保していきたいと考えております。

○7番（宮迫 勝議員）

各旧3町には、それぞれ歴史館、郷土館があるわけですが、さきの一般質問なんかでいずれは集約というような意見もあったと記憶しておりますが、これについての議論は、その後されたのかどうか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

旧町時代から郷土館というのが、ほとんどのところで図書館の2階の部分に併設されております。郷土館だけ市民の皆さん達が個別に見学に来られるというのは非常に少なくなっておりますので、3町ある郷土館を1つにまとめたほうがいいんじゃないかという議論を今しております。当然ながら、そうなったときにどうするかというの議論しておりますので、例えば、岩川小学校が移転改築した後に耐震のある施設が残りますので、その部分をうまく利用した形での郷土館というのをまとめるというのも一つの方法だというふうに思います。そのことも含めて教育委員会を含めて、また市民の皆さん達、いろんな人入ってもらって議論をする時期に来ているのではないかなというふうに考えております。

○7番（宮迫 勝議員）

財部の図書館・郷土館は築35年、耐用年数からしてあと15年ですけども、15年といたらもうすぐ来るわけです。そのときになって考えるよりも、もう先を見据えて今のうちから考えたほうがいいんじゃないかなと私は思います。今度開かれる検討委員会では支所の建て替えだけではなくて、図書館、郷土館の在り方も、ぜひこちらのほうから検討委員の方々に考えを示しながら一緒に考えていただきたい。そのためには、行政がある程度の、今市長が言われたような方向性も示す必要があると思うんです。これから検討委員会に諮るわけですけども、ある程度は行政の考え方も示さないと、丸投げしても検討委員会の方々はどういう議論をしていいのか分かりませんが、これについて市長の考えをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

大隅支所の事業については、今の文化センターの近くに高台のところに、災害の被害を受けない形で支所と公民館と図書館を併設した木造りの平家建てで、やりたいというふうに思っております。これについても検討委員会の中でも、これは議論していただきましたので、同じようなやり方のほうがいいのかなというふうに認識しております。ただ、郷土館の在り方については、議会の皆さん達にも全くどうし

たほうがいいかというのを示しておりませんので、当然ながら内部で検討して、その検討の結果をまた議会に示しながら、また予算措置が何ができるかというのをちゃんと明確にしないと検討委員会にも提案できませんので、そういうことを総合的に検討させていただきたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

最後に、行政、議会、検討委員会、そして市民の方々がかみ合った議論ができるような検討委員会の答申を期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日2日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時51分

令和3年第3回曾於市議會定例会

令和3年9月2日

(第5日目)

令和3年第3回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和3年9月2日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

（以下7件一括議題）

- 第1 議案第57号 曾於市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第2 議案第58号 曾於市過疎地域持続的発展産業開発促進条例の制定について
- 第3 議案第59号 曾於市工業開発促進条例の一部改正について
- 第4 議案第60号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について
- 第5 議案第61号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第62号 曾於市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について
- 第7 議案第64号 曾於市過疎地域産業開発促進条例の廃止について

- 第8 議案第63号 曾於市産業振興審議会条例の一部改正について

- 第9 議案第67号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について

- 第10 議案第68号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

- 第11 認定案第1号 令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

（以下3件一括議題）

- 第12 認定案第2号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定案第3号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定案第4号 令和2年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

（以下5件一括議題）

- 第15 認定案第5号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定案第6号 令和2年度曾於市水道事業会計決算の認定について
- 第17 認定案第7号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について
- 第18 議案第65号 令和2年度曾於市水道事業剰余金の処分について
- 第19 議案第66号 令和2年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

第20 陳情第9号 貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、
議論などを求める陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	湊合昌昭	8番	今鶴治信
9番	九日克典	10番	伊地知厚仁	11番	原田賢一郎
12番	山田義盛	13番	大川内富男	14番	渡辺利治
15番	海野隆平	16番	久長登良男	17番	谷口義則
18番	迫杉雄	19番	徳峰一成	20番	土屋健一

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

7番 宮迫 勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木 康
主任 富田洋一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(30名)

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	内 山 和 浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳 留 弘	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	安 藤 誠
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	代 表 監 査 委 員	野 村 行 雄
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	監 査 委 員 事 務 局 長	岩 元 浩

大隅支所産業振興課長	高 野 和 夫	農業委員会事務局長	中 山 純 一
大隅支所建設水道課長	平 原 秀 人		
財部支所建設水道課長	上 集 基 志		

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

- 日程第1 議案第57号 曾於市過疎地域持続的発展計画の制定について
- 日程第2 議案第58号 曾於市過疎地域持続的発展産業開発促進条例の策定について
- 日程第3 議案第59号 曾於市工業開発促進条例の一部改正について
- 日程第4 議案第60号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について
- 日程第5 議案第61号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第62号 曾於市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について
- 日程第7 議案第64号 曾於市過疎地域産業開発促進条例の廃止について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第57号、曾於市過疎地域持続的発展計画の策定について及び日程第7、議案第64号、曾於市過疎地域産業開発促進条例の廃止についてまでの7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

発言通告要旨に沿って簡潔に質問いたします。

まずは、議案の57号でございます。

質問の第1点、今回初めてだと思ふんですが、過疎振興計画の中に発展という言葉を入れておりますが、これは独自に曾於市が入れたと思ひますが、どなたの発案であるのか。

2点目、この間、今回の条例を制定するに当たって、一定、計画の見直しも行っていると思ひますけども、見直しはどういった機関で行ってきたのか、そのメンバーを含めて、また、何回ほど、いつ行ったのかでございます。これは今後の事業計画を策定するに当たっての前提条件、柱となる内容でありまして、非常に重要な、いわば土台、意味合いを持つと思ひている立場からの質問であります。

質問の3点目、目標値というのがよく出てまいります。これは五位塚市長のもち

ろん基本姿勢、指示に基づくものであると思います。これ自体は、大変大事なことでありますが、この目標値を示すに当たりまして、各課でどのような議論の上で、そして目標値が定められてあるのか。この目標値はそれぞれ一定の根拠のある取組強化を含めた点を前提としているのかでございませう。答弁をしてください。

次に、私が全体を目を通して見て残念といいますか、不足しているなど感じたのが特に1点でございませう。今後の曾於市にとって大きな課題である各施設の老朽化のための改修について、太い柱で議案の中に盛られていない点がこれは不十分ではないかかと感じましたけども、この点では、なぜ太い柱として老朽化の改修等の対策を今後の自立計画の中に位置づけて入れなかったのか、質問でございませう。

次に、25ページの市道改良率ですね、改良率について、例えば、令和元年度が67.57%とありますけども、これはこれまで再三、本会議でも指摘しておりますが、30年前、50年前に改良したのも誰がどう見ても非常に傷んでいるのに道路が、やはり改良率というの中に入れてあるのかどうか、67.57%の中に。これではやはり客観的な正確さを大きく損なう、欠くこととなります。その点で確認の質問でございませう。

最後に、もう1つ、先ほどの老朽化対策と同時に私が残念に思ったのが63ページの医療の確保の中で、曾於医師会病院の位置づけが非常に弱いということございませう。記載された理由に診療科目が医師会病院は少なくなっており、医師も少なくなっております。その中で曾於地域医療対策協議会を立ち上げておりますが、その捉え方が見られないといいますか、副市長をキャップとして、中心として取り組んでいるというこの間の本会議の答弁がありましたけども、なぜもっと太い柱で位置づけなかったのか。全体を流れる記述としては都城を中心とした医療機関にも頼っているというか、依存しているという、そうした受け止め方をせざるを得ない全体の記述内容となっており、これでいいのかという点からのこの医師会病院の位置づけの弱さについての質問でございませう。

次に、議案の58号、関連いたしますが、質問の①過疎地域という表現が、あるいは過疎という表現が議案第57号を含めてしばしば出てまいります。ここでいうこの行政上の過疎地域の定義ですね、定義について答えていただきたいと思ひます。そして定義に照らした本市の実態がどうであるかという点についても議論がされていると思ひますのでお答えください。

質問の2点目、議案第58号では具体的に固定資産税の免除というのが大きな1つの項目でございませう、柱でございませう。質問の第1点であります、この固定資産税の免除となる対象ですね、あるいは内容、あるいは免除となった場合の算定方式といいますか、考え方について答えてください。

そして2番目、関連いたしまして今言った点は、今の質問は、具体的に条例上は書いてありません、これは規則でうたっているのをございましょうか。でありましたら、その点についても答えていただきたい。その規則は、今ある現行の規則と共通内容であるのか、あるいは違っているのかどうか。家屋、償却資産、土地を含めてのこの固定資産税の免除について答えていただきたいと考えております。

そして引き続き、固定資産税の免除を行った場合の国からの交付税の措置ですね、これは従来どおりであるのかどうか今後も、何%であるのかも答えてください。

以上が議案第58号でございます。

続いて、議長、60号もですか。議案第60号についてこれは全然性格が違いますので質問いたします。

質問の①大隅地区と大隅の南地区についてそれぞれ1つは全体面積、現行が何区画である。区画の面積が何㎡である。改正された場合にこれが何区画になる。そして1区画当たりの面積は何㎡となる。そして、変更されても現在も同じだと思んですが1㎡当たりの単価についても答えていただきたいと思います。この南地区を含めて。

そして、最後に、既に売却済みの区画が幾つあるのか、これまで本会議でも質疑がありますけど確認の質問でございます。

○市長（五位塚剛）

まず、議案の第57号の問題であります。徳峰議員からの質問は、主な内容についてという1項目だけで質問されているんですね。今、相当な数を具体的に言われましたけど、非常に難しい部分もあるんじゃないかなという気がしました。

各課の目標値のことに私がお答えいたしますが、目標値につきましては各課の担当のほうで、やはり1年間の事業をする上で、当然ながら目標値を定めて達成するために努力をなささいということも言っておりますので、これについては今後、定期的に報告も兼ねながら進めていきたいというふうに思っております。

あと、いろいろありましたけど、大隅南校区のことについては条例上、1区画1人希望しかできないということでありましたので、いろいろ要望がありまして2区画まで購入ができるということで、本人の希望によってどの区画とどの部分を要望があればそのようになりますけど、具体的にどれどれどれというふうに決めているわけではありません。今回の条例後の改正はそういう形で、この間、答弁しておりますように現在は1区画だけが売れているという状況であります。あとについては答えられる範囲でお答えしたいと思います。

○副市長（大休寺拓夫）

議案第57号の過疎自立計画の中の63ページ、医師会の充実ということでござい

したが、コロナ禍にありまして2市1町それぞれ話を持つことになっておりましたけれども、なかなかその会議ができないということで2市1町の具体的な話が進みませんでした。話の中では、それに取り組んでいくということは議題に上がっているんですけども、中の協議ができなかったためにここに指し示しができなかったということでございます。引き続き努力はしてまいります。

○企画課長（外山直英）

多くの御質問の頂いておりますので、順番が変わるかもしれませんがお答えさせていただきます。

まず、57号のほうで発展という言葉はどこから引用しているのかということでございましたので。まず基本となる法律が「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」というのが基本の法律でございます。これが令和3年3月31日に法律第19号で公布されております。

この中に、持続的発展という言葉がございますので、県の計画、あるいは市町村の計画もこの持続的発展という文言を使った計画にしているところでございます。

次に、見直しのメンバーということでございましたが、これは市の事業、全ての事業に関わることでございますので、全ての課、全ての担当係がメンバーということでございます。

次に、目標値については市長が答弁されましたので、私のほうでは施設の改修についてということで御指摘を頂きましたが、計画書の目次のところを御覧いただくとよく分かるんですが、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項というところがございまして、その（4）のところは公共施設等総合管理計画との整合ということで、管理計画との整合性を保つということで整合性を取っているものでございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（外山直英）

77ページでございます。

順序が前後するかもしれませんが、58号のほうを答弁させていただきます。まず過疎地域の定義でございますが、冒頭申し上げました「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の第2条に過疎地域の定義がございます。今回、参考資料として提示させていただいておりますが、そこにも明示されております。

定義につきましては、大きくは2つでございます。人口の要件と財政力の要件でございます。うち、人口要件には人口減少率、高齢者比率、若年者比率、人口減少率の長期というものがございます。あと、財政力要件は財政力指数、直近3年間の平均となっております。全ての項目で曾於市は過疎地域として該当するものでござ

ございます。

あと、58号の実態ということでございましたので、今回第58号につきましては条例を新たに制定させていただくものでございますが、まず、旧条例のほうの状況を御報告させていただきます。

旧条例では、製造業、農林水産物等販売業、旅館業の3種類と限定されておりました。これが新たな条例で情報サービス業が追加されるものでございます。

また、対象となる設備投資が前の条例では新築、増築のみだったものが新しい条例では改修、修繕も追加になるというものでございます。

また、設備等の取得要件、価格要件が旧条例では2,700万円を超えるものとなっておりますでしたが、これが引き下げられまして一番低いところでは500万円から該当するものでございます。

詳細については、規則のほうで対応するものでございまして、曾於市過疎地域持続的発展産業開発促進条例施行規則（案）というもので対応するところでございます。

それから、固定資産税の対象、内容、考え方ということでございましたので、旧条例で該当した企業が平成25年からでございますが6社ございます。固定資産税の減免税額で2,566万1,900円となっております。主に業種は製造業となっておりますところでございます。

次に、条例制定後、交付税措置についても補填されるものでございます。率は少し確認をさせていただきます、すいません。

次に、議案第60号のほう説明をさせていただきます。

まず、全体の面積というものですが、大隅南地区のほうが全体面積が5,844.03㎡、大隅北地域のほうが3,093.19㎡でございます。南地区の坪数ですが120坪から146坪まで。大隅北のほうが104坪から118坪。区画数が大隅南が10区画、大隅北が7区画。販売済みが大隅南が1区画となっております。坪単価はいずれも坪8,000円となっております。今回の条例改正では区画数の売却を隣接するもう1区画までと、2区画までのみでございまして、価格については改正は行っておりません。

以上でございます。

○建設課長（園田浩美）

それでは、市道の改良率についてお答えをしたいと思います。

市道の改良率につきましては、道路構造令のほうで定められているところでございます。それが昭和45年の10月に定められた構造令でありまして、それ以前の旧道路構造令がありまして昭和33年の8月に規定されたところでございます。それも含みました形で改良率という形で設定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

質問が飛び飛び前後になります。それから2回目質問に入ります。

市長から十分な、丁寧な通告要旨でないということで、項目が多かったためにあえて簡潔に書いて、これは議会事務局を通して、幸い、本会議中でありますので分からない点は、担当課長に私に休憩時間に聞くようにということで申し入れておきました。実際、課長によっては今日の質疑の中で、私に質問内容を聞かれた課長もおられます。その経過は理解していただきたいと思います。

まず前後いたしますが、この市道改良率について再度、建設課長に伺います。昭和33年、それを受けての昭和54年のこの法の、これは省令ですか何ですか、の中で規定されているということで、それを何も絶対踏まえなければいけないことになっているのでしょうか。ここは我が曾於市ですから、あるいは市民の目線から見てどう考えても昔、改良したところが今、再改良が必要、非常に道路が傷んでいるところを改良率の中に大事な過疎計画の前文の中でいわば、入れるというのはいかなものかって。全ての項目について言えますけども、直近の、最新のデータを入れるというか、客観的な価値判断、価値裁量ができる数字を入れるというのがこれは前提じゃないでしょうか、その点から私は再三、言っているんですよ、もう古いですね。誰が見ても間違いのもととなるような資料は資料としての意味が全くなさないって、用をなさないってことで、その点で、実情に即した数字を資料として入れるべきではないかということでありまして、これができないんだったら致し方ないんですけども、その点で再度、答えていただきたいと考えています。非常に大事な点であるからでございます。

質問に入りますけれども、市長、副市長も一番感じておられるように、この過疎関係の条例というのは、今後の曾於市のいわゆる過疎債等を活用するに当たって曾於市にとって、曾於市の今後の持続的な発展のために、特にどの分野、どの項目に借入債を含めて取り入れて、そして持続的な発展を行うかという点で、そのもととなるいわば文書でございます。だから非常に大事な意味を持つと思っておりますが、これは答弁よろしいですよ、同じ共通の認識であるでしょうから。その点で幾つかあります。人口増対策あるいは高齢化対策を含めてありますけども、客観的に見て避けて通れないのが老朽化対策ですよ。ですから市はこの6月まで副市長をキャップとして時間をかけて老朽化対策をとりあえず絞って計画を立てて先日の全員協議会にも冊子として出されました。肝心の財源の裏づけがまだなされていないために、具体的なスケジュールが立てられないという今の段階であります。せつかくこの過疎関連の条例が出されたわけでありまして、この改修を必要とする施設の

位置づけを行う太い柱としての記述が必要でなかったかという点でございます。これは副市長についても言えますけども、どなたでもいいからお答え願いたいと考えています。

これは2点目、関連して大休寺副市長が担当されております医師会立病院についてもそうであります。副市長の答弁は、コロナ関係で会が持てなかったって。これはもちろん客観的な事実でありまして、一つの客観的な側面であります。だからといってそれでいいのかという観点で大きな立場で考えて、やはり記述は記述として論点整理した上で、柱として入れるべきではなかったかという立場からの1回目の質問であります。これは大休寺副市長に今後のこともありますのでお答え願いたいと考えております。

そうでないと、恐らく、今後もなかなか前に進まないような気がするからでございます。これが質問の2点目であります。

以上、2点に絞りました。

○建設課長（園田浩美）

改良率についてでございますが、改良率につきましては、先ほど申しましたように道路構造令に基づいた率でございます。それは全国的な率でございます、これはもう変えることはできないと思っているところでございます。

舗装が傷んでいるということに関しましては、維持補修のほうに移るのではないかと一応思っているところでございます。維持補修につきましては、今、橋梁については長寿命化計画という形で今進めてきているところなんですけども、本当は舗装についてもそういうのが必要な時期に来ているのではないかと一応思っているところでございます。

以上でございます。

○副市長（八木達範）

それでは、公共施設関係についてお答えしたいと思います。

今の公共施設につきましては計画を立てておりまして、今後、この計画を立てないと国の補助を受けられないというのがまず1つあります。そして、今回この過疎計画に入れておきますと過疎債も使えるということですので、今後、必要なものについては随時追加で計画を入れていくということになると思います。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

医師会のことでございますが、先ほどもちょっと申し上げましたが、2市1町の具体的な話が進んでいなかったということで、方向性がまだ決まっていないということが一番の要因であります。そういうことで具体的な明示ができなかったという

ことです。

方向としましては、有明病院のほうは9月末で閉院をいたします。医師会立病院の有明病院ですね、そちらを大隅のほうの医師会立病院のほうに統合しますので、それはもう決まっておりますが、その後の病院どうするかというのもまだ医師会自体も決まっておりませんので。そういうことをございまして、具体的な明示ができなかったというのが事情がございます。

○企画課長（外山直英）

すいません、先ほど答弁漏れがございましたので、議案第58号の減収補填についてですが、固定資産税課税免除額の75%が普通交付税にて減収補填されるというところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目であります。2つに絞って。この老朽化対策については答弁、確認はよろしいですけれども、誰がどう考えましても今後の大きな柱でございます。

先日の全員協議会で渡されました道の駅をはじめとした、あるいは食彩関係ですね、ゆず加工の。いずれも期日の中で、当局のほうで大きな改修が必要等含めて、温泉関係、特に、温泉関係が書かれてあります。ですから、それを過疎債で使うのはもちろん、必要条件でありますけれども、今後、過疎債だけではとても財源で不足すると思うんですね。誰がどう考えてもこれは不足いたします、合併特例債がありませんので。ですから、そのあたりの論点整理の進め方も私は1つの側面として大事じゃなかったかと思うんですよね。5億円、10億円の問題じゃないからこれは。その点で、もっと工夫等が、議論が必要じゃないかということで3回目でありますから答弁をしてください。

建設課長に再度、この改良率について質問いたします。この改良率については、法に基づいてということでもいかんともし難いということですよ。だけど、これを読むほうから見たら、見るほうから見たら100人が100名間違った誤解を与える数字になりますよね。もう40年前の、正常の改良したのも一応改良率に入っているわけですからね。だから完全に誤った判断をする、しかねない数字でありますので。ですから、それはそれとして建設課独自で、実態に即した数字の出し方を議員含めて提示する義務があるんじゃないでしょうか、義務が。そうじゃないと私たち市民の代表の議会議員は、間違った数字でもって頭の中に入れていることにならざるを得ないんですよ。誤った判断をしかねない数字をこのように出しているわけですから。だから今後、何らかの形で、これには時間はかかるでしょうけども、やはり1つの在り方として検討する余地があるんじゃないかと思っております。短辺急にはでき

ないでしょうけども、一応検討するべきじゃないかと思っておりますので答弁をしてください。

○建設課長（園田浩美）

改良率につきましては、先ほどのとおりでございますけども、やはり、道路が傷んできているのは事実でございます。それにつきましては、特に舗装の傷みがひどいということを知っておりますので、それをどうするかという形につきましては今後長期的に計画を立てて、どのような補修計画を立てていくかというのが必要であるとは認識をしておりますので、これからまたいろいろ計画を立てていきたいと。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

それについても、路面性状調査と申しまして道路がどのぐらい傷んでいるかという調査の方法もありますので、それについて調べていきたいという方向で検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほど議員からありました公共施設の老朽化についての問題でございます。過疎対策事業債のほうで今回、公共施設等の総合管理計画との整合性を持たせることで、長寿命化、集約化、複合化する施設につきましては過疎債の適用ができるようにという形で今なっております。ただ、具体的な内容等についてはまだ示されていないところで、それが示されてから来年度以降については、そちらのほうでまた財源等手だてしていきたいんですが、そのほかでも今回、公共施設等の総合管理計画が10年間の計画でしたが5年経過しまして見直しをやっていきます。こういった中で、今、現在あります公共施設等適正化管理推進事業債とそういったものもございまして、これが期限等がございまして、適用できない部分につきましてはまた延びていってくれば、そういった事業債、そういったものを活用しながら、少しでも老朽化している施設に対して緊急性のあるものから平準化しながら財源負担をなるべく少ない形で行っていきたくて考えております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案7件は、配付いたしております議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第63号 曾於市産業振興審議会条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第8、議案第63号、曾於市産業振興審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、配付いたしております議案付託表のとおり建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第67号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第9、議案第67号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

先ほどの議論で問題提起が中心だったのですが、それぞれ力のある課長の方々でありますので、ぜひ前向きに曾於市発展のために努力していただきたいと思っております。

議案の第67号の一般会計補正についても簡潔に質問いたします。

まず、4ページ、39ページのコロナ対策で、今回は給付金を主な財源として、いわゆる商品券の第3弾としての予算計上がされております。

質問であります、今回提案されている商品券関連の内容の主な点、そして1回目、2回目の内容と特に違う点がありましたら、もちろん共通点もあるでしょうけれども簡潔に教えてください。

それから2点目、前後いたしますが、これは市長の答弁ですかね、今回給付金の中でこの商品券を優先して予算計上をした理由について教えてください。

質問の3点目、先ほど1回目の質問とダブりますけれども、質問内容について、対象となる市民、そして前回は1回目を教訓として、いわゆる大型店舗と分けた形でやりましたけれども、これも分けることになろうかと思っておりますが確認です。昨日もある商店主の方から2回目のほうが非常によかったという電話がありました、私のところですね。その内容についても期間を含めてお答え願いたいと考えておりま

す。

次に、5ページ、6ページ、38ページの山中顕彰館についてでございます。この3年間の寄附金の流れも含めて答えていただきたい。基金残高が今、幾らになっているかについてでございます。これは設置当初、私も一般質問を含めて本会議でも質問いたしましたけども、結果として一般会計の中で出し入れを行っておりますが、これは2回目に質問いたします。

次に、10ページの前年度繰越金5億1,370万7,000円ですね、これで最終分であるのか。本年度への繰越しの総額を含めて確認の意味での質問であります。

次に、43ページの基金積立。基本的には全て財調に積立てております。この基本的な考え方について答えてください。

次に、44ページの支所の整備事業の70万4,000円。昨日の一般質問でも重なる内容であります。37万4,000円、もう1つが33万円でございます。

質問の第1点であります。この財部市街地活性化検討委員会出会謝礼の37万4,000円についてでございます。この活性化検討委員会はいつ設置されて、この間、何回開かれて、どこまで検討が進んできたのかの今までの到達点について簡単に説明してください。そして、その検討委員会のメンバーについても答えてください。それから、2番目の不動産鑑定評価業務委託料の33万円についても答えてください。

次に、59ページの大隅南地区の農改センターの管理費の155万6,000円。

質問の第1点は、この種の農改センターは市内には何か所あるか。

2点目、畳の表裏替えは何年に1回を一応原則としているか。

それから、3点目、今回細かいことではありますが、ルームエアコンというのがありますが、これは設置後、何年たっているのかですね。奇異に感じるのは、本来だったら当初予算で計上すべきではありますが、毎年点検作業をしたけども見落としがあったのかの確認の意味の質問でございます。

次に、73ページ農村災害復旧費の1億3,485万4,000円。いつ起きた災害か、これで全額であるのか。内容、負担割合を含めて答えてください。

次に、75ページの道路橋梁費の400万円。主な内容、これは300万円が2つありますが、これは間違いじゃないか、場所を含めて答えてください。

次に、78ページの市道整備、緊急の自然災害の防止対策事業、これも主な内容、国県の補助はないのかどうかですね。地方債とあります、地方債の中身についても答えてください。場所はどこであるのかも説明してください。

次に、80ページの現年土木災害復旧費の1,250万円。この財源について負担割合、また地方債とありますが、地方債の中身についても答えてください。これは地方債ってならざるを得ないんでしょうね、この予算説明書の中では。けども地方債と

言ったって私たちは全員が地方債の中身が分からんとですよね。ですから、ここで細かい質問を時間を労して質疑せざるを得ないことがありますので、そのあたりもっと工夫できないでしょうか。そして、この内容、場所等についても教えてください。

次に、82ページの過年の土木災害の復旧費1億1,831万8,000円。事業費が大きく増えた理由について内容、そして完了の時期についても教えてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

経済対策の商品券の問題についてお答えしたいと思います。コロナの関係が現実的には非常に収まっておりません。そういう中で、やはり第3回目の商品券を発行したほうがいだろうということを議論いたしました。最初は飲食店に限る、要するにまた弁当を作る、そういうところに限るということにはしておりましたが、やはり全体的な商売されている方々を対象にすべきかということで、議論した上での今回の提案であります。あとについては各担当課から答弁させます。

○企画課長（外山直英）

企画課関係のほうをお答えしたいと思います。まず商品券について御質問がございましたので、これまでの経過等を踏まえましてお答えしたいと思います。

今回の商品券事業、第3弾とっておりますが、これまで第1弾、第2弾ということで継続してやっておりましたが、コロナの状況等を踏まえまして、切れ目ない経済対策をしたいというのが大きな目的の一つでございます。第1弾については、全ての商店、小売店等を対象にしておまして、第2弾は、大型店等を除くものを区分をつけておりましたが、今回の第3弾では、まず全体の金額がこれまで5,000円だったものを全体では3,000円と少し縮小させていただきました。対象店舗につきましては、大型店を除く小売店と飲食店としたものでございます。店内で飲食される方につきましては、これまでどおり500円の商品券が600円になるというところでございます。

また、今回の第3弾では、11月の末から2月15日までを対象としたいと思います。第2弾が10月末までの消費期限となっておりますので、そこから連続できるようにというふうに配慮したものでございます。対象者につきましては全ての市民を対象にするものでございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（外山直英）

はい。

次に、山中顕彰館につきましては、今回の減額につきましては、本年9月に

山中貞則氏の生誕100年ということで特別講演会等を計画されておりましたが、コロナの関連で来年度へ延期したいという旨がございましたので、それに関連する減額予算等でございます。

お尋ねの基金についてですが、令和2年度までの寄附金額の合計で申し上げます。2億9,980万6,159円となっているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○企画課長（外山直英）

平成30年度、令和元年度、令和2年度の合計でいきますと約130万円のほどの寄附でございます。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほど議員からございました10ページの関係でございます。10ページの前年度繰越金についてでございますが、前年度の繰越金につきましては、令和2年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入差引額が9億7,182万5,000円となったところでございました。これに令和3年度へ繰り越すべき財源4億804万8,000円を差し引いた実質収支額が5億6,377万7,000円となりました。当初予算で5,000万円計上しておりましたので、その額を差し引いた5億1,377万7,000円を今回の補正予算で計上させていただいたところでございます。これで繰越金につきましては、全額の予算計上となります。

続きまして、43ページの財政調整基金の積立金でございます。財政調整基金につきましては、今回の補正予算で3億6,740万6,000円を計上しております。これは、令和2年度の決算に伴う剰余金を積み立てたものでございます。財政調整基金の基本的な考え方ですが、この基金につきましては、災害復旧やその他財源が不足を生じたときの財源であり、財政運用するためには大変利便性のある基金でございます。財政調整基金の繰入金につきましては、6号補正予算まで8億8,630万6,000円と大きく取り崩しておりました。今回令和2年度の決算剰余金を処分として、今後の財政運用を考慮して積み立てたものでございます。

以上でございます。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

私のほうでは44ページ70万4,000円について説明いたします。この支所庁舎整備事業につきましては、財部支所及び大隅支所の整備に関する経費を計上するものでございます。まず、財部市街地活性化検討委員会ということでございます。いつ設置されているのかという御質問がございましたが、今回この補正予算が議決後、設置するものでございまして、5回の開催を予定しているものでございます。メン

バーにつきましては、本日配付配信してあります市議会新規予算関連例規というものがありません。その18ページのほうにも掲載してございますが、財部市街地活性化検討委員会の検討事項ですが、財部支所庁舎の改築場所及び財部高校跡地の利活用について調査及び検討していただくという予定でございます。メンバーにつきましては、財部地域の各校区公民館長4名のほか、JAそお鹿児島財部支店、商工会財部支部、財部文化協会、消防団財部方面隊、地域女性連、市観光協会、市長寿クラブ財部支部などの各団体の代表者8名程度、そして地区住民代表といたしまして、現在の支所庁舎及び財部高校跡地周辺の自治会の代表者を考えております。識見を有する者といたしましては、平成30年度に開催いたしました財部地域振興検討委員会や曾於市行政改革推進委員会の委員の中から選定したいと考えているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

20名を上限としているところでございます。

次に、不動産鑑定評価業務委託料33万円についてでございますが、こちらにつきましては大隅支所の建設候補地の用地取得費の参考とするため、土地の不動産鑑定評価を委託するものでございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは59ページにつきまして、最初、農業構造改善センターというものが幾つあるのかということでございました。本市において条例上で、設置及び管理に関する条例で設置してある農業構造改善センターについては、末吉1か所、大隅が2か所ということになっております。

○大隅支所産業振興課長（高野和夫）

続きまして、畳の表替えでございますが、令和4年当初で予算計上を予定しておりましたが、平成2年築から……

(何ごとか言う者あり)

○大隅支所産業振興課長（高野和夫）

令和4年当初で予算計上を予定しておりましたが、平成2年築から畳の傷みも激しい状況で、避難所として早急に修繕すべきと判断したところでございます。

それと、エアコンの設置でございますが……

(何ごとか言う者あり)

○大隅支所産業振興課長（高野和夫）

今まで、1回もまだいたしておりません。今回が初めてでございます。

それと、エアコンの設置でございますが、これらの状況によりまして、事務室での校区の集会、役員等で利用しております。打ち合わせ等を行っている状況で、今回新設でお願いをしているところでございます。

以上です。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

それでは、73ページ現年発生農地・農業用施設災害復旧費の1億3,485万4,000円の主な内容についてお答えいたします。

この分につきましては、令和3年発生災害に係る工事費が1億2,520万円、市単独の農地災害復旧補助金が635万7,000円、災害復旧用地取得費が180万円であります。工事請負費の内訳は、国庫補助災害が農地4件、施設7件の計11件、市単独災害復旧工事費が施設2件であります。

あと、国庫等との負担割合であります。また災害査定が終わっておらず、増高も終わっていないことから、補助率は決定しておりませんので、通常の農地50%、農業施設65%で計上しているところであります。

以上です。

○建設課長（園田浩美）

続きまして、建設課分でございます。75ページの400万円の主な内容場所についてお答えをいたしたいと思っております。まず当初につきましては、志柄宮ヶ原福山線1線が県単の補助整備事業のほうでございました。それを今回2線となりましたところでございます。場所としまして、大隅支所管内の志柄宮ヶ原福山線と宮ヶ原大崎線であります。志柄宮ヶ原福山線は……

（「課長、大体場所はどの辺りってことで」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

場所はですね。志柄宮ヶ原福山線はですね、長江から川路山までの区間でございまして、そこに、急カーブがあります。その急カーブの解消と、それから退避所を8か所計画いたしているところでございます。事業年度としましては、令和2年度から令和7年度までの事業期間としております。もう1か所が宮ヶ原大崎線でございまして、それは荒谷自治会と宮ヶ原自治会との間のところでございます。大型農業機械などの離合が大変難しいところでございまして、その箇所を大体220m程度改良する予定でございます。事業期間におきましては、令和2年度から令和5年度までという形になっているところでございます。

続きまして、78ページの3,913万1,000円の……

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

先ほど申しましたように、当初1か所の予定でございましたけれども、県の負担金でございます、それが事業費が当初2,000万円であったのが、その10%の200万円でございます、それが2か所でなりまして、工事の事業費が3,000万円、3,000万円合計6,000万円の10%で600万円となっております。その分の400万円の増額という形になっているところでございます。

続きまして、78ページの3,913万1,000円の内容及び場所についてお答えいたしたいと思っております。場所につきましては、南之郷の市道で富田・永田迫線でございます、県道垂水南之郷線から入って大体100mぐらいのところの斜面のところになります。事業内容としましては、測量設計を120m、あとのり面工事となっているところでございます。もう1か所につきましては、財部の北俣でございます、大峯栗谷線でございます。場所については、大峯自治会から栗谷自治会に向かって約1kmほどのところでございます。事業内容としましては、測量設計を38m、あとのり面工事となっているところでございます。あと、この地方債についての内容ですけども、緊急自然災害防止対策事業債というのがございまして、このほうを充てるところでございます。財政措置につきましては、充当率が100%で交付税措置で70%となっているところでございます。

続きまして、81ページの1,750万円の主な場所内容についてお答えをいたしたいと思っております。内容としましては、市単独災害の復旧事業でございます。大隅管内が道路6か所、それから河川1か所の計7か所でございます。それと、公共土木災害復旧工事が末吉管内の道路が2路線、これにつきましては前川内和田線と高松丸山線、それから大隅管内が道路の1路線でございます、川路山清津野線でございます。あとこれの地方債につきましては、補助災害復旧事業債というのがございまして、これにつきましては充当率100%で交付税措置により95%が返ってくるという形になっているところでございます。

続きまして、82ページの1億1,831万8,000円の事業費が増えた主な理由についてでございます。事業費が増えた主な理由としましては、百入橋の災害査定時は、国の申請までの期間が大変短く、簡素化査定で国へ申請したところでございます。簡素化査定では、概略での数量計上や近隣の地質データなどを利用することで期間を短縮して申請をしております。工事の実施に当たり、詳細な検討や河川協議などを変更したことにより増額となったところでございます。事業内容としましては、百入橋のところでございます、仮設橋を今設置しておりますけども、その仮設橋の長さが28m幅員4mでございます。それに伴う仮設道が148m、あと本復旧としまして、橋長29m幅員5.5mでございます。事業完了につきましては、令和5年度3月末を一応計画いたしているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（上鶴明人）

申し訳ございません。先ほど建設課長のほうで答弁をさせていただいた81ページのほうの地方債の1,110万円の関係でございます。こちらにつきましては、現年発生補助災害ということでありましたが、その額が300万円、これにつきましては先ほどありましたように、充当率100%交付税措置が95%というもので、もう1つございまして現年発生の公共土木の一般単独災害復旧事業、これが資料のほうに13ページのほうに載っておるんですが、これを810万円、合計の1,110万円となっております。この一般単独災害復旧事業につきましては、補助債でございませぬので、充当率としては100%なんですけど、交付税措置率としては47.5%という形になっております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目も簡単に、三、四点質問いたします。

まず、山中顕彰館でありますけど、何年前の設置か、もう記憶にありませんけれども、当時の議論で山中顕彰館を設置すること自体は異議はないけれども、しかし、一般会計の中に組み入れるべきじゃなくて、やはり財団法人等でやるべきじゃないかと。全国の事例を調べたところ、分かった範囲内では、この種の政治家等の顕彰館は一般会計で当時繰り入れているのは1か所だけでありまして、ほかには財団法人を中心とした、いわゆる別組織をつくっての運営であったために、そういった立場から問題提起をした経過があります。

当時、池田市長は私への答弁の中で、一般会計に繰り入れても一般財源を使うことはいたしませんという答弁でありましたけども、今回この記念事業であるとはいえ、一般会計からの出し入れが減額を含めて予算計上しておりますが、これは質問でありますけど、私の当時の議事録を、一応、担当課長は調べていただきたいと考えております。もし、一般会計から繰り入れてやるんだしたら、市長交代いたしております。

ますけれども変更でありますので、これはしっかりと確認した上で対応することはこの市政の運営の継続性という意味から見ても大事じゃないかと思っておりますので、この点で、これはもう課長でよろしいですので、本日は答弁をしてください。調べてください。

次に、2つ目の質問でございますけれども、この44ページの財部市街地の検討委員会について、課長から20名を上限としてメンバーを策定したいということでございました。これは、特に財部の方々にとっては非常に重要な委員会になるんじゃないでしょうか。机上の議論をしても、現在地に建てるか、あるいは図書館等を含めて場所を変更するかを含めて、また、事業費的にも恐らく億単位、1億円単位それ以上の事業変更にもなりかねないようでありまして、質問であります、これは市長であります。

この場合は、やはりたたき台を作るというのは、もうせつかくのメンバーが追認機関になりまして、多少の要望等の変更はあってもたたき台を市の追認するような検討委員会になります。まず、それでいいのかどうか。いわば白紙の状態を含めて地元の方々に十分議論していただくというのが、やはり市民の意見を聞くということで大事でないかと考えておりますが、市長の見解を伺いたいと思います。

たたき台で提示するのか、それとも、いわばゼロからの出発で議論を深めていただくのかでございます。

次に、質問の3点目でございます。

82ページの過年度分災害の復旧費ですね、最終的には事業費が3億円になって、令和5年の3月ということで大分延びますけれども、ここは交通量が非常に多いところございまして、私もしょっちゅう利用しておりましたけれども、1日どれだけの車、あるいは人の通行があったか、もし把握していたら教えてください。

そして、仮橋を含めて、この間、地元の方々とのトラブルがありまして、大休寺副市長にも来ていただいたり、私も入ったりしておりますけれども、やはり教訓があるかと思っております。特に交通量の多い、そして長期にわたるこうした災害復旧工事の場合は地元の了解というのが非常に大前提でありますけれども、この教訓は私はあると思っておりますので、副市長でも担当課長でも答えていただきたいと考えております。

以上、3点に絞っての質問であります。

○市長（五位塚剛）

財部支所の再編についてのことについて、お答えしたいと思います。

今まで財部の地域振興検討委員会で大方議論していただいて、答申を得ております。その中で、基本的には変わりませんでしょうけど、場合によっては、中央公民

館の隣に併設したのも一つの案として検討していただきたいと思います。白紙の段階で検討してもらうのか、こちらで確定したものを提案してするのか、基本的にはこの間もいろいろ議論してもらっておりますので、白紙という状態じゃないと思います。

ただ、質問があったときに、増設がどれぐらいになるのか、またどれぐらいの費用なのか、それは当然ながら、こちらのほうで概算はやっぱりつくらないと議論の対象にならないと思いますので、そのあたりについては議論をできるように内訳を含めた考え方は示したいというふうに思います。

○企画課長（外山直英）

それでは、山中顕彰館についてですが、令和3年度の当初予算におきまして一般財源を200万円充当させていただいております。これは、先ほど1回目の答弁でもお答えしましたが、山中貞則氏が生誕100周年を迎え、今年9月に記念事業を実施する予定でございましたので、今年度当初予算のみ特別に一般財源を200万円充当したところでございますが、コロナによりこの事業を延期しましたので、今回この部分も補正にて減額するものでございます。

以上でございます。

○建設課長（園田浩美）

まず、交通量につきましてですけれども、仮設橋を計画するとき、交通量が1日当たり大体350台という形で仮設橋の計画を進めたところでございます。

それと、あと地元との協議についてなんですけれども、説明会を地元で開催をいたしております。しかしながら、一部の方になかなか了解を得られずに工事がなかなか進まなかったことも現状でございます。

あと、仮設橋の開通につきましては、今年9月の中旬頃という形で聞いているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

この財部の支所再編については、もう答弁はいいですけれども、十分に、まだせっかく時間がありますので、議論を重ねて市民の意見が分かれなような形で、やはり腰を据えて議論をしたほうがいいんじゃないかと結果として考えております。もう答弁よろしいです。

この山中顕彰館については、一応、確認でございます。基本的には一般財源は使わないということで、一応、確認していいのかどうかですね。

自治体としては、ほかの外郭団体もいっぱいありますけど、基本的には自主自立といいますか、状況の変化などでどうしてもやむを得ない場合は減免とか、今回は

コロナでも見られますが、一般会計の補助とかはあり得りますけども、やはり基本的には外郭団体というのは自主自立でやっていくというのをベース、原則に据えるべきでないかという立場で、今回は例外的な措置ということで考えていいのか、確認でございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

今回、この一般財源を充当させていただいた上で減額しておりますが、山中氏のこれまでの功績をたたえまして特別に一般財源を充当したものでございまして、議員御指摘のとおり、この団体につきましては自主財源で運営するという基本的な路線については変わっていないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

_____ . _____ . _____

日程第10 議案第68号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第10、議案第68号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

_____ . _____ . _____

日程第11 認定案第1号 令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（土屋健一）

次に、日程第11、認定案第1号、令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、今鶴治信議員の発言を許可します。

○8番（今鶴治信議員）

私は成果の48ページ、子ども学習生活支援事業について、福祉課長にお尋ね申し上げます。

これまで、この事業はあんまり大きな事業じゃなかったと思いますけど、結構人数、規模等も大きくなって、生活支援事業ということでもありますので、対象者の条件等はどうか伺います。

それと、塾といいましょうか、週に何回程度、月どのくらい行われているのか伺います。

成果の51ページ、特定一般不妊治療助成について、保健課長に質問いたします。

特定不妊治療につきまして、実際、何人の方がこの中で妊娠まで至ったのか、その結果について伺います。

それと、私が一般質問で、前、取り上げて予算化していただいたんですけど、一般不妊治療助成について結果として人数が少ないようでもありますけど、そういう不妊治療の方に対する周知をどのように行っているか伺います。

成果の63ページ、農林振興課長に伺います。

曾於市新規農業者支援対策事業でありますけど、30名前後ということで非常に新規就農者の支援で貢献していると思っておりますが、現在の人数の中の分かる範囲でいいんですけど、牛とか、お茶とか、そういう作物別の対象人数が分かればお伺いします。

それと、次世代人材投資事業交付金でありますけど、以前は、多いとき9名ほど青年農業就農支援となっていましたかね、そのときは結構対象がそんなに難しくなかったんじゃないかと思っておりますけど、継続するということで次世代人材投資事業になったとき9名、多いときだったのが、今2名、今年は1名ということではありますが、その辺の理由等が分かっていたら伺います。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、ただいま質問のありました主要施策の成果、48ページの子どもの学習生活支援事業についてお答えしたいと思います。

子どもの学習生活支援事業につきましては、対象者については非課税世帯に属する児童を含む小学生、中学生、高校生など、経済的な理由により家庭内での学習面、生活面、親の養育等、十分に教育が受けられないことなどが無いよう学習支援を行うということと、あと基本的な生活習慣の場を提供することを目的にした事業でござ

ございます。

令和2年度につきましては、特定非営利法人そお文化村に委託をお願いをいたしまして、末吉、財部で毎週、週に1回、月4回になるかと思いますが、学習会を実施しているところでございます。令和2年度につきましては2か所でしたが、3年度、今年度は大隅を含めまして3か所で実施をしております。

参加者につきましては、現在、小学校1年生から高校2年生の実人員で52人、年間延べ1,048人が参加をしているところでございます。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、51ページの特定・一般不妊治療助成についての、まず、特定不妊治療の関係で何名妊娠されたかという質問であったかと思いますが、実人員8名の方がこの助成事業を受けられまして、件数といたしまして11件、そのうち出生された方が6人、そのうち2人は双子でございました。あと、妊娠中の方が1名でございます。

また、一般不妊治療については、実人員3名、延べ件数3件ということで、そのうち妊娠中の方が、今、1人でございます。

あと、一般不妊治療についての周知ほどのようなことをしたかということですが、現在、ホームページのほうに掲載しているところでございます。

以上であります。

○農林振興課長（竹田正博）

63ページについてお答えいたします。

まず、曾於市新規就農者支援対策事業の実績ということでございます。この制度が始まりまして、平成17年から198名の方が受給されております。一番多いのが、やはり畜産108名、それから露地野菜が43名、お茶が22名、花卉、花ですね7名、申請時のたばこでの申請が6名、それから施設野菜が9名で、水稻が3名といった状況でございます。

それから、次世代の人材投資事業のこれが以前は青年就農給付金という形で、平成26年からですけれども、資料のほうは平成26年からになっておりますが、平成24年から始まりましてトータルで、今、17名受給されているところでございますが、近年この少なくなっている原因とどういったところにあるのかという質問でございます。

当初の青年就農給付金の場合には、非常に交付の要件と申しますか、そういったもので取り組みやすかったという部分があったと思います。この次世代の投資事業交付金に変わりましたから要綱上で年齢的には45歳未満ということになります。

いろいろと前年度の所得であったりとか、例えば、新規に就農されても前年の所得がある方とか、そういった方については制限がされるという状況もございます。そういった形があって、クリアすべき課題というのが非常に厳しくなっているということがありまして、最初検討はされるんですけども、なかなかそこをクリアできないという方が多くなりまして、市の単独のほうの新規就農のほうへ申請されるという状況が多くなってきている状況でございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

順次、2回目の質問をさせていただきます。

子ども学習支援は非課税世帯であるということで、令和2年が2か所、令和3年は旧町ごとに3か所できたということで非常に増えているなあということで、周知がされて利用されて、週1回であります月に4回そういう学習の場ができたということで、NPO法人そお文化村が取り組んでいらっしゃるということで非常にいいことだと思います。

その中で、予算的なものとして国、県、市からどういう割合でこの事業に対して助成がされているのか伺います。

それと、続きまして、特定・一般不妊治療助成についてですが、特定不妊治療につきましては6人の方がもう生まれて、また、1名双子の方もいるという、妊娠中もあるということで非常に成果が出ていると思っております。

その中で、それに行く前の一般不妊治療についてということで、市のほうでも事業として組んでいただきましたが、今のところ3名ということで、1人はそれで成果があったということでこれはこれなりに非常にいいことだと思いますが、その中でホームページで周知しているということで、こちらの曾於市だったら産婦人科医が都城等が多いと思うんですけど、かかりつけがですね、そういうところにも曾於市からは、特定不妊治療は大体皆さん分かっているのかしりませんが、ちょっと特殊な治療ですので、しかしながら、一般不妊治療は保険が利かないということで、非常に経済的にも回数が多いと大変だということを聞いて市で取り組んでいただきましたが、ホームページだけでなく保健課または病院等でもそういう周知を図って、もっと利用が増えるんじゃないかなという期待をしているところですが、そういう周知の仕方を、個人情報的なところもありますのでデリケートであると思いますが、何か、市役所のほうに来られたときのそういう妊娠のことなんかの相談もですよ、市でこういうのがあるということを保健師さん等からでもアドバイスいただけるようなそういう制度にしていただければと思いますが、その点について伺います。

それと、次世代人材投資事業は非常に厳しくなっているとは伺っていましたが、實際上、本当、人数が限られてきています。

その中で、以前は農業大学校に行って農業をするという人は案外準備型ということで2年間はこういうのが出ていたんですけど、そちらのほうは案外まだそういうのが採択されているのかどうか伺います。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

財源はどのようになっているかということでございますが、子ども学習生活支援の事業につきましては補助がございます。国が2分の1、市が2分の1ということで、令和2年につきましては350万4,160円の支出がございました。そのうち、国からの補助が2分の1ということで175万2,000円の補助があるところでございます。あとにつきましては、市の一般財源ということになっております。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

一般の不妊治療についての周知が弱いのではないかとということでございますので、保健師等に、もしそういう相談があった場合はそういった形で情報は伝えているところでございます。

また、病院等についても、今後また担当者と相談しながら検討していきたいと思っております。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、次世代人材育成事業の準備型という交付の事業についてでございます。

これについては、今も継続して研修期間中年間最大150万円というのを2年間と、交付するということになっております。これにつきましては市のほうではなくて、曾於市でいいますと畑かんセンター、県のほうが窓口となりましてその取扱いをされております。主に農業大学校に行かれる方々が対象となっていると思います。曾於市が、今、何名受給されているかはちょっと把握できないところでございますが、主にこの開始型の方々は、その後に法人等への就職をされている方々が多いようでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

子ども学習支援事業につきまして国2分の1、市も2分の1出していただいているということで、非常にいい制度に協力していると思っております。

その中で、週1回ということではありますが、講師とか、結構延べにしたら1,048名ということが多いんですけど、どういう方々が塾の講師となっている、どういう全般的科目を見られているのか、その内容が分かっていたら伺います。

それと、一般不妊治療につきましても病院等とも情報を共有して、できるだけ、都城のほうは特定不妊治療の助成はないけど一般不妊治療についての助成をしているという、以前答弁をいただきましたので、そういう感じで曾於市の方々こういうのもありますけどという情報を産婦人科とも打ち合わせて協力を願えればと思っています。その点について今後のことですが期待しております。

次世代人材投資事業は非常に難しいということで、一般質問で取り上げるべきであると思いますが、農業公社でも将来的には新規就農を受け入れる準備もあるということで、将来的なことではありますが、これから曾於市の新規就農支援事業は非常に大事になってくるんじゃないかということで、特に新規にされる方を以前も言いましたけど2年を3年にして、もう次世代人材は非常に交付が難しいので財源的にも大変でしょうけど、本当、曾於市で農業する方の後押しになるとと思いますので、今後そういうことも検討を視野にやっていくべきじゃないかと思います。

一般質問的ですけど、市長、将来的にですけど、その点はどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

本当に一般質問的な内容でありますので、今後また検討させていただきます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、質問にお答えしたいと思います。

最初に申しあげましたこの事業につきましては、そお文化村のほうに委託をしているということで、この学習支援につきましては支援者、指導者の方々が現在15名、中でいらっしゃいます。その中の多くの方々は教員の補助をやられている方々、あと現役の大学生等が中で指導に当たっているところでございます。

内容につきましては、小学校1年生から、今、高校2年生までを対象にしておりますが、その学年ごとの問題等の用紙を作って学習させたりとか、あと、特に中学校3年生につきましては高校進学を目標にしているということで、特別枠で中学校3年生の受験を控えた子供たちには指導を行っているということでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

次に、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

通告に従って質問いたします。

まず、質問の1、令和2年度末の職員の居住地の実態について、末吉、大隅、財

部、さらに市外居住地がそれぞれ何名か。

質問の2点目、令和2年度の職員の年齢区分について、男女別に10歳刻みで20歳代、30歳、40歳、50歳代がそれぞれ何名か。

質問の3、令和2年度の技術職員、専門職員の実態について。

次に、質問の4、令和2年度の職員採用試験について、市内、市外別ごとに、1次、2次試験別ごとに、男女はよろしいです、答えていただきたいと考えます。

次に、質問の5、特別会計を含めて主な財政状況あるいは財政指数について教えてください。借入金、基金残高を含めて。

次に、質問の6、公債費の残高は幾らになっているか、年度末です。

質問の7、主な税収入について、市民税、固定資産税を含めて、住宅使用料を含めて収入と滞納額、あるいは差押え等、あるいは自主減免の実態、申請状況、認可状況について教えてください。

次の、質問の8、市民税について、納税義務者、所得割、均等割、非課税等に分類して教えてください。

次に、質問の9番目、所有権の移転登記がされていない不動産の固定資産税について、令和2年度総件数、そしてその課税額、あるいは未徴收件数でございます。前もって担当課長に聞いたところ、所有権者が亡くなった場合、不動産の移転登記がされていない場合は、一応、徴収できる方に対して徴収しているという、いわば便宜手法を取っておるようではありますが、この実態について教えてください。

次に、質問の10、令和2年度の子牛の出荷、売却頭数、前年度比の平均価格、前年度比の100万円以上が何頭あったかについて教えてください。

質問の11、令和2年度の特に畜産の中での、これも少なからず年間の販売額が非常に大きい養卵の実態について、まず、これも末吉、大隅、財部町ごとに販売額、そして一方、固定資産税がそれぞれ税収がどれだけあるか、旧町ごとに教えてください。

次に、質問の12、令和2年度の東部畑かんの加入状況、あるいは加入平均年齢、そして、おおむねどういった作物を中心として栽培されているか、面積を含めて分かっていたら教えてください。

次に、質問の13、区画整理地の処分状況について、あるいは未処分の状況について面積を含めて教えてください。そして、現在、平均の売却の坪単価は幾らになっているかも教えてください。

次に、質問の14、毎年聞いておりますけれども、令和2年度の工事請負費、委託費の総額、総件数、平均落札額、受注額の大きい上位10社を、今回は本社はどこにあるかを含めて教えてください。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、総務課分につきましてお答えをいたします。

まず、初めに、令和2年度末の職員の居住実態という問いでございます。

職員数、令和2年度末355人でございます。末吉地区に176人、大隅地区に70人、財部地区も同じく70人、市外に39人居住している状況でございます。

職員の年齢区分、10歳代刻み男女別でございます。20代が男性36人、女性18人、合計54人でございます。10代はいないところです。30代が男性66人、女性35人、合計101人でございます。40代が男性59人、女性15人、合計74人でございます。50代が男性74人、女性24人、合計98人でございます。60代が男性22人、女性6人で合計28人でございます。合計で男性257人、女性98人、合計は355人でございます。

技術職、専門職の実態でございます。355人の内訳となります。農業技術が7人、林業技術が1人、畜産技術が7人、土木技術が29人、建築技術が6人、保健師が16人、栄養士が2人、歯科衛生士が1人、社会福祉士が1人、教育職が4人ございまして合計で74人でございますので、差引きの281人が一般事務職となるところでございます。

令和2年度の職員採用試験につきまして、男女別を除いてということでございます。最終的には、一般事務職を4人、土木技術職2人……

最終的な採用人数でございますが、一般事務が4人、土木技術が2人……

（「ごめんなさい、男女が分かったら男女を含めて、はい」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

先ほど男女は要らないと言われましたけれども、男女を含めてですか。

（「男女が分かったら、男女、はい」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

では、後ほど採用者につきましても申し上げます。

合計で7人を採用したところでございます。1次試験の受験者数でございますが、合計で60人ございまして男性が45人、女性が15人、市内、市外では市内が25人、市外が35人でございます。

このうち1次試験合格者数でございますが、21人ございまして男性18人、女性3人、市内、市外別では市内が7人、市外が14人でございます。採用者数は、先ほど申し上げました7名でございますが、男女別では男性6人、女性1人、市内、市外では市内が4人、市外が3人でございます。

以上でございます。

（「2次試験は、課長、2次試験です」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

先ほど申しあげました1次試験合格者数というふうに申しあげましたが、21名で18名と3名、市内外では市内7名、市外14名ですが、実際、2次試験を受験したのは、男性が1人受験しませんでしたので、20人が受験をいたしたというところでございます。

以上です。

（「その結果は、合格の結果です。もう1回言って。市内が何名ですか。もっとゆっくり、メモしてるんだから。一方通行では駄目ですよ」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

はい、申しあげます。

（「反省してください」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

採用者数は7人でございます。7人のうち、男女別では男性が6人、女性が1人でございます。市内、市外別では市内が4人、市外が3人でございます。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、議員のほうからありました令和2年度の特別会計を含む財政状況についてということでお答えいたします。

まず、初めに、財政指標についてですが、令和2年度の健全化判断比率における実質赤字比率、それから連結実質赤字比率はいずれも黒字のため指数なしということになっております。

将来負担比率につきましても、将来負担額から充当可能財源等を差し引いた金額がマイナスであったため数値はなしとなっております。

実質公債費比率につきましては7.2%で、令和元年度に対しまして0.6%の増となっております。

また、公営企業の資金不足比率でございますが、これはいずれの会計も数値なしとなっております。

その他の指標としましては、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率がござい
ますが、これが87.4%で令和元年度に対しまして2.8%の減となっております。

次に、令和2年度の特定……

（「それは一般会計だけですか、特別会計を含めた数字ですか。一般会計の実質公債費比率は7.2ですか、特別会計を含めてですか。一般会計だけですか、財政指数」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

しばらくお待ちください。

申し訳ございませんでした。これは全て入っております。

続きまして、令和2年度の特定目的基金の基金活用状況でございますが、繰入金
が26億6,198万円、積立金が29億1,946万6,000円で、令和2年度末残高が103億
5,535万8,000円となり、令和元年度末残高に対しまして2億5,748万6,000円の増と
なっております。

定額運用基金がございますが、これにつきましては、積立金が50万1,000円で令
和2年度末残高が13億9,045万円となり、令和元年度末残高に対しまして50万1,000
円の増となっております。

特別会計の基金でございますが、繰入額が1億360万4,000円、積立額が1万
2,000円で令和2年度末残高が1億3,332万3,000円となり、令和元年度末残高に対
しまして1億359万2,000円の減となりました。

次に、一般会計の起債でございます。市債のほうでございますが、令和2年度の
借入額が40億7,750万円、償還額が30億9,010万7,000円で、借入金の令和2年度末
残高が257億7,460万2,000円でしたので、前年度に対しまして9億8,739万3,000円、
4.0%の増となっております。

借入額の主なものといたしましては、過疎対策事業債が15億1,100万円、緊急防
災・減災事業債が7億8,350万円、公営住宅建設事業債が5億200万円でございます。

特別会計の起債についてでございますが、生活排水処理事業会計でございます。
令和2年度の借入額が540万円、償還額が1,309万6,000円で、借入金の令和2年度
末残高が1億9,022万5,000円で、前年度に対しまして769万6,000円、3.9%の減と
なっております。

企業会計の起債でございますが、令和2年度の借入額が1億850万円、償還額が
1億9,950万1,000円で、借入金の令和2年度末の残高のほう36億4,636万6,000円
で、前年度に対しまして9,100万1,000円、2.4%の減となっているところでござい
ます。

続きまして、公債費についてでございます。令和2年度の公債費につきましては、
一般会計のほうでは元金を30億9,010万7,000円、利子のほうを9,828万7,000円、合
計の31億8,839万4,000円で、前年度に対しまして2,038万8,000円、0.6%の増とな
ったところでございます。

市債の残高につきましては、一般会計のほう257億7,460万2,000円、それから、
生活排水処理事業会計のほう1億9,022万5,000円、企業会計のほう36億4,636
万6,000円となっているところでございます。

続きまして、特別会計を含む委託費、それから工事請負費の総額、総件数、平均

落札額、受注額の多い上位10社についてでございます。

総額につきましては、工事費のほうは50億1,724万円、委託費が35億3,809万円でありました。件数につきましては、工事費が494件、委託費が901件で、平均落札率が工事費が97.91%、委託費が96.43%でございました。

次に、工事受注額の大きい10社について、金額の大きい順に申し上げます。

まず、1番でございますが、渡辺・鎌田・川原田特定建設工事共同企業体でございます。これが10億6,128万円。2番目が、鎌田建設株式会社曾於支店、本社は霧島市のほうになります。4億2,345万円。3番目が、川畑建設株式会社、2億4,225万円となります。4位のほうが、株式会社渡辺組大隅本店、本社のほうは鹿児島市でございます。1億8,175万円でございます。5番目が、篠原水道株式会社でございます。1億5,332万円。6番目が、前澤工業株式会社九州支店でございます。本社につきましては埼玉県のカノ市でございますが、支店のほうは福岡県の福岡市のほうでございます。金額のほうは1億4,520万円。7番目が、株式会社川原田工務店1億3,606万円。8番目のほうが、川原建設株式会社1億2,995万円。9番目が、中外電工株式会社、本社のほうは鹿児島市のほうでございます。1億769万円。10番目が、株式会社竹之下電工1億656万円となっております。

次に、委託費請負金額の大きい10社について、金額の大きい順に申し上げます。

まず、1番目でございますが、ナンチク末吉営業所3億7,675万円。2番目が、大隅建設協同組合2億632万円。3番目が、株式会社池田電設2億358万円。4番目が、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社鹿児島営業所、本社のほうは東京都の調布市でございます。1億3,903万円でございます。5番目が、公益社団法人曾於市シルバー人材センター、1億2,565万円でございます。6番目が、末吉町建設業協同組合でございます。1億2,112万円でございます。7番目が、社会福祉法人曾於市社会福祉協議会でございます。1億1,437万円。8番目が、大隅衛生企業株式会社、本社のほうは志布志市でございます。1億1,088万円。9番目が、岩川醸造株式会社でございます。9,985万円。10番目のほうが、社会福祉法人輪光福祉会でございます。金額が9,451万円となっております。

以上です。

(「渡辺の共同企業体は受託割合というか、これは何対何ですか」と言う者あり)

○財政課長(上鶴明人)

少し時間をください。調べてまいります。

○議長(土屋健一)

昼食のため休憩したいと思います。午後は、おおむね1時なんですけど、そこから始めたいと思います。

改めて、ここで昼食のため休憩いたします。

午後は、おおむね1時、再開いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○財政課長（上鶴明人）

先ほど、徳峰議員からありました工事請負費の関係でございます。

1番の渡辺・鎌田・川原田特定建設工事共同企業体ですが、これの出資割合ということで、渡辺組様が50%、それから鎌田建設様が30%、川原田工務店様が20%という出資割合になっております。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、税務課分について、お答えいたします。

特別会計を含む、主な税収等についてお答えします。

市税収入についてですが、現年度分の調定額で市民税については、主に農業所得の減により、前年度より3,821万8,490円の減で11億8,112万1,740円、固定資産税は、償却資産の増により、前年度より5,029万3,900円増の18億4,688万5,800円、軽自動車税は、軽四輪乗用車の新税適用後の新規登録車両及び新規登録から13年経過した車両の増により、前年度より113万4,700円の増で1億7,198万300円で、現年度分の市税全体では、前年度より1,720万6,551円増の33億9,489万5,664円となっております。

また、国民健康保険税につきましては、前年度より1,292万5,500円減の8億3,529万6,600円となりました。

次に、市税の滞納の状況ですが、個人市民税では現年度分が1,437万1,692円、滞納繰越分が3,380万9,974円。法人市民税では現年度分が62万8,500円、滞納繰越分が73万2,000円。固定資産税では、現年度分が3,883万3,254円、滞納繰越分が6,576万5,548円。軽自動車税では、現年度分が345万7,200円、滞納繰越分が699万3,600円で、市税の滞納額は合計で現年度分が7,184万869円、滞納繰越分が1億730万1,121円で、市税全体では1億7,914万1,990円となりました。

また、国民健康保険税では、現年度分が3,763万2,600円、滞納繰越分が8,941万3,695円。後期高齢者医療保険料では、現年度分が79万6,300円、滞納繰越分が61万

5,400円。介護保険料では、現年度分が383万7,500円、滞納繰越分が413万9,900円となりました。

差押えにつきましては、市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の差押え実績は89名に対しまして540回、金額では571万6,322円の差押えを行いました。

減免につきましては、市税全体では申請数477件に対し、469件を決定したところです。

(「自主減免については」と言う者あり)

○税務課長(山中竜也)

はい、自主減免につきましては、市民税が申請件数3件に対し2件決定、国民健康保険税が申請数25件に対し20件決定したところでございます。

次に、市民税の納税義務者数の内訳についてお答えいたします。

まず、均等割ですが、前年度より108人減の1万5,307人、所得割が前年度より137人減の1万3,084人、非課税者は前年度より584人減の2万207人となったところでございます。

続きまして、所有権の移転登記がされていない不動産の固定資産税の課税についてお答えいたします。

令和2年度の固定資産税の納付書を納税管理人等へ発送した件数ですが、こちらが2,640件、課税額は8,877万9,700円。このうち滞納者数は25人となったところでございます。

続きまして、大規模な養卵場の固定資産税の税収入についてお答えいたします。

大規模な養卵場の固定資産税収入は、3社で約4,500万円となっているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○税務課長(山中竜也)

3社で約4,500万円となっているところでございます。

以上です。

○農林振興課長(竹田正博)

私のほうからは、自主減免という形で、農林振興課関係でございます。

先般、全協で説明いたしましたメセナ食彩センターの使用料330万円、それからメセナ住吉交流センターの指定管理納付金350万円を減免しているところでございます。

以上です。

○商工観光課長(安藤 誠)

続きまして、商工観光課関係であります。

自主減免についてでありますけれども、大隅にあります農土家市使用料、194万8,000円、それと、やごろう亭になります、使用料125万7,000円、それと、道の駅すえよしの指定管理納付料ということで、306万円を自主減免ということでしております。

以上です。

○建設課長（園田浩美）

それでは、住宅使用料の徴収状況について、お答えいたします。

令和2年度の住宅使用料は、現年度分の収入済額が1億9,372万2,400円となっております。滞納繰越分が326万3,210円で収入未済額が現年分が108万8,000円、滞納繰越分が1,876万8,110円となっております。

それぞれ、収納率につきましては、現年度分が99.4%、過年度分が14.5%となっております。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

令和2年度末になります。

（「3月末」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

はい、3月末です。

それとあと、無断転居した滞納者につきましては、令和2年度に明渡し訴訟の手続を2件行っているところでございます。強制執行を行いまして、このうち1件については現在分割納付中でありまして、もう1件は滞納者が行方不明のため、不納欠損処理を検討いたしているところでございます。

また、以前に調停申立てをいたしました1件につきましては、令和2年度に民事調停が成立いたしまして、滞納分を今、分割納付いたしております。

なお、令和2年度において減免の措置のほうはございませんです。

以上でございます。

続きまして、保留地処分についてのほうをお答えをいたしたいと思っております。

区画整理の保留地の処分状況でございます。

上町地区整理事業内の保留地は、当初152筆あったところでございます。平成20年を最後に土地の価格の見直しが行われてなかったところですが、今年の当初に価格の見直しをしたところでございます。平均14.35%の引下げを行ったところでございます。

保留地処分の状況としましては、処分金額が7億6,914万976円で、残り39筆ある

ところでございます。その面積が1万3,701.64㎡でございます。金額で申しますと、1億6,648万4,000円となっているところでございます。

坪当たりの平均単価はということでしたので、販売免責した分につきましては、坪当たり7万8,250円でございます。残りの分のほうにつきましては、坪当たり4万100円となっているところでございます。

以上でございます。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、畜産課関係分につきましてお答えいたします。

まず、令和2年度の子牛の出荷売却相当数でございますけれども、令和2年度の子牛出荷頭数は8,696頭でございます。このうち自家保留、あるいは本人取引後を除いた売却の相当数につきましては、7,410頭でございます。

また、前年度比の平均価格でございますが、子牛の平均価格は、令和元年度が74万6,767円で、令和2年度が65万5,021円ございました。9万1,746円の減額というように、前年度比87.7%となっております。

また、前年度との比較で100万円以上の頭数ということで、100万円以上の頭数につきましては、令和元年度が271頭、令和2年度が57頭ございました。これにつきましても214頭の減ということで、前年対比20%というようになっております。

続きまして、養卵場の実態ということで、各町ごとの販売額でございますけれども、末吉町のほうが70億1,050万円、大隅町のほうが3,004万6,000円、財部町のほうが3億7,328万5,000円となっております。総体市内で74億1,383万1,000円となっておりますけれども、大規模な養鶏場は市内に3社ありまして、うち2社は財部と末吉にそれぞれ農場があるところでございます。この3社で鶏卵の生産額は、73億8,378万円であり、市内生産額の99.6%を占めているところでございます。

以上です。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

東部畑かんの状況について、お答えいたします。

東部畑かんの市内組合員数は1,673人、そのうち水利用者数は242名であります。水量面積は197haで、水利用率は21.9%となっております。

受益地内の栽培状況であります。サツマイモが全体の25.2%、お茶が12.3%、ユズが3.5%、飼料作物が47.7%となっております。

平均年齢でございますが、平均年齢は75歳ということになっております。

北部の状況であります。北部はですね、まだ整備中ということで、整備状況をお答えいたします。

令和2年度末の事業の進捗状況は、事業費ベースで52.5%となっております。水利用面積は108ha、で、水利用率は14.7%です。

あと平均年齢でございますが、71歳ということになっております。

それから、まだ整備中ということで試験栽培等が行われておりまして、ゴボウ3か所、ショウガ2か所、カンショ1か所の計6か所で試験栽培を実施し、水利用の促進をしている状況であります。

○19番（徳峰一成議員）

それぞれ簡潔に質問いたします。

まず、職員の年齢区分についてはもう省きます。

技術職、専門職について、不足している、あるいは不十分な技術職員について教えてください。今後の課題として。

次に、職員採用試験については答弁がありましたけれども、二次試験では市内が7名で合格者が4名、で市外は13名に対して合格者が3名。これは頭に入れておきたいと思います。

質問でありますけれども、この二次試験の点数制、三役で行っていることを含めて確認いたします。

こういった選考基準に基づいて、二次試験は点数制だと思うんですけども、こういった点数の配分で行っているのか、この1点でございます。

次に、財政状況について、財政課長から詳しく答弁がありましたけれども、財政分析を行う場合は、いろんな財政指標を含めて、総合的にかつ客観的にももちろん行わなければならないんですけども、第一の重要視されているのが、実質公債比率でございます。

これは、昔はなかった考え方でございます。私も全く同感であります。この実質公債比率について、特別会計を含めて7.2%、0.6%前年度比増ということでございますけれども、これは確実に今後増えることはもう確かでありますけれども、この実質公債比率について、どれほど財政としては、財政の分析の中で重きを置いているのか、捉えているのかが質問の第1点。

そして、今後の財政の見通しとして、実質公債比率がどれだけ伸びるのか。これは伸びることは絶対的であると思っております。見通しを持っているのか。これ1点に絞ってお聞きいたします。

それから、公債費が増えているのが気になりますが、これはもうカットいたしません。

税収入では、特に、国民健康保険は省きまして、固定資産税ですね。税収も18億4,000万円と圧倒的に多いんですけども。一方、この10年間で見ますと、滞納額が

じわじわと増えており、現年度分が3,883万円、滞納繰越分が6,576万円とことで、合わせると1億円も超えていますよね。どのように税務当局は分析しておりますか。これは軽視できない金額でございます。

当然分析して今後の課題として、新年度以降に生かさなければいけないからでございます。集団的な、多面的な議論と分析が必要じゃないでしょうか。億単位の非常に大事な固定資産税であります。

次に、所有権の移転登記について、詳しくは税務課から、実態把握は時間的に制約があってできないという意味での答弁だったと思うんですが、これは了解いたします。

全体の、この曾於市内の市が請求している不動産の登記件数は何件あって、その中で所有権移転がされていない、未登記の不動産が何件あるのか、とりあえず1点だけお聞きいたします。全体の約三十何%を占めるのか、これは、全国的にも30%から三十数%であります。曾於市の場合はどうであるのか。これについては市としてはいかんともし難いのか。

これだけ高齢化の中でどんどん所有権者が亡くなりまして、言わば請求をできる人から便宜的に、という形で請求しておりますけども、こういったやり方で今後も徴収が可能であるのかを含めて、実情を踏まえた答弁をしてください。

次に、子牛の出荷の中で、一番気になる一つが100万円以上の売上げが令和元年度は271頭あったのが、令和2年度は57頭と4分の1以下に減っております。これはどのように畜産課としては分析しているか、数字が減った分、やっぱりコロナが影響したんだなという、単純な見方だけじゃいけないと思うんですね。これもやっぱり複眼的な立場での分析が必要、今後の曾於市の繁殖農家を維持しているという点からも見て、分析が多面的に必要でないかと思っており、一応捉え方を答弁してください。

次に東部畑かんについて、答弁の中で、全体の1,673haですか、の中で、水利用がわずかに5分の1、21%でございます。令和2年度、運用開始後大分たっておりますが、これは今後ともいかんともし難い、先ほども別な議案で出た、目標値は、市としては立てているのか、立てられないほど厳しいのか。

平均年齢が75歳ということでございます。私は71歳ぐらいと思ってたんですが、75歳にポンと上がってますね。この数年で。これは間違いじゃないんですか。北部畑かんが71歳ですよ。数年前までは北部畑かんのほうが東部畑かんよりも1歳ぐらい平均年齢が高かったんですよ。それが逆に4歳も違ってるって。

このことを含めて、目標値の立て方が厳しいのかどうかを含めて、答弁してください。厳しいなりに目標値は立てるべきじゃないかと言えますけれども、その点を

含めて答えてください。

次に、工事請負費についてでございますが、1点だけ絞って質問いたします。

平均の落札額が、97%、98%弱でありますけれども、その中で、特に毎年でありますけれども、大きな工事費の落札率が高いというか、例えば昨年度典型なのが請負額の筆頭にあります、渡辺・鎌田・川原田の建設企業体の10億6,128万円。これは、私が試算したところ99.5%の落札率でございます。

既にこの間議会でも、岩水議員を中心として、もちろん私も参加いたしましたけれども、歩切りの廃止が行われました。これはこれとして、もちろん了解いたしますが、大体1年間に2億円からの市としては、金額に相当する歩切りの廃止じゃないでしょうか。

一方で、この岩川小学校の本体工事については10億7,000万円の予算に対して、10億6,000万円の請負額でありまして、99.5%でございますけれども、こうした金額の特に大きな入札についてはもっと、1%でも2%でも落札率を下げることはできないのか、そうした努力はどのような形で行われているのかでございます。

例えば末吉の中央公民館については鎌田建設が落札いたしました。落札率は97%台であります。ですから、そのあたりについて、市としては、その点についてもっと検討する余地がないのか、1点だけ質問をいたします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

職員の採用の問題について、まずお答えしたいと思います。

技術職の問題ですが、当然ながら技術職が不足したときは、不足した分について、次年度に採用をいたします。

あと、採用試験の問題ですが、まず、一次試験を受かった方について、一定の人材を確保するために、二次試験についてはちょっと多めに見ながら、その中から、やはり、私たちの曾於市の職員として、有能な方を採用するために、いろいろ過去の働いていた実績があればその状況やら、また、運動面、スポーツ面で参加すれば、キャプテンとか、そういう世話役をやったとか、そういうことを加味しながら、また、その人の趣味、特技も生かしながら採点をつけていって、採用しているのが実情でございます。

あとの問題については、各担当課長から答弁させたいと思います。

○副市長（大休寺拓夫）

最後にありました、工事請負費の工事入札率の工夫でございますが、基本的に600万円を超えるものについて、全て条件付き競争入札ということにしておりますので、その中で、先ほどありました、ビューテラス桜ヶ丘の3社によるJVでござい

ますが、こういうものにつきましては1社しか参加がございませんでしたので、非常に大きな金額になったと思っております。

あとについては、全て条件付の競争入札ですから、工夫としましては、例えば、鹿児島県内、九州圏内に広めれば、それなりに大きな会社も来て、下がるわけですが、やはり、地域の事業者の活性化、支援ということもございますので、なるだけ市内でできるものは市内でやると。しかしながら、こういう大きな事業については広めても、例えば曾於地区内に限定をして、条件をつけてやっておりまして、実際、ここを落とそうと思えば、全国に広めれば落ちるかと思えます。あと、低入札価格を今、採用しておりません。これをやりますと非常に比較的大きな、例えば50%とかですね、もあります。事業者を守るという観点から、最近は最低制限価格を設けまして、それぞれ工事ごとに決められておりますので、そちらの関係でもこの入札率の落ちがちょっと少ないのかなと思っております。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

職員採用試験の二次試験の選考基準、点数の配分という問合せがありましたので、お答えをいたしたいと思えます。

二次試験につきましては、一次試験合格者によりまず集団討論、それから個別面接を行いまして、市長、両副市長が5段階評価を行うところでございます。

5段階は、A B C D Eでいきますけれども、項目が5つほどございます。協調性……

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

協調性・積極性・堅実性・表現力・態度、この5項目につきまして、先ほど市長から答弁されましたところを聞き取りしながら評定をしていただいて、最終的に決定をしているところでございます。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

財政分析の観点から、実質公債費率、これがどのような考えでいるかということでございました。実質公債比率につきましては、元利償還金との標準財政規模とに対する比率であります。これにつきましては、当然起債の償還額、そういったものが伸びてまいりますと、当然増になってくるところでございます。

今後、庁舎をはじめ、大型事業とか、そういったものがどんどん続いていきます。それを加味しますと、やはり余裕があるときに少しでも繰上償還、そういったものをしていきながら、なるべくこの比率を上げないようにしていくという形で財政と

しては考えております。

ちなみに昨年10月の財政計画においての比率を試算しておりますが、実質公債比率が、昨年の10月で算定した段階では9.7%まで上がるという形になります。ただし、これは事業をする、しないというのが出てまいります。大きな事業が加われば当然伸びていきますでしょうし、そして、これを平準化するために押していくと、ここも下がってくる。先ほど言いました繰上償還なんかも大きな例ですし、特に大きいのが普通交付税等の歳入額ですね、これがどう動くかでまたここが大きく左右されるところでございます。

始まった当初の曾於市としましては、実質公債比率が16.5%でした。そうしますとやはりこの数字というのは、まだ、少し、何と申しますか、数字的にはいい数字ではないかなと考えているところでございます。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

滞納額が1億7,000万円と、高額ではないかということでしたが、ここ最近ほぼ横ばいの状態が続いているところですが、生活困窮、経営不振とかですね、納税意識の欠如につながる形が多いようでございますので、早めの対応を打つと、いうところで、取組としましては、督促状の発送後も、納税の催告を文書や電話を通じて納付を促すなどの取組を行ったところでございます。

また、催告書発送後は期日を決めて、夜間及び休日の納税相談を行い、その上で、納付も相談もない方に対しましては、給与や預貯金等を調査の上差押えを行っていくという流れでやっているところでございます。

次の未登記の件数等についてどのような把握をしているかということですが、死亡者の把握について、税金が課税されているか及び相続人代表者の設定がされているかを確認し、税金が課税されており、相続代表人が設定されていない場合は、戸籍調査を行い相続対象者を調べております。

相続対象者については、相続代表者申込書を送付いたしまして、手続するよう依頼をしているところでございます。

相続人が複数いる場合は、年長者に送付し、親族で協議の上提出するように依頼しているところでございます。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、子牛の出荷価格100万円以上について、どのように分析しているかというようなことでございますが、100万以上の内容等を見てもみると、まず去勢牛と雌牛に分けられるわけでございますけれども、特徴的なものは、令和元年度と令

和2年度を比較して、去勢牛につきましては令和元年度が213頭いたものが、令和2年度で22頭、雌牛が令和元年度58頭が令和2年度で35頭というようなことになっております。

そういうことで中身を分析してみますと、やはり肥育牛の枝肉価格、これが下落したことに伴いまして、100万円以上の出現率が少なくなったということで、また、雌については、これはほとんどが繁殖雌牛で、売買される牛でございまして、その牛については減少率が低かったというようなことでもございますけれども、やはり、肉用牛等につきましては、流通の段階で適正価格というものがございまして、どういたしましても、特に肥育牛等につきましては素牛代がコストの約7割を占めておりますので、適正価格に持つていくためには、高ければ高いほどいいという、繁殖農家にとっては、それがいいわけですが、一方肥育農家にとっては、非常にコストの増加につながるというようなことで、畜産課といたしましては適正価格を維持しつつ、高品質なもの、特に繁殖雌等については、高品質なものが全国各地より求められておりますので、そういうものには努めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

東部畑かんの平均年齢についてお答えいたします。

この平均年齢につきましては、東部土地改良区というところで東部畑かんの運営を行っておりますので、そちらの曾於市内の組合員数が1,673名ということで、その組合員名簿によりまして、東部畑かんのほうで算出をしてもらいました。

ただ、組合員の交代届等がまだ出されていない場合もあるということで、当初、組合に参加されたときの名簿がそのままになっている方もいらっしゃるということで、実際この数字がその実情であるかどうか、なかなか把握が難しいというところであります。

（何ごとか言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

目標数値について、お答えをいたします。

曾於市の畑かん営農ビジョンというのを作成をいたしております。

これによりまして、東部の目標数値、令和10年度を目標とした数値がございまして、

主な作物を申し上げますと、大根につきましては37.9ha、ゴボウにつきましては20.4ha、里芋7.5ha、それから工芸作物のお茶が94.9ha、サツマイモ405.2ha、それからユズ25.9ha、飼料作物が674.4haという形で主な作物の目標面積となっております。

(「全体の面積は何%なんですか」と言う者あり)

○農林振興課長(竹田正博)

全体の面積が1,280haを東部では想定しております。その中の、今、主な作物でございます。一番多いのはやはり飼料作物と……

(何ごとか言う者あり)

○農林振興課長(竹田正博)

しばらくお待ちください。

飼料作物が52.68%になるようでございます。よろしいでしょうか。

○19番(徳峰一成議員)

3回目でありますけれども、まずこの技術職、専門職について、客観的にその時々、令和2年度末における専門職、技術職は、先ほど1回目の質問にありました、職員の年齢構成から見て、この数年、あるいは10年内の技術職、専門職の実態については推計ができるわけですよ。ですから、職員採用を含めて、目的意識的な立場での専門職等の採用を含めた職員の充足を満たすことが大事じゃないかと思えますけれども、そういった議論は当然されていると思うんですが、その点から見て、今、不足している、あるいは今後不足するであろう技術職員は、特にどの分野の技術職員も専門職も力点を置いて採用したいという考えであるか、そういった立場からの1回、2回目の質問なんですよ。客観的な分析がされていると思いますので、それに基づいた答弁を、3回目でありますけどしてください。

それから、職員採用について、答弁が課長からありましたけれども、市の三役がABCランクで行っている。点数制じゃない。そして、5項目あって、協調性・積極性・堅実性・表現力・態度、それ、全て一般的なことでありますけれども、これについては今後、見直す考えはないのかを含めて答弁してください。これでいいのかを含めて。三役だけで行っているということが、根本的な、私は改善点だと言えると思いますが。それは、まあ、よろしいです。

あと、財政分析については今後、お互いに研究していきたいと思えます。

あと、税金について、固定資産税がやはり相対として大きいんです。市民税の場合は、答弁にありましたように現年が1,473万円、滞納繰越しが3,380万円、それに対して固定資産税が現年分が3,883万円、滞納繰越しが6,776万円ということで、まあ、相対の器が大きいんですけども、それにしてもやはり1億円になるということで、この中で特に、例えば土地分はそんな大きくないと思うんですが、建物と償却資産を含めて当然分析してると思うんですが、もうちょっと突っ込んだ答弁をしていたら、3回目でありますけど、答弁してください。そこまでしてなかったら、もう答弁よろしいです。

次に、所有権の移転登記がされていないのは、税務課長、データつかんでないわけですね。

あ、それ、つかんでなかったらよろしいですよ。今後の一つの課題だと言えますので。

所有権が移転登記をされてないのは、移転登記がされているよりも相対として徴収が厳しいでしょう。相対数が1件2件やなくて、何千件という、何万筆という点から見たら、その点ですね。これは全国的な課題でありますけれども、今後の検討が、決算段階でありますので必要じゃないかということで、質問いたしました。

それから、大休寺副市長に問題提起として、この工事請負費、委託費はともかくとして、工事請負費について、今後も地元の業者を守って、そして育てていくという点はもちろん大事だし、全く異論はないんですけども、市が行っているこの入札は、在り方も異論はないんですけども、結果的にただそれだけでは、平均の落札率が9割を超えるというのは、いかがなものかという考え方はあります。同じ年に億単位で同じ市内の業者が同じ建物で97%台であるのに、一方では99%台で、いうのは、素直に見て、このあたりはもっと考えるべき点はないのかどうか、まあ、いかんともしい難いのかどうか、そのあたり、現場にいませんので分かりませんが、一言コメントがあったら。市民感覚から見てもやはりなじまないっていうか、そういった数字でありますので、一言答弁をしてください。今後の課題としてですね。短期的にいかなくても長期的には考える余地があるんじゃないかということでの提起を含めた質問であります。

以上です。

○市長（五位塚剛）

技術職との関係につきましては、私たちもよく実態を見ながら技術職の採用も進めております。林務の関係も実際、その技術を持った職員が退職したということで、新しく採用をいたしました。また、保健師の場合も、保健師の方が定年退職もあるし、途中で退職される方もありますので、そういうこともちゃんと予定しながら採用もしております。ほかの水道技術も含めて、全体的には中堅的な職員を育てるという立場もいろいろ検討しながら、人的な配置のことをよく考えて、全体的には職員の定数が大きくなならないような形でのことをも含めて進めてまいりたいというふうに思います。

採用試験につきましては、今の採用の仕方で十分いけない部分もあるかもしれませんが、基本的には私たちが責任を持って採用するわけですので、今のやり方で進めていきたいなと思っております。

あと、工事の関係につきましては、何といたっても設計価格が非常に高い部分があ

るんじゃないかなと私なんかも思っております。設計価格を下げるという努力をどうするかというのは大事でありまして、その点については、やはり市の職員の技術力を高めて、どれだけ落とせるかということが課題になってくるだろうというふうに思っております。

それと、入札の在り方については、1業者だけに限らず、やはりたくさんの方が、入札に参加できるような条件を広くつくる必要もあるだろうと思います。

今回の本庁についても、市内のベンチャーを兼ねて何者も参加することによって公平な競争入札を進めることによって、落札価格を下げるという、この手しかないのかなと思っております。精いっぱい努力をしてみたいと思います。

あとについては、担当課長から答弁させます。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えします。

固定資産税が大きいということですが、土地、家屋、あと償却と別々には分析は行っていないところですが、納め忘れから滞納につながるがよくありますので、そういうことが起きないように、電話催告等を行いながら取組の強化をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋健一）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案については、議長及び監査委員を除く17人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、本案については、議長及び監査委員を除く17人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査とすることに決しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選することになっております。

また、同条例第10条第1項の規定により委員長及び副委員長が共にいないときは、

議長が委員会の招集、日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっております。ここで、決算審査特別委員会を開会していただき、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

決算審査特別委員会開会のため、しばらく休憩いたします。特別委員の皆さんは、議員控室にお集まり願います。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時03分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○税務課長（山中竜也）

先ほどの答弁の中で誤りがありましたので、修正をお願いしたいと思います。

先ほど徳峰議員の質問の中で市民税の納税義務者の内訳についての中で、所得割の人数を1万3,084人と申し上げましたが、1万2,947人の誤りでしたので訂正いたします。申し訳ありませんでした。

○議長（土屋健一）

ただいま、休憩中に開会されました決算審査特別委員会から、委員長及び副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

決算審査特別委員会委員長に伊地知厚仁議員、同副委員長に岩水豊議員、以上のとおりであります。

日程第12 認定案第2号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定案第3号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定案第4号 令和2年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（土屋健一）

次に、日程第12、認定案第2号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、認定案第4号、令和2年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定案3件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、認定案3件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査とすることに決しました。

日程第15 認定案第5号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定案第6号 令和2年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第17 認定案第7号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第18 議案第65号 令和2年度曾於市水道事業剰余金の処分について

日程第19 議案第66号 令和2年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

○議長（土屋健一）

次に、日程第15、認定案第5号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、議案第66号、令和2年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分についてまでの、以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

先ほど議案の中で、市長答弁の中で入札について今後の改善の在り方として設計価格を下げる、そして1業者に絞らないで増やしていきたいということ、全く同感でありますので、今後その方向で取り組んでいただきたいと思います。

まず、議案の6号についてでございます。水道事業ですね、財政状況について滞納を含めて令和2年度について報告してください。

次に、議案の65号と66号についての未処分利益剰余金についてでございます。以前はこれはなかったんですけども、そもそも未処分利益剰余金について、何年度から議会報告が義務付けられてきたのか、また財政全体の中でこの未処分利益剰余金の捉え方をどう捉えたらいいのかを含めて答弁してください。

最後に、公共下水道についての財政状況について答弁してください。加入状況を含めて、加入は企業と団体、そして個人がありますけども、特に個人については20

代、30代以降、年代ごとに何人、個人加入があるのか、加入率が今何%であるのか、あるいは財政についてはこの負債残高がどれだけあるのか、何年間ぐらい今後行っていかなければ基本的にはいけないのかどうかを含めて、概要について答弁してください。

以上です。

○水道課長（吉元健治）

水道事業の財政状況につきまして、お答えいたします。

財政状況の収入につきましては、水道料金等の収益的収入合計が5億5,249万8,773円となっております。なお、資本的収入につきましては、ございませんでした。

収益的収入のうち、給水収益は令和3年3月31日現在で4億6,765万8,220円、滞納額は9,175万890円となっております。

なお、基金につきましては令和元年度をもちまして廃止しております。

借入残高につきましては、企業債の未償還残高は令和3年3月31日現在で21億2,480万61円となっております。

公共下水道事業の歳出の中で主な事業、財政状況、加入状況、未加入者が加入できない理由等につきましてお答えいたします。

令和2年度の主な事業といたしましては、汚泥搬出量の削減を図るため、汚泥脱水施設設備工事に1億9,690万円の支出をしております。

財政状況につきましては、下水道使用料等の収益的収入合計が2億3,564万3,468円、企業債など工事に伴う資本的収入合計が2億2,415万4,380円となっております。

収益的収入のうち、下水道使用料収入は令和3年3月31日現在で4,336万4,910円、滞納額は857万7,290円となっております。

借入残高につきましては、企業債の未償還残高が令和3年3月31日現在で15億2,156万6,283円となっております。

加入状況につきましては、接続戸数1,738戸、接続率70.8%、内訳は一般家庭が1,638件、事業所が100件となっております。

年代別の加入状況につきましては、加入申請時点で世帯状況等は把握していないため不明でございます。

未加入者が加入できない理由につきましては、既存の浄化槽が利用可能で下水道への転換が必要ないためであると思われまます。

続きまして、議案第65号、水道事業剰余金の処分で未処分利益剰余金についてお答えいたします。

議会の議決による処分をする前の額で、前年度繰越利益剰余金1億267万7,333円

に当年度純利益489万8,739円を加えた1億757万6,072円が当年度未処分利益剰余金となります。捉え方としましては、次年度以降の補填財源となります。

最後に、議案第66号の……

(「未処分利益剰余金は、以前は議会に報告なかったんですが、何年度からですか」と言う者あり)

○水道課長(吉元健治)

ちょっと調べさせていただきたいと思います。

(「何ごとか言う者あり」)

○水道課長(吉元健治)

公共下水道剰余金の未処分利益剰余金につきまして、お答えいたします。

議会の議決による処分をする前の額で公共下水道事業は令和2年度から企業会計に移行し前年度繰越利益剰余金がないため、当年度純利益4,510万9,369円が当年度未処分利益剰余金となります。捉え方としましては、水道事業会計と同じで次年度以降の補填財源となります。

以上です。

○19番(徳峰一成議員)

まずは、水道事業について、これ、滞納額が9,175万円って、この収入に対して非常に大きいんですけども、これは3月末現在になるわけですか、それとも5月末現在でもこんなに大きいんでしょうか、これ1点だけでございます。相対に大きいもんだから。

次に、この公共下水道について、1つは、今、答弁がありましたように令和2年度から企業会計に移行しましたがけれども、企業会計に移行したことで、まあ、デメリットはないと思うんですが、何かこのメリットがあるんでしょうか。というのは、完全な独立採算に合うって多額の金を一般会計から繰り入れてるわけですね。このメリットがあるとしたら何かあるか答えていただきたいと考えております。

それから2点目。加入率が70%ということで昨年もほぼ同じ加入率だったんですけども、今後もこれが維持できるのか。今、課長答弁がありましたように新しくこの加入者を増やすっていうことはなかなか全体としてはこの、課長、厳しいですよ、まあ、何件かあったにしても。ですから、今のこの加入者の個人の分がこの若い世代とか中年の方々がどれだけ加入しているか、やはりもう一度、決算段階でありますから今後分析してみる必要があるんじゃないでしょうか。加入時だけの年齢じゃなくて。恐らく全体的に非常にこの加入者も個人ごとには全体として高齢者中心の加入者じゃないかということが心配されます。現地の住んでる方々を見た場合、思い浮かべた場合に。ですから、そのあたりも1つの決算段階でありますので、調べ

られて、そして今後に生かすべき点は生かしていくべきじゃないかと、これが決算審査でありますので、時間はかかっても一歩ずつ確かめてやっていただきたいという立場からの質問であります。

以上です。

○水道課長（吉元健治）

まず初めに、水道事業の滞納額9,175万円ということですが、これにつきましては、令和3年の3月31日現在の数値となっております。令和5年3月31日までの収納額が8,054万9,590円ございますので……

（何ごとか言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

申し訳ございません。令和3年5月31日までの収納が8,054万9,590円ございますので、6月1日現在の滞納額といたしましては1,120万1,300円となっております。

（「そこ事情やっぱり言ってもらわんと、9,000万円と1,000万円の違い、大変な違いだから」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

これにつきましては、令和2年度6期分の3月納期分が、口座引き落とし等が入ってないために滞納額が9,175万円ということとなっております。

先ほどの議会報告につきましては、平成30年度までは欠損金が出ておりまして、処分利益が出ていなかったために議会での報告はされてないと状況でございます。

あと、下水道企業会計のメリットということもございますけれども、健全な経営を把握するためには、目的として人口3万人以上の市につきましては、公営企業に移行ということで、法的になっているということもございます。

あと、下水道の加入率70%についてですけれども、令和元年度の接続戸数が1,695戸、接続率が69.21%となっております。令和2年度が1,738戸、接続率が70.77%です。ですので、接続戸数としましては43戸増の接続率としまして1.56%の増ということもございます。

下水道の加入者の年齢の分析についてでございますが、先ほど答弁しましたように、当初で世帯の状況等を詳しく把握してない状況でございます。ですので、大分、当初からしますと高齢化も進んでいるだろうと思われるところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、一応今後の課題として検討していただきたいと思えます。まず、前後いたしますが、この加入者の実態がどうなってるか、年齢を含めて。それはやはり実態を調査したり、あるいは検討する際の基礎資料を作るべきだと思

うんですよ。毎年、公共下水道は1億円前後、今後もずっと一般会計からの繰入れが続くわけでありまして、その点からも、課長、よろしいですか、そうした加入者の実態については、一応調査をすることを提案いたしますけど、答弁をしてください。

次に、令和2年度から企業会計に移行したのも、人口が3万人以上だったっていうのは、これも分かるんですよ、私も知ってるんですよ。今回、1つの側面的な説明じゃなくて、企業会計にすることによって何かプラス面が出てこないといかんでしょ、企業会計で、ややこしいですがね。一般会計でやったほうが計算上は簡単だ。けどもあえて、今になって、企業会計を行うってことは、やはりプラスを見いだしていかなければいけないと思うんですよ。どういう点で、だから、曾於市の場合は公共下水道においては企業会計に移行することで、現在はともかく、今後将来にわたってプラス面が見いだせるかって、そこはやはり勉強したり、課でも議論する必要があると思うんですよ、場合によっては副市長交えて。そうしたこの前向きな受け止め方でしていただいたらどうかという、これも問題提起を含めた質問があります。ですから、時間がかかるかもしれませんが、そのためには、やはり議論はして、そして一定の筋道はつくるべきじゃないでしょうか。そうした点からの質問でありますので答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

下水道事業について私のほうからお答えをしたいと思います。

私も議員時代に、公共下水道事業について目標値がどれぐらいに当局は考えているのかという質問に対して、60%を目標としたいというのが今までの状況でありました。そういう中で加入率が70%を超えております、そういう意味では、非常に努力をした結果だというふうに思います。

未加入の原因というのは末吉の町部であっても、単独の浄化槽ですね、以前は使用されております。今でも単独浄化槽について利用されてる方は、公共下水道事業につながなくても何も問題はないわけでございます。そういう方々を、公共下水道事業につないでもらうための、いろんな意味でも、その地権者に対するメリット等をもうちょっと詳しくしないと高齢化の方がわざわざその積極的につなぐということにはならないだろうと思います。また、お年寄りの方は簡易のトイレを使っておりますけど、その方々もなかなか積極的につなごうとはならないだろうと思います。

そういうことを含めて、私たちも、せっかくのこの公共下水道事業を、やはり運営していくためには、加入率を増やすというのはこれは大事なことでありますので、総合的に、担当課を含めて、また今までも推進員というのを設けて続けてきました、まあ何らかのことを含めて、また今後も努力をしたいというふうに思います。

○水道課長（吉元健治）

加入者実態調査の必要性等についての御質問だったと思います。今後、その件につきまして検討してまいりたいと思います。

あと、下水道事業会計の公営企業会計移行のメリットについてのお尋ねでございますが、健全な経営を把握するためには、経営資産等の正確な把握による経営管理の向上ということが図られるのではないかと、貸借対照表ですとか損益計算書等の作成することにより正確に把握することが可能になってくるのではないかと思われ

ます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定案3件、議案2件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思

います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、認定案3件、議案2件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査とすることに決しました。

日程第20 陳情第9号 貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書

○議長（土屋健一）

次に、日程第20、陳情第9号、貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書は、配付いたしております陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月10日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時27分

令和3年第3回曾於市議會定例会

令和3年9月10日

(第6日目)

令和3年第3回曾於市議会定例会会議録（第6号）

令和3年9月10日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第6号）

（以下7件一括議題）

- 第1 議案第57号 曾於市過疎地域持続的発展計画の策定について
第2 議案第58号 曾於市過疎地域持続的発展産業開発促進条例の制定について
第3 議案第59号 曾於市工業開発促進条例の一部改正について
第4 議案第60号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について
第5 議案第61号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
第6 議案第62号 曾於市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について
第7 議案第64号 曾於市過疎地域産業開発促進条例の廃止について
（総務常任委員長報告）
- 第8 議案第63号 曾於市産業振興審議会条例の一部改正について
（建設経済常任委員長報告）
- 第9 議案第67号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）
- 第10 議案第68号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について
（建設経済常任委員長報告）
- 第11 発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案
- 第12 議案第69号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いづみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	渕合昌昭	7番	宮迫勝
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	原田賢一郎	12番	山田義盛	13番	大川内富男

14番 渡 辺 利 治 15番 海 野 隆 平 16番 久 長 登良男
 17番 谷 口 義 則 18番 迫 杉 雄 19番 徳 峰 一 成
 20番 土 屋 健 一

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 鶴 田 洋 一 総務係長 梅 木 康
 主 任 富 田 洋 一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚	剛	教 育 長	中 村 涼 一
副	市 長	八 木 達 範	教 育 委 員 会 総 務 課 長	橋 口 真 人	
副	市 長	大 休 寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力	
総 務 課 長		今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	内 山 和 浩	
大隅支所長兼地域振興課長		徳 留 弘	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博	
財部支所長兼地域振興課長		荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	安 藤 誠	
企 画 課 長		外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一	
財 政 課 長		上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎	
税 務 課 長		山 中 竜 也	水 道 課 長	吉 元 健 治	
市 民 課 長		上 村 亮	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁	
保 健 課 長		櫻 木 孝 一	代 表 監 査 委 員	野 村 行 雄	
介 護 福 祉 課 長		福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	岩 元 浩	
福祉事務所長兼福祉課長		竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一	
大隅支所建設水道課長		平 原 秀 人			

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

- 日程第1 議案第57号 曾於市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第2 議案第58号 曾於市過疎地域持続的発展産業開発促進条例の制定について
- 日程第3 議案第59号 曾於市工業開発促進条例の一部改正について
- 日程第4 議案第60号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について
- 日程第5 議案第61号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第62号 曾於市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について
- 日程第7 議案第64号 曾於市過疎地域産業開発促進条例の廃止について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第57号、曾於市過疎地域持続的発展計画の策定についてから、日程第7、議案第64号、曾於市過疎地域産業開発促進条例の廃止についてまでの、以上7件を一括議題といたします。

議案7件については、総務常任委員会に審査を付託しておりましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案8件を9月3日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第57号、曾於市過疎地域持続的発展計画の策定について。

本案は、過疎地域の持続的発展に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するため、令和3年度から令和7年度までの計画を策定するものです。

今回、追加された事業についての質疑に対し、情報サービス業等が追加されたとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第58号、曾於市過疎地域持続的発展産業開発促進条例の制定について。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、振興すべき業種の用に供する設備の取得等に対する固定資産税の課税免除を行うことに関し、必要な事項を定めるものです。

新旧条例の相違点についての質疑に対し、旧条例は新築・増築が対象であったが、新条例では改築・修繕も対象になるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第59号、曾於市工業開発促進条例の一部改正について。

本案は、曾於市過疎地域持続的発展産業開発促進条例の制定に伴い、関連する規定を改正するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第60号、曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について。

本案は、大隅坂元地区及び大隅南地区の定住促進住宅用地について、1世帯につき原則隣接する2区画までとするよう区画の制限を緩和し、販売を促進するため規定を改正するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第61号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正されたことに伴い、関連する規定を改正するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号、曾於市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、関連する規定を改正するものです。

基金の状況についての質疑に対し、平成29年度より1億円を積み立てながら、令和2年度より取り崩して、子ども医療費助成事業や訪問給食サービス事業等の過疎ソフト事業に重点しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第64号、曾於市過疎地域産業開発促進条例の廃止について。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法が限時法により失効したことにより、条例を廃止するものです。

経過措置の対象となる企業についての質疑に対し、市内5社が対象であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案第57号について質問いたします。

ただいまの委員長報告の冒頭にありましたが、今回の議案第57号は、法改正に伴う曾於市の令和3年度から向こう5年間の過疎債を基本的には活用した在り方について、文言、内容を含めて、ある面では全面的に改正する内容でありまして、大きなページを割いて、曾於市の過去、現在、今後についての客観的な実態分析を前提とした、そして、今後数年間の事業計画を含んだ内容であります。

質問の第1点であります。委員会審議の中で、曾於市のこの現状の分析について意見はなかったのか、こういった点がちょっと不十分じゃないかとか、あるいは、欠落しているんじゃないかとかいうことを含めて、先日の総括質疑でも1点だけ報告しながら取り上げましたけれども、そういった意見があったらお聞かせください。

それから2点目、いわゆる、この過疎債を使った事業というのは、今後、毎年1年間に大体何億円程度活用できるのか。これまでは御承知のように合併後、合併特例債と過疎債は年度によって違いますけれども、十数年間を総合いたしますと、ほぼ同じ金額が使われておりまして、いわゆる過疎債と合併特例債の2本立てで曾於市の、この間の過疎事業は基本的には行われてきた経過がありますが、合併特例債が今後も使えなくなる中で、総体的にはより多く過疎債を期待することになります。

しかし、過疎債の金額には限度があります。その点で毎年何億円程度、今後は見込めるのか議論されていたらお聞かせ願いたい。

次に、質問の3点目、この各事業計画等を見ますと、気づいたところでは、支所再編事業が見られないようであります。もっと言って欠落しているのじゃないでしょうか。支所再編事業は令和3年度でありますから、この末吉本庁舎の増築費用を含めると約30億円に近い、今後数年間の事業の中で、金額的には最も大きな事業であります。これがちょっと見当たりませんが、この点で議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

続いて4点目、老朽化対策についても見当たりません。老朽化対策は、緊急の課題ではないでしょうか。これは、委員会審議の中でも議論したんですけども、どう見ましても各施設を起債が適用できる分野については、抜本改修を含めて行うということでの向こう5年間の老朽化対策が見当たりませんけれども、事業計画の中で、その点でもし議論されていたらお聞かせ願いたいと考えております。

最後に5点目でございますが、同じ事業計画の中で38ページなんですけども、公営住宅があります。あるいは53ページでは、末吉小学校の改築もあります。いずれも大きな事業費を伴う事業計画であります。この点で議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

どのような、この過疎債含めて地方債を使うのかが議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

次に、議案第58号でございます。これも委員長から先ほど説明がありましたけれども、この固定資産税の免除がこれまでの新築・増築が、新たに改築等を含めて対象となるのが広がったようでありますけれども、質問は、近年、曾於市でも企業誘致が非常に困難な状況でありますけれども、こうした固定資産税の免除適用となる企業等が現在と今後、幾つか期待できるのかどうか議論が深められていたらお聞かせ願いたいと考えております。

次に、議案第65号でございます。この町内2か所のいわゆる宅地分譲地について、区画の面積を緩和する方向での条例改正であります。質問の第1点、この緩和措置によりまして今後、売却のめど、見通しが立っているような事例があるのかどうか、また、そこまでいっていないのかどうか、これが第1点。

それから第2点目、坂元地区については、大隅北小の近くにあるわけであって地域振興住宅の用地としても活用できないものかって、あそこを通るたんびに個人的に思っているんですが、もしこの売却のめど、見通しが立たないのだったら用地の有効活用ということで、地域振興住宅も考えてもおかしくないんじゃないかっていう。そうした立地条件でありますけれども、議論がもしあったらお聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいま徳峰議員より質問をいただきました。

まず、議案第57号につきまして、現状の分析、過疎債を今後何億円ぐらい見込んであるか、また、公営住宅、末吉小改築、公共施設の老朽化対策、支所再編事業に対する30億円の内容等について記載がないかという質問でございました。

先ほど、委員長報告でも述べましたけれど、多岐にわたって今回上げられており

ましたので、根拠法の改正によるもので、持続的発展という言葉が付け加えられたということで、委員会の中では過疎計画の整合性として、いろいろ事業を行う前の前提条件になっているということで、想定される事業については、今回上げたという説明はございましたが、個々の内容については、意見が出なかったところでございます。

それと議案第58号の今後、そういう対象の企業の予定があるかという、それについては、質疑はなかったところでございます。

その中で今後、条件が、改築・修繕まで広げられたということと、これまで取得価格が2,000万円以上超えるものという規定でありましたが、今回、業種によっては500万円以上からも対象になるという説明がございました。そのほかは出なかったところでございます。

議案第65号の坂元地区、大隅南地区を2区画まで売買可能にするという条例改正でありましたが、大隅南地区では実際そういう相談がある話は出ました。坂元地区に対しても値段的なことはということも出ましたが、近隣のことを考えて、そこは今考えていないということでありましたけれど、引き続き、広報等を含めて売買に努力するという答弁でありました。

以上、委員会で出たのはそういう内容でした。

○19番（徳峰一成議員）

繰り返しての質問になりますけども、まず、この過疎関係について。

委員長も十分知っておられるように、過疎債というのは、今までもそうでありましたけども、今後ますます曾於市にとっては各種の事業を行う中で柱となる地方債でございます。

ですから、この過疎債が今後これまでどおりに、あるいはこれまで以上に、どれだけ曾於市として活用ができるのか、これは非常に今後の事業を進める上で決定的と言っていいと思います、決定的に大事な一つの要素でございます。ですから、何億円ほど、何十億円ほど、毎年過疎債を適用できるのか、そのための今回の提案であるし、事業計画でしょ。だから、セットの関係にありますので、特に大きな事業については何億円ほど見込めるか議論がされなかったんでしょうか、されていたらお聞かせ願いたいと考えております。

それから、飛ばしまして1点だけ。議案第65号の分譲地関係です。

坂元地区、大隅南地区については、来年度から南小学校が閉校になるということですけども、坂元地区はそれがないわけであって、しかも、学校の近くにこの分譲地がありまして、今回の条例の緩和措置で売却のめどは今のところまだ立っていないのかどうか。

広報等は、これまでも委員長が一番よく知っているように、広報活動に努めたいというのは何回もこの答弁からも聞いた話ですね。それでも進まないということで、今回もこの条例改正ですよ。

ですから、めどが立つことで一定、期待感が持てるのかどうか議論がされていたらお聞かせ願いたい。

あわせて、それと同時並行的に、分譲地だけではなくて地域振興住宅の用地としても活用したらいいのじゃないかということ、あそこを通るたびにどなたも感じられるかもしれませんが、私も感じている一人なんですよ。

ですから、その点で議論が深められていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

○総務常任委員長（今鶴治信）

先ほどもお答えしましたが、そういう過疎債に代わる有利な起債は想定されないでしょうかという質問がありましたけども、今のところないという答えがございましたが、何億円ぐらい見込んでいるかという具体的な質問は、委員会で出なかったところでございます。

また、大隅南地区、坂元地区のほうを緩和するというので、2画までということでしたが、坂本元地区に振興住宅をとという意見は、特に委員会では出なかったところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終結いたします。

これより議案7件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第57号から議案第64号までの、以上7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第64号までの、以上7件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第63号 曾於市産業振興審議会条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

日程第8、議案第63号、曾於市産業振興審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案3件を9月3日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第63号、曾於市産業振興審議会条例の一部改正について。

本案は、曾於農業共済組合の名称が変更されたことに伴い、審議会構成委員を「曾於農業共済組合代表理事」から、新たに「鹿児島県農業共済組合曾於市部統括理事」に変更するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第9、議案第67号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第67号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果について報告いたします。

まず、財政課関係では、前年度繰越金5億1,378万円の根拠についての質疑に対し、歳入から歳出を差し引いた金額9億7,183万円から翌年度へ繰り越すべき財源と当初予算計上額を差し引いた金額であるとの答弁がありました。

総務課関係では、消防水利登録についての質疑に対し、地図情報共有システムに防火水槽、消火栓、自然水利登録をするためとの答弁がありました。

企画課関係では、経済対策配布型商品券事業第3弾の商品券引換え手続用プレハブの設置場所の質疑に対し、引換え時期が郵便局の繁忙期と重なるため、市役所及び各支所3か所、庁舎敷地内に感染症対策を講じたプレハブを11月に設置するとの答弁がありました。

市民課関係では、マイナンバーカードの取組についての質疑に対し、毎月第4日曜日に本庁及び各支所で交付手続を行うとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案1件を9月3日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、結論を得ましたので報告します。

議案第67号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

福祉事務所関係では、保育対策総合支援事業についての質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、今回は保育所等に対しての補助が決定し、市内の保育所等、全16施設に通知したところ12施設から申請があり、空気清浄機や加湿器、アルコール消毒液等の購入を予定しているとの答弁がありました。

高齢者虐待措置についての質疑に対し、包括支援センターなどへの相談やケアマネジャーからの情報により、発覚するケースが多いとの答弁がありました。

保健課関係では、前期・後期高齢者医療事業の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業についての質疑に対し、令和4年度から始まる事業で、これまでは国保と後期高齢、介護保険がそれぞれに事業を実施していたが、これらの事業が一体となり、横断的に切れ目ない支援を実施するため、作業部会や研修等の予算があるとの答弁がありました。

また、この事業の対象者についての質疑に対し、後期高齢者医療制度の75歳から84歳までの約2,000人の中から、高血圧症や脳血管疾患、骨折等の疾病を持つ方を対象として絞り込み、重症化しないようにするとともに、医療費の抑制につなげていきたいとの答弁がありました。

委員より、本市に沿った取組となるようにとの意見がありました。

新型コロナウイルスワクチン接種の若年層対策や、市民の接種状況、ワクチンの供給量についての質疑に対し、12歳以上の予約については、病院で個別接種9月6日の週から予約受付を開始する。接種率は、市内全体では、1回目が66.15%、2回目が59.59%、65歳以上は1回目90.38%、2回目90.34%、12歳以上が1回目71.62%、2回目が64.51%で、ワクチンの供給量は、当初より計画が少なくなっているが、県に追加の要望提出をしているとの答弁がありました。

教育委員会総務課関係では、岩川小学校改築事業の増額についての質疑に対し、県道63号側ののり面のコンクリート舗装、スポーツ少年団用のバックネット、防球ネット、ナイター照明の移設、移転の作業等に伴うものであるとの答弁がありました。

学校給食センター施設整備事業についての質疑に対し、プロポーザル審査のため、設計技術提案を10社から募集し、そのうち1社を採用するため、残りの落選業者への謝礼金であるとの答弁がありました。

また、新たに建設予定の給食センターと大隅学校給食センターとの併用は考えて

いないかとの質疑に対し、大隅学校給食センターは築28年経過しており、耐用年数についてはまだ利用できるが、厨房機器の老朽化に加え、4室ともに衛生基準を満たしていない状況や、アレルギー除去食の対応ができていない状況があるとの答弁がありました。

委員より、今後の財政状況や少子化による児童生徒の減少も考慮し、大隅学校給食センターとの2か所での運用か、1か所で統合したほうが合理的であるかを検討すべきとの意見がありました。

社会教育課関係では、末吉総合センター管理費の伐採業務についての質疑に対し、総合センター裏の駐車場側ののり面の樹木が大きくなり、マインドロード路側の水田の所有者等から樹木が陰になり、作物が育たないとの相談があったとの答弁がありました。

文化振興事業のホームページの作業委託の質疑に対し、吉井淳二記念大賞展を実施したが、コロナ禍により来場することができなくなったとの意見が多く寄せられたことからホームページを改修し、実際、会場で鑑賞しているようなバーチャル的な作りにしたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第67号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果について報告します。

商工観光課関係では、商工費の商工業後継者育成事業の追加が主なものであります。当初、申請件数10件を計上していたが、予定より増えたため変更が生じたとの説明がありました。

耕地課関係では、農業農村活性化推進施設等整備事業及び6月3日から4日の梅雨前線豪雨による現年発生農地農業用施設災害復旧費の追加が主なものであります。

建設課関係では、県単道路整備事業負担金及び市道整備事業（緊急自然災害防止対策事業）、梅雨前線豪雨災害復旧費の追加、過年度発生土木災害復旧費の百入橋の事業費の確定が主なものであります。

農林振興課関係では、市長が提案理由において、事務の間違いにより国の産地交付金の支給されるべき額が支給されなかったことによる65万1,300円を計上したと説明し陳謝があったものが主なものであります。

委員より、申請時の確認作業の不備や瑕疵責任はどこにあるか明確にしなければ

ならないとの意見がありました。また、事務処理的ミスにより、国から支払われるべき交付金を市の一般財源で対応することに対して疑問が残るとの意見もありました。本委員会では、このような事態が前例となることがないよう意見の一致をみましました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、総務委員長に3点質問いたします。

まず、財政関係で委員長報告にありましたけども、前年度繰越金を基本的には基金へ全額財調に繰り入れております。これはさっきの総括質疑でも答弁として、財調のほうがいろいろ使える選択肢が多いということで繰り入れたとの答弁がありましたけども、客観的には、今現在の曾於市の基金残高を見ますと、財調はもちろん積み立てるべき大事な一つでありますけども、現在と今後の曾於市の事業を考えた場合、例えば、市立学校の施設整備基金が約7億円、あるいはこの施設整備基金の場合は、わずかに2,600万円ということで、これだけじゃないんですが、また今後、望ましいのが積み立てる基金が三つ、四つありますけれども、この財政に一定のゆとりが出てきた場合に、どのように基金に積み立てるか配分を含めて、これも大事な一つでございますけれども、この点で繰越金を含めて各基金への積立てについて議論が深められていたら報告してください。

2点目でございますけれども、44ページの支所再編整備事業についてでございます。

その中の不動産鑑定の評価業務委託料33万円、これも総括質疑で質問いたしましたけども、今後、大隅支所の現在地を移転といいますか、その前提としての場所の移転についての、この対象となる土地の不動産鑑定のための33万円ということでの先日答弁がありましたけども、この点について議論が深められていたら報告してください。

細かいことになるようでありますけども、これも今後、約10億円近い大隅支所の場合も建て替え事業になりますけれども、この過疎計画に私が見たところ議案の57号分を含めて入っていないようでございます。金額はともかくとして、これはいわば継続的な大きな事業の最初のこの33万円ではないかと言えますけども、その点で、やはり全体の事業計画をしっかりと整えて、そして事業計画に入れる中でのこの33

万円というのも予算計上すべきじゃないか、当然のことですけれども、そのような感じもありますけれども、その点で議論がされていたら報告してください。

以上、2点に絞りまして、あと、建設経済委員長に質問いたします。

農林関係で65万1,300円が、いろいろこの間の手続上の問題がありまして結果的に一般財源で対応したということですが、これは法律上は別にしてはならないということは、もちろんないと思うんですけども、こういったことが過去にもあったのがちょっと記憶にないんですけども、もうちょっとよろしかったら説明をしていただきたいと思います。やはり、議会のチェック点として、非常に大事な点ではないかと金額に関係なく思っておりますので、報告してください。

以上です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいま徳峰議員より御質問がございましたことに対してお答えいたします。

基金関係でございますが、先ほども徳峰議員が言われましたけれども、なるべく使い勝手のいいといいましようか、財政調整基金にそういう余力があれば積み立てたいという答弁でございました。

それと、できれば市債権の繰上償還にも余裕があった場合は使いたいという答弁がございました。

あと、不動産鑑定のごとでございますが、委員会の中では場所等は大体、民有地を含んでちゅうことでありましたけれども、具体的に今は述べられないという答えでございましたので、今の文化センター周辺でやるならば、支所としては大丈夫かもしれないけど、そこに避難とか市民が利用する場合は、非常に、前も水位が上がったことがあるので、その辺を十分に検討して支所の場所の在り方を考えるべきという意見はございましたが、具体的なところは、そういうほかの意見はなかったとでございます。

（何ごとか言う者あり）

○総務常任委員長（今鶴治信）

場所がどこかということで、ある程度想定はしているけど、今は答えられない状況であるということです。その場所的なものはなかったものですから具体的な話は出なかったところであります。

とにかく市民が避難等をする場合に、その辺の安全性は十分に考慮した場所にしていただきたいと思いますという意見があったところでございます。

以上です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

それでは、お答えいたします。

委員会説明資料の58ページを見ていただければ説明しやすいんですが、実質産地交付金を申請した農家の方が受け取る金額が69万2,900円少なくなっております。

これについては、農畜連携の10a当たり1万3,000円が約5ha分、記載漏れがあったということで県を通し、産地交付金について本人が額が少ないということでの調査でした場合、記載漏れがあったということで、県から国との交渉の中で、当初は追加交付するという話でありましたが、財源的にないということで県のほうから4万1,600円来ました。それで残りの65万1,300円が生産者へ配布されないということで委員会でも過失責任を問う声もある中、一方、市民の不利益になるということについて、これについては、執行部の責任をどう考えているかという問題、市民の不利益について、これは委員会としても相当議論しましたが、市民のために致し方ないのではないかとということと、一番問題になったのが、こういう事態がこれからの前例となることのないようにしていただきたいと。

これが前例になって、また同じような案件、こういう事務的ミスによる住民の不利益があった場合の対応を同じようにしなければならないという前例になってしまうことがないような対応を取っていただく。執行部三役を含めたその辺の体制改善並びに責任についての意見もあったところであります。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問でございますけども、まず、総務委員長、1点だけ。

この支所再編の不動産鑑定でありますけども、繰り返しますが、この事業は8億数千万円の現在の概算事業費でも大きな事業費でありまして、これも年度またいだ継続事業でございます。その最初の予算計上として私の理解に間違いがなければ、今回の33万円の不動産鑑定関連の事業ではないでしょうか。

つまり、建設地は一応、市としては想定して、予想しての今回の予算計上ですよ。であるならば、それを前提として全体のこの事業計画を過疎計画の中に入れ込んで、入れ込んでないと思うんですよ、私がもし理解不足であったら、間違いなければ。入れ込んだ上で今回のこの33万円も予算計上すべきというか、そうした手順を踏んだオーソドックスな在り方が本来的だと思うんですよ。

比較して言いますと、例えば、後ほど提案されます補正予算で財部高校の跡地についても、一応、財部高校跡地の土地をまだ曾於市の土地じゃないんですけども、前提として、今回緊急に過疎計画の事業計画に入れ込んで、先ほど議論した、そして今回の後ほどの議案提案になるんですよ。

だから金額は、これが何十万円であろうと8,000万円であろうと関係ないと思うんですよ。その点での議論がもし深められ、前提とされていないのかどうか、されていたらお聞かせ願いたいと考えているんですよ。

それと、建経委員長に1点だけ質問いたします。大事な指摘の一つだと言えますけども、過去旧町時代を含めて、こうした大きな大事な問題は少なからずトップの市長、あるいは副市長にも来ていただいて議論を深めるとというのがよくあるケースだったんですけど、今回副市長なり市長は出席をいただいたんでしょうか、この1点だけ確認させてください。

○総務常任委員長（今鶴治信）

大隅支所の不動産鑑定の前算でございましたが、具体的に文化センター上の市有地が駐車場と利用されてあるんですけど、その部分は建設は可能なのかという質問に対しては、売買をするときに元の所有者の住宅があるものですから、そういう建物は建てないよという約束があったということで、ほかの民有地を今回予算を計上して検討しているということでした。

だから、具体的その土地もまだ取得してませんので、面積、また、支所の具体的、そういう設計的な話は今回の委員会では出なかったということになります。

以上です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

三役の出席は求めませんでした。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

文厚委員長に1点だけ質問をしたいと思います。

ワクチン接種についてであります。委員長報告の中でも詳しく述べられているわけですが、最近、若年層の感染者が非常に増えているわけでありまして、特に、小学校関係とか非常に御苦労されているというふうに話は聞いておりますけど、答弁ではワクチンの供給量は、当初計画より少なくなっているが、県に追加の要望を提出しているとの答弁があったというようなことでありますけど、今、集団接種、個別接種、非常に進んでいるわけですが、また、接種率も上がっております。

ただ、若年層については個別接種の方になるというふうに思っているんですけど、県の接種計画と併せて、県との絡みが出てきますけど、いつ頃そのワクチンの供給等はあるのか、また、県のほうは、どういった接種計画を持っているのか、当然、県と市とは同じ歩調でしていかなきゃいけないわけですが、そういった面についても、委員会の審査の中で意見がありましたら聞きたいと思います。

1点だけです。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

海野議員から今質問がきましたワクチンの件ですけども、今12歳以上ということにはなってるんですが、まだなかなか、めどが立っていないということもあります。

全体的には、先ほども言いましたけども、12歳以上の方が71.62%、そして2回目目が64.51%ということで進んでいません。

ワクチンの供給については、なかなか、県と国ということではっきりした内容は出てきませんでした。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

今の答弁では、まだはっきりしてないというような答弁であります。国としては11月中旬くらいをめどにしているわけですけども、実際この件については、さっきも話しましたとおり、県との絡みが出てきますけど、やはり、しっかりと接種計画つくっていかないと市民は、やはり今、FM等でも毎日流れていますので、どげんなっちゃったろかいと、ワクチンは果たして供給されているのかどうか、皆さん非常に不安を持ってらっしゃる市民の方も結構多いんですよ。

だから、そこはしっかりと、やはり市民に示すべきだと私は思うんですけど、そういう面も含めて、県との絡みですから、なかなか難しい面もあるだろうとは思いますが、やはり市の接種計画については、しっかりと私は示すべきだと思うんですけど、その点については何も委員会では話は出なかったんでしょうか。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

海野議員がおっしゃるとおり、供給の点については委員会でも出ました。

当初の計画が少なくなっているというのが要するに執行部の説明だったんですが、県には追加をお願いしているということは強く委員会でも出ましたので、もうじき、時期はちょっと言えないんですが、保健課としては要請しているということですので、もうしばらく待ってください。よろしくお願いします。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第68号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第10、議案第68号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託しておりましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第68号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について。

本案は、車両購入費の追加が主なものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を
求める意見書案

○議長（土屋健一）

次に、日程第11、発議第6号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○18番（迫 杉雄議員）

発議第6号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会会議規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和3年9月10日、曾於市議会議長、土屋健一殿。

提出者、曾於市議会議員、迫杉雄。

賛成者、岩水豊、宮迫勝、今鶴治信、原田賢一郎、渡辺利治、海野隆平。

提案理由、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地域財政は来年度においても引き続き、巨額の財政不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体ではコロナ禍への対応はもとより、地域の防災、減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

よって、国においては令和4年度においても厳しい財政運営を余儀なくされる地方税財源の確保を求めるよう、関係機関に意見書を提出するものであります。

意見書につきましては、別紙のとおりとなっておりますのでお目通しください。

以上で、御採択くださいますようお願いいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

ここで、10分間休憩をいたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議案第69号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第12、議案第69号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第12、議案第69号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に9,630万9,000円を追加し、総額を283億4,960万6,000円とするものであります。

それでは、予算の概要を説明いたしますので、一般会計補正予算に関する説明書の8ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明しますと、繰入金は、財源調整による財政調整基金繰入金を9,630万9,000円追加しております。

歳出については、財部高校跡地の利活用に係る測量設計業務委託料等の追加により、南九州畜産獣医学拠点事業を8,091万6,000円、新型コロナウイルス感染症対策により、鹿児島県が支給する飲食店への時短要請協力金給付事業に対する負担金の追加により、新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金給付事業を1,539万3,000円それぞれ追加するものです。

以上で、日程第12、議案第69号の説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、財部高校跡地活用について質疑いたします。

今回の事業について、鹿児島大学共同獣医学部との基本的構想についての合意は至っているのか、まずそこを伺います。

それと、設計については、鹿大との協力を得て、コンペとか学生の研究機会になるような方法とかいうのは検討されなかったのか。

今回、設計の発注方法についてはどのような計画を、方法を考えているのか。

また、これから始まる2支所の改築、給食センターと末吉小学校と大きなインフラ整備が始まりますが、ここで20億円を超える大きな事業について財源計画、それと今回の事業に対する具体的な財源確保について質疑いたします。

○市長（五位塚剛）

お答えしたいと思います。

今回の財部高校跡地の利活用につきましては、鹿児島大学の学長をはじめ、獣医学部の先生達を含めて、この間、協議をしております。当然ながら、この事業を進めるに当たって鹿児島大学と協定を結んで今後は進めていく事業になるだろうと思っております。

あとの財源内訳については、財政課長を含めて中身については、企画のほうで答弁できる範囲で答弁をさせたいと思います。

○企画課長（外山直英）

では、議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、合意についてですけれども、具体的には、昨年の6月11日に曾於市と鹿児島大学との、この拠点整備に関する連携協力に係る覚書というものを締結してございまして、ここが基本となる合意というふうに言えるかと思えます。

また、発注方法につきましては、コンペ、あるいは学生等を活用したという御意見がございましたけれども、今のところでは、指名競争入札というようなことを想定しているものでございます。

私からは以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、2支所及び大型事業が続くが、財源計画等はどうなっているかということでございます。

おっしゃるとおり今回大きな事業が両支所、それから給食センター等、続いているところでございます。

これにつきましては、今も現在、国や県の補助金、また、後年度に有利な起債等の充当など基金を活用し、しっかりとした財源確保を行いながら、その他事業をなるべく平準化を向けて、そういった形で進めていきたいと考えているところでございます。

財源の確保についてということでしたが、今回、地方創生の事業で充ててあります。その裏につきましては、一般補助施設整備等事業債というのがございまして、これで考えておりますが、また、国の補正とかそういったものがつくようでしたら、そういうのもお願いしていくという形で考えているところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

基本的合意という中で、今の考えられている基本的な配置図等について議会にも示されているわけでありますが、それについての合意がなされたのかということです。

それと、これだけの大きな事業に伴う設計でありますので、提案型になりますプロポーザル方式等を取り入れるべきではないかというふうに思っておりますが、指名競争入札でそれだけの精度が得られるのか、大きな20億からかかる事業でありますので、いかに利活用しやすい、そして財部地区にも効果を得られるようなことができるのかということが大きな問題になると思います。そこを問うてるわけであり

ます。また、国の財政支援等についても、充当率及び交付税措置される金額等について大まかで結構であります。大きな事業の中で今回設計が始まるわけですので、設計だけをして財源的な問題等がまだ曖昧のまま事業が進むのを非常に危惧しているところですので、そこを明確に答えていただきたい。

それと、この拠点が地域に与えるメリットがどれだけ効果があるかということについてもお答えください。

○市長（五位塚剛）

今回の事業は、私たち曾於市、鹿児島大学だけの問題ではないというふうに思っております。

とりわけ畜産を中心とした鹿児島県、宮崎県、また、九州各県の畜産振興に大きな影響を与えるだろうと思います。

そして、とりわけ牛についても、いろんな家畜の伝染病対策についての研究が国際レベルの状況で進んでいこうと思います。そういう意味でも、この施設の完成は日本の本当に先進的な事業になっていこうというふうに思います。

そして、この事業の財政の在り方についても森山先生からのいろんなアドバイスもいただきながら、また、各農水省、また、地方創生事業の関係も含めて、いろんな事業を充ててもらえるようお願いをしております。

また今後、国の補正が当然ながらついてくるだろうと思いますので、必ず補正も頂き、市の負担を極力抑えるための努力をしていきたいというふうに思います。

あとについては、担当課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

今、ございました充当率等でございます。

国のほうの地方創生拠点整備事業交付金これで願っているところでございますが、これにつきましては50%の補助ということでございました。残り、通常ですと、こ

の補助裏のほうには、一般補助施設整備事業等事業というのがつきます。これにつきましては充当率90%、交付税算入率が30%という事業でございますが、今ありますのが、もし、国の補正予算等に該当する場合はと充当率100%、通常ですと、例年ですと、交付税算入率50%、そういった起債があるところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

まず、配置等についての大学との合意点というところでございますが、これまで構想がありましてから大学とは、大体2週間に1回程度ワーキンググループというような会議を持っておりまして、対面、あるいはオンラインで会議を行っております。それによりまして、大学とこの施設内の建物の配置、あるいは畜舎等の配置についても合意をしているものでございます。

また、この拠点を建設することで地域への効果ということでございましたが、前回の全員協議会の資料でも掲載しておりますが、この拠点、あるいは財部地域、特に財部駅などの施設を中心に、この地域の活性化、あるいは、ここの施設を利用した研修等の受入れ、あるいは教育等への活用など、様々な効果を生み出すものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

大きな事業でありますので、しっかりした財源計画を立てていただいて提案していただきたいというのが、議会側の考えであります。

また、今回、財部高校の跡地の基本的県との間で譲渡、契約が完了したのかどうか、完了していないのであれば正式に完了した上で、この事業に取り組みなければならないと思います。

どうもその辺の時系列のところと、今回、まだ最終的な譲渡がなされていないという中で、こういうふうは無設計に走っていくということに危惧するところがありますので、そこについて説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

現在、財部高校跡地は県の財産であります。この問題については、もう数年前から県の教育委員会とも相談しながら無償譲渡のお願いをしてまいりました。

私たちもいろいろ心配しておりましたが、8月20日に県知事、両副知事と面会をいたしまして、無償譲渡のお願いをいたしましたら、最終的には8月26日に鹿児島県知事、塩田康一知事から、県立財部高等学校跡地の譲渡についての回答を頂きました。内容は「貴市が南九州畜産獣医学拠点の誘致及び整備を推進するに当たっては、県は財部高校跡地を無償譲渡することといたします。なお、譲渡時期について

は事業計画の進捗状況を踏まえ、双方で協議をしたいと考えております」ということで、基本的には、もう同意を得ておりますので、県のほうは住民説明会とか、国との予算の裏づけをある程度、目通しがついたら無償譲渡していただけるという約束事でありますので、確実に進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○企画課長（外山直英）

発注方法については、様々な方法を検討させていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

まず、財部高校跡地について数項目質問をいたします。

まず、予算説明書では、事業名が南九州畜産獣医学となっておりますが、最終的にはこうした名称で今後、名称を進めていくという理解でいいのか確認をいたします。仮称じゃなくて、これが正式名称であるのか。

第2点目でございます。

この跡地については、議員に前もって、ただいま市長答弁にありましたけれども、県知事との、この譲渡についての回答書が8月26日で一応、配付されております。これによりますと、県は財部高校跡地を無償譲渡するとなっておりますが、具体的には、跡地というのは構造物を含めてかどうかもっと詳しく説明してください。これが2点目。

3点目は、一般論として考えたいんですけども、例えば、市がある民有地を今後、何らかの事業を行う場合は、民有地を買収して市の土地に正式になってから予算関連も含めて議会に提案するというのがこれは当然で当たり前のことでございます。

今現在、今日現在、財部高校跡地は、まだ市の土地ではありません。言わば無償譲渡ということの回答を得られたことを前提としてのいわば、ちょっと記憶にないですね、例外的な提案でございます。このことを審議しているんですよ。過去に確かなかったと思うんですよ。人の土地を今後、曾於市になるってことを前提として予算を提案するっていうのは、だから原則から外れた提案でありますけども、このことについては担当課長からでもいいですけど、実施を含めて法的に何ら問題がないのかどうか。

いつ現在、今後、無償譲渡するという確約もないんですよ。一般論的な県知事のまだ回答なんですよ、ですから、そうしたことが正式な議会提案されても問題がないのかどうか、実施を含めて、確認の上での今回の提案であるのか確認かたがたの質問でございます。

関連して、譲渡時期については、市としては、何年の何月までをめどに正式に所有権を曾於市に移転したいと考えているのか、まさか、来年度ということは絶対あ

り得ないと思うんですね。

基本的には1年間の単独事業というか約20億円の大変な事業でありますので、ですから、少なくとも本年度の早い時期までに譲渡はすべきというそういった決意の下でもって、今日提案されていると思うんですね、ですからこれは、はっきりさせてください。答弁をしてください。

今、4項目ですか、質問が。次の質問でございますけれども、先月の特別委員会に説明があった文書では、この全体の事業費が22億8,204万1,000円でございます。それと前後しての、曾於市の正式な事業計画では21億4,561万6,000円でございます。その数字の差異が1億3,642万5,000円ありますが、なぜこういった差異が、僅かこの1か月間の間に差異が生じてきたのか、この説明をしてください。

そして、正式には、今日現在この事業計画にのっとった21億4,561万6,000円が、今現在、今日現在の曾於市の、この関連事業の事業計画という数字で確認しているかどうか、確認を含めて、この差異を含めての質問でございます。

次の質問。8,091万6,000円、説明書の中にありますけれども、具体的に説明をしてください。

次に、今回のこの提案8,091万6,000円は、事業計画の令和3年度の1億3,619万円の全体の一部でございまして、残り5,527万4,000円が残っておりますが、この本年度に残りの事業はどういった事業内容で、どれだけ事業項目をどれに使う計画であるのか説明をしてください。

1回目は、以上でございます。

次に、新型コロナ関連の県から要請がありましたワクチン関係の飲食業に対する協力給付金の負担の1,539万3,000円について幾つか質問をいたします。

まず、質問の第1点は、市の負担でありますけれども、この市の負担については、何月何日付けで県から、これは文書ですか、県のどの課のどの名前で文書要請が来たのかどうか、日付を含めて説明をしてください。

2点目、関連いたしまして、これは要請という形なのかどうか、強制力を伴うものであるのかどうか、そうでない要請であるのか、これは曾於市に限らず県内の全ての市町村が負担要請に応じる形で議会に提案されていると思うんですけども、そうした県の要請でやるのかどうか。

今回の場合はやむを得ないとして、この種の要請は、やはり曾於市としてはいかんともしい難いというか、全て承知せざるを得ないような県との関係になるのかどうか、今回の中身はともかくとして。

この要請関係が以上の質問でございます。

次に、2点目、県が示した曾於市のこの要請額の数の根拠は、曾於市内ではこの

協力店の対象が180店舗になるのであるであろうということを前提といたしております。

昨日の全員協議会でも、同僚議員からも質問がありましたが、県が示したこの180店舗の数は何の根拠に基づいての180店舗であるのか。

これは当然、担当課としては、県に確認していると思うんですよね。180店舗、多少、数字の違いはやむを得ないけども、これが大幅に変わったら、いや、曾於市の場合はそうじゃないですよということを県に確認した上で訂正してもらうちゅうか、先ほどの要請との関係で、あくまでも県が上で市が下じゃないですよ、主従関係じゃないんだから、だから、そうした少なくとも問い合わせをして、近い数字に改めてもらって、そして正式に議会に提案するというのが、やはり地方自治という原則から見てですね、市が下じゃないんだから、主従関係じゃないんだから、当然そうした立場で市長も副市長も指示をしたと思うんですけども、この180店舗の根拠について説明してください。

なぜかといいますと、昨日の全員協議会で担当課長は50店舗ですか、60店舗ですか、同僚議員の質問に、曾於市は該当するんじゃないかとのことであります。この質問ですけども、この50店舗、60店舗という数字はどっから来たんでしょうか。これも根拠が必要であります。その根拠も説明してください。

いずれにしても、この50店舗、60店舗と180店舗じゃ、3分の1しかないんですよ、こういった点は、より正確差に基づいて予算提案するというのが、これは当たり前のことでありますので、全ての事業についてですね。地方自治体の自主権というのは、やはり、しっかりときちっと守った上での予算提案が大事じゃないかと思えます。中身以前の問題として。その点での確認かたがたの質問でございます。

次に、3点目。この算定基礎の在り方でございます。

私も一般質問で、飲食業関係の支援協が必要であるということで取り上げましたけども、この支援協が行う一貫としては大賛成でありますけども、それに伴い今回のこの協力金は私が見る限り、市内の飲食業関係を訪問して見る限りにおいては、これは全体の広い意味での飲食業関係についても対象の中の一部であります。50店舗、60店舗が本当であるとしたらですね。あるというのは本当であります。

このことで関連して、市のトップを含めて、担当課長は市の三役を含めて、飲食関係を訪問されて意見交換を、懇談をされたのでしょうか。

やはり、懇談をした上で、その大きな中の支援の一環として今回も提案するというのが望ましい在り方だと思いますけども、懇談を重ねておられるのか確認方の質問でございます。

細かい点は、2回目以降に質問いたします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

財部高校跡地の事業名であります。南九州畜産獣医学拠点事業ということで示しておりますけど、この間、計画の中でも若干名称も変わることがありました。この名称については、当然ながら鹿児島大学とよく協議をしながら進めているところでございます。

今後、事業をいろいろと推進していきますけど、場合によっては変わる可能性もありますけど、なるべく変えないように努力をしたいというふうに思います。

あと、無償譲渡、市の財産になっていないのに法的に問題ないのかということでしたが、このことについても、国とも協議をしております。また、無償譲渡になっていなくても問題はありませぬということでも了解得ております。

それと、無償譲渡時期の問題であります。私たちが一日も早い無償譲渡の契約をしたいというふうに思います。そのために、県が考えている地域への説明会、また、国との財政の裏づけを含めて、それを早急にさせていただきたいということでありました。その前提として、これまでずっと努力をしてきました。当然ながら、今回この補正を出せないと1年間この事業が遅れてしまいます。国のほうも今回の議会で出させていただきたいというような要請もありましたので、今お願いをしているところでございます。

また、私たちが問題がないように全力を上げて取り組んでまいります。

それと、鹿児島大学とも連携をしながらこの事業を成功できるようにいたしますので、議員各位、また、市民の皆さんたちの協力を得ながら進めていきたいというふうに思います。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

断定はできませんけど、今年度中にはなるべく協議をしていきたいというふうに思います。あとは担当課長から答弁させます。

コロナの関係で飲食業との懇談と言われましたが、私自身、また、両副市長も含めて地域を回っております。

私は、昼御飯はほとんど市内の商店街、飲食業で食事をしておりまして、ほとんどいろんな方たちの声を聞いております。厳しい方もあるし、夜はもう全く閉めておられるところもあります。昼も夜もお客さんが来ないというところも先週もお話をいたしました。

そういう意味で飲食業関係については、今回の一つの方法として提案をいたしましたが、また今後、いろんな形での対応策が必要になっていくのではないかなとい

うふうに思います。

あとは、担当課長から答弁させます。

○企画課長（外山直英）

それでは、私のほうからは、譲渡について土地以外の構造物も含むのかという御指摘でございましたので、全ての構造物を含むものでございます。

それから、事業費が変更になっているがということでございましたが、一部、国の事業の対象とならない設備等の費用がございましたので、そこを省いているものでございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（外山直英）

委員会説明資料を御覧いただくとよく分かるんですが、今回提案しています補正予算の内容ですが、大きく3つに分かれております。

測量設計業務委託、それから地質調査業務委託、あと、アスベスト含有調査業務委託と、この大きく3つに分かれておりまして、まず、測量設計業務委託ですが、校舎の改修等を行う設計費用、あるいは解体設計業務、あと、新築をする牛舎等の設計業務、それと用地造成設計などを含めて、測量設計業務が7,729万2,000円、それから、地質調査、これは地質の強度を測るものでございますが10か所、こちらが69万8,000円、あと、アスベストの含有調査が義務づけられておりますので、こちらの調査を292万6,000円、合わせて8,091万6,000円となったところでございます。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、今御質問があった件について答弁させていただきたいと思います。

まず、一番最初に市の負担金の根拠といいますか、どういう状況かということでありました。

まず、言いますと、8月17日に県より市のほうに国が蔓延防止の特別措置で鹿児島県を指定する予定であるということで、その件につきまして県より各市町村宛てということで、この件で市としてどういう意向でありますかということでありました。

それに対しまして、その中でも県のほうから、今回、蔓延防止の協力金の8割については国から負担あると。そうして、その残りの2割部分について、県1割、市1割ということで考えているということで、それについても市としての考えをということでありました。それが8月17日ですけれども、それを受けまして市長と協議をいたしまして、こういう状況であれば曾於市も時短要請のほうで協力をしていくと、

ただし、それに対しての負担を、1割を負担するという事で県のほうに回答いたしたところであります。

(何ごとか言う者あり)

○商工観光課長(安藤 誠)

まず、部署といたしましては、県の総務部の市町村課であります。

続きまして、その要請に対しての、金額的な根拠、店舗数ということでありますので、確かに、まず県が8月27日に補正を専決処分いたしまして、その際に市町村の割合ということで計算をいたしております。

その中で、曾於市の負担分1割については今回、補正予算でお願いしております1,539万3,000円ということで県のほうから来ております。

それと、180件の店舗ということで、これも県のほうからありましたので、当然、曾於市と私たちの担当課といたしましては、この180件の根拠、そのことについて県のほうに問い合わせいたしました。

その件につきましては、何かしらの統計調査、もしくは、そういうものによって算定されたんですかということで問い合わせしたら、これについては「あくまでも、県のほうで推計いたしました」ということでしたので、このことについては180件ということでお願いしたいということでありましたので、先ほど、徳峰議員のほうからありました本町の飲食店の数と差異があるということについても申し上げましたけれども、今回はこれをお願いしたいということでありましたので、一応、予算計上にはそういうことで180件ということで、県の推計といえますか、算出ということで記載しているとおりであります。

それと、実際何を根拠で50店舗、60店舗ということで判断したかということでもありますけれども、これにつきましても、時短要請が8月20日から始まっております。そうする中で、県の要綱の中に時短要請、この時短要請じゃなくて、その間休業でもいいわけですが、どちらか選べるわけですが、その際は、お店の店舗といえますか、飲食店の玄関口に、それなりの掲示板、ここのお店は休業です、もしくは、時短営業をしておりますというようなのを示すようになっております。それによって、お客様が来店するのを防止するということになるんですけども、その点について担当課といたしまして、まず調査をしようということで曾於市全体を見ました。そういう中で、その掲示されているポスターを確認できたのが数字としては59件ということでありました。実際、その掲示をしていることによって、時短しているかどうかはあくまでも客観的な判断でありますので、これがそのまま協力金の申請につながるものということでは、そこはまだ私たちとしては言い切れないと。

あくまでも申請されるのは事業主の方でありますので、一応、私たちは59件が確

認できたというところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、財部高校跡地について質問いたします。

1回目の答弁では、市有地じゃないけども一応、国との協議の上で問題ないということで答弁があったかと思しますので、そのように受け止めます。

そして、市長答弁では、本年も、つまり12月をめどに一応、無償譲渡の……

（何ごとか言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

本年度ですか。

（何ごとか言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

本年度、1回目に言ったように必要最小限の、これは理解というよりも客観的にも来年から事業が始まるわけだから。予算がもう3月議会で提案されますので。本予算がですね、事業の。

これは、当然の一番ぎりぎりの線でありますけども、いずれにしても、本年度をめどにということでの答弁と今日は受け止めておきたいと思います。

あと、中身内容でありますけど、絞って1点か2点質問いたします。

市長としては、決意が背景にあると思うんですが、日本でもこの有数の、また、畜産関係を含めて評価される取組を行いたいという、それは率直に評価したいと思うんです。そのことを個人的に望みますけども、そのように冷めた目で見ると、結果としてなるのかというのは、やっぱりお互い分析が必要であります。

質問の第1点でありますけれども、類似施設は、同市のですね、国内には、どこどこがあるでしょうか。これが1点です。議会としても調査した経過がありますけれども、確認方の質問でございます。

それから、2点目。一番気になった点で同僚議員の岩水議員も言いましたけど、財源問題でございます。

特別委員会でこの示された数字では、一定の変更はもちろんあるでしょうけども、大きくは変更はあってはならないし、また、ないと思いますので、それを前提に質問いたしますが、例えば、この22億円の事業費の中で自主財源、一般財源が11億4,000万円であります。大きくは変更なることはあってはならないし、もう既に、事業のための予算が現在、提案されておりますので11億4,000万円をどこから持ってくるのか。

話は変わりますが、この15億円の末吉、本庁舎の増築でも一般財源は、はけてそ

う大きくありません、11億4,000万円というのも今まで聞いたことがない、これは大変な一般財源でありますから、これは、どことどこどこの財源から持ってくるのか、もう11、12月から予算編成に入りますよ、この本予算のためにです。ですから、これから検討ではあってはなりません。

だからここで明確に答弁してください。これが第1点であります。

関連いたしまして、一方のこの地方債も、先日の課長説明では、地方創生の拠点整備交付金が残りでありますが、残りの約10億円で交付税措置が50%でございます。これも今までこうした大きな事業で、50%で、私、経験したことがありません、聞いたことがありません。70%、75%と言えないまでも、もっと工夫の余地はないのでしょうか。

もちろん国から一定の補助金は、今後、期待して努力はされるでしょうけども、大きな大本での22億円の財源の振り分けでございますけども、地方債は、交付税措置のある、今日現在、全く見通しは立たないのでしょうか、やるからには、そうした財源も十分踏まえた上でしっかり事業費の中の財源についても、しっかり示した上で事業に、来年度ですから、単年度事業、取りかかるべきだと思いますけども、その基本的な財源の内容についてお答え願いたいと思います。

一般質問じゃないから、この運営については質問いたしません。

次に、この協力金について質問をいたします。

課長答弁では、この180件について、県の説明は市も問い合わせたということですね、当然のことながら。課長答弁では、県は推計ってことだったですよ、課長、課長の答弁では、推計。何を根拠にして180件ということ推計したのでしょうか。

これは、物事のやり取りの基本ですから。県に何を根拠として推計したんですかと聞くのはですね。

推計でそのまま、はい、分かりましたではいけないと思うんですよ。多少違ったんだったらいいけども、市としては、約50件か60件、59件くらいになるんじゃないかって、180件と3倍の開きがあるんですよ、多少の開きはもうやむを得ないですけども。ですから、何を根拠として推計したんですかというのは、もう当然、聞かなければいけないし、聞いてないのでしょうか。

この点で、答えて願いたいと思います。

最後に質問が前後いたしますが、市長もかねがねですね、飲食関係、副市長も努力をしていると思うんですけども、回っているということには敬意を表します。

その中で、市長も協力金との関係で肌でも感じておられると思うんですけども、広く言っている飲食業関係も非常に厳しい状況でありますけども、この協力金というのは、その中の一つでありますけれども、市長も1回目の答弁の中で、今後につい

ては対応を考えたいということでございましたけども、もう1回踏み込んだ答弁をしてください。

あとの質問は省きます。以上です。

○市長（五位塚剛）

財部高校の問題であります。財源のことについては私たちもいろいろと協議をしております。なるべく市の負担を減らすために、お願いをしていきたいというふうに思います。

まだ今日、財源の問題について、何ていいますか、具体的に言えない部分もあるということだけは、御理解いただきたいと思います。

各ここに参加されるいろんな人たちの状況もありまして、私たちも鹿児島大学のふるさと企業版なんかをまた取組をしながら支援をしていただきたいとか、いろんなことを考えております。今後、具体的に変わってくると思いますので、そのときは明らかにしていきたいというふうに思います。

この事業を本当、今回ですね、この議会に提案しないと完全に1年間後になります。そういう意味では、私たちも細心の注意を払いながら努力をしてまいりたいと思います。

後については……

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

国内の施設については、議会の皆さんたちも特別委員会で行かれたと思うんですけど、帯広獣医大学が国内では一番最先端をいっていると思いますけど、それをもっと超えるような施設になってくるのかなと思っておりまして、同じような施設は基本的にはないだろうと思います。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

コロナに対しては、引き続き、いろんなその飲食店だけじゃなくて、本当にタクシー業者、観光業の方々が厳しい状況でありますので、引き続き、何らかの対策を考えていきたいと思います。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、先ほどから180件のことについて県とのやりとりということで御質問がありましたので、先ほども言いました、まず、180件の件ですけども、県のほうの担当のほうにお聞きしたときには、確かにその根拠となる数字180件の根拠ということで、こちらからもお聞きしました。

ただし、県のほうは、もう推計としか答えられないということで言われているの

で、私たちとしても当然、予算を組む段階では、それなりの計算といたしますか、それは必要ですよということで聞いております、聞きました。

ただし、今回、どうしてもほかの市町村との絡みもあるといたしますか、委員から御質問がありますように、根拠というのを聞いたんですけども、それについては県の推計ということで今回は御了解願えないでしょうかということでありましたので、それ以上これに対して、じゃあ180件を100件で見積もっていいですかということでは、そこまではちょっと、私としても県に対して言えないといたしますか、そこまでは考えておりませんでしたので、今回、県から負担があります1,539万3,000円で議会の皆様方に今回、補正予算を上げているところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

県の姿勢というのは非常に憤りを感じますね。そういったことで新しい塩田知事がトップとしてやるというのは非常に残念でございます。

やはり、県と市町村というのは相互関係だと思うんですよね。ですから、より近い実態の数字で予算計上を、あらゆる事業で行うというのはこれは当たり前だと思うんですよね、その点で情けないと言いますか、一応、一旦を市のほうから紹介させていただきましたけども、これ以上、課長の責任じゃないですからね、課長。その点は誤解ないように。

この財部高校跡については、一、二点だけ関連いたします。

財部高校跡地のこの獣医関係の誘致というのは私も大賛成だし、ですから、やはり、しっかりした足場の下で対応を進めていく、しかも、もう来年の事業でありますので、ということで質問しているのであります。

この最終的な事業費が、市長答弁ではまだ答弁ができない部分も残されているということでありますけども、少なくとも11月、12月から予算編成の時期に入りますので、この事業のですね、少なくとも次の12月議会までには同僚議員からも一般質問があるでしょうけれども、しっかりと、この事業費の総額、そして財源裏づけ、これはしっかりと明確にした上で臨むべきだと思います。これは必要最小限のことじゃないでしょうか、一般財源、更正措置を含めてですね、これだけは、だから確認をしていただきたいと思うんですよね。

市長が今年延びたら1年延ばさざるを得ないという気持ちも十分分かりますので。

ですから、11月、12月までには、しっかりと事業計画を含めて、一応議会に臨んでいただきたいと思います。

この1点だけ確認をさせてください。

○市長（五位塚剛）

この設計費用が認められると大きく前進をしますので、12月議会で詳細に分けて説明できるようにいたしたいと思います。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（久長登良男議員）

今朝の新聞に大々に取り上げていただいた関係で要望というか、心配事を私にされたものですから、私はそれなりに答えておったんですが、というのは公害問題です。

においと汚水処理は大丈夫かということでありましたので、私なりに答えておったんですが、この点を詳しく説明をしていただくと、また、新聞等で掲載されると安心されるのではないかなというふうに思うところでありますので、それだけ、1点だけ質問をいたします。

○市長（五位塚剛）

今日の南日本新聞で大きく掲載がされました。当然ながら市民の方々は、この話を今日の新聞で知ったというふうに思います。

汚水については流すことはありません。それと、においについても今までにない、においの出ない方式をつくっていきますので、においの公害というのも出ないというふうに聞いておりますので、引き続き、地元説明会でもそのように説明をして安心していただけるように私たちも努力をしたいというふうに思います。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月30日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 零時08分

令和3年第3回曾於市議會定例会

令和3年9月30日

(第7日目)

令和3年第3回曾於市議会定例会会議録（第7号）

令和3年9月30日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第7号）

第1 高校跡地利活用調査特別委員会の調査報告
（高校跡地利活用調査特別委員長報告）

第2 認定案第1号 令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員長報告）

（以下3件一括議題）

第3 認定案第2号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第3 認定案第3号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第3 認定案第4号 令和2年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員長報告）

（以下5件一括議題）

第6 認定案第5号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第7 認定案第6号 令和2年度曾於市水道事業会計決算の認定について

第8 認定案第7号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

第9 議案第65号 令和2年度曾於市水道事業剰余金の処分について

第10 議案第66号 令和2年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について
（決算審査特別委員長報告）

第11 議案第69号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について
（総務常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

第12 議案第70号 大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の締結について

第13 議案第71号 百入橋橋梁災害復旧工事（下部工）請負契約の締結について

第14 議案第72号 曾於市本庁舎増築本体工事請負契約の締結について

第15 閉会中の継続審査申出について

第16 閉会中の継続調査申出について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	渕合昌昭	7番	宮迫勝
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	原田賢一郎	12番	山田義盛	13番	大川内富男
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
17番	谷口義則	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	土屋健一				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市	長	五位塚剛	教	育	長	中村涼一		
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長		橋口真人		
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長		平千力		
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩		
大隅支所長兼地域振興課長		徳留弘	農林振興課長		竹田正博			
財部支所長兼地域振興課長		荒武圭一	商工観光課長		安藤誠			
企	画	課	長	外山直英	畜産課長	野村伸一		
財	政	課	長	上鶴明人	耕地課長	朝倉幸一郎		
税	務	課	長	山中竜也	建設課長	園田浩美		
市	民	課	長	上村亮	水道課長	吉元健治		
保	健	課	長	櫻木孝一	会計管理者・会計課長	桐野重仁		
介	護	福	祉	課	長	福重弥	監査委員事務局長	岩元浩
福祉事務所長兼福祉課長		竹下伸一	農業委員会事務局長		中山純一			

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 高校跡地利活用調査特別委員会の調査報告

○議長（土屋健一）

まず、日程第1、高校跡地利活用調査特別委員会の調査報告であります。

特別委員長の報告を求めます。

○高校跡地利活用調査特別委員長（宮迫 勝）

おはようございます。特別委員会の調査報告をいたします。

曾於市議会議長土屋健一殿、高校跡地利活用調査特別委員長宮迫勝。

高校跡地利活用調査特別委員会調査報告書。

高校跡地利活用調査特別委員会のこれまでの調査内容について報告します。

令和元年6月議会に、企画課より財部高校跡地利活用調査旅費50万8,000円が計上され、財部高校跡地に「南九州産業動物疾病制御教育センター（仮称）」の誘致計画が浮上しました。

当初、所管の総務常任委員会では、整備計画の事業主体は大学で、財部高校跡地の所有は鹿児島県であり、市がどう関わりを持てるかを調査するものである。市と大学と民間が連携して地方創生事業を取り込んだ事業ができないか調査したい。同じような施設は北海道の帯広畜産大学と北海道大学と連携した施設があるとの説明がありました。

委員より、継続して調査を行うべきであり、今回の事案は大きなチャンスであるとの意見がありました。

これらのことを踏まえ議会としては、「財部高校跡地利活用を図り、市政発展に向けて将来にわたり魅力的に活力あふれる町としていけるよう本市議会も総合的に対応する必要がある」との理由で、高校跡地利活用調査特別委員会を10名の委員構成で設置しました。これまで16回の委員会を開催し、事業の進捗状況等について執行部より報告がありました。

また、令和元年8月6日から8日に北海道帯広畜産大学を視察研修、同年9月20日に鹿児島大学共同獣医学部の視察研修を行いました。

今回の事業推進に当たり、（1）大学との連携協定締結、（2）県施設の譲渡申

請、（３）拠点整備と地域活性化との相乗効果の方法の模索、（４）施設整備のための財源確保、（５）施設整備後の施設運営体制の確立等の課題がありました。この課題をクリアするために、市長、両副市長、担当課が内閣府や県庁、鹿児島大学、地元選出の国会議員や県議会議員との意見交換を重ねて協議を進めてきたとの報告がありました。

令和３年９月10日に南九州畜産獣医学拠点事業費8,091万6,000円の追加議案が提案されました。

令和３年９月22日の高校跡地利活用調査特別委員会では、９月18日に住民説明会が行われたとの説明があり、委員より、説明会の状況や参加者からの質疑、意見内容等についての質疑に対し、当日は84名の参加があり、鹿児島大学から関係教授等8名が来られて、参加者から次の質疑、意見があったとの答弁がありました。

（１）この事業がもたらす財部町の活性化について。

（２）畜舎の臭気対策について。

（３）この事業を進めるためのプロジェクトチームの設置をしたらどうかという提案。

（４）学生や教員の宿舎について。

（５）民間事業者の公募について。

以上のような質疑があったところです。

委員より、住民説明会での質疑等を踏まえて、次のような意見が出されました。

1つ、関連予算が出されたことは、一步も二歩も前進である。

2つ目、建設に係る財源については、補助金や有利な起債を調査・活用し、可能な限り市の負担を減らすこと。

3つ目、運営については、関係機関と十分な連携を図るとともに、市の組織体制についても検討する必要がある。

本委員会では、事業概要案やスケジュール案、関連予算等が計上され、議論の俎上にのせられました。さらに、この事業がマスコミ等でも大きく取り上げられ、市民からは地域活性化の拠点になるとの声もありました。これにより、一定の方向性が示されたことから、今後のスムーズな事業進捗を期待して高校跡地利活用調査委員会を終結します。

委員の皆さん、長い間の調査への御協力、ありがとうございました。

最後に、本事業が成功裏に終わることを祈念して報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（土屋健一）

以上で、高校跡地利活用調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第2 認定案第1号 令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、認定案第1号、令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたが、審査を終了されております。決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（伊地知厚仁）

おはようございます。

決算審査特別委員会付託事件審査報告。

決算審査特別委員会に付託された議案2件、認定案7件を総務・文教厚生・建設経済の3常任委員会を単位とする分科会を設け、その所管事項について9月6日から9月10日に分科会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査し、9月22日、当議場において各分科会主査の報告を求め審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

認定案第1号、令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての各分科会での審査における主な質疑、答弁、意見等の主査報告は次のとおりです。

初めに総務分科会です。

議会事務局関係では、不用額についての質疑に対し、コロナ禍の影響で各委員会の所管事務調査等の中止及び議員研修、各種会合等が書面決議になったものが主なものであるとの答弁がありました。

委員より、議会報告会では、コロナ禍の影響で2年続けて開催できなかったが、来年度は感染症対策等を講じ実施すべきではないかとの意見がありました。

監査委員事務局関係では、財政援助等の件数についての質疑に対し、465件であるとの答弁がありました。

委員より、コロナ禍でイベント中止等における補助金返納等を厳粛に調査、確認すべきであるとの意見がありました。

会計課関係では、ゆうちょ銀行の収納手数料についての質疑に対し、大隅・財部支所の農協窓口閉鎖に伴い、ゆうちょ銀行の収納手数料が増えているとの答弁がありました。

財政課関係では、令和2年度の財政運営の特徴的なものについての質疑に対し、新型コロナウイルス感染症対策事業や末吉中央公民館、岩川小学校、ビューテラス桜ヶ丘の建設等の大型事業が重なったとの答弁がありました。

未利用地処分についての質疑に対し、土地等5件であるとの答弁がありました。

緊急防災・減災事業債が延長されたが、利用できる限度額についての質疑に対し、国の地方債計画では、令和3年度は500億円であるとの答弁がありました。

委員より、普通交付税の合併算定替えが令和3年度から一本算定になり、財政運営はますます厳しくなることが予想される。合併特例債に代わる有利な起債等を利用しながら歳出の抑制に努め、健全な財政運営を目指すべきとの意見がありました。

総務課関係では、自治研修センターにおける職員研修についての質疑に対し、コロナ禍で宿泊研修が日帰り研修になったが、研修内容は変わらないとの答弁がありました。

防災用備蓄倉庫についての質疑に対し、水、食料品等を平成29年度より計画的に備蓄しているとの答弁がありました。さらに、備蓄状況について現地調査を行いました。

委員より、地域コミュニティ活性化推進事業について、地域コミュニティ協議会における自治会未加入や校区の抱える諸問題等、幅広い対応が求められる中、コミュニティ協議会の推進に期待するとの意見がありました。

企画課関係では、住宅取得祝い金についての質疑に対し、対象世帯が市内63世帯、県内移住11世帯、県外移住23世帯、合計97世帯であるとの答弁がありました。

テレワーク・起業家事業についての質疑に対し、令和2年8月にオープンしたテレワーク・起業創業施設に、テレワークが81人、起業相談が91人、各種イベント等に19人の参加があったとの答弁がありました。

空き家バンク登録件数についての質疑に対し、登録19戸、売買成立3戸だったとの答弁がありました。

委員より、宅地分譲整備事業についての分譲地選定は地域からの要望も大切であるが、利便性、交通網、価格設定等を考慮する必要があると、大隅坂元地区、大隅南地区については、特段の販売促進に向けた対策が必要であるとの意見がありました。

市民課関係では、クリーンセンターへのごみの持込み量についての質疑に対し、家庭から出る一般ごみは少し減少しているが、空き家等から出る粗大ごみが増えているとの答弁がありました。

パスポート申請についての質疑に対し、平成30年度は461件、令和元年度392件、令和2年度は34件に減少し、コロナ禍の影響ではないかとの答弁がありました。

税務課関係では、固定資産税についての質疑に対し、課税額が伸びた要因は太陽光発電施設の設置や工場、畜舎、鶏舎等の新・増設によるものとの答弁がありました。

収納対策についての質疑に対し、差し押さえた件数89人、540件で、裁判になる

ようなトラブルはなかったとの答弁がありました。

委員より、電話催告等により収納率向上が見えているが、今後も納税者の理解を得ながら、適切な徴収に引き続き取り組むべきであるとの意見がありました。

次に、文教厚生分科会です。

保健課関係では、保健師等が本庁へ集約されており、支所は職員が少ないが、住民サービスに支障は来していないかとの質疑に対し、各支所へは看護師を配置しており、国保等の受付業務が主なものとなる。市民からの苦情等は来っていないとの答弁がありました。

委員より、本庁集約により住民サービスの低下につながらないよう検討し、徹底していききたいとの意見がありました。

特定健診受診率の目標値を定めているのか、また、コロナの影響による医療費の増減はあるのかとの質疑に対し、国は受診率の目標値を60%と定めており、例年4月から開始していた健診を、2年度はコロナの影響により9月、10月に実施しており、44.5%であった。医療費は、コロナによる受診控えが少なからずあったと感じており、減少傾向であるとの答弁がありました。

介護福祉課関係では、介護保険特別会計繰出金以外の事業費についての質疑に対して、966万4,731円であったとの答弁がありました。

委員より、一般会計で他にどのような事業に取り組むことができるのか、全国の事例等を研究し、検討すべきであるとの意見がありました。

介護保険利用者負担対策事業の対象者と実施した法人数についての質疑に対し、年間収入が150万円以下の非課税世帯で、預貯金が350万円以下の方が対象になる。令和2年度は5法人が取り組んだとの答弁がありました。また、他の法人でもこの事業を広めることについての質疑に対し、各法人にこの事業を通知、周知を図ったところであり、引き続き周知や啓発を行っていききたいとの答弁がありました。

福祉事務所関係では、令和2年度に整備した、きらりの星こども園の現地調査を実施しました。

福祉事務所全体での決算総額と障害福祉サービスの事業費、障害福祉サービスの向上についての質問に対し、令和2年度は福祉事務所全体で約50億円、障害福祉サービスについては11億5,700万円である。障害児通所支援給付費や就労継続支援B型が伸びており、利用者や利用回数が増加していることから、今後も増加傾向にあるとの答弁がありました。

訪問給食サービスの基準についての質疑に対し、65歳以上の高齢者で虚弱な方や身体障がい者等が対象であり、敷地内や近所に家族等が居住しており、食料の提供ができる環境にある方については対象外になる場合があるとの答弁がありました。

また、対象外となり、サービスを受けられなかった方の異議申立て制度の有無についての質疑に対し、現行制度ではないとの答弁がありました。

委員より、訪問給食サービスに限らず、申請に対して決定する事業では異議申立て制度を検討すべきではないかとの意見がありました。

各事業所の監査体制についての質疑に対し、職員が監査を実施しているが、コロナ禍により感染予防徹底のため実施が厳しいとの答弁がありました。

委員より、監査は識見や能力のある職員が実施すべきであるが、人事異動等があれば難しい状況のため、適切に監査が実施できるよう職員体制づくりが必要ではないかとの意見がありました。

学校教育課関係では、全国学力・学習状況調査の結果や学力向上、今後の教育委員会の方針などの報告を受けました。

学校教育課と学校との関係についての質疑に対し、校内研修で講師派遣があった際に指導、助言を行い、学校を巡回して学力向上や生徒指導について、その都度協議するなど、積極的に出向いているとの答弁がありました。

令和2年度から導入されたタブレット端末によるICT教育の状況についての質疑に対し、一人一人の学力に応じた学力向上が図られるよう、タブレットヘッドリルパークというソフトを導入し、児童生徒のタブレットを電子黒板に写して意見を共有したり、調べ学習に利用したりしている。今後は、タブレットを自宅へ持ち帰れるように検討しているとの答弁がありました。

教育委員会総務課関係では、岩川小学校の建設状況についての現地調査を実施しました。

曾於高校支援の大学等進学祝い金贈呈事業についての祝金は令和3年度までとなっているが、祝い金制度があるときに入学した生徒は対象にすべきではないかとの質疑に対し、既に在学中の支援に切り替えているため、来年度当初予算時に検討したいとの答弁がありました。

令和2年度の決算状況や実績を踏まえ、来年度の力を入れたい点についての質疑に対し、今後も安全安心な学校施設と学校給食の提供を実施していくため、計画的な修繕と工事費の確保、給食センターの整備に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

社会教育課関係では、大隅総合運動公園の老朽化等についての現状と末吉総合体育館耐震補強工事が完了したことから現地調査を実施しました。

吉井淳二記念大賞展の応募点数の推移と入賞作品の展示についての質疑に対し、応募数は10年前からほぼ横ばいであったが、応募枠を全国に広げたところ、令和2年度は例年より500点を超える応募があった。今後は、完成した末吉中央公民館

や本庁の増築庁舎が完成後に入賞作品を展示し、常設展示についても定期的な絵の入替えを行っていききたいとの答弁がありました。

社会教育課所管施設の老朽化の状況についての質疑に対し、耐用年数を経過している施設が28施設あり、今後は存続について検討が必要になってくるとの答弁がありました。

委員より、社会教育課関係だけでなく、施設を所管している各課についても、財政状況もあるので優先順位を決めて年次的かつ計画的に改修等を実施すべきであるとの意見がありました。

また、末吉総合体育館耐震補強工事の入札では、設計額が約2億円に対し、契約額が約1億5,000万円で、設計額と契約額の大きな差異はこれまで経験したことがない。設計額が甘かったと感じざるを得ない。今後、このようなことがあってはならないとの意見がありました。

次に、建設経済分科会です。

建設課関係では、市営住宅建替事業ビューテラス桜ヶ丘、市道整備事業河原・飛佐線、市単独事業小倉地区集落道改良舗装工事の現地調査を実施しました。ビューテラス桜ヶ丘では、38戸のうち、2DK2戸、1DK6戸が現在も入居募集中でありました。河原・飛佐線の工事進捗は21%、用地取得率は90%で、令和7年度完成予定であるとの説明がありました。

委員より、小倉地区集落道については、市道認定基準に疑問が残るとの意見がありました。

また、2年連続の災害により繰越工事が多く、職員への負担が多いので、改善が必要ではないかとの意見がありました。

水道課関係では、水道事業会計へ6,093万5,000円、公共下水道事業会計へ1億2,409万7,000円の補助金が主なものでありました。一般会計からの補助金額についての質疑に対し、水道事業会計へは企業債等の元利償還金の2分の1、公共下水道事業会計へは企業債等の元利償還金の全額を補助しているとの答弁がありました。

農業委員会関係では、農業者年金の加入促進についての質疑に対し、県内では上位の実績を上げているとの答弁がありました。利用権設定の状況についての質疑に対し、令和元年の1.5倍になるとの答弁がありました。

農林振興課関係では、農畜産物生産実績についての質疑に対し、前年度より僅かに落ちているとの答弁がありました。新規就農者支援対策事業の状況についての質疑に対し、令和2年度の新規就農者は7名にとどまったとの答弁がありました。森林伐採の状況についての質疑に対し、森林法の規定による伐採等の届出の厳格化による届出要領制定により、違法伐採防止や道路、水路などの公共施設等の被害や苦

情が大幅に減り、伐採業者のモラル向上にもつながったとの答弁がありました。

耕地課関係では、畑地帯総合整備事業曾於北部の進捗率についての質疑に対し、通水面積は全体の36.8%、約734.2haであるが、水利用面積は108haであるとの答弁がありました。災害復旧事業の現状についての質疑に対し、令和3年度への繰越額が4億7,422万円であったとの答弁がありました。

商工観光課関係では、観光協会のツアーは、令和元年度は1,906人であったが、令和2年度は488人と大幅に減少したとの説明がありました。消費生活相談件数187件の内容についての質疑に対し、通販やテレビショッピングなどの契約についての相談が135件であったとの答弁がありました。道の駅の売上げが3年連続して減少している状況についての質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の影響であるとの答弁がありました。

委員より、出荷者の高齢化等により、品ぞろえの点で消費者に満足できない部分や品不足が発生しているとの意見がありました。

また、指定管理については、今後さらなる経営改善を求めるとの意見もありました。

畜産課関係では、繁殖雌牛導入保留対策事業についての質疑に対し、対象牛約5,000頭を調査した結果、11頭に不適切な事例があったが、故意によるものではないとの答弁がありました。

続いて、決算審査特別委員会での主な質疑、意見について報告します。

総務分科会関係では、財政健全化についての質疑に対し、コロナ禍の影響で税収が減ることが予想される中、過疎債、辺地債、緊急防災・減災事業債等の有利な起債を活用していくことが望ましいとの主査答弁がありました。

文教厚生分科会関係では、社会教育施設の老朽化についての質疑に対し、市有施設の全体で財政状況等を考慮し、計画的に改修等を進めるべきであるとの主査答弁がありました。

建設経済分科会関係では、繁殖雌牛導入保留対策事業の改善策についての質疑に対し、JAとも連携しながら、この事業内容の啓発を進める必要があるとの主査答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、認定案第1号は認定することに決しました。

日程第3 認定案第2号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定案第3号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定案第4号 令和2年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、認定案第2号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第5、認定案第4号、令和2年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

認定案3件については、決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（伊地知厚仁）

認定案第2号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑、答弁、意見等の主査報告は次のとおりです。

国保の保険税の県統一に向けた動きについての質疑に対し、県が令和3年度から5年までの3か年計画を策定しており、この期間に保険税の県統一に向けて協議されていくとの答弁がありました。

また、4方式から3方式になった際の対象世帯や保険税のシミュレーション等を実施しているかとの質疑に対し、対象世帯は3,967世帯で、8月下旬から税務課と連携し、多岐にわたってシミュレーションを検討しているとの答弁がありました。

委員より、3方式が導入されると市民の保険税負担は大きなものとなるため、今後どのような方法がよいのかを検討課題とされたいとの意見がありました。

コロナによる減免申請状況についての質疑に対し、申請は14件あり、そのうち13件が減免対象となった。コロナの影響以外の減免についても9件の申請があり、9件が減免対象になったとの答弁がありました。

続いて、決算審査特別委員会での主な質疑、意見について報告します。

国保税の算定を4方式から資産割を除く3方式に変えることへの質疑に対し、市民の負担が増えることへの議論があったとの主査答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第3号、令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑、答弁、意見等の主査報告は次のとおりです。

本市の後期高齢者の加入者数と加入者の推移、特別徴収と普通徴収の人数についての質疑に対し、対象者は7,872人で、加入者の推移についてはやや減少傾向にある。特別徴収が6,228人、普通徴収が1,644人であるとの答弁がありました。

県広域連合の予算執行等についての質疑に対し、被保険者数は26万2,938人で決算額は約2,733億円となり、1人当たりの医療費は88万4,648円で減少傾向である。これを本市の被保険者で案分した市の決算額は約81億8,295万円になるとの答弁がありました。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑等はありませんでした。

討論で徳峰一成委員より、広域連合による本特別会計の制度上の理由から、本認定案に対する反対討論がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

認定案第4号、令和2年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑、答弁、意見等の主査

報告は次のとおりです。

令和2年度の給付費が3.03%伸びている理由についての質疑に対し、居宅介護サービスの通所介護の増加と施設利用も増加しており、1人当たりの利用回数も増えているとの答弁がありました。居宅介護サービス給付費と地域密着型介護給付費、施設介護サービス給付費で給付費全体の約85%を占めているとの説明がありました。

要介護、要支援の認定件数の推移についての質疑に対し、要支援は令和元年度が665人、令和2年度が626人、要介護は令和元年度が2,201人、令和2年度が2,099人でやや減少傾向であるとの答弁がありました。

委員より、要支援、要介護の認定数が減少しているのに給付費は増加しており、今後は高齢者が増えていくので、分析を行い、これからの施策に活用していくべきではないかとの意見がありました。

続いて、決算審査特別委員会の主な質疑、意見について報告します。

給付費の増加の原因についての質疑に対し、認定数は横ばいであるが、給付費の通所介護給付費の増加、地域密着型介護サービス給付費の老人福祉施設の増加及び介護サービス給付費の介護老人福祉施設の増加等が考えられるとの主査答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより認定案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、認定案第3号の令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については反対いたします。

先ほども決算委員長からも報告がありましたが、この制度は広域連合でありますけれども、制度的にも問題があるということで、共産党議員団は反対をいたします。

○議長（土屋健一）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は分離して行います。

まず、反対討論がありました認定案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

本案は決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立多数であります。よって、認定案第3号は認定することに決しました。

次に、認定案第2号及び認定案第4号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。認定案2件に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、認定案第2号及び認定案第4号の2件は認定することに決しました。

日程第6 認定案第5号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定案第6号 令和2年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第8 認定案第7号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第9 議案第65号 令和2年度曾於市水道事業剰余金の処分について

日程第10 議案第66号 令和2年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、認定案第5号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議案第66号、令和2年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分についてまでの以上5件を一括議題といたします。

認定案3件、議案2件については、決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（伊地知厚仁）

認定案第5号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての総務分科会での審査における主な質疑、答弁、意見等の主査報告は次のとおりです。

市町村型設置合併浄化槽事業の廃止計画についての質疑に対し、これまで5回、合併浄化槽検討委員会を開催し、本年の12月議会に廃止の条例改正等を提案する予定であり、その後、設置から10年経過した合併槽から順に無償譲渡する計画であるとの答弁がありました。

続いて、決算審査特別委員会での主な質疑、意見について報告します。

市町村型設置合併浄化槽事業の廃止計画についての質疑に対し、本年10月から12月に地区ごとの説明会を実施し、広報紙等での啓発を図りながら、住民への理解を求めていく計画であるとの主査答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第6号、令和2年度曾於市水道事業会計決算の認定について。

本案について、建設経済分科会での審査における主な質疑、答弁、意見等の主査報告は次のとおりです。

本事業における給水単価と給水原価についての質疑に対し、給水単価139円69銭に対して、給水原価は令和元年度より約20円高い161円10銭になるとの答弁がありました。企業債残高についての質疑に対し、21億2,480万61円になるとの答弁がありました。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第7号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について。

本案についての建設経済分科会での審査における主な質疑、答弁、意見等の主査報告は次のとおりです。

本事業における下水道の接続率は70.77%であるとの説明がありました。企業債残高についての質疑に対し、15億2,156万6,283円になるとの答弁がありました。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

議案第65号、令和2年度曾於市水道事業剰余金の処分について。

本案について建設経済分科会での審査における主な質疑、答弁、意見等の主査報

告は次のとおりです。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案されたもので、当年度未処分利益剰余金1億757万6,027円を翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第66号、令和2年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について。

本案についての建設経済分科会での審査における主な質疑、答弁、意見等の主査報告は次のとおりです。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案されたものであり、当年度未処分利益剰余金4,510万9,369円を翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案についての採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより認定案3件、議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は分離して行います。

まず、認定案第5号から認定案第7号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。認定案3件に対する決算特別委員会委員長の報告は認定であります。決算特別委員会委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、認定案第5号から認定案第7号までの以上3件は認定することに決しました。

次に、議案第65号及び議案第66号、以上2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案2件に対する決算特別委員会委員長の報告は可決であります。決算特別委員会委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第65号及び議案第66号、以上2件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第69号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第11、議案第69号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案1件を9月10日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、結論を得ましたので報告します。

議案第69号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について（所管分）。

本案は、南九州畜産獣医医学拠点事業の測量設計業務委託料等であります。

審査過程での主な質疑内容と結果について報告いたします。

旧校舎等のアスベスト含有調査業務委託料についての質疑に対し、外壁の塗料等調査であるとの答弁がありました。

今後の建設費等の財源についての質疑に対し、地方創生拠点整備交付金を2分の1、残りは補正予算債（充当率100%、交付税措置率50%）を活用したいとの答弁がありました。

委員より、ほかの補助金や後年度の交付税措置算入率の高い有利な起債等の活用を求める意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案1件を9月10日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、結論を得ましたので報告します。

議案第69号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について（所管分）。

本案は、県が支給する飲食店への時短要請協力金給付事業に対する負担金であります。負担金の内容についての質疑に対し、180店舗を予定しているが、事業終了後に実績に応じた額を県へ負担するとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に1点質問いたします。

委員長報告の中で、委員より、ほかの補助金や後年度の交付税算入率の高い有利な起債等の活用を求める意見がありましたとありますが、全くそのとおりであると言えますけれども、これに対して当局の委員会審議での答弁は、具体的にはその見通しもを含めてどういった答弁がされたのか、非常に大事な点でありますので御報告をお願いいたします。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいま徳峰議員より質問がございました。

有利な起債ということで、どういう起債があるかという質疑に対しまして、今、県の市町村課とも打合せているが、コロナ禍の折、県まで行っているいろいろな打合せができないところであるという説明でございました。

この委員長報告にありました補正予算債の残りの分の充当率100%、交付税措置率50%が間違いなく出れば、これを使う。しかしながら、まだ、たしか出ないところがあるので、それ以外の起債は何かあるかという質疑に対しまして、補正予算債を予定しているが、それでなかった場合は一般施設総事業債、充当率90%、交付税措置率30%の起債があるということで、今後とも有利な起債はないか、いろいろ相談をしているところであるとの答弁がございました。

以上であります。

○19番（徳峰一成議員）

1つは、現在の段階で発表されているのが、既に事業はもう始まっておりますけれども、約22億円の建設費総額の中で、約半分の11億円が一般財源であります。この一般財源に対して、一般財源の持ち出しを相対割当てとして少なくするという点での1つは質疑、あるいはこれに対する今後の見通しについては質疑はされなかったのか。

一方、今、質疑がありました残りの約11億円に対する地方債について、ただいまの委員長の答弁では交付税率が50%、あるいは低くて30%と答弁がありましたけれども、私が申し上げているのは、50%も、相対的にこれまでの各種の大型事業の交付税措置に比べて非常に交付税率が低いと。もっと50%を超えるような、そうした地方債はあり得ないのか、考えられないのか、それに対しての見通し等が、もし当局から示されていたら、お聞かせ願いたいと考えております。50%でも相対的には低いと言えますけれども、その点での質疑でございます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

22億円のうちの地方創生拠点整備交付金が国の補助金として11億円補助で出ます。そして、補正予算債がもしできた場合は、残りの11億円の半分でありますので75%ぐらいの、今年度には、あと残りの50%でありますので、75%ぐらいということですが、まだ令和4年度までの補正予算債でありますので、その令和5年度の事業が有利な起債がまだ確定していないということで、委員の中で過疎債等は使えないかという質疑もございましたが、それに対しても、今、県、国との相談をしているところであるという答弁でありました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

総務委員長にお伺いいたします。

県からの正式な譲渡は、まだ済んでいない状況であります。これに対する懸念する意見はなかったかお伺いいたします。正式に譲渡を受けた中で、こういう事業に取り組むということであれば、すばらしい事業でありますのでいいんですが、まだ正式に譲渡を受けていない段階での予算計上に対する意見はなかったかをお伺いいたします。

あと、財部高校への出入口をこういう地域の拠点にするということに関しては、どうも入り口が非常に狭く感じております。それについて、総体事業費がそういう出入口、県道なのか市道なのかを含めて用地買収等、その辺の総体事業についての懸念はなかったかをお伺いいたします。

また、今後も、計画されている給食センター等を含む大型事業がこれからいっぱい出てまいります、それとの関係で、今回、市の持ち出しを含めた一般財源計画についての懸念するような意見、説明等はなかったかをお伺いいたします。

○総務常任委員長（今鶴治信）

岩水議員の質問にお答えいたします。

県との譲渡の確約はどうであるかということでありましたが、総括質疑の中でも出ましたが、この3月までの補正予算債の予算獲得のために、その事業計画の設計をしなくてはならないということで、まだ譲渡は受けておりませんが、その期限までの2月、3月までには県からの譲渡を受けるという覚書等があるという答弁でございました。

それと、入り口の市道拡張についてということが懸念されるがということでありましたが、私も特別委員会に入っておらないものですから、委員会の中では、その市道拡張についてまでの質疑は出なかったところでございます。

あと、給食センター等の大型事業等に対する今後の予算的なことについても、今回は、この設計予算ということでありましたので、この点についてだけの質疑があったところでございます。

以上であります。

○4番（岩水 豊議員）

私がお伺いしたいのは、補正予算債の手続の期限があるから早急にこういうことを、測量設計業務委託が必要であるということの内容は、ちょっと報告書の中では理解できないところなんです。ですから、本当は正式に譲渡を受けて、じゃあこれからどうしようということに進むべきではないかと思っておりますので、その辺について、実際に補正予算債、交付税措置率が50%、それに対する申請の兼ね合いとかで、急いでここをしなければならぬという根拠がどうも見えないところなんですけど、その辺について正式な譲渡ということについての懸念されるというようなことは、委員会では質疑、答弁等はなかったかを再度お伺いいたします。

○総務常任委員長（今鶴治信）

この設計が年内にはできないかという質疑がございましたが、年内は不明であるが、2月末までには設計を終えたいということでありました。

そしてまた、補正予算債との関係につきましては、総括質疑でいろいろ議員の中から出ましたので、その点につきましては、特に委員会では出なかったところではありますが、そこに間に合わせるようにということでありましたけど、実質、具体的にそういう事業の設計等がないと、これを国のほうが対象にならないということで、それを急いでいるということでありました。

それと、無償譲渡につきましては、知事等との話合いの中でも、そこは間違いはないと思うという答弁でございました。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

最後に伺います。大崎町のトレーニングセンター等は県が主体になって、市がバックアップして運営されて、非常にすばらしい施設ができ、運営も順調に行われているようですが、これだけの大型施設を、我が人口3万5,000人足らずの市が今後も中心になって運営していかなければならない、維持していかなければならないということについての、大崎のトレーニングセンターみたいに県が主体になってやる施設等を考えても、基本、県が主体になって取り組んで、そして市がバックアップするという形とかいうことについての質疑はなかったでしょうか、お伺いいたします。

○総務常任委員長（今鶴治信）

大崎町の例は委員会では出なかったところでございますが、この件について県からの補助金とか負担はないということでありました。

そして、運営費がどのぐらいかかるかという質疑に対しまして、今のところ1,900万円を予定しているということでありました。

それは全て市の持ち出しになるかという質疑に対しまして、これは鹿児島大学の獣医学部のほうより負担していただく予定であるので、今のところ運営費の1,900万円に対する市の負担は想定していないところであるという答弁でございました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○決算審査特別委員長（伊地知厚仁）

私の先ほどの報告につきまして数字の間違い等がありましたので、訂正お願いします。

財政課関係で、地方債計画では、令和3年度は5,000億円であるところ、私は500億円と言ったみたいでございますので、これは5,000億円が正しいです。訂正お願いします。

————— . ——— . —————
日程第12 議案第70号 大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の締結について

日程第13 議案第71号 百入橋橋梁災害復旧工事（下部工）請負契約の締結について

○議長（土屋健一）

次に、日程第12、議案第70号、大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の締結について及び日程第13、議案第71号、百入橋橋梁災害復旧工事（下部工）請負契約の締結についてまでの2件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第12、議案第70号及び日程第13、議案第71号を説明いたします。

日程第12、議案第70号、大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の締結について説明をいたします。

大内田地区頭首工災害復旧工事につきましては、条件付一般競争入札により執行した結果、6業者から入札がありました。9月2日に開札を行い、川畑建設株式会社が2億9,920万円で落札し、9月8日に仮契約を締結しましたので、曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、

議会の議決を求めるものであります。

なお、建設工事請負仮契約書、入札執行結果表、工事概要書、平面図等につきましては、お手元に参考資料を配付いたしておりますので御参照ください。

次に、日程第13、議案第71号、百入橋橋梁災害復旧工事（下部工）請負契約の締結について説明をいたします。

百入橋橋梁災害復旧工事につきましては、条件付一般競争入札により執行した結果、6業者から入札がありました。9月2日に開札を行い、株式会社有川組が2億1,428万円で落札し、9月8日に仮契約を締結しましたので、曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、建設工事請負仮契約書、入札執行結果表、工事概要書、平面図等につきましては、お手元に参考資料を配付いたしておりますので御参照ください。

以上で、日程第12、議案第70号及び日程第13、議案第71号を説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の70並びに71号、一括提案でありますので、質問も基本的には一括して質問いたしますので、答弁の際は、その点、注意して答弁をしてください。

まず、第1点でございますが、いずれも一級河川の大淀川に関わる災害復旧関係でありますけれども、基本的には、この大淀川は国あるいはその委託を受けましたといえますか、県が管理をいたしております。鹿児島県が管理しているところに頭首工あるいは橋があり、そして災害により、今回の提案でありますけれども。こうした場合、管理は国、しかし、この復旧工事に関わる事業主体は曾於市という場合に、国あるいは県と市はどういった形で、こういった場合の災害復旧については、文書を含めて、あるいは法律上、基本的に事業主体が市となっているのか。当然、全国には無数の例があると思いますので、一定のルールが定められていると思います。こういった根拠等に基づいての、今回、市が復旧を行わなければならないのか、その辺りを整理しながら答弁をそれぞれしてください。

それから、質問の第2点目、いずれも昨年の災害によつての災害復旧でありますけれども、正確には何年何月の災害によるものであるかの質問でございます。

質問の3点目、それぞれの全体事業費は予算ベースで幾らであるのか、予算化された全体事業費は幾らであるのか。そして、今回提案された以外にも、これまで提案と予算執行が行われていると思います。あるいは、もし今後、さらに残りの予算

執行があるとしたら、その点も含めて、今回提案された以外の予算執行予定について、それぞれ答弁をしてください。

次の質問、今回のこの2つの議案に対する設計業者は、どこが設計をしているのかでございます。

次の質問、いずれも一般財源等の持ち出しが少ないですけれども、この70号と71号については、しかし、若干違いが見られますが、今回の提案は災害関係のどういった法律に基づいての災害復旧費による予算提案であるのか、そして結果的に一般財源が極端に少なく済んだのか、具体的な災害関係の法律上の根拠について示してください。

次の質問、今回提案の入札に参加された業者の、いわゆる格付は、どのような格付がされた業者であるのか、確認でございます。

次の質問、入札の経過と結果については添付されておりますけれども、落札率についてもお答え願いたいと考えています。先ほどの全協で71号についてはありましたけれども、70、71号合わせて落札率、それから前後いたしますが、今回提案された議案の予算は幾らで予算化されていて、そして設計額はそれぞれ幾らであるのかも教えてください。

次の質問、特に議案の71号の百入橋については、日常、交通量が、あるいは通行する人が多いということで苦情等、あるいは注文等も、これまで少なからずあったと思います。これらは基本的に解決あるいは解消された上での今回の提案であるのか。私自身も1件ありまして、副市長、建設課長も現地に赴きまして話合いをした経過がありますが、あの件についても、基本的には解決、了解事項であるのかを含めての確認の質問でございます。

最後に、これらを踏まえた今後の工事上の留意点、例えば大内田頭首工については管理者の要請で、来年の3か月間は梅雨時期に入りますので工事を中断するというところでありますが、これらを含めて、これら2つの議案に対する今後の、特に工事上の留意点としてはどういった点が考えられるか、これが質問でございます。

以上です。

○市長（五位塚剛）

細かい点につきましては各担当課長から答弁をさせますが、百入橋につきましては、新高尾緩毛原地域の方々から市民生活の道路として今通行止めになっておりましたけど仮設道路が完成いたしましたので、そのことについては、市民の皆さんたちが安心して通行ができるようになっております。

大内田頭首工につきましては、この間、どうしても地元の農家の方々が米を作るための水が不足しておりましたので、仮のためのポンプを設置して、そういうのも、

この間、お願いをしてみました。

もろもろのことについて、各担当課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、議員からあった質問の中で、入札をされた格付はどういった業者だったのかということについてお答えしたいと思います。

今回、大内田頭首工につきましては、入札に際しましては、参加条件を曾於市建設工事評点土木一式が1,150点以上としたところでございます。格付としては上位のほうになっております。

続きまして、百入橋の橋梁の災害復旧工事（下部工）の分でございますが、これにつきましては、参加条件を曾於市建設工事評点土木一式が1,250点以上としたところでございます。格付は、こちらのほうも上位の業者となっているところでございます。

以上です。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

それでは、質問に順番にお答えいたします。

まず、河川に係る災害の場合の河川管理者との位置づけということでありました。これにつきましては、河川については国交省、それから大内田頭首工などの農業施設につきましては農水省ということになっておりますが、その協議により、申し合せによりまして、農業用施設の……。

（「申合せですか」と言う者あり）

○耕地課長（朝倉幸一郎）

申合せです。

（「文書じゃなく」と言う者あり）

○耕地課長（朝倉幸一郎）

文書による申合せです。それによりまして、申合せ事項によりまして、施設の前後10mは施設管理者が行うということになっており、今回、大内田頭首工は地元水利組合が管理しておりますので、市が事業主体ということで申請をしているところであります。

それから、災害の発生年月日につきましては、令和2年7月の梅雨前線豪雨で被災しております。

事業費につきましては、国との最終協議によりまして4億3,383万6,000円になっております。国庫補助金が4億2,993万1,000円、99.1%です。

設計業者であります。これは、地元のサタコンサルタンツになっております。

それから、補助に伴う法律であります。通常の農地及び農業用施設の災害につ

きましては、暫定法ということで補助率が決まっております。通常は農地が50%、農業用施設が65%であります。補助率増嵩という事務を経まして補助率がかさ上げされていきます。今回の令和2年の災害におきましては激甚法の補助率かさ上げがありまして、99.1%という高い補助になっているところであります。

落札率につきましては、大内田頭首工におきましては99.52%となっております。設計額につきましては3億63万円です。

工事上の留意点であります。当然、河川管理者との協議もしておりますけれども、河川内の工事になりますので、異常出水等の大きな水が出たときの施工のあり方、日頃の、そういった場合の対処の仕方、そういうことが出戻りをさせない、それから工期を間に合わせるということで、非常に重要になるのではないかとこのように考えております。

耕地課は以上です。

○建設課長（園田浩美）

それでは、建設課分のほうをお答えしたいと思います。

まず、災害日ですけれども、令和2年の7月3日から11日にかけて起こりました梅雨前線豪雨による被災でございます。

続きまして、事業費につきましては、事業費につきましては、災害査定時で4億1,653万5,700円となっているところでございます。

それと、設計業者につきましては、サタコンサルタンツさんのほうで行っているところでございます。

（「聞こえが悪いんですが、サタですか」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

サタコンサルタンツのほうで。

それと、落札率でございますけれども、落札率が99.58%となっているところでございます。

予算につきましては、今年度の6号補正をお願いいたしまして、3億6,298万7,000円の予算額となっているところでございます。

それと、苦情についてですけれども、苦情につきましては、近隣の方から当初の通行止めに関して苦情がありまして、それについてからの、なかなか理解が得られなかった部分もありましたけれども、現在、私も足を運びまして、それから担当者の方も何度も足を運んでいるところでございます。それにつきましても、理解を得られていたかということに関しては、こちらのほうは説明はいたしたところなんですけれども、こちらから説明したことに対して、あちらからの回答とか、そういうところが、まだないところでございます。これからも十分に説明をしながら工事を進め

させていただきたいと思っるところでございます。

あと、工事の留意点につきましてですけども、今回は橋の中脚、今まであった百入橋につきましては、中のほうに1本、脚が建っていたんですけども、それをなくした形で川の流れをよくするという形で設計をいたしております。それで、少しでも障害物がないという形で事業を進めたいと思っておりますので、その分が留意した点となっているところでございます。

それから、先ほど申しました法律的な根拠につきましては災害復旧事業に関わるという形でやっておりますので、国庫負担金が66.7%と激甚災害の、先ほど言われた70%という形になっております。うちのほう、今度の百入橋につきましては、70%のほうで国庫負担金をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

若干、答弁漏れもありましたので、2回目の質問に入ります。

まず、個別に質問いたします。議案70号の大内田頭首工についてでございますけども、管理者の国、場合によっては県が仲立する形については、一応、文書で申合せがありまして、その中で、この頭首工の前後10mまでは市のほうで、こうした災害等が起きた場合は、災害復旧は事業主体が市であるということで、もし間違いであったら訂正をしてください。確認をいたします。これが第1点でございます。

全体事業費が4億3,383万6,000円で、この中で、今回は激甚の災害指定を受けたということで99.1%の、ほとんど一般財源は残りの金額で持ち出しは少ないということで確認をさせていただきます。

この中で、1回目の質問の中でも、今回提案された事業費以外にも、これまで執行された、あるいは今後執行されるであろう分が、もしあったら、その事業内容と予算額、事業費額を含めて答弁してください。これ、1回目の答弁漏れでありますので、よろしく願いいたします。

財源内訳は、残りは一般財源ということで確認をさせていただきます。

それから、設計についてでございますけども、サタコンサルタンツということでいいんですか。これは、株式会社か有限会社かを含めて、設計についての参加業者は幾つあったのか、その点で答えてください。設計額が幾らであったのかも、併せて答えてください。

それから、参加業者の、いわゆる格付等については、財政課長の答弁で、一応、了解をいたします。

そして、今度の百入橋については、若干、先般の全員協議会でも当局から説明がありましたけども、工法的には、このような頭首工については、昔と違って幾つか

の工法があると思いますけども、特に今回の曾於市の場合は、こうした大型の頭首工についての基本的な工法について、基本点だけでいいですので教えてください。頭首工の場合も耐用年数というのはあるのでしょうか。耐用年数というのが、もしあるとしたら、これも併せて教えていただきたいと思います。

以上です。

次に、議案71号について、確認かたがたの質問でございます。

国との関わりについても、大内田頭首工の場合は文書で申入れが交わしてあるということでしたが、今回の提案された橋の場合はどうなんでしょうか。これが1回目の質問でございます。

2番目は、全体事業費が4億1,653万5,700円で、今回の提案されたのが3億6,298万7,000円ということで、残りの予算あるいは事業については、既に執行あるいは今後、執行されるであろう予算と事業費についても教えていただきたいと思っております。

次に、格付については了解いたします。

それから、今回の設計業者です、先ほどの議案70号と同じサタコンサルタンツでしょうか。これの設計参加業者と、それから設計額については、たしか答弁がなかったですので、これも教えてください。

それから、この財源内訳についても、今回の提案されている議案について、一応、財源内訳も教えてください。

次に、今回の提案されている橋について、これも工法が幾つかあろうかと思うんですけども、今回採用されているのは、どういった工法が、よりいいのじゃないかということで提案されたのか、分かりやすい形で答弁してください。

今後の苦情等を含めた、それは本日の段階では了解いたします。

以上です。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

それでは、お答えいたします。

まず、申合せ事項による施設の前後の範囲ですけれども、上下流10mという話をしましたけれども、下流側は15mでした。すみません。訂正いたします。

それから、事業費の中で執行済額ですが、測量設計費が1,641万円、執行済みであります。あと、応急工事費ということで、当初、被災を受けたときの増破を防ぐための応急費、それから現時点で水が来ていませので、用水を確保するためのポンプ、発電機等の応急費、これらが全部で3,184万3,000円となっております。詳細の現時点での執行額は、ちょっと今、持ち合わせていないところであります。

本工事費につきましては予算額が3億8,558万3,000円でありまして、それに対し

まして、今回、この頭首工の堰体の本体工事と、参考資料の4ページになりますけれども、関連工事ということで起伏ゲートの製作、据付工事を合わせまして2件発注しております。この2件の、予算額と同じ額で発注をしましたがけれども、入札差額がありまして、執行残が1,131万7,427円ということになっております。

あと、それからサタコンサルタンツであります、これは株式会社になります。

それと、設計を発注したときの参加業者数は4者ということになっております。

耐用年数につきましては、今、把握していないところであります。

それから、基本的な工法というところでありますが、通常、災害復旧におきましては原形復旧ということで、同じものを復旧するというところになっております。ただ、大内田頭首工につきましては築造された年数が相当古いということで、災害の要因になる固定堰という形で、大雨のときになかなか堰が外せないということで、今回は地元の要望、それから国との協議の中で転倒ゲート、大雨のときに堰が自動的に、水位が上がると自動的に倒れる、そういうゲートになっております。7ページの平面図のほうで載せてありますが、堰の標準断面図ということで、左側のほうが10m、右側のほうが6m、もともと、固定堰の板がはめてあったところを基準に2つの転倒ゲートを設置することになっております。高さが1.7mの堰高ということになります。

以上です。

○建設課長（園田浩美）

それでは、建設課分を回答いたしたいと思えます。

まず、県との協議についてですけれども、河川協議につきましては、ここは県河川ですので、県と協議をいたしているところでございます。それに基づきまして、河川法に基づいて河川の占用申請をしまして、道路のほうを市道という形でやっているとございます。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

河川との協議の打合せ簿をつくってやっているとございます。

それと、あと河川協議の復旧につきましては、また河川課と一緒に復旧計画書を作っているところでございます。

それと、残りの予算についてのところですが、予算につきましては、先ほど申しましたように6号補正でお願いしたところなんですけれども、それにつきましては上部工のほうも入っておりまして、上部工をまた今から発注をするという形になっております。それにつきましては資料の11ページのほうで書いてありますけれども、災害復旧工事の上部工という形で、ここに書いてあるところでございます。

時期につきましては、全協で申しましたように来年の5月前後を見込んでいますところでございます。

それから、財源の内訳についてですけれども、国庫支出金を2億3,930万6,000円、それから地方債を9,230万円、それから一般財源を3,138万1,000円となっているところでございます。

それから、工法の選定についてですが、工法につきましては架台の形式という形で、一応、選定形式を5つ、こちらのほうでは選定いたしております。その1つが重力式、逆T式、ラーメン式、箱型式、それから盛りこぼし式という形で、この5つのほうの架台をやっていますけれども、この中で逆T式という形で採用いたしております。これは、通常、よく用いられる工法でございます、これに基づいて、これが経済的であるという形で選定をいたしたところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、議案71号について、設計参加業者の数と設計価格についてが漏れておりました。それから、今までの既に執行された予算と事業費、そして残りの今後の予算等について教えてください。

いずれにいたしましても、次の議案の72号にも関連いたしますが、これは全体の予算と全体の事業費の中での、言わば議決に付すべき今回の提案でありまして、ですから、やはり全体の予算を記載しながら、既に執行済み、あるいは今後、執行が予定されているのを含めて丁寧に添付して出すべきだと思うんです。旧末吉町の場合は、全てではないですけれども、やはり数億円を超える事業については、かなり丁寧に議会に、あるいは全協に報告されております。それが若干、今、弱くなっております。それがあつたら、こうした、くどくどと私も質問することはないし、同僚議員も十分分かった上での、この審議に参加できると思うんです。その点は、特にトップの市長、副市長は留意していただきたいと思います。だらだらした質問、本来もうしたくないんですけども、今回は若干弱くなっておりますので、確認を含めての質問とせざるを得ませんでしたので、よろしく願いいたします。

じゃあ3回目、課長、よろしく願いいたします。

○建設課長（園田浩美）

申し訳ございませんでした。答弁漏れがございました。

設計業者につきましては、3者の応札があつたところでございます。

設計額が、サタコンサルタンツでございまして2,052万3,000円となっております。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

6号補正で一応お願いしたところでございますけども、これは事業量の増に伴うものでございます。

あと、百入橋につきましては、今、仮設道路も通っていますけども、それらに対しての信号機の設置とか、そういうものが終わっているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（園田浩美）

申し訳ございませんでした。仮設橋につきましては、4,180万円が仮設橋で使っております。あと、先ほど申しましたように設計委託のほうが1,958万円使っているところがございます。

以上でございます。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（園田浩美）

予算につきましては、今年度のこの予算に含まれておりますので、そのまま繰越しという形で、今、計画をいたしているところ……。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（園田浩美）

まとめて工事費という形で、総額で出しているところがございます。総額の工事費が3億4,186万5,700円という形で、総額で出しているところがございます。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（迫 杉雄議員）

ただいま徳峰議員が、るる詳しいところまで質疑をされましたので、あと、確認がてら行います。

当然、災害復旧です。大内田にしる百入橋にしる、災害復旧ですので、基本的に現況ということ等ですが、過去、遡って、先般は櫛の前の橋が完成しておるし、その下流と、ずっと眺めますと、あの大淀川についての災害が出ております。懸念するところですが、今回、河川協議の内容についてという質疑がありましたけど、この県との河川協議についても、もうちょっと踏み込んだ協議ができないのか。災害に基づいた河川協議だと思いますが、今後の問題で末吉中学校から上流というふうに見ておりますけど、やはり市のほうからも県との打合せをもうちょっと密にし、また市内各河川についてもしてもらわにやいかんというふうに考えています。

そこで、私が言うのは、百入橋にしる大内田にしる、その橋の前後、左岸右岸について、もうちょっと打合せはできなかったのか。今、答弁されたのは、下流が10

m、上流が15mというような答弁に受け取りましたけど、その辺りの河川協議には、それだけしかできないのか。もしできないのであれば、今後の課題、対応だと思えますが、それについてお伺いしたいと思います。まず1点。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

それでは、お答えいたします。

先ほど言いました下流側15m、上流側10mというのは申し合せ事項であります、実際は、ここにおきましても県の河川課と協議をしまして、下流側におきましては約16m、前後の構造物等を見ながら、次の災害を起こさないような形で県と協議をして、河川管理者と協議をしてやっているところであります。上流側は、おおむね10mという形になっております。

以上です。

○建設課長（園田浩美）

それでは、百入橋のほうについてですけれども、県との協議によりましてというよりは、災害復旧のほうの査定のほうで大体が決まっていくということになります。その中で、今回は護岸を両側ともするわけですけれども、それも、その橋梁を守る最小限の復旧という形になります。現況に復旧するというのが災害復旧の大前提でございますので、それに合わせた復旧となるということでございます。

以上でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

今、答弁の内容が理解しておるんですが、この参考資料で写真を見れば、どう見ても現況、そして私たちは所管で百入橋も大内田のほうも見ておりますので、やっぱり頭に現況が焼きついております。そういう意味から、やはり、この災害の現況復旧というところから考えれば、もうちょっと市としても対応していかなければいけないというふうに思います。

今、両課長が答えた内容しか致し方ないかというのであれば、ただ1点だけ、今後、大淀川に対する災害防止的なものを取り組んでいく考えはないか、一般質問ではありませんが、そういうふうにやっていってほしいと。でなければ、ここんとこずっと櫛の上流か高岡下流ですが、災害に見舞われた箇所が今でもずっと残っているし、復旧はしておりますが、今後もまだ、現況を鑑みますと、また次の災害に見舞われるというふうに鑑みます。

ちなみに、中学校下、森田橋下流は地元等で管理しております。県の、みんなの水辺サポート等で管理して、ずっと下流まで、県境まで管理している。これも功を来しているなど思っておりますので、やはり所管においても、それなりの対応をしてほしいと、災害のこの議案に対しての要望的な今後の見解をお聞きしたいと

思います。

○市長（五位塚剛）

災害につきましては課長から答弁はありましたが、災害復旧は基本的には現況復旧というのは大前提であります。しかし、地元からの要望もありましたので、今までの井堰、要するに板をはめるところから転倒ゲートのほうに認めてもらいました。また、百入橋についても現況復旧だったら真ん中に橋桁の部分があるんですけど、今回はその部分を抜くという形での工事になってまいります。そういう意味では、市当局としても、県、国に対して、現況復帰もありますけど、改善点を要望しながらお願いしております。

今後、大淀川の河川についても、いろんな形での要望については、引き続き進めていきたいというふうに思います。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

私は、大内田頭首工について質問いたします。一般質問でもやったんですけど、私は所管でないものですから。

確認いたしますが、今度、転倒ゲートが認められたことで、右岸・左岸工事がありますが、これまで、私が子供のときは、ずっと壊れたことがなかったのに、今度壊れたということで、びっくりしているところでございますが、この残った堰門も撤去されて全面的改修をされるのかどうか伺います。先ほどの説明でいきますと、私は左岸側だけ転倒ゲートかと思いましたが、左岸側も右岸側も転倒ゲートが、今度の工事でされるということでよろしいのでしょうか、質問いたします。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

ゲート自体は、もともとあった左岸、右岸両側につきますけれども、真ん中の部分は査定の中でも被災はしていないというところで、標準断面図のほうについておりますけども11.9m、ここの部分につきましては、今ある既設にコンクリートをちょっと増し厚するような形で補強するというので、考え方としては部分改修ということになります。部分改修でなければ、全体のゲートにしないといけないという河川管理者からのあれもあって、そうすると金額が相当上がるということで、今回、部分改修ということで査定を受けているところであります。

それから、右岸、左岸、両サイドのゲートをつけるのかということですが、今回は両方ともゲートをつけることになっております。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

先ほど迫議員からもございましたけど、私の地元の柿木が、最初、川幅の全幅の転倒ゲートになりました。その後、小学校の前が、前、水害を受けたということで国のほうで、また、永里の堰も転倒ゲートになりまして、今回、左岸、右岸のほうをこれまでどおりということでありまして、転倒ゲートに変えるということで、中津橋、百入橋、この堰という、激甚災害になったということで、それだけ災害の大雨も降ったんでしょけれど、そういう因果関係で障害物がないから水の流れが速くなるわけがございますけど、そういうことで瞬間的に流末が増えて、こんな感じにいるんな、今までなかったところの橋、堰が被害があったということは考えられないか。それとまた、その橋野の堰から下のほうの堰は、末吉町内にあとどのぐらいいあるかどうか、把握していたら伺います。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

ただいま今鶴議員から御質問がありましたとおり、ここ近年、大淀川、柿木、櫛、ということでゲートの改修が進んできて、その中で時間を同じくするようにして河川災、橋梁災等が起きているということでありまして、ちょっと因果関係につきましては、確かに水量が増えると転倒ゲートは自動的に落ちるということで、その水が下流側に行くということになります。ちょっと因果関係につきましては、はっきりとは言えないところであります。

それから、堰の数につきましては、ちょっと今、把握していないところであります。

○議長（土屋健一）

昼食時間ではありますが、続行いたします。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案2件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第70号及び議案第71号までの2件を一括して採決をいたします。

お諮りいたします。議案2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第70号及び議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第72号 曾於市本庁舎増築本体工事請負契約の締結について

○議長（土屋健一）

次に、日程第14、議案第72号、曾於市本庁舎増築本体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第14、議案第72号、曾於市本庁舎増築本体工事請負契約の締結について説明をいたします。

曾於市本庁舎増築本体工事につきましては、条件付一般競争入札により執行した結果、2業者から入札がありました。

9月17日に開札を行い、渡辺・川畑特定建設工事共同企業体が7億818万円で落札し、9月22日に仮契約を締結しましたので、曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、建設工事請負仮契約書、入札執行結果表、工事概要書、平面図等につきましては、お手元に参考資料を配付いたしておりますので御参照ください。

以上で、日程第14、議案第72号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は、これまで末吉本庁舎の増築については一般質問で連続して、市民アンケート調査へも続いて、教育委員会本所並びに福祉事務所はそれぞれの支所に残すよう、そうした立場から一般質問をしてきた経過があり、個人的な気持ちとしては、今もそうでありますけれども、去る3月の当初予算の中で、これらを末吉本庁舎にまとめるという予算に基本的には賛成した経過がありまして、それ以降は、この問題は、私はもう封印をいたし、現在もいたしております。本日の質問でも、ですから触れません。

基本的には、先ほどと同じ質問の立場で何項目か質問をいたします。

まず、今回は、ただいま市長の報告にありましたように、条件付一般競争入札に、この2つの業者団体が参加があります。先般の議案に対する質問の中で、1業者団体だけが参加していたために、やはりこれは参加業者は少なくとも5つ、6つには増やすべきではないかという質問に対して、市長答弁は、たしか4つ以上の業者を参加するように努力したいといった答弁がありました。1者よりは2者のほうが、より前進ではありますけれども、それでもやはり少な過ぎますけれども、現在の曾於市を取り巻く業者等の状況から見ても2者が限度であるのかどうか、いうことを含めて答弁してください。今後も、いわゆる大型事業が幾つか計画があるからでございます。これが質問の第1点であります。

それから、質問の第2点目でありますけれども、全体事業が1億4,900万円であります。その中で、説明書の18ページに、これまで使った事業あるいは今回も入札を行って仮契約を行っている工事、さらには今後予定されている事業については一定記載がされてありますけれども、これは全く十分ではありません。ですから、担当課長は答弁の中で、これまで、もう既に使った、例えば土地の整備、駐車場を含めて、これに予算が幾らであって、幾ら使ったのか、もっと丁寧に記載すべきだと思うんですね。全体が約15億円事業でありますので、その辺りが非常に弱い点がありますので、これは詳しく、大変大きな事業費でありますので、1回目、答弁をしてください。

次の質問でございます。今回は渡辺組、川畑建設のベンチャーでありますけれども、それぞれの出資割合についても答えてください。

次に、細かい点かも知れませんが、この外壁はどういった造りで、色はどういった色を使う予定であるのか。この末吉の本庁舎というのが三十八、九年前に建設されたときに、当時の田崎町長は全員協議会の中で幾つかの案を議会に非公式に持ち出しまして、色を含めて、1つの意見として、議員からそれぞれ意見を聞いた記憶があります。それがいいかどうかは別にいたしまして、そうした丁寧さは必要じゃ

ないかということで、色を分かっている議員は恐らく誰もいないと思いますので、その外部のタイル張りになるのかどうか分かりませんが、答えていただきたいと考えています。これが全体の庁舎の印象を、大分違うものにするからでございます。

次の質問。私はこの間、一般質問等を含めて予算でも質問したのが、1つは面積であります。今後の曾於市は、確実に人口減少が続きます。人口減少が続く中で、この床面積、そして、特に会議室等について十分使いこなす自信を持っての提案でなければならないし、それを期待するのでありますけども、建築面積は1,569.88ということで、これまでと全く基本的には変わっておりません。そうした中で、特に1階部分についての市民の広場の面積は記載されておりませんので、何平米であるのか、市民の広場の活用について教えてください。

それから、2階の市民の共同広場の面積も記載がありません。この活用、利用計画についても答えていただきたいと考えております。

そして、これは確認であります。1階の売店スペースは少なくなっておりますが、これは無人の売店ということで考えていいのか、確認でございます。

それから、特に私が質問したいのが、2階の会議室等の今後の利用計画でございます。2階は、もうほとんどが会議室になっております。1つは、防災対策室が59.89㎡の部屋が3つあります。これはアコーディオン式になっていると思うんですが、この利用計画について、年間、土日を除いた利用率を何%で考えての今回の提案であるのか。もちろん深く議論がされていると思いますので、利用率も試算計算がされていなければならないし、いると思いますので、年間、土日を除いた利用率についてを含めて、こういった会議に利用するのか。私たち、3階の会議室もあります。これも、やはり使わなければいけません。議員専用の会議室ではないからでございます。あるいは副市長の隣の、今頻繁に使っているところも利用しなければならぬからであります。

さらに、私が一番懸念しているのが、多目的室の3つの部屋でございます。これは通常もアコーディオンになっていると思うんですが、これが年間を通してどのように利用計画があるのか、そして土日を除いた利用率は何%で考えているのか、答えていただきたいと考えています。一時避難所というのは、これは一応脇に置きます。通常は本所が避難所ということは、一時を含めて通常はあり得ないからでございます、曾於市の場合は、南海トラフを除きますと。ですから、利用計画について答えていただきたいと考えております。

人口減少が続く中、これを精いっぱい、利用していただくと、これは私の気持ちを含めた点からの質問でありますので、答えていただきたいと思っております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

入札の指名業者についての問題であります。私たちはなるべく曾於市内の建設業者の方々が仕事をしてもらえるように、共同企業体JV方式をお願いいたしました。

しかし、今回は入札者が少なかったわけですが、それは各企業にもいろんな状況があるというふうに思っております。ほかにもいろんな仕事を持っていれば、当然入札をしても工事を請けられないという、そういうのもあるから、それはもう各業者の判断でありますので、なるべく門戸を開くという形でいたしました。曾於市以外からの県内の業者まで含めていくとたくさんの方が入ってきますけど、やはり地元業者育成という観点で、このような形でお願いをいたしました。

工事の面積を含めたものについては、この間、説明を何回もいたしておりますので、できたら御了解頂きたいと思っております。

また、今回の場合は、入札の結果の議決に対する議案の審議をお願いしておりますので、細かいことについては、この間、答弁をしておりますので、基本的には提案している以上は、全ての会議室も含めて、ちゃんと市民も含めて利用できるように体制を含めて進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○建設課長（園田浩美）

それでは、外壁の材料については、お答えをしたいと思います。

外壁の材料につきましては耐火建築物という形になりますので、その要求に見合う材料という形で、押出成形セメント板という材料を使う予定でございます。

（「もう一回」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

押出成形セメント板です。この材料を使う予定で、今いたしております。

色につきましては今からの内容になっていくと思っておりますけれども、当初、プロポーザルでいただいた基本的な色が決まっておりますので、これに基づいた色になっていくのではないかと一応考えるところでございます。

以上でございます。

（「何色ですか」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

色については、当初、プロポーザルのほうで提案されておりますので、それに近い色で決まっていくのではないかと考えて……。

（「その色は何色ですか」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

申し訳ございません。その色については、まだ決まっていないところでございます。

以上でございます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、これまで使った事業費等について御説明を申し上げたいと思います。

令和2年度、令和3年度、令和2年度に2,800万円ほど使っておりまして、令和3年度、これまでですが、8,500万円ほど執行をいたしております。

令和2年度につきましては、造成の測量設計をはじめ開発申請業務委託、それから地質調査の業務委託、駐車場の造成測量設計業務、それから駐車場の栄楽公園の整備事業、そういったものに使っているところでございます。

令和3年度の現在における執行といたしましては、造成工事費の部分、そういったもので使っております。今回、主な工事費等で上げております、上から1段、2段、3段、4段、5段、曾於市の電気工事1工区から設計監理業務委託1,430万円、それと今回の本体工事、合わせて7億818万円があるわけですが、これを合計いたしますと、9億9,560万円ほどになります。これを今回、予算執行としてお願いするところでございます。

（「9億9,000万円ですか。9億9,000……」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

9,900、560万円ほどでございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

すいません。申し訳ありません。桁を間違っておりました。9億9,560万円でございます。申し訳ありません。

それと、今回新たに、この下段のほうでございますが、非常用電源設備、これはまだ未執行でございますが、これに約7,000万円ほどの予算を考えているところでございます。それと概要書の18ページのところでございますが、この18ページの非常用電源設備のところには7,000万円ほど、それから増築の外構工事のほうにつきましては1,600万円ほど、それから地質調査業務委託、これは約1億円ほど、それから東側の駐車場の整備、これに約1,000万円ほどということで今後予算が出てまいります。

現在、予算を出しております額につきましては継続費の設定をしているところでございます。これにつきましては、お願いをいたしまして、先般8月の12日の日に継続費への設定をさせていただきました。この関係がございました。これが12億

1,800万円でございます。この中で、今回この工事費、それから業務関係の委託料、こういったものを執行しているところでございます。

先ほど言いました非常用電源設備、それから、そのほかに防災のシステムの委託料、それから備品購入費等につきましては、今後、執行をしていくという形で考えているところでございます。

出資割合につきましては、今回、渡辺組様のほうが70%、それから川畑建設様のほうが30%という出資割合になっているところでございます。

面積についてでございます。面積といいますか、会議室の使用状況の関係でございます。先般、特別委員会等でも御報告をさせていただいたんですが、現在、会議室の利用状況のデータとしまして、末吉町の庁舎、これの平日の利用率が約84%となっているところでございます。

それから、今後、本庁のほうに動いてくるか、教育委員会、これにつきましては総務課、学校教育課、それから社会教育課、それから農業委員会、そして福祉事務所、そういったものがこちらのほうに移動してくるところでございます。そういったものを含めると、今現在あります。防災センターの部分、こういったところで換算しますと、ここの部分で約73%の利用率になるかと考えているところでございます。

ただ、今現在、心配しておりますのが、庁議室の関係でございます。庁議室を、事務室にするかどうかで、今、考えているところでございますので、もし、庁議室がなくなるとしますと、その部分は大分会議室がなくなりますので、庁議室の利用率が平日の利用率で87%というのが今出ておりますので、こういったところが大分なってくるのかなと思っているところでございます。

それから、1階の売店のスペースについてでございますが、これについては無人かという話がございましたが、これは、まだ現在検討中でございます。これから課の中、もちろんそれも含めていろいろ話をしながら決定したときには、また、全員協議会等で御報告等をさせていただきたいと考えているところでございます。

○総務課長（今村浩次）

それでは、そのほかにつきましては、私のほうでお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1階部分の市民広場の面積でございますけれども、69㎡程度でございます。そこに市民広場（期日前投票）というふうに書いてございますが、期日前投票、今回、同日選挙になります4つの投票箱でございますが、衆参同日とありますので、それがその面積でできるような面積ということで69㎡を確保させていただいたところでございます。

活用方法でございますが、当然、期日前投票以外というところになりますけれど

も、総合窓口の隣のスペースというふうになりますので、市民の待合場所、休憩場所、あるいは先ほどの答弁でもあったと思いますが、例えば吉井展の展示場所とか各種の受付場所、一番人が集まりやすい場所でございますので、そういうふうにご利用したいと考えております。

それから、2階の共同広場でございますが、これにつきましては面積が約50㎡でございます。これにつきましても展示・飲食可能スペースというふうに、この2階部分はしたいと思っておりますので、その部分、展示等を考えておりますが、もう一つの、多目的室のほうも先に説明させていただきますけれども、多目的室の3つの部屋でございますが、通常は市民が自由に入れるオープン型にしたいというふうにご検討いたしております。ですので、通常は仕切らないで、3つの部屋もオープンにして市民にくつろいでもらう、あるいは待ち合わせ場所とか講演会とか総会とか、いろんなものに活用していただきたい。当然、講演会等につきましては、そのような利用につきましては予約制というふうになりますけれども、それを夜まで開きたいというふうには思っております。ですので、通常はオープンスペースでございますので、それが利用率が何%とかというのは非常に難しいところでございますが、ただ、先ほどありました、市が利用する会議室等が不足する場合は、一部を仕切って市の会議室としても利用したいというふうには考えているところでございます。

ですので、その入り口の部分にあります市民共同広場につきましては、いろんな市民の方々がイベントをする際の受付をする場所とか、いろんな催しをする場所とか、例えば市で申し上げますと、いろんな相談会とかそういうのがございますけれども、そういうのをそこら辺りでしたいというふうに、活用していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

今回、ベンチャーで2つの業者団体が加入ということについては、曾於市内の業者を優先して云々というのは、私も全く同じ立場でございますが、市長答弁を聞いて思うに、もう2者が、現在では限度であるのか、そういった理解でいいのか。今後も大型事業が続きますので、その点で、恐らく今後もベンチャーにならざるを得ないと思うんですね、大きなのについては、基本的には。その点での確認でありますけれども、2者が限度であるのかどうか、訂正があったら教えてください。訂正がなかったらよろしいです。

それから、先ほど聞き忘れましてので、今回の提案された議案での予算ベースは幾らであったのか、それに対する設計価格は幾らであったのか、落札率は何%であ

ったのかを答えてください。

次に、3点目。やはりこだわりますけども、造るからには、利用を高めなけりゃいけないというのが原点だと言えますので、再度質問いたします。財政課長の答弁では、庁議室は、今後も会議室として利用した場合が73%ということであります。この73%は多目的室を含めた73%であるのかどうか、確認でございます。この73%に、私も今後こだわりを持ち続けたいと考えております。一般質問等でも、せっかく造るからには、利用が少ないということには絶対ならないように、これは私たち議会も知恵を出しながら、今後は前向きに私も受け止めて考えていきたいと思うんですけども、利用率を高めるという努力が必要だと思いますので、この73%の数値の出された点については答えていただきたいと考えております。

それから最後に、素人でありますから素人的な質問でございますけども、この配置図を見る限りにおいては、今言われた市民の広場等は通常はガレージの外にありますね。ガレージの中のほうに入っておりますけども、これは構造上致し方ないのか、何か意味があつてのこうなったのかどうかを含めて、素人的な質問でありますけども答えてください。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

今、入札参加が2者が限度かということですが、これは条件付一般競争入札で行いましたので、曾於市、志布志市、大崎町の中での評点でいっておりますから、代表構成員になれる企業としましては、市内が5者、あと志布志市が3者、大崎町が3者ございます。合計で、代表になれるところが11者と、条件が。あと、その構成員になるべきところ、当然、この11者も全て構成員になれる。それ以外で構成員のみになれるところが、市内のみなので9者ございます。そういう内訳で、2者ではございません。

（「何者ぐらいまでが可能ですか」と言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

だから、この組合せになりますので、代表が11者ありますから、11者の組合せはできるわけです。あと構成員がどこになるかという話ですから、そういう考え方になります。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほど議員から質問があった件にお答えいたします。

今回の本体工事に対しての入札率でございますが、99.25%でございます。

それと設計額でございますが、設計額につきましては、予定価格7億1,352万3,800円、この額になっているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

はい、申し訳ございません。予定価格7億1,352万3,800円でございます。

続きまして、予算ベースの兼ね合いでございますが、今回、この18ページでしております、上から電気設備工事、それから1工区、2工区、それから機械設備工事の1工区と2工区、そして今回の本体工事、これを合わせまして工事費として10億2,500万円計上しておりました。これに対しまして、今回の入札額は9億9,559万8,120円、こういった形になっているところでございます。

それと、先ほどありました会議室の利用率73%でございます。これにつきましては調査特別委員会等でもお話をしておりますとおり、元年度のコロナ禍、それではないときの会議室の利用状況でございます。これで、今、本庁でない課、先ほど言いました教育委員会総務課、学校教育課、社会教育課、福祉事務所、それから農業委員会、これが、おのおの各支所、そして各中央公民館、そういった部分、それから、末吉の総合センターの大研修室ですか、こういったところを使っている日数、部屋の規模、人数等を確認させていただいて、それで上げた数字が先ほどの73%という形になっております。

今後、これにつきましては、少しでも会議を減らそうという形では考えておりますが、やはりどうしても集まらなければならない会議、それから自分たちの課の中の会議、こういった部分も出てくると、当然この数字は、大体これぐらいはくるんではないかなと考えているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

申し訳ございません。多目的の部分は、これには含めておりません。

○19番（徳峰一成議員）

多目的室が入っていないということがありましたので、多目的室の活用が、これは非常に大事ですね。災害であそこを使うことはないわけでありますので、通常、ここを会議に使うことも、今日現在の質疑ではないというふうに解釈したいと思います。間違っていたら訂正してください。ということは、市民が活用するのが日常的な活用になろうかと思っております。これも間違いがあったら訂正してください。

そうなると、総務課長答弁にありましたけども、今後の活用の在り方、3回目でありますけども、総務課長でいいですので、これは総務課長が非常に責任が重いですよ、今後。総務課長、責任は重いですので、この多目的広場については、責任ある答弁をしてください。もう造るからには、何回も言いますが、私も前向きに今後は取り組みたいと思っておりますので、今後は提案型の質問になろうかと思いま

すけれども、その起点となる、キーとなる本日の提案でありますので、課長の想像力を働かせた答弁をしてください。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今回は、災害以外は、通常は災害ではないところで考えないといけないところだと認識いたしております。多目的室というふうに名称をいたしました。ここにつきましては、市民の皆様方が広く使っていただきたいというところで、平日の時間外、夜9時までなのかどうかというのは、今後、検討ですけれども、それから土日につきましても昼間あるいは夜9時ぐらいまでとか、そういうところも使っていただきたいというところで造ったところでございます。これにつきましては、それぞれのいろんな庁舎を研修させていただく中で、やはりこういうゆとりのある市民の方々が集えるところというのが、新しい庁舎はほとんどありましたので、我々も市民の皆様が、まず使いやすい、集まりやすい施設にしたいというところで、このようなスペースを設けたところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、この多目的室につきまして、いろんな市民の方々の会議には使っていただきたいということと、今、国の事業等、コロナの事業等で、例えばいろんな交換とか申請受付、たくさんございますので、そういうところもこういう広いスペースを使って、密にならないようなところでそういう受付等を実施したいというのもあるところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、通常はオープンスペースにいたしまして、ちょうど向江公園のほうを向いておりますので、そこでくつろいでもらえるようなところもしたいなど、自由に入ってください、できれば飲食可能にいたしましてというふうに考えているところでございます。会議室として使わないということではございませんで、先ほど少し申し上げましたけれども、やはり会議等は非常に多くございます。今の施設も予約が殺到いたしまして、時期によっては取れないところもありますので、やはり市の重要な会議の場といたしまして、使うときには、先ほど3つの部屋、1つの部屋あるいは、2つの部屋を仕切りまして、残りの部分は共有スペースといたしまして、そのほかの部分は市の会議としても使っていききたいなどというふうに考えているところでございます。

先ほど議員からありましたとおり、いろいろ知恵を出して、今後、有効に使っていただけるように、我々も使っていくように、知恵を出していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（山田義盛議員）

1点だけお伺いしておきましょう。今回の庁舎の本体工事はジョイントベンチャー方式で、2者の方で請け負っていただけたという状況です。そして、関連工事の中で5者あります。5者の中に、本庁舎増築工事監理業務委託というのが1者ございます。これはどういう仕事をされるか、まずお伺いしときたいと思います。

○建設課長（園田浩美）

説明書の中の18ページのところにありますけども、庁舎増築監理業務委託ということでございます。ここにつきましては、建物工事の監理をしていただくという業者になっております。武田建築事務所さんにおきましては、プロポーザルで落札されたところでございます。

以上でございます。

○12番（山田義盛議員）

そうすると、全体の工事の進捗状況とか安全対策とか、いろいろあろうと思うんですが、それは本体含めての業務委託した一千四百幾らでしたっけ、30万かな、本体も含んで全体の工事監理をやるということで理解してよろしいか、お伺いしておきたいと思います。

○建設課長（園田浩美）

議員の言われるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

1点だけ伺います。以前は、多目的ホール、議場兼多目的ホールでしたけども、多目的室という話でございました。そこで、テレビ等で木材高騰とかで建材も相当上がっているというニュースが流れていますが、今回のこの増築工事で入札が終わったわけでありますが、こういう建材等の高騰による追加の補正、予定はないのかどうか伺います。1点だけです。

○建設課長（園田浩美）

それについてお答えいたしたいと思います。

材料につきましては、今、木材ショック、それから鋼材という形で、物すごい金額が今上がっている状況でございます。最新の単価で設計したところなんですけれども、それにつきましてはスライド条項というのがございまして、物価に合わせて、

その請負金額を変更しますよという形になります。それについては請負業者さんからの申し出という形になりますので、そういう申出を受けた時点で検討していきたいと思っていますとでございます。

以上でございます。

○8番（今鶴治信議員）

現在のところで入札されたわけでありますので、そしたらスライド方式ということで、これ以上かかった場合は業者から、材料等の高騰、いかんともし難いことであるので、その上限枠とかそういうのはなく、実際上かかったところで、業者からあった場合はそういうことが、また補正が考えられるということによろしいでしょうか。

○建設課長（園田浩美）

変更金額につきましては、また新しい単価が示されますので、示された単価に基づいて、また変更するという形になっております。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

提案された本議案には賛成いたします。

ただ、こだわりを持ち続けるのが多目的室の今後の利用についてでございますが、3回目の総務課長答弁では、会議室に使うこともあり得るということでございます。

たけど、これは十分な研究が必要ではないかと言えます。約200㎡、60坪という広大な多目的部屋でありますけども、会議に使ったり、場合によっては市民の利用に使うということで、結果として、年間を通してどれだけ市民が利用するかというのは、これは特に全国の類似団体のこの種の条件を十分研究しながら、細事の論立てが非常に大事でありますので、論立てをしっかりと立てながらしていただくということを一応申し添えて、賛成といたします。

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第15 閉会中の継続審査申出について

○議長（土屋健一）

次に、日程第15、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第16 閉会中の継続調査申出について

○議長（土屋健一）

次に、日程第16、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、今回定例会に付議された事件は、閉会中の継続審査として議決されたものを除き全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回の9月議会におきまして提案をいたしました全ての議案を可決していただきました。本当に感謝申し上げたいと思います。令和2年度の決算並びに今回の工事請負を、また、財部高校跡の南九州獣医学部の拠点事業についても認めていただきました。曾於市にとって大きな事業が進んでまいりますので、我々行政のほうも市民の暮らしを守る、その前提に立って一生懸命頑張っておりますので、今後とも、各議員の方々の御支援、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

また、各議員におかれましては、11月に市議会議員選挙がありますので、また引き続き頑張ってくださいありがとうございます。

本当にありがとうございました。終わります。

○議長（土屋健一）

以上をもちまして、令和3年第3回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 7 号	曾於市過疎地域持続的発展計画の策定について	全会一致 可 決
議 案 第 5 8 号	曾於市過疎地域持続的発展産業開発促進条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 9 号	曾於市工業開発促進条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 0 号	曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 1 号	曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 2 号	曾於市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 4 号	曾於市過疎地域産業開発促進条例の廃止について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 7 号	令和3年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 7 号	令和3年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 3 号	曾於市産業振興審議会条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 7 号	令和 3 年度曾於市一般会計補正予算（第 6 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 6 8 号	令和 3 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決

決算審査特別委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
認 定 案 第 1 号	令和 2 年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 2 号	令和 2 年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 3 号	令和 2 年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 4 号	令和 2 年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 5 号	令和 2 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 6 号	令和 2 年度曾於市水道事業会計決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 7 号	令和 2 年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について	全会一致 認 定
議 案 第 6 5 号	令和 2 年度曾於市水道事業剰余金の処分について	全会一致 可 決
議 案 第 6 6 号	令和 2 年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について	全会一致 可 決

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和3年9月10日

曾於市議会議長 土屋 健一 殿

提出者	曾於市議会議員	迫	杉	雄
賛成者	同	上	岩	水 豊
賛成者	同	上	宮	迫 勝
賛成者	同	上	今	鶴 治 信
賛成者	同	上	原	田 賢一郎
賛成者	同	上	渡	辺 利 治
賛成者	同	上	海	野 隆 平

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

よって、国においては、令和4年度においても厳しい財政運営を余儀なくされる地方税財源の確保を求めるよう、関係機関に意見書を提出するものであります。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なし寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

鹿児島県曾於市議会議長 土屋 健一

衆議院議長	大島 理森 殿
参議院議長	山東 昭子 殿
内閣総理大臣	菅 義偉 殿
内閣官房長官	加藤 勝信 殿
総務大臣	武田 良太 殿
財務大臣	麻生 太郎 殿
経済産業大臣	梶山 弘志 殿
経済再生担当大臣	西村 康稔 殿

令和3年第3回曾於市議會定例会

(決算審査特別委員會)

令和3年9月2日

決算審査特別委員會設置

分 科 會 設 置

令和3年9月22日

主 查 報 告

令和3年第3回曾於市議会定例会決算審査特別委員会会議録

令和3年9月2日（木曜日）

午後1時53分開議

場所：議員控室

1. 審査日程

第1 委員長の互選

第2 副委員長の互選

2. 出席委員は次のとおりである。（16名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下 はずみ	3番	鈴木 栄一
4番	岩水 豊	5番	湊合 昌昭	8番	今鶴 治信
9番	九日 克典	10番	伊地知 厚仁	11番	原田 賢一郎
12番	山田 義盛	13番	大川内 富男	14番	渡辺 利治
15番	海野 隆平	16番	久長 登良男	18番	迫 杉雄
19番	徳峰 一成				

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

7番 宮 迫 勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

局長 持留 光一 次長兼議事係長 鶴田 洋一 総務係長 梅木 康

主任 富田 洋一

開会 午後 1時53分

○事務局次長（鶴田洋一）

初めての委員会でありますので委員会条例第10条第2項の規定により、年長の大川内富男委員に、臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（大川内富男）

年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

只今から委員会を開会いたします。

日程第1 委員長の互選

○臨時委員長（大川内富男）

これより委員長選挙を行います。

議事運営上、しばらく休憩します。

○臨時委員長（大川内富男）

休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは委員長選挙は指名推選の方法により行います。

指名推選の方法は、臨時委員長が指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時委員長（大川内富男）

異議なしと認めます。

委員長に伊地知厚仁委員を指名します。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時委員長（大川内富男）

異議なしと認めます。

したがって伊地知厚仁委員が委員長に当選されましたので当席から当選の告知を致します。

只今、委員長に当選されました伊地知厚仁委員の就任のごあいさつをお願いいたします。

(委員長就任のあいさつ)

○臨時委員長（大川内富男）

委員長と交代いたします。

日程第2 副委員長の互選

○委員長（伊地知厚仁）

これより副委員長選挙を行います。
議事運営上、しばらく休憩します。

○委員長（伊地知厚仁）

休憩前に引き続き委員会を開きます。
それでは、副委員長選挙は指名推選の方法により行います。
指名推選の方法は、委員長が指名したいと思います。ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

異議なしと認めます。
副委員長に岩水豊委員を指名します。ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

異議なしと認めます。
したがって岩水豊委員が副委員長に当選されましたので当席から当選の告知を致します。
只今、副委員長に当選されました岩水豊委員の就任のごあいさつをお願いいたします。

(副委員長就任のあいさつ)

○委員長（伊地知厚仁）

以上で委員会を閉会いたします。

散会 午後 1時56分

令和3年第3回曾於市議会定例会決算審査特別委員会会議録

令和3年9月2日（木曜日）

午後2時35分開議

場所：曾於市議会議場

1. 審査日程

第1 日程の決定

第2 分科会の設置

第3 主査・副主査の選任

第4 審査日程及び分科会付託

第5 その他

2. 出席委員は次のとおりである。（16名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	湊合昌昭	8番	今鶴治信
9番	九日克典	10番	伊地知厚仁	11番	原田賢一郎
12番	山田義盛	13番	大川内富男	14番	渡辺利治
15番	海野隆平	16番	久長登良男	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成				

3. 出席委員は次のとおりである。（2名）

7番 宮迫勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

開会 午後 6時18分

○委員長（伊地知厚仁）

これより、令和3年決算審査特別委員会を開会いたします。

日程第1 日程の決定

○委員長（伊地知厚仁）

本日の委員会は、配布いたしております、日程により、進めます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

ご異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

日程第2 分科会の設置

○委員長（伊地知厚仁）

決算審査を円滑に効率的に行うため、本特別委員会に会議規則「第102条」の規定により、分科会を常任委員会単位で設置したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

日程第3 主査・副主査の選任

○委員長（伊地知厚仁）

各分科会の主査及び副主査につきましては、各常任委員会の委員長及び副委員長をもって選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

ご異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

日程第4 審査日程及び分科会付託

○委員長（伊地知厚仁）

審査日程及び分科会付託については、別紙資料のとおりであります。
次の委員会は9月22日午前10時開会、各分科会の主査の審査結果報告から質疑、討論、採決であります。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第5 その他

○委員長（伊地知厚仁）

議員申し合わせ事項についての確認でございますが、分科会では結論（採決）は出さないことになっております。

次に、9月22日の委員会では、執行部の出席は求めないことをご理解いただきたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の委員会は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

委員の皆さん、ご苦勞様でした。

散会 午後 2時37分

令和3年第3回曾於市議会定例会決算審査特別委員会会議録

令和3年9月22日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 審査日程

- 第1 認定案第1号 令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
(総務分科会主査、文教厚生分科会主査、建設経済分科会主査報告)

(以下3件一括議題)

- 第2 認定案第2号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第3 認定案第3号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第4 認定案第4号 令和2年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(文教厚生文科会主査報告)

(以下5件一括議題)

- 第5 認定案第5号 令和2年度曾於市市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6 認定案第6号 令和2年度曾於市水道事業会計決算の認定について
- 第7 認定案第7号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について
- 第8 議案第65号 令和2年度曾於市水道事業剰余金の処分について
- 第9 議案第66号 令和2年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について
(総務分科会主査、建設経済分科会主査報告)

2. 出席委員は次のとおりである。(17名)

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	湊合昌昭	7番	宮迫勝
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	原田賢一郎	12番	山田義盛	13番	大川内富男
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
18番	迫杉雄	19番	徳峰一成		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

開会 午前10時00分

○委員長（伊地知厚仁）

これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は配付いたしております審査日程により進めます。

日程第1 認定案第1号 令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○委員長（伊地知厚仁）

日程第1、認定案第1号令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。本案については、各分科会に審査を付託しておりましたが審査を終了されております。

まず、総務分科会主査の報告を求めます。

○総務分科会主査（今鶴治信）

総務分科会審査報告。

総務分科会に付託された認定案2件を9月6日から9月9日に分科会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査しましたので報告します。

認定案第1号令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。

本案についての主な審査内容について報告します。議会事務局関係では、不用額についての質疑に対し、コロナ禍の影響で各委員会の所管事務調査等の中止及び議員研修、各種会合等が書面決議になったものが主なものであるとの答弁がありました。委員より、議会報告会はコロナ禍の影響で2年続けて開催できなかったが、来年度は感染症対策等を講じて実施すべきではないかとの意見がありました。監査委員事務局関係では、財政援助等の件数についての質疑に対し、465件であるとの答弁がありました。委員より、コロナ禍でイベント中止等における補助金返納等を厳粛に調査、確認すべきであるとの意見がありました。

会計課関係では、ゆうちょ銀行の収納手数料についての質疑に対し、大隅・財部支所の農協窓口閉鎖に伴い、ゆうちょ銀行の収納手数料が増えているとの答弁がありました。

財政課関係では、令和2年度の財政運営の特徴的なものについての質疑に対し、新型コロナウイルス感染症対策事業や末吉中央公民館、岩川小学校、ビューテラス桜ヶ丘等の建設等の大型事業が重なったとの答弁がありました。未利用地処分に対する質疑に対し、土地等5件であるとの答弁がありました。緊急防災減災事業債が延長されたが、利用できる限度額についての質疑に対し、国の地方債計画では令和3年度は5,000億円であるとの答弁がありました。委員より、普通交付税の合併

算定替えが令和3年度から一本算定になり、財政運営はますます厳しくなることが予想される。合併特例債に変わる有利な起債等を利用しながら、歳出の抑制に努め、健全な財政運営を目指すべきとの意見がありました。

総務課関係では、自治研修センターにおける職員研修についての質疑に対し、コロナ禍で宿泊研修は日帰り研修になったが、研修内容は変わらないとの答弁がありました。防災用備蓄倉庫についての質疑に対し、水、食料品等を平成29年度より計画的に備蓄しているとの答弁がありました。さらに、備蓄状況について現地調査を行いました。委員より、地域コミュニティ活性化推進事業について、地域コミュニティ協議会による自治会未加入や校区の抱える諸問題等、幅広い対応が求められている中、コミュニティ協議会の推進に期待するとの意見がありました。

企画課関係では、住宅取得祝い金についての質疑に対し、対象世帯が市内63世帯、県内移住11世帯、県外移住23世帯、合計97世帯であるとの答弁がありました。テレワーク起業化事業に対しての質疑に対し、令和2年8月にオープンしたテレワーク起業、創業施設にテレワークが81人、実人数11人、起業相談が91人、実人数45人、各種イベント等に19人、実人数18人の参加があったとの答弁がありました。空き家バンク登録件数に対しての質疑に対し、登録19戸、売買成立3戸だったとの答弁がありました。

委員より、宅地分譲整備事業について、分譲地選定は地域からの要望も大切であるが、利便性、交通網、価格設定等を考慮する必要があると、大隅坂元地区、大隅南地区については、特段の販売促進に向けた対策が必要であるとの意見がありました。

市民課関係では、クリーンセンターへのごみの持ち込み料についての質疑に対し、家庭から出る一般ごみは少し減少しているが、空き家等から出る粗大ごみが増えているとの答弁がありました。パスポート申請についての質疑に対し、平成30年度は461件、令和元年度は392件、令和2年度は34件に減少し、コロナ禍の影響ではないかとの答弁がありました。

税務課関係では、固定資産税についての質疑に対し、課税額が延びた要因は、太陽光発電施設の設置や工場、畜舎、鶏舎等の新造設によるとの答弁がありました。収納対策についての質疑に対し、差し押さえ件数89人、540件で、裁判になるようなトラブルはなかったとの答弁がありました。

委員より、電話、催告等により収納率向上は見えてきているが、今後も納税者の理解を得ながら、適切な徴収に引き続き取り組むべきであるとの意見がありました。

○委員長（伊地知厚仁）

次に、文教厚生分科会主査の報告を求めます。

○文教厚生分科会主査（淵合昌昭）

文教厚生分科会主査報告。

文教厚生分科会に付託された認定案4件を9月6日から10日に分科会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査しましたので報告します。

認定案第1号令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。本案についての主な審査内容について報告します。

保健課関係では、保健師等が本庁へ集約されており、支所は職員が少ないが、住民サービスの支障はきたしていないかとの質疑に対し、各所へは、看護師を配置しており、国保等の受付業務を主となる。市民の苦情等はきていないとの答弁がありました。

委員より、本庁集約により住民サービスの低下につながらないように検討し、徹底していただきたいとの意見がありました。特定健診受診率の目標を定めているのか、またコロナの影響による医療費の増減があるかの質疑に対し、国は受診率の目標値を60%と定めており、例年4月から開始していた健診を、2年度はコロナの影響により、9・10月に実施し44.5%だった。医療費はコロナによる受診控えが少なからずあったと感じており、減少傾向であると答弁がありました。

介護福祉課関係では、介護保険特別会計繰出金以外の事業費についての質疑に対し、966万4,731円であるとの答弁がありました。

委員より、一般会計で他にどのような事業に取り組むことができるか、全国の事例を研究し、検討すべきだとの意見がありました。介護保険利用者負担対策事業の対象者と実施した法人数についての質疑に対し、年間収入が150万円以下の非課税世帯で預貯金が350万円以下の方が対象になる。令和2年度は5法人が取り組んだと答弁がありました。また、他の法人でもこの事業を広めることについての質疑に対し、各法人にこの事業を通知し周知を図ったところであり、引き続き、周知や啓発を行っていききたいとの答弁がありました。

福祉事務所関係では、令和2年度整備した「きらりの星こども園」の視察、現地調査を実施しました。福祉事務所全体の決算総額と障害福祉サービスの事業費、障害福祉サービスの動向についての質疑に対し、令和2年度は福祉事務所で全体で約50億円、障害福祉サービスについては11億5,700万円である。障害児通所支援給付費や就労継続支援B型が伸びており、利用者や利用回数が増加していることから、今後も増加傾向にあるとの答弁がありました。訪問給食サービスの基準についての質疑に対し、65歳以上の高齢者で虚弱な方や身体障がい者等が対象であり、敷地内や近所に家族が居住しており、食事の提供ができる環境にある方については対象外になる場合があると答弁がありました。また、対象外となりサービスを受けられなかった方への異議申し立ての制度の有無についての質疑に対し、現行制度ではない

との答弁がありました。

委員より、訪問給食サービスに限らず、申請に対して決定をする事業については、異議申し立て制度を検討すべきではないかとの意見がありました。各事業所の監査体制についての質疑に対し、職員が監査を実施しているが、コロナ禍により感染防止徹底のため実施が厳しいとの答弁がありました。

委員より、監査は識見や能力のある職員が実施すべきであるが、人事異動等があれば難しい状況のため、適切に監査が実施できる職員体制づくりが必要ではないかとの意見がありました。

学校教育課関係では、全国学力学習状況調査の結果や学力向上、今後の教育委員会の方針などの報告を受けました。学校教育課と学校との関係についての質疑に対し、校内研修で講師派遣があった際に指導・助言を行い、学校を巡回して学力向上や生徒指導についてその都度協議をするなど、積極的に出向いているとの答弁がありました。令和2年度から導入されたタブレット端末によるICT教育の状況についての質疑に対し、1人ひとりの学力に応じた学力向上が図られるよう、タブレットヘッドリルパークというソフトを導入し、児童・生徒のタブレットを電子黒板に写して意見を共有したり、調べ学習に利用したりしている。今後は、タブレットを自宅へ持ち帰るよう検討しているとの答弁がありました。

教育委員会総務課関係では、岩川小学校の建設状況について、現地調査を実施しました。曾於高校支援の大学進学祝い贈呈事業について、祝い金は令和3年度までとなっているが、祝い金制度があるときに入学した生徒は対象にすべきではないかとの質疑に対し、既に在学中の支援に切り替えているため、来年度当初予算時に検討したいとの答弁がありました。

令和2年度の決算状況や実績を踏まえ、来年度の力を入れたい点についての質疑に対し、今後も安全安心な学校施設と学校給食の提供を実施していくため、計画的な修繕と工事費の確保、給食センターの整備に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

社会教育課関係では、大隅総合運動公園の老朽化等についての現状と末吉総合体育館の耐震補強工事が完了したことから、現地調査を実施しました。吉井淳二記念大賞展の応募点数の推移と入賞作品の展示についての質疑に対し、応募数は10年前からほぼ横ばいであったが、応募枠を全国に広げたところ、令和2年度は例年より500点を超える応募があった。今後は、完成した末吉中央公民館や本庁の増築庁舎が完成後に入賞作品を展示し、常時展示についても定期的な絵の入れ替えを行っていきたいとの答弁がありました。

社会教育課所管施設の老朽化の状況についての質疑に対し、耐用年数を経過して

いる施設が28施設あり、今後は存続について検討が必要になってくるとの答弁がありました。

委員より、社会教育課だけではなく、施設の所管している各課については財政状況もあるので、優先順位を決めて、年次的かつ計画的に改修等を実施すべきであるとの意見がありました。また、末吉総合体育館耐震補強工事の入札では、設計額が2億円に対し、契約額が約1億5,000万円で、設計額と契約額の大きな差異はこれまで経験したことがない。設計額が甘かったと感じざるを得ない。今後このようなことがあってはならないと意見がありました。

○委員長（伊地知厚仁）

次に、建設経済分科会主査の報告を求めます。

○建設経済分科会主査（岩水 豊）

建設経済分科会主査報告。

建設経済分科会に付託された認定案3件及び議案2件について、9月6日から9月9日に分科会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査しましたので報告します。

認定案第1号令和2年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。本案についての主な審査内容について報告します。

建設課関係では、市営住宅建替事業ビューテラス桜ヶ丘、市道整備事業（社会資本整備総合交付金事業）河原・飛佐線（大谷工区）、市単独事業小倉地区集落道改良舗装工事の現地調査を実施しました。ビューテラス桜ヶ丘では、38区のうち2LDK2戸、1LDK6戸が、現在も入居募集中でありました。河原・飛佐線大谷工区の工事進捗は21%、用地取得率90%で、令和7年度完成予定であるとの説明がありました。

委員より、小倉地区集落道については、市道認定基準に疑問が残るとの意見がありました。また、2年連続の災害により繰越工事が多く、職員への負担が多いので、改善が必要ではないかとの意見がありました。

水道課関係では、水道事業会計へ6,093万5,000円、公共下水道事業会計へ1億2,409万7,000円の補助金が主なものでありました。一般会計からの補助金額についての質疑に対し、水道事業会計へは企業債等の元利償還金の2分の1、公共下水道事業会計へは、企業債等の元利償還金の全額を補助しているとの答弁がありました。

農業委員会関係では、農業者年金の加入推進についての質疑に対し、県内では上位の実績を上げているとの答弁がありました。利用権設定の状況についての質疑に対し、令和元年度の1.5倍になったとの答弁がありました。

農林振興課関係では、農畜産物生産実績についての質疑に対し、前年度よりわず

かに落ちているとの答弁がありました。新規就農者支援対策事業の状況についての質疑に対し、令和2年度の新規就農者は7名にとどまったとの答弁がありました。森林伐採の状況についての質疑に対し、森林法の規定による伐採等の届け出の厳格化による届け出要領制定により、違法伐採防止や道路、水路などの公共施設等の被害や苦情が大幅に減り、伐採業者のモラル向上にもつながったとの答弁がありました。

耕地課関係では、畑地帯総合整備事業曾於北部の進捗率についての質疑に対し、通水面積は全体の36.8%、約734.2haであるが、水利用面積は108haであるとの答弁がありました。災害復旧事業の現状についての質疑に対し、令和3年度への繰越額が4億7,422万円であるとの答弁がありました。

商工観光課関係では、観光協会のツアーは、令和元年度1,906人であったが、令和2年度は488人と大幅に減少したとの説明がありました。消費生活相談件数187件の内容についての質疑に対し、通販やテレビショッピングなどの契約についての相談が135件であるとの答弁がありました。道の駅の売上は3年連続で減少している状況についての質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の影響であるとの答弁がありました。

委員より、出荷者の高齢化等により、品揃えの点で消費者に満足できない部分や、品不足が発生しているとの意見がありました。また、指定管理者においては、今後さらなる経営改善を求めるとの意見がありました。

畜産課関係では、繁殖雌牛導入保有対策事業についての質疑に対し、対象牛約5,000頭を調査した結果、11頭に不適切な事例があったが、故意によるものはないとの答弁がありました。

以上です。

○委員長（伊地知厚仁）

ただいまの各分科会主査の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成委員）

まず、総務分科会主査に質問いたします。4項目でございます。

まず第1点は、財政についての議論が深められたかでございます。先ほどの主査の報告でも財政について議論がされたとの報告もありますけれども、この令和2年度の一般会計における各財政の指標を見ますと、おおむね良好あるいは許容範囲内であるといった指標であるようでございますが、一方で、例えば公債費あるいは実質公債費比率は、令和2年度は元年度あるいは平成30年度に比べて少しずつ指数が上がっております。これは普通公共事業の増加によるものであります。今後、市役所再編、あるいは給食センター建設、財部高校跡地など、数年内にこの3つだけで

60億円から70億円規模の事業となりますが、他方歳入では、令和2年度を見ましても、元年度、30年度、29年度等に比べて、固定資産税は増えているものの、特にその中の償却資産の増収に勢いがかげりが出ております。一方2年度は、市民税は増えておりますが、今後、令和3年度以降、新型コロナの影響あるいは納税者の絶対人口によりまして、そう市民税の増収は期待できないということを総合的に見た場合に、今後の財政についてどのような議論がされたかお聞きいたします。主査の報告の中でも、合併特例債に変わる有利な起債等を利用してしながら歳出の抑制に努めている報告がありますが、もちろんこれは大事な点なんです、現在のこの地方財政を取り巻く状況から見まして、実際合併特例債に変わる有利な起債等が本当にあるのかどうか、私は部分的、個別的には多少あるとしても、そう大きなこれに変わる起債は現状では見られないのではないかとという心配な点も持っております、そのあたりを含めて、この財政の健全化を維持する立場からも1つあるいは2つ目からの側面からの議論はなかったか、大事な点でありますので報告をお願いいたします。

第2点目は、思いやりタクシーについてでございます。これは、当局の総括報告の中でも18ページから19ページに書いてあります。高齢者の利便性を高めるということで、非常に大事な事業であります、ただ特に高齢者の人口減少に伴って、令和2年度も以前に比べて利用者が減少傾向が続いております。4万3,493人でございます。令和2年度は、全体のこの路線の中で、例えば利用者が少ないところは31路線あるんですけども、少ないところは1日0.8人あるいは0.9人、つまり1路線で1日せいぜい1人しか乗らないというところもあります。一方で10.8人とか8.6人というところもあります。こういったアンバランスは、もう地域的にやむを得ないと思うんですが、この思いやりタクシーの今後維持していくためには、これまでもそうでありました常に改善見直しが必要な、これは事業ではないかと言えまして、今後維持する立場から、この点での議論が深められていたら報告をしてください。これが2点めであります。

それから、3点目は、この新型コロナ関係でございます。総務課サイドの新型コロナについては、幾つか一応報告があります。この令和2年度は新型コロナに始まりまして1年間コロナに終わった年でございますけれども、特に元締めとなるのが各課の中でも企画課並びに財政課でございますが、委員会審議の中で、令和2年度全体として総体として、この新型コロナ対策にどれだけ市は支援金など予算を支出したのか、この財源内訳を含めてまとめた点での議論がかわされていたら報告してください。

最後に、第4点目でございますが、この高齢化が進む中での自治会運営について

でございます。高齢化あるいは人口減少に伴いまして、自治会運営が非常に困難になっているところが少なからず見られます。その中で、中にはもう自治会の維持が困難であると、だからといって一方で隣自治会との統合というのはほとんど見られません。二、三はありますけども、その点で自治会の運営って非常に曾於市にとっても大事な制度であると思えますけども、これを今後、存続させる意味で議論が深められていたら報告してください。

次に、建設経済分科会の主査に数点質問いたします。

質問の第1点は、市の決算審査の総括の69ページに記載されてありますけども、イノシシ、アナグマ、タヌキなどの鳥獣対策でございます。年々、全体としては、令和2年度も深刻になっているといえますけれども、この点で今後の対策あるいは課題等について議論が深められていたら報告してください。

あわせて、一方で非常に大事なのが、このカンショ収穫期に入っていますが、令和2年度も基腐病が深刻な問題となっております。これに対する令和2年度の予算執行はほとんど見られません。事業項目もないのではないのでしょうか。そういった点で、位置づけが非常に弱いといえます、市の予算に対する位置づけが。カンショは令和2年度は17億7,000万円の生産額でありまして耕種部門ではだんとつでございます。その点で基腐病対策についての議論が深められていたら報告してください。

次に大きな2点目、市道の改良率でございます。これは、総括質疑でも質問いたしましたけども総括集の中の83ページにも記載されております。一番改良率が高いのが、旧大隅でありまして、77.34%、末吉、財部よりも改良率は高い報告になっております。しかし、実際は私たちどなたも認識しているように、率直言って旧大隅地区が一番市道の道路事情が悪いのではないのでしょうか。このように市が決算用に議会に提出した資料と実態とが全くかみ合って矛盾しているといえますか、現状に即したものとなっておりますが、この点で議論があったら報告してください。

次に3点目、住宅政策でございます。86ページに総括書いてありますし、先ほどの委員長報告の中にもありました。この令和2年度は、桜ヶ丘住宅の建設が10億1,776万円で建設されました。5階建てで38戸であります。委員長報告でも全部まだ埋まらず8戸が募集中であるということでございますが、この桜ヶ丘住宅については、例えば高く非常についたんではないか、あるいは高齢者が多いのに、近代的なマンション風な5階建て、エレベーターがあるとはいえ。あるいは公営住宅なのに隣がどなたが入居しているか入居していないかが分からないと。あるいは、全体の入居者が集まる場所がないなどなど、いろんな問題点があるようでございますけれども、今後続いて末吉地区に住宅をつくる計画がありますけども、この関係で桜

ケ丘住宅についての教訓点、今後に生かす意味での課題等が議論されていたら報告してください。

次に4点目、総括質疑の中の78ページから79ページにもありますけども、北部畑かんでございます。進捗等はまだ報告されていますが、この事業終了後の一番大事な水を使った今後の園芸振興について、記載がありますけども、議論が深められていたら報告してください。先日の総括質疑でも農家の平均年齢が、もう74歳とかいった報告もありましたけども、非常に高齢化が進む中での水を使った園芸振興について、試験栽培等も含めて、議論があったら報告してください。

最後に、この地域振興住宅、先ほどもいえばよかったんですけども、この住宅政策の中のもう一つ地域振興住宅でございます。地域振興住宅についても、総括の中でも1点議論がありましたけども、1つは令和2年度は4戸建設してありますけども、1つは場所選定あるいは4戸とは人口増対策から見て少ないんじゃないとか、あるいは選考基準、あるいは分譲地が委員長報告にありますように、大分入居者が少ない地域でありますけども、そこに地域振興住宅をつくるなどの関連性などなど、地域振興住宅について私は大事な事業であればあるほど、総合的な今後の見直しを含めた議論が大事だといえますけれども、その点で議論があったら報告してください。

以上です。

○総務分科会主査（今鶴治信）

徳峰議員の質問にお答えいたします。

4点いただきました、財政の今後大型事業が進む中での財政健全化及び財政についての審議がなされたかということでございますが、委員会の中でも、今後また大型事業が計画されているが、その中で市税の増収はなかなか望めないという報告と、また思いやりふるさと納税に占める割合が大きくなっているという審議がなされたところでございます。

思いやりタクシーにつきましては、利用者が年々減ってきてはいるが、利用者の利便性を考えて、廃止等は考えられないことであるので、一部バス停のどこまで連絡があったときだけ行くというデマンド方式を取っている地区があるということで、今後そういう利用者の少ないところはデマンド化を目指すべきではないかという意見があったところでございます。

それと、新型コロナウイルスに関する関係の質疑でございますが、税務課等で新型コロナの影響によって消費の停滞等による商店等の売上が減っているという審議がございましたが、あと法人税の還付で、やはりナンチクが一番大きかったということで、影響はやはりコロナ禍に影響による売上減ではないかという審議はありま

したが、具体的にそのほかの意見はなかったところであります。

自治会運営等で高齢化に伴って、なかなか運営が難しいということで、先ほど委員長報告にもありましたが、今後、コミュニティー協議会を設立して、自治会にも入っていない地域の総合的課題に取り組んでいくというモデル地区が3地区決定され、また今年度も3地区設立準備委員会が立ったということで、今後コミュニティー協議会にそういうことを期待しているという答弁があったところでございます。その中で、実際大隅のほうで自治会統合をしたところは、公民館に入り切れない状況であるということで、建設するのに統合したところの自治会には、そういう助成を多くやるべきではないかという意見がございましたが、現状では自治会統合の補助金以外はないということと、公民館建設に対する10年間で200万円という補助と備品購入に対する別口の助成があるので、それを利用していただきたいという答弁があったところであります。

以上、委員会で出た意見はそういうところでございます。

○建設経済分科会主査（岩水 豊）

お答えいたします。

鳥獣被害等についての対策についてであります。現状については成果のとおりであります。今後の取り組みについては、3年度から防護柵、国の事業を取り入れるということをしているとのこととあります。

基腐病については、全国的な影響が出ているということで、これについては国、県レベルでの対応策を進めていくということとあります。農家の対応としては、この菌に強いバイオ苗等の活用を進めているということとありました。

それと次の道路の市道の改良率についてであります。これはそれなりの基準にのっとりやっているとということで、試験的、私個人的な考えといたしましては、路面が舗装されていれば改良されているという判断とか、改良率が大隅が遅れているのではないかという判断ですね、それについては5mが改良なのか4mが改良されているのか6mでないといけないのかとか、いろいろ基準がありますが、総体的なこれは県の国の改良率の基準で表示されているということとあります。

桜ヶ丘住宅については、建設費の10億1,000万円については、当初PFIをするときに14億円ぐらにかかると10億1,000万円で済んだ状況にありますので、議論はありませんでした。集会施設等については、特段議論はありませんでした。

委員からは、やはり空いているということと、引き渡しを受けた後の保証期間等について、いろいろ整理をする部分が必要ではないかというのが出ました。

地域振興住宅については、選定基準とかいうのはもう示されているとおりですので、分科会では特段議論はありませんでした。分譲地に建てるかというような話と

か出なかったかということではありますが、出ませんでした。それは別事業でありますので出ておりません。

畑かんについては、先ほど報告した通水の面積等の確認について出たところだけでした。

以上です。

○19番（徳峰一成委員）

2回目でございますけども、絞って、まず総務分科会主査に質問をいたします。

1つは財政について、繰り返しますが、委員長報告ではこの合併特例債に変わる有利な記載事業ということをもっと私たち議会はこの問題は深めて議論が大事ではないかと、今後ずっと数年間、10年間の大事な財政についての基本認識を、議会が共有するという意味でも大事なことじゃないかという立場からの1回目の質問でございます。確かにこの合併特例債に変わる有利な起債があったらいいんですけども、実際有利な起債が部分的、個別的にはあり得るかもしれませんが、しかし、一般的な起債はないのではないかというふうに見ているために、それはそれとして大事な共通点でありますけども、もう2つ目、3つ目の側面から、この財政について議論を議会サイドがリードする形で当局に意見を上げるという形での、いわゆる深められた議論が必要ではないかということでの問題提起を含めた、先ほどの質問であります。重ねて今後の在りようにも係りますので、委員長の報告をお願いしたいと思います。

それから、新型コロナについて、これは令和2年度ではなく令和3年度あるいは4年度にも場合によっては続く事業であるために、これもチェック機関として議会サイドから、今後の新年度予算にも生かす意味での質問でございます。令和2年度の事業をどれだけ全体の事業費として行ったのか、これは企画財政がつかんであるはずでございます。その中で、財源内訳もつかんであるはずでございます。その中で、本当にこうしたもう未曾有の大変な新型コロナであるのに、曾於独自の一般財源をどれだけ使ったかなんです。本当にどれだけ使ったかって市民の要望や不安、困難に応える形で、その点で多かったか少なかったかまあまあだったか、その点で新年度に引き継ぎ生かす意味での議論が深められていたら、くどいようでありますけども、もう1回、議論、報告をしてください。

次に、建設経済分科会の主査に一、二点伺います。

1回目の繰り返しになりますけども、基腐病対策でございます。これは、誰がどう見ても、農家から見て、最も今現在今後含めて心配される基腐病であり、今後の対策が必要でありますけども、令和2年度を見る限りにおいては、予算項目としてもこの項目が位置づけられていないんですね。ですから、決算を新年度生かすと

いう意味においても、やはりもうちょっと市この基腐病について、予算もそうでありますが、予算の中で一つの大事な項目として位置づける、そうした在り方が必要じゃないかって。これ市独自のことでありますので、国や県に関係ありません。そのことで大いに議会を含めて議論する必要があるんじゃないかといった、今後のことを含めて、問題提起を含めての1回目の質問でありましたけども、議論がもしあってあったら報告をしていただきたいと思います。以上です。

○総務分科会主査（今鶴治信）

有利な起債ということで、何か新しくそういう起債はないかという、今のところまだそういう報告は受けていないというところであります。その中で、これまでどおり過疎債、辺地債、また事業は限定されますが、緊急防災事業債等を事業によって使っていきたい、またほかにもこれから先ほどあったような大きな事業はございますので、有利な起債等をなるべく使うように調査して、それを財政計画に上げていきたいという審議があったところでございますが、それ以外はなかったところがあります。

コロナ禍に対する企画課の市の持ち出し事業であります。今回は具体的にそういう内容の審議はなかったところであります。税務課のほうで、税収が減るんじゃないかという来年度にかけてもコロナ禍の影響で税収減が予想されるという答弁があったところであります。

以上です。

○建設経済分科会主査（岩水 豊）

先ほども言ったとおりであります。個人的な私見というのは、ここで発表する説明する必要はありませんので、先ほど言ったとおりであります。

○委員長（伊地知厚仁）

ほかに質疑がありませんか。

○11番（原田賢一郎委員）

1点だけ質問をさせていただきます。建経分科会主査をお願いします。

私は先般の一般質問でも取り上げました、ここにあえて畜産課関係の繁殖牛導入保有対策事業についての記載がございます。その中において、対象牛5,000頭を調査した結果、11頭に不適切な事例があったということが、わざわざ11頭というのが明記がしてございますが、この内容は質問があったと思いますが、具体的にお答えください。

○建設経済分科会主査（岩水 豊）

お答えいたします。

まず、基本的には導入補助金をもらって、その牛をまた売ってしまったという場合に、事前に例えば高齢でもう牛を養うことができないからという場合とかいうのは手続きしたり、基本的に繁殖牛を育てて、転売目的である方については、ほとんど導入対策の補助金はもらっていないと。ただどうしてもそのときに確認不足とかであったりとかいうことで、全頭数全部チェックした中で11頭で、それについての誤って、こっちの牛は補助金もらっていない牛だと思って販売した場合に、補助金をもらっていたということで分かって、それについては、その後返納してもらったりとかいう手続きをしているということでありました。

頭数について、故意に補助金をもらってそれを売ってしまったということではなく、誤って補助金をもらっていない牛との認識で、たまたま売ってしまったと、ですから5,000頭に対して11頭程度という微々たる数字ではあったということで、詳細については、ちょっと質疑はありましたがメモが手元に見つからないんですが、先ほど申し上げたとおり、誤っての転売、そして離農した場合のときの処理に不適切なことではなく、事務的な手続きを怠っていたというような内容でありました。

○11番（原田賢一郎委員）

大体大まかには分かるんですが、そういったケースが目にも余るようなケースがあるということを若い成年の方々から聞いておったもんですから一般質問したんですけども、今後のそういったことがないようにの指導徹底というのほどのようなふうに、今後対策としてやっていくというようなそういった説明がありましたか。

○建設経済分科会主査（岩水 豊）

いろいろな対策として、JAそおがやる検査との便乗してとかいうことも表れたところだったんですけど、畜産課の説明といたしましては、繁殖牛を生産して売る、農家のが方々取り消される牛がほとんどそうではないかという補助金をもらっているのではないかという一般の方々の認識があるのではないだろうかということで、5,000頭して11頭という調査結果に出ておりますとおり、0.22%になりますので、周りから見た場合の、販売される牛はみんな補助金をもらっているんじゃないのというような認識があるのではなかろうかという説明があったところであります。今後については、この事業についての啓発をしっかりとしていくことを念頭に置いて、この事業には取り組んでいくということでありました。

○委員長（伊地知厚仁）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（迫 杉雄委員）

総務分科会主査に1点質疑いたします。

今、徳峰議員が質疑をいたしまして、ある程度1回答弁されましたが、地域コミ

ユニティ活性化事業による地域コミュニティ協議会の実態、今後の取り組み、ある程度は議論があったということですが、2年度が3地区、3年度が3地区等の流れについては5年度で市内24地区がこの事業に進んでいって、そして地域のコミュニティを立ち上げるということの内容は重々分かりますが、まず地域の公民館単位のコミュニティが現在どのようなになっているのか、当然、少子高齢化でどうかすると地域の校区的なものが機能を果たし切れないというような地域もあるんじゃないかと思えます。中には、24公民館の中に、学校を備えていない地域もありますし、また大字的に見たりするとかなりの人口的なもの、また戸数的な格差がありますが、これに向かってこの事業はただ協議会事業と協議会設置ということで進むのは、どうも内容的に理解しがたいところです。もう一方からいえば、教育委員会のほうの社会教育課のほうでも一生懸命社会教育的な活動を今日まで公民館活動してきておりますが、先般の一般質問で言いましたように、総務課のこの推進と教育委員会との兼ね合いが、どうも不透明ということになります。議論の中で出たのであれば聞かせてもらいたいと思えますが、私の立場から言いますと、ただ事業を推進するばかりだというようでは、どうもこの目的に近づかない、発展しないという考えがあります。このコミュニティ協議会なるものは、全国的に自治体とすれば、今になって取り組んでいるということ等を私は感じておりますが、今からでも遅きに失していないというような答弁があるのか、そして、端的なことで、曾於市にそぐうような計画なのか、言葉は悪いですが、絵に描いた餅というようなふうにならないのかというような議論はないのか、この協議会に事業に関する前が、コミュニティ推進条例なるものも、立派なものがありましたけど、今さっきの質疑にも出たように、未加入等々が前々解消されないと、今言ったように、総務課の推進力というのは、絵に描いた餅にならないようにという言葉で、私は先般の一般質問でも言っておりましたが、その後の2年度決算で出なかったか、この審査に当たった内容はどこまでであったのか、一応聞かせてもらいたいと思えます。

○総務分科会主査（今鶴治信）

ただいま迫議員より、地域コミュニティ協議会についての進捗状況というか、内容的な質問ございました。その中で、委員会の中で自治会加入していない方も協議会に加入できるということで、委員より、自治会の機能は自治会の加入の意味がなくなって、自治会は必要ではないかという市民の意見もあるがという意見があったところでございます。それにつきましては、もちろんこれからも自治会を中心とした、今の公民館活動を中心にした活動であるということで、具体的にモデル事業の取組について質疑がございましたが、コロナ禍の中で、なかなか当初計画していたことが実行できていないという答弁があったところでございます。その中でやは

り、今後消防団との団員確保に向けての取組とか、いろんな質疑も出たところでしたが、迫議員のおっしゃるとおり、今後その地域ごとに課題をもって、そういう内容を煮詰めて、地域にふさわしい活動を取り組んでいくという説明はあったところがございます。その中で、教育委員会の今の公民館活動等は最終的にどうなるのかという質疑が出まして、モデル地区の笠木地区に当たっては、協議会が機能し出した場合は、公民館活動は取りやめて協議会一本でいくということですが、ほかの地区は公民館活動も平行して実施しているところであるという答弁がございました。

以上が委員会で出た意見でございます。

○18番（迫 杉雄委員）

今の答弁で、審査の内容については大体想像がつきます。今主査が報告をしたとおりの審査が行われたんだろうと思いますが、もう一方踏み込んで先ほどから言っていますように、絵に描いた餅にならない立派な事業だというふうにならないように、ばちっところ中身を掘り起こした、今後令和3年度以降令和4年度、先ほども言いましたが、令和5年度に向けての対応が必要だというふうに思います。といいますと、市内24地区、24校区ですね、今も言いましたけど学校を抱えていない、もしくは消防分団を抱えていない、いろんな問題で格差があります。今後このコミュニティ協議会なるものをコミ協といってもいいですが、コミ協を進めるのであれば、大字ごとに末吉町でいえば5つの大字があります。また大隅でいえばほかの北やら笠木の中之内いろいろ区域がありますが、その中で進めるべきではないかなと私はそう思って、すっとながめてきております。審査の中で、そういうのが出ていないということであれば、やっぱり再度総務課のほうで精査すべきではないかというようなことを、先般の一般質問でそこまでは言いませんでしたけど、やっぱり大きな中に公民館が3つ4つ2つ入るというような体制をとらなければ、肝心のコミュニティ協議会なる組織が分からなくなると。今、主査の報告によっては、今日までの公民館活動と、そして新たな協議会活動をどうにかこうにかというようなものは議論が出たということですが、端的に言いますと、小さい、人口の少ない、戸数の少ない校区において、人材が確保できないと思います。そこらあたりから、やはり今後のコミュニティ協議会については、総務課のちょっと努力が必要だというふうに思います。他の自治体等との研修なり調査なりするべきだと思います。このコミュニティ協議会が発足する前は、確か研修で都城のほうに研修に行っていて、それも議会の中で行っておりますので、そういうのが総務課から報告がなかったとなると、やっぱり今後それなりの対応でこの事業を進めるだけということですが、それらしき総務課の内容を見とれておれば、答弁してもらいたいと思いますし、そこまでは議

論されませんでしたといったら、今後の問題で対応してもらいたいと思います。

以上です。

○総務分科会主査（今鶴治信）

ただいまコミュニティ協議会に対する疑問点は理解するところでございますが、この中で、モデル地区として3地区、また今年度3地区を指定したということで、今はこのモデル地区をモデルになることを人的配置もして最優先課題として取り組んでいるということで、今後、その事例を参考にほかの公民館に対してはこういう例を紹介していきたいということで、特に今年度どこが違うかといったら、予算が10万円減額されたということ、それこそ人的、そういう事務的、中心的な人に対する助成をつけているのがコミュニティ協議会のそういう組織づくりで、今度の予算化したところが特別なことであるというのはあったところです。

今、委員会の中でもいろいろ出たんですけど、コロナ禍で当初予定していた活動ができていないという説明がございましたので、今後、コロナが収束して推移を見守って、今迫議員から出たような意見を、また委員会の中でも審議していきたいと思いますが、今回の決算委員会では、今出た内容が全てでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄委員）

主査が答弁したように、今後の議論に十分のせてもらいたいというのがこの質疑の内容ですが、端的にもう1回申しますが、令和3年度にモデルに指定された北部、末吉の南部、そして大隅の大隅南が令和3年度のモデルになっております。そこらあたりを考えた場合に、大隅南にしる、何か小学校が今後消えるような状況と、そして北部地区にしても南部地区にしても小学校はないわけです。そして、早い話が、北部と南部が消防団分団も抱えていない、そういうような状況を、本当に網羅しているのかなと思いますし、やはりそこらあたりを今後令和3年度、4年度以降に十分生かしてもらうということ等が、決算の狙いだというふうに私は思います。そして、はっきりいったところ、コロナ禍が2年続きますが、2年続いた地域はコミュニティーの希薄というのはどこの地域も一目瞭然だとそしておまけに少子高齢化ということのコミュニティー希薄ですので、どうしてもこの事業に令和3年、令和4年度以降は真正面から取り組んでもらって、そして曾於市のコロナ禍、アフターコロナに対する地域づくりに生かしてもらいたいと、答弁ができなければかまいませんけど、やっぱりこの決算という中から対応してもらいたいという質疑です。

○総務分科会主査（今鶴治信）

迫議員から宿題をいただいたという感じで、本当このコミュニティ協議会は、モデル地区は6か所決定しておりますので、ぜひこの事業を起動にのせて、今後のほ

かの地区に対する協議会設立にも準備委員会設立にも影響することでありますので、その点は委員会でも引き続き注視していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（伊地知厚仁）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（山田義盛委員）

1点だけ、文教厚生委員長にお尋ねしたいと思います。

7ページの下から7番目ですね、ここに社会教育関係では大隅総合運動公園の老朽化について云々とあります。これについて、現地を視察されたと思うんですが、この老朽化に対して、恐らく建物もそうですけど、プールもそうだと私は思いますけど、具体的な老朽化に対しての対策等に対して委員会で出なかったか、お聞きしたいと思います。

○文教厚生分科会主査（淵合昌昭）

今現在の各曾於市の箱物といいますか、いろんな施設関係も老朽化進んでいる中で、やはり大隅の運動公園とプールというのも5年間放置したままということで、その中でいくと、やはり末吉町の施設関係も耐震が体育館が終ったということなんですが、やはりそこを含めて、検討していくべきじゃないかという話が出ました。

曾於市の場合、今の大隅運動公園一番のネックになっていまして、サッカー場という話もあったみたいですけども、相当の費用がかかるという話も出ました。そういった答弁もありました。

以上です。

○委員長（伊地知厚仁）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各分科会主査の報告は認定であります。各分科会主査の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

御異議なしと認めます。これより認定案第1号は認定することに決しました。ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時14分

再開 午前11時27分
————— . ——— . —————

○委員長（伊地知厚仁）

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

先ほどの採決について訂正をいたします。再度採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各分科会主査の報告のとおり、認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

御異議なしと認めます。これより、認定案第1号は認定すべきものと決しました。

————— . ——— . —————
日程第2 認定案第2号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定案第3号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定案第4号 令和2年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○委員長（伊地知厚仁）

次に、日程第2、認定案第2号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第4、認定案第4号、令和2年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

認定案3件については、文教厚生分科会に審査を付託しておりましたが、審査を終了されております。

文教厚生分科会主査の報告を求めます。

○文教厚生分科会主査（淵合昌昭）

認定案第2号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて。

本案について、主な審査内容について報告します。

国保の国保税の県統一に向けた動きについての質疑に対し、県が令和3年から5年まで3か年計画を策定しており、この期間に保険税の県統一に向けて協議されていくとの答弁がありました。

また、4方式から3方式になった際の対象世帯数や保険税のシミュレーション等を実施しているかの質疑に対し、対象世帯は3,967世帯で8月下旬から税務課とも連携し、多岐にわたってシミュレーションを検討しているとの答弁がありました。

委員より、3方式が導入されると市民の保険税負担は大きなものとなるため、今後もどのような方法でよいかを検討課題とされたいと意見がありました。

コロナによる減免申請条件についての質疑に対し、申請は14件あり、そのうち13件が減免対象となった。コロナ影響以外の減免についても9件の申請があり、9件の減免対象となったとの答弁がありました。

認定案第3号、令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案について、主な審査内容について報告します。

本市の後期高齢者の加入者数と加入者の推移、特別徴収と普通徴収の人数についての質疑に対し、対象者は7,872名で、加入者の推移についてはやや減少傾向である。特別徴収が6,228人、普通徴収が1,644人であるとの答弁がありました。

県広域連合の予算執行についての質疑に対し、被保険者は26万2,938人で、決算額は約2,733億円となり、1人当たりの医療費は88万4,648円で減少傾向である。これを本市の被保険者で按分した市の決算額は、約81億8,295万円となると答弁がありました。

認定案第4号、令和2年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出の決算の認定について。

本案についての主な審査内容について報告します。

令和2年度給付費が3.03%伸びている理由についての質疑があり、居宅介護サービスの通所介護の増加と施設利用も増加しており、1人当たりの利用回数も増えているとの答弁がありました。居宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費で、給付費全体の約85%を占めているとの説明がありました。要介護、要支援の認定件数の推移についての質疑に対し、要支援は令和元年度が665人、令和2年度が626人、要介護では令和元年度は2,201人、令和2年度が2,099人で、やや減少傾向であるとの答弁がありました。

委員より、要支援、要介護の認定人数が減少しているのに給付費が増加しており、

今後、高齢者が増えていくので分析を行い、これからの施策に活かしていくべきとの意見がありました。

以上で終わります。

○委員長（伊地知厚仁）

ただいまの文教厚生分科会主査の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○15番（海野隆平委員）

今、主査のほうから報告をいただいたところではありますが、認定案第2号ですね、まず、国保関係についてでありますけど、令和2年度は、医療給付費は横ばい状態であるものの法定外繰入れ、これ非常に増えつつあり、非常に懸念しているところでもあります。今後、国保の運営というのは非常にますます厳しくなってくるんじゃないかなというふうに予想はいたしておりますが、今、主査報告のあったとおり、今回、4方式から3方式になるということで、委員会の中でも相当議論があったんじゃないかなというふうに思っているところでありますが、そういった中で、やはり今回、令和3年から5年にかけての計画ではあるわけではありますが、いわゆる3方式になるというような形で、聞いている中では資産割を落とすというような形で聞いておりますけど、そうなったときに、今度は安定供給というか、安定を保つために当然、所得割とか平均割とか均等割とかありますけど、そういった中を増やさざるを得んような状況が出てくるんじゃないかなというふうに思うところであります。

そういった中で、委員会の中ではどういった、この4方式から3方式に移行した場合に、どこの部分をどういう形に変えていくのか、議論があったらお聞きしたいと存じます。

それと、あと介護のほう、認定第4号ですけど、要支援、要介護は認定数が減少しているのに給付費は増加していると、この増加の要因ですね。いろいろ意見が出ていると思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

以上、2点です。

○文教厚生分科会主査（淵合昌昭）

海野議員より質問いただきました。

基本的には4方式から、やはり3方式のことが議論になりました。やはり、この3方式だと市民の負担が相当大きくなるということも議論になりました。これを、あと資産割という点も、資産のない方が負担が大変になるんじゃないかということも意見として出ました。

それから今出た介護の給付費のことですが、これは居宅介護サービスの通所介護

が増加したこと、そして施設利用も増加、今後も伸びてくるということですね。それから、利用回数が増えていると、そして、認定数は横ばいなんですけど、やはり先ほど言いましたように利用回数が増えたことが原因だということになっています。

以上です。

○15番（海野隆平委員）

今、国保についてでありますけど、今答弁がありましたけど、実際、市民の負担が非常に資産割削った場合、また、資産のある方ない方当然いらっしゃるだろうというふうに思うんですけど、ただそういった中で、やはりどこをどう変えていくのか、これはやはり今後の課題であるというふうには思うんですけど、ただ、やはりある程度、やっぱり委員会の中でも、そこは集中して議論すべきじゃないかなというふうに思っておりますし、特に所得割等については、そしてまた、国保については法定外繰入れですよ、これが年々増えてきやせんどか、逆に心配しているんですよ、そういった面での委員会審査の中で懸念はなかったのかどうなのか、また、その3方式にした場合、どこがどういじられていくのか、もし、意見が出ていたらお聞かせください。再度お聞かせを。

○文教厚生分科会主査（淵合昌昭）

今、海野議員から質問があったとおり、大変このことは危惧しているということも委員会も出ました。統一になってからこういうことができたということの動きの中で、やはり、全体的な負担というのが、やはり増えてくるということも出ました。海野議員がおっしゃったとおり、今後の対策をどうするかということは、なかなか見えてこないんじゃないかと、方向性が定まらないということも現状みたいですので。

あと、今現在の世帯数が3,967世帯ということになっているみたいですけども、これはいろんなシミュレーションを考えながらやっていく必要もあるということも意見が出ました。

以上です。

○委員長（伊地知厚仁）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、認定案3件についての討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成委員）

共産党議員団は、認定案第3号の令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定には反対いたします。

結論的言って、制度的に問題があるからでございます。主査報告がありましたように令和2年度の県全体の決算額が2,737億円、曾於市の被保険者に按分いたしますと81億8,000万円という、もう大変な決算額となりますが、限られた市町村長と議長の構成による議会がわずか2時間足らずで予算決算が決められているということを含めて風通しが悪い、制度的にも被保険者の立場から見て問題点が大いにあるということで反対をいたします。

○委員長（伊地知厚仁）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は分離して行います。

まず、反対討論がありました認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する分科会主査の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（伊地知厚仁）

起立多数であります。よって、認定案第3号は認定すべきものと決しました。

次に、認定案第2号及び認定案第4号の2件を一括して採決いたします。

認定案2件に対する分科会主査の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

御異議なしと認めます。よって、認定案第2号及び認定案4号の2件は認定すべきものと決しました。

日程第5 認定案第5号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定案第6号 令和2年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第7 認定案第7号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第8 議案第65号 令和2年度曾於市水道事業剰余金の処分について

日程第9 議案第66号 令和2年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

○委員長（伊地知厚仁）

次に、日程第5、認定案第5号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、議案第66号、令和2年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分についてまでの以上5件を一括議題とします。

認定案3件、議案2件については、それぞれ所管の分科会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務分科会主査の報告を求めます。

○総務分科会主査（今鶴治信）

認定案第5号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての主な審査内容について報告します。

市町村型設置合併浄化槽事業の廃止計画についての質疑に対し、これまで5回合併浄化槽検討委員会を開催し、本年の12月議会に廃止の条例改正等を提案する予定であり、その後、設置から10年経過した浄化槽から順に無償譲渡する計画であるとの答弁がありました。

○委員長（伊地知厚仁）

次に、建設経済分科会主査の報告を求めます。

○建設経済分科会主査（岩水 豊）

認定案第6号、令和2年度曾於市水道事業会計決算の認定について。

本事業における給水単価と給水原価についての質疑に対し、給水単価139円69銭に対し、給水原価は、令和元年度より約20円高い161円10銭になっているとの答弁がありました。企業債残高についての質疑に対し、21億2,480万61円になるとの答弁がありました。

次に、認定第7号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について。

本事業における下水道の接続率は70.77%であるとの説明がありました。企業債残高についての質疑に対し、15億2,156万6,283円になるとの答弁がありました。

次に、議案第65号、令和2年度曾於市水道事業剰余金の処分について。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案されたもので、当年度未処分利益剰余金1億757万6,072円を翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

次に、議案第66号、令和2年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案されたもので、当年度未処分利益剰余金4,510万9,369円を翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

以上です。

○委員長（伊地知厚仁）

ただいまの各分科会主査の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成委員）

総務分科会主査に、認定案第5号の生活排水処理関係について質問をいたします。

主査の説明では、本年度12月議会に廃止の条例改正等を提案する。その後、設置から10年経過した浄化槽から順に無償譲渡する計画であるとの答弁がありましたということでございますが、関連して3点ほど質問いたします。

無償譲渡となるのは、全体として何件になるのかですね。

第2点目、関連いたしまして、市民への対象となる方々の説明会がこれまであったかどうか、あるいは条例が改正後に行う予定であるのか。

さらに3点目、無償譲渡とって一般の無償譲渡とって違って、喜んで無償譲渡を受ける方、一般的には考えられないと思うんですね。これまで全て市が一応修繕等含めて、市の管理下にありましたのでやってくれたのを、今度は、もう古くなったのを無償で上げますよということでありますから、喜んで受ける人は一般的には、まず考えられないと思うんですが、その点で、これは、要は市としては、これ12月の条例等に係りますけども、要請であるのか、強制力を伴うものであるのかの議論がされていたら報告してください。

この3点です。

○総務分科会主査（今鶴治信）

今回12月に条例を改正した場合、令和4年の4月1日に施行されます。その中で、10年経過したということで、平成14年の設置分が80件あるという説明がございました。計画としましては、令和4年の1月に対象となる方々に戸別訪問を開始して、無償譲渡契約書を交わす予定であります。それが、令和4年の3月までに実施するというところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成委員）

流れは分かりましたが、じゃ、まだ説明会は開いていないということで確認をさせていただきます。

今後の課題として、この2点で一番大事な条例等設置して計画を進めたとして、それに同意できない場合は、強制力があるのかないのかでございませう。一番大事な点だと思うんですね。ですから、準備が非常に大事だと言えますけども、その点で強制力を伴う条例であるのか、議論がされたらお聞かせください。

○総務分科会主査（今鶴治信）

条例改正が12月に通った場合ですが、広報紙等に掲載して市民への周知を図ると

ということと、市町村整備推進事業の廃止ということを報告する。譲渡同意聴取がもし同意されなかった場合はどうなるかという質疑もございました。その中ではあくまでも同意していただくように努力をするが、もし同意されなかった場合は、今後、大隅衛生との契約も交わさなくちゃいけないということで、そういうメンテナンス等を受けられなくなるので、とても臭いとかして多分契約をしていただくんじゃないかということでございました。

以上です。

○19番（徳峰一成委員）

基本的には、議会は市民の代表でありますよね、だから、市の提案についてチェック的な立場があると思うんです。その点で、まだ市民、対象となる方々への説明会を開くというのが、周到に開くというというのが非常に大事だと思いますね。

また、市民によっては受け止め方に違いが、ある面で温度差が出てくると思うんですよ。基本的には、これは強制力はあってはならない、あり得ないというのが、これ一般的じゃないかと思うんですね。土地改良事業の場合は、一定要件を満たせば土地改良事業を行うことができます。その中でもいろいろ参加するか、参加しないでは、いろいろとトラブル等が生じますけど、それ以上に、今回のこの問題は、対応が一步間違えば市としても大変だと思うんです。その点で、主査の報告では要請であって、強制力は伴わないというふうに受け止めましたけども、その確認と、そして、今後の在り方について、再度報告してください。

○総務分科会主査（今鶴治信）

先ほど漏れましたが、市民への条例が改正される前に、10月から12月にかけて校区ごとの説明会を開催する予定であるという説明がございました。

また、強制的ではないということで、あくまでも無償譲渡契約を交わした方々が、それ以降、大隅衛生との保守点検、清掃事業の引継ぎの契約をして、その後のメンテナンスをするということでございましたので、浄化槽として、そういうことをしないと機能しなくなって、契約はしていただけるんじゃないかという報告でございました。

以上です。

○委員長（伊地知厚仁）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより、認定案3件、議案2件について討論を行います。反対の討論はありま

せんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は分離して行います。

まず、認定案第5号から認定案第7号までの以上3件を一括して採決します。

お諮りいたします。認定案3件に対する各分科会主査の報告のとおり、認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

御異議なしと認めます。よって、認定案第5号から認定案第7号までの以上3件は、認定すべきものと決しました。

次に、議案第65号及び議案第66号、以上2件を一括して採決します。

お諮りします。議案2件に対する各分科会主査の報告のとおり、決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

御異議なしと認めます。よって、議案第65号及び議案第66号、以上2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

なお、委員長報告の案文については、委員長、副委員長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊地知厚仁）

御異議なしと認めます。よって、委員長報告の案文については、委員長、副委員長に委任することに決しました。

以上をもちまして、令和3年決算審査特別委員会を閉会いたします。

委員の皆様、御苦労さまでございました。

閉会 午前11時54分

